

翼成センコトヲ期ス

同日聯合艦隊に勅語を賜はると同時に、海軍に勅語を下し賜ふた。海軍大臣山本權兵衛・海軍々令部長伊東祐亨は、勅語に對し夫々奉答文を上つた。

## 五、通寶露艦の末路

露國艦隊三十八隻中、撃沈若くは捕獲を免れたるものは總數十二隻(我が軍に抑留せられたる病院船二隻を除く)にして、エンクウキスト司令官指揮下の三巡洋艦(オレグ、ムチュク)は馬尼刺に入り、米國政府によつて抑留、武装を解除され、巡洋艦アルマーズ及び驅逐艦二隻は浦鹽斯德に入り、巡洋艦イズムルドはセント・ウラヂーミル灣に擱坐破壊し、驅逐艦一隻・特務艦二隻は上海にて武装解除、驅逐艦一隻は逃走の途中沈没、特務艦一隻は本國に歸航した。然し海戦直後に於ては、敵情明瞭を缺いたばかりでなく、戰場に臨まなかつた假裝敵巡洋艦若干の行動は全く不明であつたから、六月二日巡洋艦及び驅逐艦若干より成る南遣支隊が編成され、揚子江より馬公方面に派遣されたが、同隊は其の後敗殘敵艦の運命も明らかとなり、假裝巡洋艦も其の跡を新嘉坡以東に絶つに至つたので、間もなく引揚げた。

而して日本海を戦により、露國が極東に派遣し得べき海軍力の殆んど全部を粉砕し得たので、帝國海軍の關する限り、日露戰爭は事實上終了したのであつた。然し浦鹽斯德には尙ほ殘敵があり、其の後獨立第十三師團の樺太占領に關聯し、北遣艦隊と陸軍との共同作戦があり、聯合艦隊は依然警戒を嚴にして朝鮮海峡及び北海の警備に任じつ、平和克復の時期に及んだのであつた。

## 第六節 平和克復

平和克復に關する詳細なる経緯は茲に省略するが、兎に角媾和條約は明治三十八年九月五日、米國ポーツマスに於

て日露兩國全權委員により調印され、十月十五日露國政府と批准交換を了し、兩國間の平和は回復した。之により帝國は露國をして、韓國に於ける優越なる地位を認めしめ、旅順・大連の租借權を帝國に讓渡せしめ、南滿鐵道を取得した。又北緯五十度以南の薩哈噠島を割讓せしめ、日本海、オホーツク海及びベーリング海に瀕する露領沿岸の漁業權を獲得し、斯くて帝國は出師の目的を達成したのであつた。

東郷司令長官の海戰經過上奏

平和克復するや十月十六日陸海軍に優渥なる勅語を下し賜ひ、東郷聯合艦隊司令長官は、命に依り艦隊を率ゐて東京灣に入泊、次で上京參内して海戰の經過を左の如く伏奏した。

客歲二月上旬聯合艦隊カ 大命ヲ奉シテ出征シタル以來茲ニ一年有半其ノ間海陸ノ交戰皇軍勝利ヲ獲サルコトナク今日復ヒ和平ノ秋ニ遇ヒ臣等犬馬ノ勞ヲ了ヘテ大轟ノ下ニ凱旋スルヲ得タリ是レニ大元帥陛下御威德ノ然ラシムルモノニシテ臣等ノ終始感激措ク能ハサル所ナリ

初メ聯合艦隊ノ海上ニ第一期作戦ヲ開始スルヤ臣ハ 大命ニ基キ海陸ノ形勢ト陸戰ノ方向ヲ考察シ敵艦隊ノ主力ヲ旅順方面ニ拘束シ之ヲシテ浦鹽ノ要地ニ據ラシメサルヲ以テ戰略ノ主旨トシ先ツ旅順仁川ニ敵ヲ迅撃シ更ニ數次ノ攻撃ヲ重ネ以テ漸次ニ其ノ勢力ヲ滅殺シ又屢冒險ナル敵港ノ閉塞及ヒ敵前ノ水雷沈置等ヲ試ミ以テ敵ノ出動範圍ヲ縮少スルニ力メ尙麾下艦隊ノ一部ヲ常ニ朝鮮海峡ニ駐メテ海上ノ要害ヲ扼シ以テ浦鹽ノ敵ヲ監視スルト同時ニ旅順ノ敵ニ對スル第二戰線タラシメタリ此ノ作戦ノ前期中敵ハ終始地利ニ據リテ退嬰ヲ事トシ我カ軍連續ノ攻撃モ容易ニ其ノ成果ヲ收ムル能ハサリシカ八月中旬敵艦隊主力ノ旅順ヨリ浦鹽ニ逃レントスルニ及ヒテ黃海及ヒ蔚山沖ノ海戦ヲ見ルニ至リ期セスシテ全ク敵ノ戰略的企圖ヲ摧破シ我カ作戰目的ノ過半ヲ達成スルヲ得タリ其ノ後陸戰漸歩ク武ヲ進メ旅順ノ背面ニ對スル我カ攻圍軍不撓ノ迫撃ハ海上ニ於ケル耐久ノ封鎖ト相須テ遂ニ敵艦隊ノ主力ヲ其ノ要塞ノ下ニ殲滅スルニ到レリ惟フニ此ノ間ノ作戦ハ戰勢ノ自然ニ伴ヒテ漸進微力ヲ積ミ攻戰約十箇月ニ互リ我カ將卒



ノ心力ヲ傾注シ智勇ヲ發揮シタルコト本戰役中ニ冠絶シ忠死ノ士殉難ノ艦亦少カラサリシト雖モ戰局ノ大勢ハ茲ニ初テ定リ爾後日本海ニ於ケル決勝ノ機運モ此ノ間ニ萌芽シタルヲ覺ユ

今春年改ルト共ニ第二期ノ作戰ニ移リ我カ艦隊ハ更ニ兵力ヲ整頓シテ敵ノ第二艦隊ニ備ヘ傍ラ露領沿海州ヲ包鎖シテ敵國軍資ノ輸入ヲ遮斷シ時ニ支隊ヲ南洋ニ派遣シテ敵ノ航通ヲ威嚇スルニ勉メ其ノ間對馬津輕宗谷國後等ノ諸水道附近ニ於テ捕獲シタル船舶三十餘隻ヲ算ス初夏五月ニ入り敵ノ第二艦隊近海ニ出現スルニ及ヒテ豫メ我カ全力ヲ朝鮮海峡ニ集中シ逸ヲ以テ勞ニ乘スルノ策ヲ執リシカ我カ將卒ノ勇敢ナル動作ハ神明ノ加護ニ由リ著々其ノ功ヲ奏シ日本海々戰ノ一舉敵影ヲ海上ヨリ掃蕩シ以テ此ノ期ノ作戰ヲ終結スルヲ得タリ爾來海洋ハ名實共ニ我カ艦隊ノ制壓ニ歸シ作戰第三期ニ入りシモ負擔ノ任務ハ輕減シ或ハ陸軍ト共ニ樺太ノ攻略ニ從事シ殆ト一兵ヲ損セスシテ共同ノ任務ヲ果シ或ハ時々北韓方面ニ作動シテ敵ヲ脅威シ且依然露領ノ包鎖ヲ續行シテ休戰復和ノ終局ニ至ル迄確實ニ之ヲ維持セリ

之ヲ要スルニ聯合艦隊ノ作戰ハ第一期ニ於テ戰勢ヲ定メ第二期ニ移リテ戰勝ヲ決シ第三期ニ入りテ戰果ヲ收メントシタルモノニシテ其ノ間緩急難易ノ差異アリシト雖モ全局ニ互ル一貫ノ攻戰ハ其ノ始ヨリ順當ニ經過シ終ニ今日アルヲ見ルニ到レリ今ヤ凱旋シテ東京灣ニ集合セル帝國艦船大小百七十餘隻固ヨリ戰役ニ亡失シタルモノアリト雖モ更ニ戰利トシテ獲得シタルモノヲ加ヘ尙能ク戰前ニ劣ラサル武力ヲ保有スルヲ得タルハ臣等ノ誠ニ光榮トスル所ナリ終ニ臨ミ臣ハ聯合艦隊カ滿韓ニ於ケル陸戰ノ效果ニ依リ其ノ餘利ヲ蒙リタルコト少カラス又海軍大小諸機關ノ

整備活動其ノ他諸官衙ノ支助協力ニ依リ海上ノ作戰遺憾ナク進捗シタルコトヲ感喜ス茲ニ謹テ海上作戰ノ經過ヲ奉告シ 大命ニ對スル責務ノ結了ヲ奏聞ス

奉告了るや觀感斜ならず、直ちに左の勅語を賜ふた。

卿カ統督スル聯合艦隊ノ能ク萬難ヲ排シテ空前ノ偉功ヲ奏シタルハ中外ノ齊シク瞻望スル所ナリ

朕 今卿ヨリ親シク其ノ戰況ヲ聽キ將卒ノ忠烈ヲ懷フコト更ニ深シ卿等其レ自重セヨ

翌二十三日凱旋觀艦式を横濱沖に舉行せられ 明治天皇の行幸あり、式後勅語を賜ひ、東郷司令長官は聯合艦隊を代表して奉答した。此の日觀艦式に戰利艦相模(舊ベレス)・丹後(舊ボル)・壹岐(舊ニコラ)・見島(舊セニヤ)・沖島(舊アラ)・驅逐艦阜月(舊イド)・同山彦(舊レイテ)其他合計十一隻參列したことは特に異彩を放つた、又英國支那艦隊司令長官の率ゐる軍艦五隻・驅逐艦六隻及び米國軍艦一隻も參列した。擧式の莊重なる眞に曠古の偉觀であつた。

聯合艦隊  
東郷司令長官  
の訓示

次で十二月二十日を以て聯合艦隊の編制を解かれたが、解散に際し東郷司令長官より麾下一般に與へたる左記の訓示は帝國海軍々人のみならず、國民一般の熟讀玩味すべき海國國防の要諦である。依つて其の全文をここに掲ぐ。

二十閱月ノ征戰已ニ往事ト過キ我カ聯合艦隊ハ今ヤ其ノ除務ヲ結了シテ茲ニ解散スルコト、ナレリ然レトモ我等海軍々人ノ責務ハ決シテ之カ爲メニ輕減セルモノニアラス此ノ戰役ノ收果ヲ永遠ニ全クシ尙益々國運ノ隆昌ヲ扶持センニハ時ノ平戰ヲ問ハス先ツ外衝ニ立ツヘキ海軍カ常ニ其ノ武力ヲ海洋ニ保全シ一朝緩急ニ應スルノ覺悟アルヲ要ス而シテ武力ナルモノハ艦船兵器等ノミニアラスシテ之ヲ活用スル無形ノ實力ニ在リ百發百中ノ一砲能ク百發一中ノ敵砲百門ニ對抗シ得ルヲ覺ラハ我等軍人ハ主トシテ武力ヲ形而上ニ求メサル可ラス近ク我カ海軍ノ勝利ヲ得タル所以モ 至尊ノ靈德ニ頼ル所多シト雖モ抑亦平素ノ練磨其ノ因ヲ成シ果ヲ戰役ニ結ヒタルモノニシテ若シ既往ヲ以テ將來ヲ推ストキハ征戰息ムト雖モ安シテ休憩ス可ラサルモノアルヲ覺ユ惟フニ武人ノ一生ハ連綿不斷ノ戰爭ニシテ時ノ平戰ニ由リ其ノ責務ニ輕重アルノ理無シ事有レハ武力ヲ發揮シ事無ケレハ之ヲ修養シ終始一貫其ノ本分ヲ盡サンノミ過去ノ一年有半彼ノ風濤ト戰ヒ寒暑ニ抗シ屢頑敵ト對シテ死生ノ間ニ出入セシコト固ヨリ容易ノ



業ナラサリシモ飄スレハ是レ亦長期ノ一大演習ニシテ之ニ參加シ幾多啓發スルヲ得タル武人ノ幸福比スルニ物無シ豈之ヲ征戰ノ勞苦トスルニ足ランヤ苟モ武人ニシテ治平ニ倫安センカ兵備ノ外觀雖然タルモ宛モ沙上ノ樓閣ノ如ク暴風一過忽チ崩倒スルニ至ラン洵ニ戒ムヘキナリ

昔者神功皇后三韓ヲ征服シ給ヒシ以來韓國ハ四百餘年間我カ統理ノ下ニアリシモ一タヒ海軍ノ廢類スルヤ忽チ之ヲ失ヒ又近世ニ入り徳川幕府治平ニ耽レテ兵備ヲ懈レハ舉國米艦數隻ノ應對ニ苦ミ露艦亦千島樺太ヲ覬覦スルモ之ト抗爭スルコト能ハサルニ至レリ飄テ之ヲ西史ニ見ルニ十九世紀ノ初メニ當リ「ナイル」及ヒ「トラファルガー」等ニ勝チタル英國海軍ハ祖國ヲ泰山ノ安キニ置キタルノミナラス爾來後進相襲テ能ク其ノ武力ヲ保有シ世運ノ進歩ニ後レサリシカハ今ニ至ル迄永ク其ノ國利ヲ擁護シ國權ヲ伸張スルヲ得タリ蓋シ此ノ如キ古今東西ノ股鑑ハ爲政ノ然ラシムルモノアリシト雖モ主トシテ武人カ治ニ居テ亂ヲ忘レサルト否トニ基ケル自然ノ結果タラサルハ無シ我等戰後ノ軍人ハ深ク此等ノ實例ニ鑑ミ既有ノ練磨ニ加フルニ戰役ノ實験ヲ以テシ更ニ將來ノ進歩ヲ圖リテ時勢ノ發展ニ後レサルヲ期セサル可ラス若シ夫レ常ニ 聖諭ヲ奉體シテ孜孜奮勵シ實力ノ滿ヲ持シテ放ツヘキ時節ヲ待タハ庶幾クハ以テ永遠ニ護國ノ大任ヲ全ウスルコトヲ得ン神明ハ唯平素ノ鍛鍊ニ力メ戰ハスシテ既ニ勝テル者ニ勝利ノ榮冠ヲ授クルト同時ニ一勝ニ満足シテ治平ニ安スル者ヨリ直ニ之ヲ擬フ古人曰ク勝テ兜ノ緒ヲ締メヨト

## 第十章 世界大戰

### 第一節 世界大戰に於ける帝國海軍の活動

世界大戰に際し、帝國は義によつて戰爭に参加し、協商國の作戰を援助した。此の獨逸との戰爭は日清・日露兩役の如く、帝國の國運を賭した大戰爭ではなかつた。従つて我が主力艦隊が堂々敵と砲火を交へるやうな場面はあり得なかつたが、此の戰爭の特異な點として、其の作戰區域の廣範圍に互つたことは、到底日清・日露兩役の比ではな

帝國海軍の  
作戰目標

い。即ち其の區域としては極東露領及び支那沿岸は勿論、東は北亞米利加西岸を含む東太平洋から濠洲沿岸・南洋諸島方面・印度洋を被ひ、西は阿弗利加南部及び地中海に及んでゐるから、大西洋を除いた世界の主要海面と言つても過言でない。殊に我が艦隊が地中海に進出し、屢々獨逸潛水艦と戦闘を交へつ、地中海上、交通の安全を確保するに努めたことは、有史以來の壯舉であり、印度洋に策動して濠洲軍の歐洲輸送を護衛したことは、濠洲人に深き印象を與へ、南阿の警備を分擔したことは、有色人種を嫌ふ南阿聯邦をして、帝國に滿腔の感謝を捧げしめた。又軍艦淺間が北米西岸サンバルトロメ灣に擱坐し、中甲板に迄浸水する大損害を受けながら、乗員の動作が最も沈著であつたことは、淺間を見舞つた米國艦隊司令長官をして、「日本人は大膽なのか、無神経なのか」と驚歎せしめた程であつた。而かも辛酸九閱月、遂に之を浮揚せしめて見事内地に凱旋したことは、海軍史上に異彩を放つてゐる。

前記の如く帝國は、日英同盟の義理合ひから參戰したので、條約の文面から言つても、東洋及び印度方面以外に手を擴げる義務はなかつた。それ故開戰初期に於ける帝國海軍の作戰目標は、單に東洋方面から獨逸勢力を驅逐することにあつた。然るに後に至り獨逸潛水艦が活動して商船を沈め、又は武装商船が跳梁して聯合與國の商船を拿捕し、或は世界の各地に機雷を撒布したので、英國の懇請を容れ更に各方面に軍艦を派遣することになつた。最後に西比利亞出兵に關聯する海軍の行動があつたが、要するに世界大戰に於ける帝國海軍の作戰は、獨逸勢力を東洋から驅逐するを目的とする作戰と、獨逸潛水艦及び武装商船に對する作戰とに區別するを得べく、便宜上前者を第一期作戰、後者を第二期作戰と呼稱しよう。

### 第二節 第一期作戰

#### 一、青島攻略戰



明治三十年獨逸は、自國宣教師が山東省で殺されたのを切掛に、獨逸東洋艦隊をして直ちに膠州灣を占領せしめた。次で支那と租借を約束したのが、露國の旅順・大連、英國の威海衛租借と同年の明治三十一年であつた。爾來銳意之が經營に努め、青島を建設して東洋に於ける策源地となし、世界大戰當時には規模必ずしも大とは謂へないが、工廠あり、浮船渠あり、軍港として相當のものであつた。此の外に獨逸は植民地として、南洋群島を保有し、東洋艦隊には新銳艦シャルンホルスト、グナイゼナウ(各排水量一、六〇〇噸、速力二二ノット)を主力とし、エムデン、ニュールンベルヒ、ライプチッヒの三輕巡洋艦及び砲艦・驅逐艦數隻を配してゐた。従つて獨逸勢力を東洋から驅逐するには、帝國海軍としては膠州灣を封鎖し、陸軍と協力して青島を攻略すると同時に、獨逸東洋艦隊を撃滅すれば足りることであつた。以上の作戦は當時の我が海軍として大なる問題ではなかつた。然し當時歐洲の形勢は渾沌として、時局が如何に發展するか逆睹し難いものがあつたし、それに日米の關係が支那を繞つて頗る尖鋭化してゐたから、帝國海軍は最も慎重なる態度を以て事に臨んだのであつた。

艦隊の行動

大正三年八月二十三日、日獨交戦状態に入るや、佐世保在泊第一艦隊司令長官海軍大將加藤友三郎、第二艦隊司令長官海軍中將加藤定吉は左記要旨の訓令に接した。

- 一、南洋方面に在る獨逸東洋艦隊主力(シャルンホルスト、グナイゼナウ)の行動は充分に判明しないが、其の他の艦は膠州灣近海にあるが如し
  - 二、第一・第二艦隊は陸軍と協力して青島を攻略し、敵艦隊を撃滅せよ
  - 三、第一艦隊は主として、東支那海及び黃海に於て航路の保安と通商の保護に任せよ
  - 四、第二艦隊は膠州灣の封鎖、陸軍の輸送並に揚陸掩護に任じ、且つ陸軍の作戦に協力せよ
- 當時第一艦隊は攝津・河内・安藝・薩摩・金剛・比叡等の精銳を集め、第二艦隊は第二戰隊(四艘・石見・丹後等)・第四

戰隊(磐手・八雲)・第七戰隊(千歳・千代)・第二水雷戰隊より成り、何れも日露戰役時代の舊式艦であつた。第二艦隊の諸隊は命令一下、直ちに膠州灣の前面に迫り、艦隊の實力を以て同灣を封鎖し、之を中外に宣言した。

當時青島にあつた獨逸の艦船は砲艦四隻・驅逐艦二隻、外に塊國巡洋艦(四、〇〇〇噸)一隻に過ぎなかつた。我が陸軍の攻撃進捗に伴ひ、漸次前進陣地から本防禦線に退却した獨逸軍は、前記諸艦と協力して我が陸軍の前線を砲撃したので、艦隊は陸軍に策應して、敵の右翼端なる海岸の砲臺及び堡壘を砲撃した。次で青島要塞の總攻撃開始に先立ち、同地に在る非戦闘員をして兵火の被害を脱れしめんとする有難き思召から、聖旨は青島總督ワルデックに傳達され、その結果數名の非戦闘員は青島を撤退し、總攻撃は大正三年十月二十九日より開始された。斯くて孤立無援の獨逸軍は十一月七日遂に降伏するに至つた。

海軍陸戰重砲隊、陸軍へ協力

此の役、海軍陸戰重砲隊は師團の攻撃に協力し、又海軍飛行機二機が参加して偵察及び爆撃を行つた。之が抑々我國にて飛行機を實戦に使用した最初のものであつた。

因に、青島の攻略に従事した陸軍部隊は獨立第十八師團であつた。其の第一次輸送部隊は八月下旬内地を發し、第一・第二艦隊掩護の下に山東省龍口に上陸した。龍口は渤海灣内の港である。第二次輸送部隊は九月下旬膠州灣の東外側なる勞山灣に上陸、而して龍口に上陸した師團の主力は急速南下し、勞山灣上陸部隊と連繫、青島を攻略したのであつた。

二、獨逸東洋艦隊に對する艦隊の行動

日獨開戦當時、獨逸東洋艦隊の主力シャルンホルスト及びグナイゼナウに關しては南洋方面に在りといふ外、何等の情報もなかつた。又曩に墨西哥沿岸に分派されてゐた三輕巡洋艦の一隻であるニュールンベルヒは、ライプチッヒが來たので之と交代し大正三年七月下旬青島に歸航中であつたが、行動は全然不明であつた。又エムデンに就ては八月



上旬假裝巡洋艦一隻と共に東支那海に在つたことは確實であつた。墨國沿岸のライプチヒに關しては、八月中旬桑港にあつたこと迄は知れてゐた。

世界大戰勃發直後、獨逸東洋艦隊攻撃に對し主要なる役割を演じたのは英國支那艦隊であつた。即ち大正三年七月二十八日世界大戰勃發以來、八月二十三日帝國の參戰迄、約一箇月の間主として英國支那艦隊が、獨逸東洋艦隊に對抗してゐた。當時香港を根據地とする英國支那艦隊は、ミノートル(三四、六〇〇噸、速力二)・ハムプシャー(三〇、八五〇噸、速力五)の二巡洋艦と舊式戰艦トリアンプ(一、九八五噸、速力一九)外に輕巡洋艦二隻・驅逐艦其の他十數隻から成つてゐた。是等の諸艦を以て、或は膠州灣から上海・福州・香港に互る一帶の航路を監視警戒して通商の保護に任じ、或は獨逸ヤップ島に行動して無線電信所を破壊する等、相當廣汎なる任務に服してゐたが、艦隊の勢力としては微弱であつた。それ故帝國の參戰と共に、我が海軍は英國の要望により、香港以北の通商保護を擔任することとなり此の任務は支那沿岸の警備に任ずる第三艦隊に與へられた。當時の第三艦隊は輕巡洋艦一隻の外、砲艦三隻に過ぎなかつたから、新たに巡洋艦日進・春日が之に加へられ、艦隊は馬公を根據地として前記の任務に服した。

第一、第二、南遣支隊の行動

獨逸艦隊の主力シャルンホルスト、グナイゼナウ搜索の爲め、第一艦隊の精銳巡洋戰艦鞍馬・筑波及び第十六驅逐隊(海風・山風)、外に巡洋艦淺間を加へて編成された南遣支隊(司令官山屋他人中將(後の大將))は、九月中旬横須賀發南下した。此の支隊の任務はマリアナ、カロリン、マーシャル群島方面を巡航索敵するにあつた。南遣支隊出發後英國の要望もあつて、別に一支隊を派遣し、當時盛んに行はれつゝあつた濠洲軍隊の歐洲輸送を安全ならしむることとなり、戰艦薩摩に輕巡洋艦二隻(矢野)を加へ、第二南遣支隊(司令官松村龍雄少將(後の中將))が編成された。此の支隊の任務は、主として西カロリン群島方面に在つて、マラッカ海方面を警戒し、濠洲航路の保安に任ずるにあつた。此の時から曩に派遣された南遣支隊は第一南遣支隊と改稱され、同時に其の任務も多少變更さ

れた。即ち出發當時は同隊の任務としては、一時的索敵行動と敵軍事施設の破壊程度に過ぎなかつたが、今や戰略上重要地點を占領して根據を作り、徐ろに索敵する方針に變更された。第二南遣支隊の任務も亦對敵行動上重要地點の占領にあつたことは勿論である。兩支隊は十月中旬迄にヤルト、クサイ、ボナベ、トラック、サイバン、ヤップ、パラオ、アンガウル等、舊獨領南洋群島の諸島を占領し、斯くてマーシャル、カロリン、マリアナ群島の全部は我が領有に歸した。大正八年ヴェルサイユ講和條約により、是等諸群島が我が委任統治領になつたのは、第一・第二南遣支隊活動の結果であると言はねばならぬ。

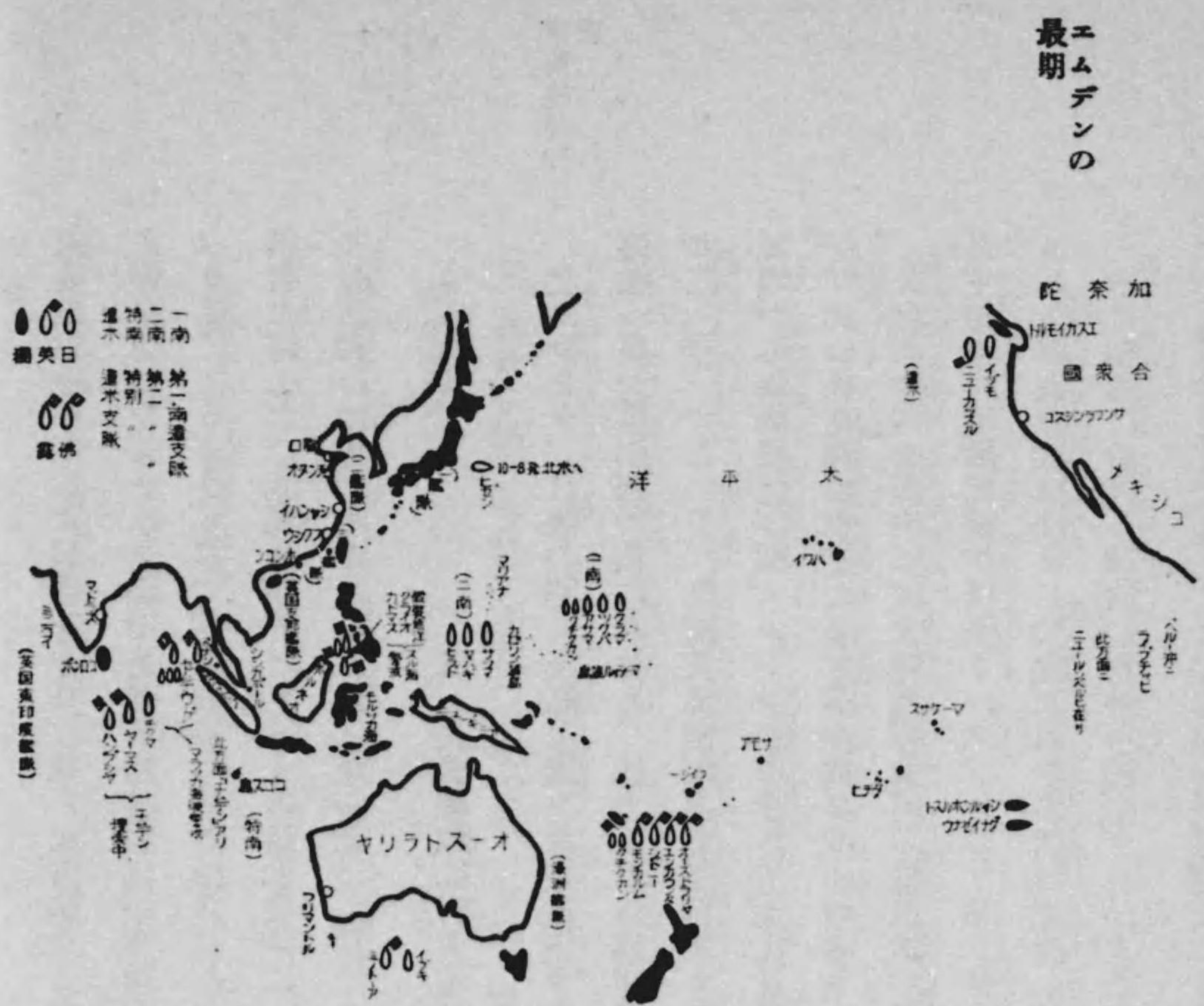
### 三、英國艦隊に對する特別南遣支隊及び遣米支隊の協力

之より先き、日英の間に軍艦二隻を交換派遣することが協定され、英國支那艦隊よりは、戰艦トリアンプ及び驅逐艦一隻が膠州灣封鎖に参加し、我方よりは巡洋戰艦伊吹及び輕巡洋艦筑摩が特別南遣支隊(先任伊吹艦長加藤寛治大佐(後の大將))として、英國支那艦隊と協同作戰すべく訓令された。同支隊は八月下旬發新嘉坡に向つた。恰も九月中旬頃から獨逸輕巡洋艦エムデンが印度洋方面に活躍したので、支隊は英國艦隊と協力、エムデンの追跡に従事したが、其の後英國の懇望により巡洋艦日進が増勢された。

又北亞米利加西岸には大戰勃發前巡洋艦出雲が派遣されてゐたが、同方面の英國海軍は甚だ微弱であつたので、九月下旬更に戰艦肥前が増派された。此の二隻が遣米支隊(司令官森山慶三郎少將(後の中將))を編成し、加奈陀のエスカイモルト軍港を根據地として北米西岸の通商保護に任じたが、其の後南洋方面行動中の巡洋艦淺間も分派された。十月初頭に於ける彼我の對勢を圖示すれば左の通りである。

日英協同作戰





四、作戰の成果

エムデンは大正三年九月下旬、マドラス砲撃後、暫く消息を断つてゐたが、十月中旬ミニコイ島附近にて汽船數隻を撃沈した。此の月下旬エムデンは、三本煙突を四本に擬装して、彼南を急襲し、露艦ゼムチューグ及び佛國驅逐艦一隻を撃沈して悠々姿を晦ました。

當時濠洲軍が印度洋經由で盛んに歐洲戰場に輸送されてゐたから、エムデンの活動は英國艦隊首脳部を極度に悩ませた。英國の懇請により青島封鎖中の第二艦隊から、第四戰隊(巡洋艦)がエムデン搜索の爲め増遣された。然るに兩艦が新嘉坡到着の翌日、エムデンはコ、ス島にて濠洲軍艦シドニーの爲めに撃沈された。當時エムデンはコ、ス島に陸戰隊を揚げて無線電信所を破壊してゐたが、丁度其のとき濠洲軍輸送船隊三十八隻は、軍艦伊吹・英艦ミノトーア・濠洲軍艦メルボルン、シドニーに護衛され、フリーマントルよりコロンボに向け航行中、コ、ス島沖を通過してゐた。十一月九日コ、ス島無線電信所より敵艦現はるとの警報

に接したので、同島に最も近く位置してゐたシドニーは直ちに之に向ひ、エムデンと交戦數時間にして之を撃沈した。それ迄にエムデンの犠牲となつた商船は十六隻・約七萬噸と云はれる。エムデンが、巧みに聯合國側多數艦船による搜索網を潛りつゝ、神出鬼没の活動を續けたことは驚歎に値する。

エムデンの最期により印度洋方面の危険は去つたので、同方面の諸艦は順次引揚げ、其の大部分は第一・第二南遣支隊に編入された。

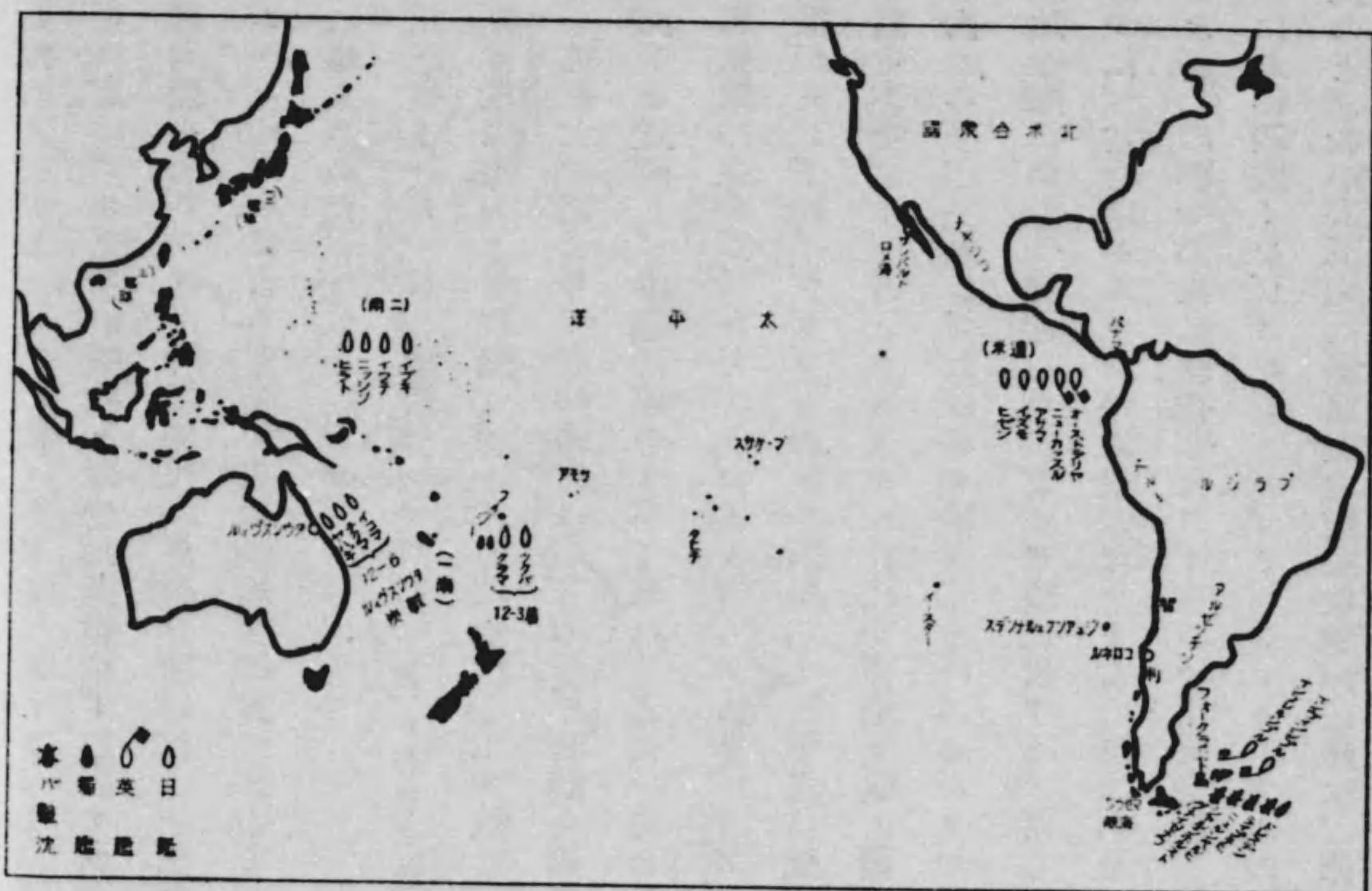
大正三年十一月一日、戰艦モンマス、グッド・ホープ及び輕巡洋艦二隻より成るクラドック少將麾下の英國支隊は、獨逸東洋艦隊主力と智利國コロネル沖に會戦して大敗し、旗艦モンマス及グッド・ホープは沈没、二輕巡洋艦は辛うじて逃れた。之より先き獨逸側は、日本が早晚聯合國側として參戦すべきことを知つてゐたので、獨逸主力艦隊は適宜南米を迂回し、本國に歸航すべく考へてゐた。それで八月中旬マリアナ群島、下旬マーシャル群島方面を行動した獨逸艦隊の主力は、九月に入りサモア、タヒチ、マルケサス諸島に寄港、十月中旬イースター島に至つたとき、英國支隊が九月下旬、マゼラン海峡を西航して太平洋に進出したとの情報に接し、先づ之と一戦を交へんとて智利の沿岸に艦を進め、十一月一日コロネル沖にて英國支隊と遭遇した。此のときクラドック少將の艦隊は、遙に劣勢であつたに拘はらず、「敵を見れば必ず戦ふ」といふネルソン提督以來、英國海軍の傳統的精神により、敢然として優勢なる獨逸艦隊に向つて突進したことは賞讃に値する。併し事茲に至らしめた英國海軍本部の作戰計畫には、確かに錯誤があつた。當時はエムデンの跳梁未だ止まない時であり、コロネル沖海戰の悲報は英國國民を深憂の淵に投じたが、此のとき新たに軍令部長に就任したフィッシャー元帥は、斷乎たる處置に出で、當時英本國で虎の子のやうに大切にされてゐた巡洋戰艦インヴィンシブル、インフレキシブルの二隻を割き、密かに南大西洋に進出せしめた。

此のとき我が海軍では獨逸主力艦隊攻撃の任務は、第一南遣支隊及び遺米支隊に授けられた。是に於て遺米支隊旗



獨逸東洋艦隊主力の潰滅

凱旋部隊の出征



艦出雲は肥前及び新たに編入された巡洋艦淺間と墨國沿岸に會合し、次で獨逸艦隊を追うて北米沿岸に進出せる濠洲艦隊旗艦巡洋艦オーストレリア及び輕巡洋艦ニューカッスルに會し、共に南下、十二月上旬パナマ方面に向つて索敵した。又第一南遣支隊(巡洋艦數馬、筑波)は、十一月下旬ヤルト島發、フィジー島に達し、新たに同隊に編入された巡洋艦生駒及び輕巡洋艦筑摩・矢矧もフィジー島に向け新嘉坡を出港した。他方英本國を出發したインヴェインシブル、インフレキシブル兩艦は、十一月下旬フォークランド島方面に達し、斯くて日英の諸隊は十二月初頭略ぼ豫定の攻撃配備に就き、各方面相呼應して獨逸主力隊艦に迫らんとしたが、十二月八日フォークランド島沖の海戦は英軍の勝利に歸し、獨逸東洋艦隊は殆んど全滅に歸した。十二月初頭に於ける配備を圖示すれば上圖の通りである。

獨逸の勢力が略ぼ東洋から驅逐されたので、第一・第二南遣支隊の大部分は内地に凱旋し、遺米支隊のみは、英國の希望もあり當分殘留せしめられた。之は踪跡不明

の獨逸輕巡洋艦ドレスデンに備へる爲めであつた。翌大正四年二月、第一・第二南遣支隊の役務を解かれ、南洋群島のトラック島には臨時南洋海軍防備隊が置かれた。其の後ドレスデンも三月中旬、南米ジュアン・フェルナンデス島にて、英艦ケントの爲めに撃沈され、太平洋上又敵影を見ざるに至つた。之より先き、米國西岸サンバルトロメ灣に於て軍艦淺間の坐礁事件あり、之が浮揚に長時日を要したので、遺米支隊の全部が北米沿岸を引揚げたのは、大正四年十二月中旬であつた。茲に大正三、四年に亘る帝國海軍の作戦效を奏し、東洋方面敵影なく、南洋諸島の治安は、海軍防備隊により完全に維持されつゝ、巴里の講和會議に及んだのであつた。

### 第三節 第二期作戰

#### 一、獨逸潜水艦及び武装商船の跳梁と特務艦隊の編成

獨逸の通商破壊戦

前記の如く、獨逸勢力は完全に東洋から驅逐され、帝國の關する限り戦争は終了したかの如く思はれた。然し歐洲に於ける戦局は益々擴大され、平和の曙光さへ見られなかつた。そこに起つて來たのが獨逸の潜水艦及び武装商船による通商破壊戦であつた。

大正三年十一月英國が北海の封鎖を宣言して、獨逸の糧道を斷つる舉に出づるや、獨逸は報復手段として、同四年二月先づ英國近海を潜水艦戰の區域と宣言し、該區域内に於ては聯合國の船舶は勿論、中立國船舶と雖も容赦なく撃沈し、之により自給自足の不可能なる英國民を餓死せしめんとする戦法に出でた。此の結果大正四年にはルシタニヤ號・アラビック號、翌五年にはサセックス號等の豪華船が續々撃沈され、世界の耳目を聳動させた。是等汽船には多數の米國人が乗つてゐたので、遂に米國朝野の憤怒を招くに至つた。而かも潜水艦戰の戦果は著しくして、各國汽船



の喪失噸數は大正三年の約六十二萬噸、同四年の約百六十五萬噸から、同五年の約二百七十二萬噸に激増し、英帝國の安危が氣遣はるゝに至つた。

之と同時に獨逸は、武装商船を以てする通商破壊戦を實施した。その一例として我が海軍と關係の最も深かつたウォルフ號を擧げよう。ウォルフ號は排水量約六千噸、速力十一節の汽船であり、十五糎砲二門、十糎半砲四門、發射管四門、機雷五百個を搭載した外、水上偵察機一機を持つてゐた。普通の荷物船を裝うて密かにキール軍港を出で、英國艦隊の嚴密なる封鎖線を破つて大西洋に出で、大正六年に入り喜望峯を廻はつて印度洋に進出し、亞丁・古倫母・孟買沖に多數の機雷を敷設し、又飛行機の利用により汽船數隻を捕へ、或は是等を機雷敷設船となし、或は軍需品を掠奪した後之を撃沈した。次で濠洲方面に轉じ、主要地點に機雷敷設を行ひ、其の後サモア、フィジー方面に出没した上、新嘉坡・カルカッタ沖に最後の機雷を投じ、翌七年二月無事キール軍港に歸つた。此の間商船を沈むること約十三萬噸であつた。

ウォルフ號の外にメーヴェ、グライフ、ゼー・アドラー等があつた。是等諸船の行動は戦後判明したもので、當時は只怪汽船出沒の噂に止まり、其の正體を掴み得なかつたが、其の被害は相當大きかつたから、聯合國側の神經を尖らせたことは非常なものであつた。

大正六年一月英國は獨逸潛水艦及び武装商船の跳梁に困窮し、帝國政府に對し、地中海及び南阿方面への派艦を懇望して來た。之より先き獨逸潛水艦の暴威が米國の輿論を沸騰させたとき、潛水艦戦を繼續することに對し、獨逸政府部内にも異論あり、一時手加減を加へたが、其の後に於ける戦局の推移に鑑み、獨逸としては潛水艦戦による外、局面打開の途なきを察し、大正六年二月更に之を強行することとなり、所謂「無制限潛水艦戦」を宣言した。即ち聯合國の船舶は勿論、中立國の船舶と雖も、無警告・無制限に撃沈するにあつたから、聯合國側の困憊の程も察せらるゝ、次

## 第一・第二・第三特務艦隊の編成

第である。帝國としても此の窮境を座視するに忍びず、英國の懇請を容れ第一・第二・第三特務艦隊を編成し、第一特務艦隊司令官小栗孝三郎少將(後の大將)は從來印度洋・南支那海方面に派遣中の支隊を以て之に充て、其の内の輕巡洋艦對馬・新高を南阿に分派し、新たに編成の第二特務艦隊(司令官佐藤臯藏少將(後の中將))は地中海方面に、第三特務艦隊(司令官山路一善少將(後の中將))は濠洲及び新西蘭方面に派遣せらるゝこととなつた。

南阿に分派された對馬・新高の二艦は、大正六年三月上旬新嘉坡發、途中各種の任務に服しつゝ、六月下旬英國喜望峯艦隊の根據地サイモンスタウン著の上、同艦隊と協力して獨逸武装商船の警戒に任じたのであつた。而して前後二年に亙り警備に任じ、而かも有色人種を極端に嫌ふ南阿に於て、日本人の眞價を發揮し、我國に對する信頼と感謝の念を深からしめたのである。又第三特務艦隊は筑摩・平戸の二輕巡洋艦より成り、武装商船警戒の爲め大正六年の終りまで主として濠洲東岸に行動した。

## 二、第二特務艦隊の地中海に於ける活動

世界大戰勃發の際、地中海には優勢なる英國地中海艦隊あり、地中海の制海權を掌握して、英本國よりスエズ運河を経て印度に至る生命線確保してゐた。當時地中海に在つた獨逸軍艦は巡洋戰艦ゲーベン・巡洋艦プレスローの二艦であつたが、到底英佛聯合艦隊に對抗すべくもなく、さりとてジブラルターとスエズを抑へられては地中海を脱出する術もない。然し流石に機敏なる獨逸は、巧みに英佛艦隊の目を掠めて土耳其の首都コンスタンチノーブルに入つた。このことは確かに英國艦隊の作戰上に於ける一大錯誤であつた。それはゲーベン、プレスロー兩艦の現存は、土國をして同盟國側に立たしむる上に貢獻する所が大であつたからである。從來英國は土國を援けて、露國の地中海進出を阻止して來たが、世界大戰に於て土國が同盟國側に加擔したことは、獨逸勢力の地中海進出を意味するから、英

## 地中海派艦に就て



國に取つて容易ならぬことである。加之、獨逸の優秀艦二隻がダーゲネルスの奥深く潛むことは、虎を野に放つが如く、地中海の安全は常に脅威さるゝ譯である。そこで大正四年ダーゲネルス攻略戦が決行された譯であるが、之は聯合國側の失敗に終り、戦争の全期を通じて、コンスタンチノープルを占領することが出来なかつた。

我が第二特務艦隊が地中海に進入した大正六年四月頃には、地中海の状況を略記すれば、塙國艦隊は主としてアドリアチック海のポーラ軍港に、其の一部はカタロに在り、土耳其艦隊及びゲーベン、プレスローはコンスタンチノープルに居つた。之に對し佛國艦隊は、塙國艦隊の押へとしてアドリアチック海の入口なるコルフ島に根據を構へ、英國艦隊は土・獨艦隊を監視しつゝ、多島海のムドラスに控へてゐた。無論聯合國側が絶対優勢であり、従つて兩者の主力艦隊は積極的行動に出づることなく、殆んど睨合ひを続ける丈けであつた。然し地中海の地形は最も潛水艦の活動に適してゐるから、獨逸潛水艦の活動は漸次地中海に集中された觀があり、從來水上艦艇により確保された搖ぎなき地中海の制海權も、潛水艦の活躍により其の根柢を覆へざるゝの危機に直面するに至つた。

抑々獨逸が潛水艦を積極的に戦争に利用し始めたのは開戦直後ではなかつた。然るに大正三年九月、一潛水艦が北海に於て英艦三隻を一舉に爆沈せしめて以來、獨逸は大に之が利用を圖り、地中海では英・佛・伊の軍艦數隻が犠牲となつた。是等獨逸潛水艦の地中海に於ける根據地は、コンスタンチノープル、ポーラ、カタロ等であり、尙ほ西班牙沿岸や多島海方面にも秘密の根據地があつたと云はれてゐる。而して當時は未だ潛水艦に對する完全なる防禦法の發明されなかつただけに、その不安は想像以上に深刻なるものがあつた。當時潛水艦に對する防禦法は極めて原始的で、例へば潛水艦を捕へる捕獲網を使用するとか、或は敵潛水艦の通航する水路に機雷を敷設する等の程度に止まり、廣き地中海に活動する敵潛水艦をどうすることも出来なかつた。それで運送船や商船を防禦するには、運動輕快なる小型艦艇、例へば驅逐艦の如きものを以て護衛する方法が、最も有效であるとさるゝに至つた。而かも地中海の大

## 第二特務艦隊の行動

幹線航路を警戒するには、驅逐艦の多數を要し、何隻あつても充分といふことはあり得ない。故に英國は開戦間もなき大正三年九月、早くも我が艦艇の地中海派遣を要請した。然し當時は、獨逸勢力が未だ全く東洋から驅逐されない時でもあり、英國の要望を斷はつたが、大正六年二月無制限潛水艦戦が始まり、又武裝商船による通商破壊戦も盛んとなり、且つ一般戦局の前途も樂觀を許さぬ様であつたから、帝國も遂に地中海に遣艦するに至つた。

第二特務艦隊は、最初輕巡洋艦明石及び驅逐隊二隊(八隻)を以て編成された。是等諸艦は一旦新嘉坡に集合し、大正六年三月中旬同地發、古倫母經由、四月上旬地中海の關門ポトサイドに入つた。當時地中海に於ける獨逸潛水艦の跳梁最も甚だしく、船舶の被害毎日平均四千噸に達したと云はれ、此の魔海に突入して、目に見えぬ水中の脅威と闘ふ艦隊將兵の任務も亦た重且つ大であつた。

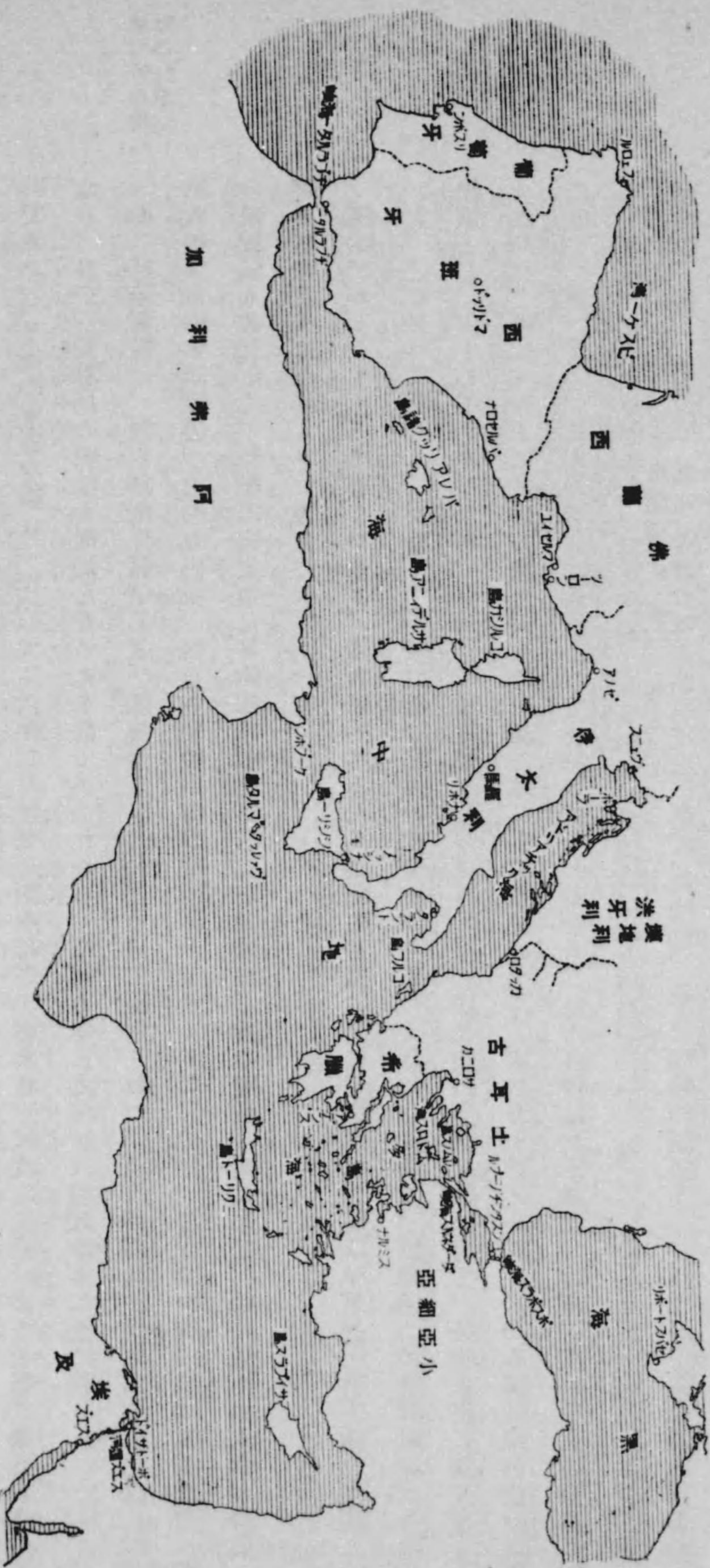
艦隊がポトサイドに著くや否や、待ち構へてゐた英國側の要望により、驅逐艦二隻は早速運送船護衛の任務に就いた。之に依つて觀ても、英國が如何に我が艦隊の來著を待ち焦れてゐたか判る。爾後第二特務艦隊はマルタを根據とし、主としてマルセーユ、マルタ、埃及間、及びタラント、埃及間の主要航路に於て、護衛任務に服することゝなつた。殊にマルタに於ける聯合國海軍會議では「日本艦隊は主としてツループ・シップ、即ち軍隊輸送船の護衛に當つて貰い度い、日本の軍人は勇敢にして注意周到であるから、此の任務は日本艦隊に委任し度い」との動議に對し、全會一致之を承認した。當時護衛される船舶の重要性に就き等級をつけ、第一、軍隊輸送船、第二、兵器彈藥の運送船、第三、旅客船、第四、普通の軍需品運送船、第五、荷物船、第六、空船の順序としてゐたが、此の最も重要な軍隊輸送船の護衛を我が海軍に委任されたことは、帝國海軍の大なる名譽であつた。

(附記)

## 一、驅逐艦に依る護衛の方法



圖四 地中海



驅逐艦に依る護衛の方法

護衛の方法としては、護衛驅逐艦は哨兵を配して見張を厳にし、敵潜水艦の潜望鏡を發見次第、直ちに之に向つて衝突するか、射撃を加ふるか、或に爆雷を投ずるのである。爆雷とは其の後考案された潜水艦に對する最も效果的な兵器であり、一言にいへば、爆薬を填めた樽のやうなもので、調整された深さに沈下すると、水壓の關係で自然に爆發する装置を有するものである。之は潜水艦に取つては非常に危険なものであり、従つて多數の驅逐艦によつて護衛さるゝ船舶を襲撃することは、屢々自艦の運命を賭することとなるのである。此の間驅逐艦自體が、敵潜水艦の攻撃目標となつたことも皆無ではなかつた。例へば驅逐艦編が、大正六年六月中旬護衛任務を終へ、マルタに歸航の途次、クリート島附近に於て僚艦松と共に敵潜水艦と遭遇交戦中、艦首に雷撃を受けて大破損を蒙り、驅逐艦長以下戦死者五十九名、負傷者十二名を出した如き其の一例である。然し敵潜水艦としては驅逐艦を狙ふよりは、他に一層有效なる目標がある。即ち敵潜水艦としては大型軍艦・軍隊輸送船・軍需品輸送船・重要商品を輸送する優秀船等を選ぶであらう。而して敵潜水艦を渺茫たる地中海に索むることは勞して效が少いから、我が方としては上記敵潜水艦の蝟集すると覺しき地點に、護衛驅逐艦を配備して敵の到るを待つといふ方策に出でたのである。此の計畫は圖に當り、前後約三百五十回の護衛任務中、三十六回に互り敵潜水艦と交戦した次第であつた。

然し敵潜水艦の潜望鏡を發見すべく見張する乗員の勞苦は、並大抵でなく、又地中海を縦横に航行する無數の船舶に對し、之が護衛に當るべき驅逐艦の隻數には限りあるから、驅逐艦としては眞に南船北馬、乗員の席暖まる暇なしとは正に此のことであらう。加ふるに軍隊輸送船には、時に三千人以上の軍人が乗つてゐるので、斯くの如き大船の安危を双肩に擔ふ驅逐艦乗員の責任の重、且つ大なることはいふ迄もなく、何時何處から襲進し來るか判らない魚雷に對し、油斷も隙もあり得ない。又地中海は夏季二、三箇月の外は海上風波荒く、驅逐艦の如き小艦には苦手である。兎に角休戦時迄、艦載の端艇を一隻も波に攫はれず済んだ艦は一隻も無かつたのみならず、或る驅逐艦の如きは波の衝激により艦底を傷めた。又或る驅逐艦が船體・機關の修理の爲め一箇月休養した際、乗員の體重を量つた所、一箇月間に平均士官に於て一貫百匁、准士官以下兵員に於て九百匁の體重を恢復してゐた。蓋し此の一事に徴しても乗員の如何に激務に堪へたか推知さるゝ次第である。



かくて大正六年には、更に裝甲巡洋艦出雲及び驅逐隊一隊(四隻)翌七年には裝甲巡洋艦日進が増勢された。軍艦出雲のマルタ到着と共に、軍艦明石は歸還を命ぜられた。尙ほ英國の懇望により英國驅逐艦及びトローラー各二隻に、我が艦隊乗員を臨時乗組ませ、第二特務艦隊司令官の指揮下に置かれ活動することゝなつた。此の二驅逐艦は橄欖・梅檀、二隻のトローラーは東京・西京と呼ばれてゐた。

二、敵潜水艦との交戦、附 英船トランシルヴァニア號の救助

敵潜水艦との交戦の詳細は省略し、只二つの實例を記すこととする。その一つはトランシルヴァニア號の救助である。驅逐艦松・榊はトランシルヴァニア號を護衛してマルセイユ發、メツシナ海峡に向け航行中、大正六年五月、伊太利國ゼノア灣沖合にて同船は敵潜水艦の魚雷襲撃を受けた。驅逐艦松は直ちに同船に横付けし、驅逐艦榊は速力を増し、敵潜水艦在りと覺しき邊を縦横に驅馳したる後、松の救助作業を援助した。遭難船に乗船中の英兵は、沈没に瀕した船から松に移乗し、松の上甲板は一面カーキ色に塗り潰され、煙突にさへ鈴なりになつた。然るに勇敢なる獨逸潜水艦は、更に魚雷襲撃を執行した。この魚雷は松の艦首前方約十米の處でトランシルヴァニア號に命中した。異常なる震動、耳を聳する大爆音と共に、破片は四方に飛散して凄惨たる光景を呈したるも、松は幸ひ危害を免れた。英兵は倉皇船を見棄てたが、同船は溺者の叫び聲の間に姿を没してしまつた。乗員の大部分は松・榊、並に急を聞いて馳せ着けた伊國驅逐艦等に救助された。

此の戦闘の結果に就ては、責任感に厚い我が將士は非常に痛心した。然るに既に幾度となく敵潜水艦の跳梁に惱まされ、其の捉へ難き敵に就て充分の理解ある英人は、護衛中の船の襲撃されるのは人力を以て如何ともすることが出来ぬ、全く運不運に懸つてゐるのである。只だ今日迄乗員の生命が、多くの場合失はれ勝ちであつたに拘はらず、今回乗員の大部分が救助されたことに對し兩艦の功績を賞讃した。其の後驅逐隊司令以下兩艦乗員二十數名は、英國皇帝より夫々勳章を贈與されたのであつた。

三、パンクラス號の救助

大正七年五月の夜、驅逐艦桃・櫻は英船パンクラス及ミノミネーを護衛してマルセイユよりマルタへ航行の途次、伊國シシリ島と阿弗利加の突端ケーブ・ボンの間を航過した。ケーブ・ボンは一般船員恐怖の岬であり、此の附近海面には短艇や船具の

破片・筏・救命浮標・ヘルメット帽等が浮び生々しき慘劇を物語つてゐる。運送船の乗員は何れも戦々兢々として薄氷を履むの思ひに寝もやらず、驅逐艦の哨兵も異常の緊張裡に暗黒の海面を凝視した。忽然サイレンの響が聞え、同時に轟然たる爆音と共に水柱が奔騰した。パンクラス號の爆發だつた。兩驅逐艦では戦闘の喇叭が鳴り響く、夜は暗し、敵の影さへ見えぬ。たゞ阿鼻叫喚の聲のみ聞える。兩艦は直ちに救助に専念し、全乗員八十餘名を收容した。危険に瀕したパンクラス號も、兩艦の努力と馳せ着けた曳船の協力とにより、魔海を脱して無事マルタに着することを得た。

護衛任務の成果に就ては、地中海行動の全期を通じ、我が艦隊單獨にて護衛した艦船の種類・國籍・隻數は次の如くである。

軍艦	英國	二一隻
運送船	英國	六二三隻
	佛國	一〇〇隻
同	伊國	一八隻
其他		二六隻

此の人員は正に七十五萬人に達する。この外與國海軍と協力して護衛した普通商船の隻數は、蓋し枚擧に暇ない。行動區域は地中海の全面に亙つてゐるが、主なる護衛航路はマルセイユ、埃及間、マルセイユ、サロニカ間、タラント、サロニカ間、タラント、埃及間等であつた。最も多く行動したときは、一箇月の行動日數二十五、六日、航程六千裡に及んだことも稀れではなかつた。對潜水艦戰闘回數三十六回、内十三回は有效なる攻撃を加へたものと認められた。我が方の損害としては、前記榊の被害の外、松がトランシルヴァニア號救援中、同船に命中した魚雷爆發の餘勢を受け、艦首を少しく毀損した外、別に重大なものなかつた。

敵潜水艦との交戦、附 英船トランシルヴァニア號の救助

パンクラス號の救助



尙ほ此の間第二特務艦隊の戦病死者は七十八名を算し、内七十三名はマルタ海軍墓地に葬られた。大正十年には今上天皇陛下の未だ皇太子殿下にあらせられた際、歐洲御巡遊の途次親臨の上、展墓あらせられた。

### 三、戦利潜水艦の回航及び第二特務艦隊の凱旋

大正七年十一月十一日午前十一時(平時)、世界大戦参加の聯合與國では、津々浦々に至る迄、寺院の鐘、工場の汽笛大小汽船の汽笛が一齊に鳴り響いた。此の日足掛け五年に亙る世界大戦は終りを告げ、對獨休戦條約が締結されたのであった。これにて對敵行動は終焉となつたが、尙ほ附帶的任務が第二特務艦隊の諸艦の上に殘されてゐた。其の内最も重要にして而かも帝國海軍に對する試金石とも謂ふべきものは、戦利潜水艦の回航であつた。

世界大戦を通じ、阿修羅の如く暴れ廻つた獨逸潜水艦も、休戦條約により聯合國に降伏し、今や其の百四十有餘隻は過ぎし日の活動を忘れたかの如く、靜かに敗戦の艦影をハーリツチの港内に曝らしてゐた。聯合國は是等潜水艦を分配し、各自國の港灣に繋いで戦勝の榮譽を飾らんとし、我國へも七隻が頒けられた。是に於て十二月中旬、是等潜水艦回航の爲め、特務艦隊東は多數の潜水艦専門將士を搭乘してマルタに派遣され、同時に七潜水艦を英國からマルタ迄回航する任務が、第二特務艦隊に課せられた。そこで當時降伏敵艦監視の爲め、コンスタンチノープル、アドリアチック海其他各方面に分散してゐた第二特務艦隊の諸艦は、新任務に就くべく逐次英國に向つた。

戦利潜水艦の内日本の受取るべき七隻は、U125(最新式、四五〇噸)・U46・U55(七五〇噸)・UC90・UC99(七〇〇噸)・U125・U143(五〇〇噸)であつたが、英國側の希望として、ハーリツチは港が狭くて困るから、一日も早く持ち行かれ度しと言ふので、一先づ日本艦隊の根據地に指定されたポートルランドに回航の上、更に準備を整へマルタに回航のこととなつた。

然るに潜水艦は如何なる状態にあつたかといへば、獨逸人がハーリツチに置いて立去り、其の後一人の乗員とてな

く、船體機關の重要圖面もなく、艦内各部の状況全く不明であつた。其の上、第二特務艦隊の乗員の大部分は、潜水艦には無經驗の人々であつたから、ポートルランド迄は二百三十哩の距離に過ぎなかつたが、愈々ハーリツチを乗出すには相當の準備日数を要した。然し英國の督促により已むを得ず、先著の出雲及び驅逐艦二隻が多額の困難を覺悟し潜水艦を曳航、ハーリツチを出たのが大正七正十二月下旬であつた。續いて艦隊の諸艦到着し、全艦隊協力、所要日數二十一日を以て全部ポートルランドに回航を了したが、冬季の英吉利海峡は風浪荒く、或る潜水艦は機械に故障を生じて航行不能に陥り、驅逐艦にて曳かんとするも曳索切斷する始末にて、ハーリツチ、ポートルランド間二百三十哩の航海に前後六日間を費したのもあつた。又或る潜水艦は曳索切斷して海岸に吹付けられ、英海軍の助力により引卸し、漸くポートルランドに入泊した。

### 回航潜水艦のマルタ著

七潜水艦は無事ポートルランドに著いたが、前路には冬季風浪最も險惡なるビスケー灣がある。この荒波を突破することは不馴の潜水艦乗員に取つて一苦勞であつた。兎も角準備の萬全を期せねばならぬ。それで或るものはポーツマス軍港に回航して修理し、或るものはポートルランドの修理工場にて準備を整へ、二月中旬に内四隻が完成した。是に於て各艦相前後して英國を發し、途中ブレスト、フェロル、ジブラルター等に寄港の上、三月下旬迄に七隻共無事マルタに入港することを得た。

併しこの航海とて平穩無事ではなかつた。殆んど無經驗の乗員が、船體機關の状態完全とは謂ひ難い戦利潜水艦を操縦し、嚴冬風雪の惡氣象と戦ひつゝ、其の間、原因不明の浸水、機械の故障、或は曳索の切斷等續出する數々の困難を克服して、マルタ迄二千餘哩を航破した苦心と努力とは、實に嘆賞に値するものがある。而して七潜水艦揃つてマルタに安著したとき、歐米各國海軍は齊しく驚嘆したのであつた。即ち佛國は分捕潜水艦の内一隻を一衣帶水の自國に回航中沈没させ、米國の如きは之を本國迄回航する自信なく、遂に英國に放置した。故に英國人すら、日本が七隻



中せめて半数も持つて歸れば、大成功と噂した程であつた。

マルタには既記の如く、特務艦關東が潜水艦の到着を待受けてゐたので、爾後斯道の權威者より成る回航員の手により、印度洋の波も穩かに大正八年六月十八日無事横須賀に回航されたのであつた。

第二特務艦隊が全部凱旋した後、大正八年七月九日を期し、横須賀軍港沖に於て、第一・第二特務艦隊の御親閱式を行はせられた。此の光榮に浴した諸艦は、第一特務艦隊の警手・千歳、第二特務艦隊の出雲・日進・第二十二・二十三・二十四驅逐隊の驅逐艦十二隻及び特務艦關東並に戦利潜水艦七隻であつた。

#### 第四節 第三艦隊の東亞露領沿海出動

##### 一、第三艦隊の浦鹽斯德警備

大正六年末ボルシエウキキ勢力の東漸に伴ひ、浦鹽斯德に於て恐怖政治が豫想されたので、大正七年一月石見・朝日の兩艦が新たに第三艦隊に編入され、急遽浦鹽に派遣され、四月初旬、市内秩序の紊亂に鑑み、陸戰隊が揚陸された。此の陸戰隊は同年八月、チエック・スロヴァキヤ軍援助の爲め、西比利亞出兵が決行され西比利亞派遣軍の到着迄、浦鹽市内の秩序維持と居留民の保護に任じた。他方第三艦隊の主力(香取)は八月泥港(デカストリー)に進出、九月上旬聯合陸戰隊を揚陸して居留民の保護に當つた。此の陸戰隊はハバロフスクより陸軍部隊の來著を待ち、同月下旬引揚げたのであつた。尙ほ浦鹽に於ける警備艦は、大正十一年西比利亞撤兵後も常駐されて大正十四年に及び、同地の警備に當つた。

##### 二、第三艦隊の尼港救援

大正八年末、尼港(ニコラエフスク)方面に於けるボルシエウキキの勢力猖獗を極め、市街はバルチザンの重圍に

陥り、其の後種々の経緯があつて、翌九年三月には世界の耳目を聳動せしめた尼港事件が勃發した。此の事件前後に於ける我が同胞の犠牲者は、陸海軍及び居留民を合せ七百名を超えたが、その内、海軍の犠牲者は臨時海軍無線電信隊の將卒四十四名であつた。此の報傳はるや、同地救援の爲め尼港派遣隊(支隊)が編成されたが、冬季結氷中目的地に到達することは、海陸何れの路を探るにしても殆んど不可能であり、已むを得ず解氷期を待つこととなつた。

四月に入り三笠・見島の兩艦は多門支隊を護送して小樽を發し北上、陸軍は先づ亞港(アレキサンドロフスク)を占領して居留民を見島に收容した。然るに尼港に於ける赤軍の勢力侮るべからざるを知り、別に北部沿海州派遣隊が編成され、第三艦隊は之と協力すべきを命ぜられた。五月中旬多門支隊は、尼港に上陸して泥濘脛を没する惡道路を前進、黒龍江の江岸に達した。此の時ハバロフスクにあつた臨時海軍派遣隊(司令官中村)は、陸軍の國分隊を掩護して下江、途中多門支隊と會し共に尼港に向つた。他方第三艦隊司令長官野間口兼雄中將(大將)は、主隊を率ゐて小樽に至り、北部沿海州派遣隊指揮官と協議の上北上、五月下旬尼港に艦隊を集中した。其の勢力は左の通りである。

第五戰隊 鞍馬(第三艦隊司令官) 伊吹 敷島 見島

第三水雷戰隊 對島(第三水雷戰隊司令官) 千早 第七驅逐隊 第三十一驅逐隊

此のとき間宮海峡は尙ほ氷に塞がれてゐたが、五月末漸次航路の開けると共に、第三水雷戰隊は尼港進撃の準備として、先づ航路標識の設置と掃海作業を開始した。然るにバルチザンは黒龍江の航路上に閉塞船十數隻を沈め、尙ほ機雷をも敷設したので、荒天と冷水中の清掃作業には多大の辛慘を嘗めたが、我が救援隊漸次東西より迫るに及び、バルチザンは六月一日尼港の市街に火を放つて逃走した。従つて同月三日我が救援隊の尼港に入ったときは、市街は既に破壊し盡され、餘燼尙ほ消えざる廢墟と化してゐた。

尼港占領に次で起つた問題は、撤兵か駐兵かの問題であつたが、大正九年七月愈々保障占領に決定された。然し尼

臨時海軍派遣隊を掩護しハバロフスクを發し尼港に下江す

聯合陸戰隊の上陸



港では冬營不可能であつたから、兵力を亞港に集中することとし、臨時海軍防備隊が同地に置かれ、海上警備の外、黒龍江に在つた押收艦艇・航路標識の保管に當らしめられた。然るに亞港にては八月上旬既に秋風起り、九月には海上險惡となり、屢々交通の杜絶することもあるので、押收砲艦シクワール以下五隻は成るべく早く亞港に回航の上、陸上に引上げ、冬營の準備をせねばならなかつた。八月に入り樺太派遣軍が派遣され、十月中旬には押收砲艦の引上作業を了し、尼港の引揚及び航路標識の揚收も終つたが、此の頃樺太の山々は既に白雪を戴き、朔風は北海に吹きすすんでゐた。

仍つて第三艦隊は十月中旬旗艦鞍馬を最後とし、亞港臨時防備隊を残して内地に引揚ぐることに、なり、茲に尼港事件に伴ふ艦隊の北海行動を終つたのである。

## 第十一章 上海事變

### 一、上海事變勃發の経緯

昭和七年の上海事變は、海軍にとつて重大な戦闘とは言へないが、當時の國際情勢から考へ、米國の出方如何によつては最悪の場合も豫想されたので、海軍は勿論全國民も非常なる緊張味を以て事件の成行を注視した。而して事變を急速に解決しなければならぬ關係上、帝國海軍は其の精銳を擧げて海陸協同作戰に従事し、而かもそれが完全に實施されたことは、帝國海軍史上空前の事蹟であつた。

上海事變勃發前、支那に於ける排日・抗日運動の概要を記せば次の通りである。

明治四十五年清朝滅び支那は共和制を採用したが、大正十三、四年頃に至り蒋介石を中心とする國民政府の勢力漸次盛んとなつた。其の標榜する三民主義は元來排他的のものであつたから、彼等が所謂聯露容共主義を採るに及び、

支那に於ける排日運動の由來

打倒帝國主義を唱へ、其の排外の銳鋒を主として日英兩國に向けたのは自然の勢であつた。昭和時代に入り、從來我國の庇護の下に、雄を東三省に稱へた張作霖でさへ忘恩的態度に出で、殊に我が國人が滿洲に於て、商工業又は農業に従事する爲め必要なる土地を商租せんとするを妨害し、條約上の既得權を蹂躪して顧みず、横暴不遜の態度に出でた。斯くして支那全土に互る排日思想は停止する所を知らず、「打倒日本」は「口語」として全國に叫ばれるに至つた。殊に蒋介石政權の中心たる南京上海に於ける排日運動は最も激越にして、主として學生による組織なき初期の運動は漸次組織的となり、上海總商會其他の實業團體も之に参加するに至り、昭和三年には上海總商會に全國反日團體代表大會が開かれ、全國反日會が組織された。爾來排日運動は具體化して排日貨となり、我國の被る經濟的打撃は決して尠くなく、殊に支那在留小賣邦商は甚だしき悪影響を受けた。

然し之を大局から觀ると、排日貨による不利は支那側に一層深刻であつた。即ち日貨排斥の爲め支那内地の農工商業は著しき經濟的不況に悩まされ、殊に南洋方面の商權を壟斷せし南洋華僑は、日貨排斥により没落の羽目に陥り、彼等による支那内地への巨額の送金は杜絶するに至り、爲めに南京政府の弗箱であつた浙江財閥の凋落を見るに至つた。只だ支那一般民衆は、大都市に於ける邦商の困却を見て徒らに快哉を叫びつゝ、之により經濟斷交の目的を達したとさへ思つた。昭和六年九月滿洲事變の勃發と共に、排日運動の一層激化したことは勿論である。殊に排日の地元上海では、實業團體・學校・工場等の各部に抗日救國會なるものが組織され、抗日義勇軍が編成さるゝに至り、此の機運は抗日宣戰運動にまで進展した。

これと同時に經濟斷交の方法も益々深刻化し、爲めに日支の金融關係は半ば杜絶の状態に陥つた。併し抗日救國會の日貨検査が餘りにも不法なりし爲め、検査隊と支那商民との間に衝突を起したことも屢々であつた。これが上海事變直前に於ける概略の形勢である。



上海事變の素地は既に出来、之に點火すべき動機さへあらば何時でも爆發する迄に爛熟してゐた。昭和七年一月初旬、上海民國日報の我が皇室に對する不敬記事、次で起つた日蓮宗徒に對する暴行は、我が居留民を極度に憤慨せしめた。斯の如きは排日教育や、反日團體の永きに互る策動により培はれたる對日反感の發露であり、而かも支那官憲は是等不法の言動を看過し、或は之を利用し、我が屢次の警告を無視して何等實質的取締の誠意を示さず、依然として排日的態度を續けたので、遂に上海事變を惹き起すに至つた。此の間支那側の態度に激昂した青年邦人の一部は、三友實業社を襲撃する等の事もあつたが、我が方は克く隱忍自重、此の急迫せる時局に善處したのであつた。

一月下旬から事態は益々切迫し、支那側は第十九路軍を上海附近に集中した。之より先き廣東政府と南京政府とは對立抗爭してゐたが、滿洲事變勃發と共に兩者の妥協が成立した。第十九路軍は元來廣東軍に屬し、慍悍固陋の傳統を有し、國內戦に掛けては鐵軍と稱せられてゐた。其の勢力約三萬が抗日運動の渦中に投じ、遂には自ら其の主動となつたのであるから、事變當初二千に足らぬ兵力を以て之に對抗した我が陸戰隊の苦衷は察するに難くない。

日蓮宗徒暴行事件に對する我が要求は、(一)上海市長の陳謝、(二)加害者の處罰、(三)被害者に對する慰籍、(四)排日の取締り、特に上海に於ける抗日救國會を始めとし、各種抗日團體の即時解散の四項目であつたが、支那側は責任ある回答を避け、荏苒日を移す有様であつた。在支帝國海軍としては常に穩便自重の態度を以て、只管居留民の生命財産の保護並に帝國の權益擁護に最善を盡して來たが、支那側の暴戻益々甚だしく、不敬記事事件や日蓮宗徒暴行事件に關する我が妥當なる要求に對してすら、何等誠意を示さず、遂には正規軍を以て我に當るの實情であつたから、斷乎たる自衛手段に出づるの已むなきに至つた。此の間軍艦大井・水上機母艦能登呂及び特別陸戰隊若干が増派され、續いて聯合艦隊よりは第一水雷戰隊(戰艦少隊)を分派せしめられ、第一遣外艦隊(當時、中支には第一遣外艦隊、北支には第二遣外艦隊が派遣されてゐた)の勢力は大に強化された。

一月二十七日上海駐在帝國總領事は政府の訓令に基き、我が要求を貫徹すべく二十四時間を期し、明確なる回答を求めた。支那側は我が強硬態度に懼れたか、要求全部を承認すとの回答をしたから、我は支那側の態度を監視することとなつたが、其の後上海の形勢は刻一刻と悪化するのみであつた。

此の情勢に、上海租界の行政機關たる工部局は一月二十八日上海市に戒嚴を布告し、各國軍隊は各自受持區域の警戒配備に就いた。上海には上海租界協同防備計畫なるものがあり、同地の治安は關係各國の武力を以て協力維持さるゝことになつてゐる。それ故上海に戒嚴が布告され各國軍隊がそれ〴〵受持區域に就く以上、帝國としても規定による兵力配備の義務を負ふ次第である。然し第一遣外艦隊司令官鹽澤幸一少將(中將)は、爲し得る限り紛争を平和裡に解決せんとする衷情より、支那軍に撤退の餘裕を與ふべく、列國軍隊より數時間遅く配備に就かしめた。それは翌二十九日の午前零時であつたが、我が陸戰隊は突如支那軍及び便衣隊の攻撃を受け、之に應戦火蓋を切り、茲に上海事變の勃發を見るに至つた。

## 二、上海事變に於ける帝國海軍の活動

一月二十九日の戦闘は、海軍の未だ曾て経験したことなき市街戦であり、且つ支那側が所謂便衣隊を使つた爲め我が軍に取りては非常な苦戦であつた。便衣隊とは平服の兵士でバルチザンのやうなものであり、一見平和の市民の如く装ひ、我が虛に乘じ、武器を取つて兵士に早變りする厄介な代物である。而して彼等の衝突した閘北ハカウ方面は曲折した隘路を挟んで人家栞比し、恰も隧道のやうな處である。それに加ふるに我は言語よく通ぜず、土地不案内で且つ人員寡少である。之に反し敵は優勢なる兵力を擁して、道路の要所〴〵に陣地を構へ、便衣隊は我が軍進路の兩側階上から狙撃したので、我には少からず不利であつた。斯くして我が受持警備區域の隨所に激戦が交へられたが、殊に三義里方面に於ては敵の陣地最も堅固にして我が軍の苦戦甚だしく、此の方面のみでも死傷者約六十名を出した。併し

陸戰隊奮闘  
警備區域を  
占領す



英米總領事の  
の斡旋に依り  
る停戦と支那  
那側の不信  
行為

我が軍の勇猛果敢なる攻撃により、漸次敵を警備區域外に驅逐することを得た。尙ほ水上機母艦能登呂の飛行機は、此の日早朝より數回開北方面の敵陣地を爆撃し、敵の心膽を寒からしめた。英米總領事は日支の間に調停を試み、停戦の約束が日支交戦の即日成立した。我が軍は戦闘を中止し警備區域の警戒を嚴にした。然るに支那側は翌三十日未明、不意に攻撃を開始する等の不信行為あり、停戦に引續き休戦に関する會議が開かれたが纏まらず、遂に決裂に終つた。

尙ほ休戦會議中も、便衣隊の跳梁甚だしく之が取締困難を極めた。

休戦會議決裂の翌二月三日から對敵行動が再興され、掃蕩戦は三日間に亙り最も激甚を極め、開北の敵に多大の損害を與へた。併し支那側は三萬に餘る大軍であり、我が軍の勇敢を以てしても、敵を徹底的に撃退することは到底不可能であつた。間もなく陸軍の派遣が決定されたので、爾後陸戦隊は陸軍と行動を共にすることとなり、陸軍の到着迄は特に進撃を行はず、占領區域の確保と警備に全力を盡すこととなつた。

之より先き、第一航空戦隊所屬の航空母艦加賀・鳳翔は、命に依り揚子江に到着したが、二月に入り屢々開北の敵に對し爆撃を執行した。當時支那の空軍は南京・上海・杭州等に分駐してゐたが、二月五日漸く行動を起し、其の約九機は同日真茹鎮附近に現はれた。丁度此の時同方面偵察中の鳳翔戦闘機隊及び偵察機隊は敵機數機を發見、其の一機を撃墜した。これ實に我が海軍航空史上最初の空中戦であつた。

三、海陸協同作戰

事變勃發前後、上海方面に於ける艦船、並に特別陸戦隊の勢力は相當増大されたから、最高司令部の必要が認められ、二月二日を以て新たに第三艦隊が編成され、野村吉三郎中將(後の大將)が第三艦隊司令長官に親補された。第三艦隊の編制は左の通りであつた。

隊	艦	名
第三艦隊	司令長官直率	出雲(司令長官旗艦) 能登呂 上海特別陸戦隊
	第一遣外艦隊	安宅(司令官旗艦) 天龍 平戸 常磐 對馬 河用砲艦一〇 驅逐艦五
	第三戰隊	那珂(司令官旗艦) 阿武隈 山良
	第一水雷戰隊	夕張(司令官旗艦) 驅逐隊三隊(驅逐艦一二)
第一航空戰隊	加賀(司令官旗艦) 鳳翔 驅逐隊一隊(驅逐艦四)	

第三艦隊の編成と同時に、陸軍を上海方面に派遣せしめらるゝこととなり、其の兵力は第九師團及び混成第二十四旅團と定められた。而して第二艦隊司令長官末次信正中將(後の大將)の率ゐる第四戰隊(神高機一萬機)及び第二水雷戰隊(神速艦三隻)が、先づ混成第二十四旅團を急速上海に護送することとなつた。此の混成旅團は第九師團長の到着迄、第三艦隊司令長官の指揮下に入れられたので、第三艦隊司令長官は同旅團を以て、揚子江の水路を扼する吳淞要塞を攻略することに決定した。之より先き二月初め、同砲臺は黃浦江下江中の我が驅逐艦を砲撃したので、當時吳淞沖にあつた第三戰隊は直ちに出勤、第一水雷戰隊と協力して吳淞及び附近砲臺を攻撃し之に多大の損害を與へた。併し砲臺は沈黙したが、黃浦江と吳淞クリークにより形成さるゝ吳淞鎮一帯には、依然敵兵占據し、黃浦江口の航路を脅威してゐたので、之を攻略する必要があつた。そこで第二水雷戰隊所屬驅逐艦に乗艦到着した特別陸戦隊は、二月七日午前飛行機隊及び諸艦掩護の下に、吳淞鐵道棧橋に上陸、折柄來援した上海陸戦隊と協力、附近一帯を占領して陸兵揚陸掩護の配備に就いた。混成旅團は續いて上陸を始め、夜に入り全部終了した。斯くて同旅團は海軍の協力の下に吳淞鎮の攻撃に移つたが、敵は吳淞クリークを挟んで頑強に抵抗したのみならず、同クリークは幅廣く水深くして徒渉出

我が海軍最  
初の空中戦

上海派遣部  
隊並に第三  
艦隊の編成



來ず、勿論橋梁は敵の爲め全部破壊されてゐるから、攻城器材を準備してゐない混成旅團では、急速攻略することは甚だ困難であつた。故に第九師團が到着し、第十九路軍主力に對し作戰した際も、吳淞鎮方面に對しては混成旅團の一部を留めて單に其の押へとなし、旅團の主力は之を主戰場方面に向けたのであつた。それ故三月三日の總攻撃迄第一水雷戰隊は旅團の一部と協力して敵を制壓しつゝ、第九師團の作戰に策應し、又黃浦江水路の保全を確保したのであつた。

## 第九師團の到着

植田（謙吉）陸軍中將（後の大将）の率ゆる第九師團は、動員完了後内地を出發、第二水雷戰隊護衛の下に揚子江に達し、二月十三日より十五日に亙り、主として第一水雷戰隊掩護の下に、上海碼頭及び吳淞鐵道棧橋に無事上陸を了つた。十八日植田師團長は、第十九路軍々長蔡廷楷に對し第一線撤退を勸告した。嚴密に言へば、概ね上海の中央を東西に通ずる線以北に於て、上海租界境界線より二十軒以外の地域に撤退すべしといふのである。満足なる回答が無かつたから、師團は二月二十日を期し攻撃開始を決定した。攻撃計畫は、師團長麾下の總兵力約一萬七千名を以て一舉に敵を屠ふるべく、左翼は海軍陸戰隊を以て閘北一帶を堅持しつゝ、主力を江灣鎮・廟巷鎮の線に向け、敵の中堅を突破すると共に、別に一小部隊を吳淞鎮に配して、同地の敵を牽制するにあつた。

- 一、陸戰隊の行動は前記の通り、閘北の現陣地を堅持し軸點となる
  - 二、第三戰隊及び驅逐艦若干は、敵の左翼なる獅子林砲臺を威嚇攻撃す
  - 三、第一水雷戰隊の大部及び龍登呂は、吳淞方面の敵を攻撃制壓す
  - 四、第一航空戰隊は、飛行機を以て直接陸上作戰に協力す
- 一方支那軍は總勢約三萬、廟巷鎮・江灣鎮・閘北に亘る既設陣地に據り、主力を大場鎮附近に配し、防禦の重點を江

灣鎮に置いてゐた。上海地方は概ね坦々たる揚子江の三角州であるが、到る所にクリーク縱横に貫流し、橋梁は少く道路は一般に不良であり、且つ上海の郊外及び部落にもコンクリートや煉瓦の建物相當多く、是等は巧みに防禦陣地に利用されてゐた。當時の情報によれば、堡壘・塹壕等は外人指導の下に最も巧妙堅固に構築されてあつたといふ。要するに上海附近の地形は、一見平凡に見えて而かも戰術的には極めて複雑で、守るに易く、攻むるに不便な所であり、長髮賊の亂の際、ゴルドン將軍麾下の常勝軍も、上海附近のクリークには大に悩まされたと傳へられてゐる。斯様な次第で我が軍の猛撃に拘はらず、二十日早朝より五日間に亙る總攻撃に於て、未だ充分の戦果を収めることが出来なかつた。

是に於て第九師團長は第一次總攻撃の經驗に基き、兵力を江灣鎮方面に集中し、極力攻撃を續行することに決し、師團は二十五日早朝より海軍飛行機隊の爆撃と相俟つて攻撃の全力を集中したから、さしもの敵も支へ兼ね、我が軍は漸次敵陣地を占領した。翌二十六日も攻撃を續行し、廟巷鎮より江灣鎮に亙る敵の堅陣を完全に占領した。

此の間艦隊の諸艦は、前記作戰計畫により我が陸軍の攻撃に策應した。即ち第一水雷戰隊旗艦夕張は、吳淞鐵道棧橋に横附して吳淞鎮の敵を猛射し、第三戰隊は揚子江筋に行動し獅子林砲臺を砲撃して、敵の左翼端を脅威し、海軍飛行機も亦た師團主力の攻撃に協力して敵の堅陣を爆破した。又我が陸戰隊は、閘北と江灣鎮との交通路の重要點たる八字橋方面敵陣地の一部を奪取した。

事變當初南京・上海・杭州各地に分駐した支那空軍は、二月下旬杭州に本據を移した。其の數凡そ二十五機、其の内には米人ロバート・ショート（Robert Short）の操縦するボーイング機があつた。ボーイングは速力一五八哩、四五〇馬力の米國最新式戦闘機であつた。二月中旬鳳翔の戦闘機が始めて此のボーイングと空中戦を交へたが、此の優秀機の出現は、我が空軍を驚からず緊張させた。同月下旬、加賀の戦闘機・攻撃機の兩隊は上海北方々面偵察中、ボーイングを認むる

協同作戰中に於ける海軍機の活動



や直ちに戦闘となり、敵は低速力の我が攻撃機に向つて挑戦し、爲めに小隊長小谷大尉は機上に壯烈なる戦死を遂げた。併し我が戦闘機は之に屈せず肉迫攻撃、敵は優秀なる性能を巧みに利用して、互に虚々實々、激しき空中戦を交へたが、敵機は我が射弾により遂に火を發し、ショートは火焰に包まれた其の愛機と共に墜落惨死した。此の戦闘は僅に二分間であつたが、此の壯烈なる空中戦こそは、帝國海軍航空史上に一新紀元を劃するものであつた。ショートは當時二十七歳の少壯飛行家であり、米國豫備役陸軍中尉の肩書を持つてゐた。上海駐在帝國總領事は彼れの行爲を以て違法なりとし、米國總領事に對し注意を喚起する所があつた。

當時支那の空軍は其の全勢力を杭州に集中してゐたので、我が軍は敵の本據を屠ふるべく、二月下旬、第一航空戦隊所屬攻撃機九機・戦闘機六機は曉霧を衝いて杭州上空に達し、折柄地上に居合せた敵機五機及び諸施設を完全に破壊した。續いて敵機數機と交戦し其の二機を撃墜し、一機は火を發し辛うじて杭州郊外なる新飛行場に逃れた。此の敵機の行動により、圖らずも新飛行場の所在を知り、且つ敵の十餘機を發見したので直ちに第二次空襲が敢行され、攻撃機・戦闘機各六機は新飛行場上空に飛んだが、其のとき敵機は既に逃れ去つて姿を見せず、依つて諸施設を完全に破壊して引揚げた。此の一舉敵の三機を撃墜し、地上にありしもの少くも九機を破壊し、之により江南の制空權を確實に我が手に收め、大に帝國海軍の航空威力を發揮した。

## 最後の總攻

二月二十七日支那側は、英國支那艦隊司令長官を介して休戦交渉の意あるを傳へた。依つて第三艦隊司令長官は英國艦隊司令長官立會の上、第十九路軍代表者と會見したが、支那側に誠意がなかつたので、交渉を打ち切り、我は既定の方針により三月一日から總攻撃を開始した。

此の日朝來快晴、勇み立ちたる我が軍は、師團攻撃の重點を江灣鎮西端陣地に選び、早朝より飛行機の爆撃を以て總攻撃の火蓋を切つた。次で第一線部隊の前進となり、戦況は刻々我に有利に展開され、堅固なる敵陣地は相踵いで

我が手に歸し、敵の第一線は脆くも潰え、敵は夜半に至り總退却を始めた。當日の戦闘に關し支那側戦記には、「我が軍死傷十ノ六一七、各團ノ各營・連全ク死傷セルモノ、全營・全連ノ官長悉ク死傷セル者アリ、士兵剩ス者十ノ一二」と記るし、又「正兵奇計ヲ論ゼズ、敵ヲ攻撃スルノ可能ナシ。午後九時乃チ痛ヲ忍ビ、撤退下令ヲ決セザルヲ得ズ（中略）。全隊ノ官兵悲泣痛憤セザルナク、深ク此ノ仇、此ノ恨ヲ慨ス。知ラズ何ノ年何ノ日カ倭寇ニ向ツテ報復センヤ」と支那一流の悲憤慷慨の言辭を弄してゐる。

前記の如く、第九師團の總攻撃は二月二十日から開始され、而も遅々として進まなかつたが、丁度壽府では二月十九日國際聯盟理事會が開かれ、其の席上三月三日に、上海事變に就き臨時總會を開くことが決定された。それ故成るべく速かに事件を片附ける爲め、第二天山兵が決せられ、第十一・第十四の兩師團が増派せしめられることとなつた。派遣軍司令官は白川義則大將であつた。

## 七了口の上陸作戰

派遣軍司令部及び第十一師團は二箇部隊となり、第二艦隊護衛の下に上海に向つたが、先發部隊は二月二十八日吳淞鐵道棧橋に上陸、後發部隊は翌二十九日揚子江に入つた。而して此の部隊は七了口の上陸のこと、決定された。七了口は揚子江の江岸にあり、二月以來北西の風連吹し、波浪高く敵前上陸には甚だ不適當なる地點であつたが、上海方面の戦況と國際情勢に鑑み、成るべく速かに時局を打開する爲め、増遣隊を七了口に揚げ、敵の側背を衝くことが計畫された。併し天候不良の爲め舟艇の交通杜絶すれば、此の計畫は全く畫餅に歸するを以て、陸海軍當事者の心痛は非常なものであつた。然るに幸ひにも、前日迄不良であつた天候は二十九日に至り恢復の兆見え、翌三月一日は風全く風ぎ、江上鏡の如く穏かであつた。而かも此の好天氣が數日續いたから、上陸作戰は何等の支障なく行はれた。

此の上陸が敵に大なる衝動を與へ、上海方面敵主力の總退却を促進し戦局に重大なる影響を及ぼした。因に、第十四師團は到着前事件が片附いたので、此の方面の上陸は軍に一部に限り行はれたに過ぎなかつた。



三月一日夜半より敵の退却を豫測した我が軍は、二日早朝より追撃に轉じ、三日午前南翔・眞茹鎮を確實に占領し、一部隊は午後嘉定に入つた。他方七了口に上陸した第十一師團は長驅南下、三日午後嘉定を陥れ、茲に兩軍の連絡が遂げられた。

尙ほ此の日、第一水雷戰隊による吳淞要塞の占領を記さねばならぬ。此の頃迄、吳淞鎮の敵は餘命を保つてゐたが、敵兵著しく減少の様子なので、艦隊では陸軍側と協議の上、三月三日を期して之を攻め、微弱なる敵を驅逐して附近一帯を占領した。之に参加したるは第一水雷戰隊・上海陸戰隊の一部及び陸軍部隊若干であつた。そこで上海附近又敵影なく、我が軍は嘉定・南翔の線に進出したので、第三艦隊司令長官は左の聲明を發して戰闘中止を公表した。

聲明

帝國海軍ハ、上海附近ニ於テ帝國陸軍ト共ニ、平和的手段ニ依リ帝國居留民保護ノ任務ヲ達成セント努力シタリシモ、此ノ見地ニ依レル我軍ノ要望ハ、不幸ニシテ支那第十九路軍ノ容ル、所トナラズ、遂ニ戰闘行爲ヲ惹起スルニ至レリ。今ヤ支那軍ハ當初要求シタル距離以外ニ退却シ、帝國臣民ノ安全ト上海租界ノ平和ハ茲ニ回復セラル、ニ至レルヲ以テ、本職ハ支那軍ニシテ對敵行動ヲ執ラザル限リ戰闘行爲ヲ中止セントス。

昭和七年三月三日

日本第三艦隊司令長官 野村吉三郎

之と同時に陸軍側でも白川軍司令官の名に於て、同じ意味の聲明を發し茲に戰闘の終結を見るに至つたのである。本事變に於て海軍側で最も願慮したことは、上海が特殊の國際都市であり、一步誤れば如何なる面倒な國際問題を

三月三日支那軍を指定区域外に驅逐し戦闘中止を聲明す

惹起するかも知れぬから、戰闘中でも一般の場合と異なり、多大の考慮を拂はねばならぬといふ點であつた。殊に開北方面にて飛行機を使ふ場合には、特に慎重の考慮を拂つたが、或る時は爆彈が誤つて米國軍の守備区域内に落下し、約二十名の支那人死傷者を出し、さらぬだに過敏になつてゐた米人の感情を甚だしく刺戟した。又或る時は支那軍の砲彈が上海埠頭に飛來し、折柄作業中の英國水兵二名・支那人數名の死傷者を出したやうな事件もあつた。この時英國は、「本件は日本軍が租界を軍事行動の根據地として使用するからだ」と抗議して來た。随分無理な言分と思はれるが、是等機微なる事件の數々に對し、何等國際的紛糾を生ぜしめなかつた所に、艦隊長官の人知れぬ苦心があつた譯である。

一方三月三日の壽府國際聯盟總會では、各國代表は日本の上海出兵に對し論戰すべく登場したが、開會間際に我が軍の戰闘中止の聲明が報ぜられたので(ジュネーヴと我國との間には約八時間、半の時差があるから好都合であつた)、總會は急に拍子抜けとなつてしまつた。

戰雲漸く收まつた三月十六日 天皇陛下には第三艦隊司令長官並に第二艦隊司令長官に左の勅語を下し給ふた。

勅語

上海方面ニ派遣セル陸海軍將兵ハ協心戮力寡以テ衆ヲ破リ行動機宜ニ適ヒテ克ク皇軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚セリ朕深ク其忠烈ヲ嘉ス

優渥なる勅語を拜した兩艦隊司令長官は、艦隊を代表し夫々奉答する所があつた。

四、日支停戰協定の締結

昭和七年三月十八日には上海新公園にて、海軍戰病死者の慰靈祭がいとも厳かに行はれた。次で四月二十九日天長の佳節に當り、新公園に於ける官民合同の祝賀式舉行中、爆彈事件ありて第三艦隊長官等も負傷したが其の詳細は之



を略し、茲には停戰會議に就き簡記すること、しよう。

停戰會議は日・支間の會議ではあるが、聯盟總會の決議に基き、上海に特別の利害關係を有する他の諸國、即ち主として英・米・佛・伊當局の援助を得て、戰鬪の中止及び日本軍の撤退に就き商議することになつてゐたから、日支兩國代表の外に、前記四國代表参加の上、三月下旬から上海で開かれ、五月上旬漸く最終の協定に達した。四國側参加の譯は、二月下旬聯盟理事會で採決された決議文を一讀すれば明らかである。即ち「事件ヲ迅速終局ニ導カンガ爲メ會議ヲ開クコト、右會議ニ於テ日本ハ政治的及領土的野心無ク、上海ニ於テ日本ノ獨占的利益ヲ主張セズ」云々といつてゐるから、略ぼ其の眞意が判ると思ふ。然し帝國は既に聯盟を脱退したので、茲には停戰協定の要旨を記するに留める。

### 停戰協定 (昭和七年五月五日公表)

#### 第一條

日本國及中國ノ當局ハ既ニ戰鬪中止ヲ命令シタルニ依リ、昭和七年五月五日ヨリ停戰ガ確定セラレ、コトヲ合意セル雙方ノ軍ハ、其統制ノ及ブ限リ、一切ノ且有ラユル形式ノ敵對行爲ヲ上海ノ周圍ニ於テ停止スヘシ。停戰ニ關シ疑ヲ生ズルトキハ、右ニ關スル事應ハ参加友好國ノ代表者ニ依リ確メラルベシ

#### 第二條

中國軍隊ハ(中略)迫テ取極アル迄、現駐在地點ニ駐マルベシ(下略)

#### 第三條

日國軍隊ハ昭和七年一月二十八日ノ事件前ニ於ケルガ如ク(中略)撤收スベシ(下略)  
(第四條以下略)

斯くて陸軍部隊は五月末日迄に全部上海より撤去し、海軍も逐次臨時増遣部隊を引揚げた。

野村第三艦隊司令長官も六月上旬上海を發し、同月二十四日東京、天皇陛下に拜謁仰付けられ、軍狀奏上、優渥なる御沙汰を賜はり、茲に上海事變の幕を閉ぢた。

然るに昭和十二年七月七日、北支に於ける蘆溝橋事件の勃發に伴ひ、翌八月支那側の上海に於ける停戰協定の蹂躪から、再び上海事件を誘致し、遂に今次の支那事變を惹起するに至つたのである。

## 第十二章 海戦と文學

### 第一節 序 説

我國は島國でありながら、古來海洋文學に甚だ乏しい。尤も彼の紀記にも海に關する傳説があり、萬葉集その他の歌集にも「水」に因める幾多の名歌も存するといふ事ではあるが、少くとも英國などのものと比較すべきものは皆無であると言はねばならぬ。況んや海洋文學の一部たる海戦文學に於てをやである。

素より我國の歴史中にも、海戦乃至准海戦の記事は屢々見るところであつて、先づ神武天皇の東征を始め、天智・齊明兩朝に於ける朝鮮との交戦、神功皇后の三韓征伐、源平時代の海賊討伐及び瀬戸内海に於ける海戦、文永・弘安時代に於ける元寇に對する防禦戦、降つて戰國時代の所謂倭寇、豊臣秀吉の朝鮮征伐、幕末時代の諸列強の我が邊境窺覷、明治維新前後の海上戦等は、其の顯著なるものとして數へ得られるであらう。

されば若し我國歴代の文學者にして、彼の英國が海を國民に紹介し海國民たるの思想を普及せしごとくに、是等の海戦を取扱ふたならば、たとへしエークスピアの他の各詩人が海洋讚美の名著を残し、英國人をして海外發展に邁進せしめた如くには行かなくとも、尠くも彼の源平盛衰記・平家物語又は太平記の著者くらゐの麗筆を以てせば、



優に立派な海洋文學が生れたこと、思ふ。従つて或は英國の如くに、夙に海外雄飛が行はれてゐたかも知れぬ。尤も歴史に表はれたる人々の中、或る一、二の指導的立場にあつたもの以外は、元々海外發展の方策など胸中に持たなかつたのであるから、今少しく露骨に言ふならば國內蟄居を政策とした人が多かつたのであるから、之に追隨せる文學者が、這個の事柄を筆にしまかつたのも無理はなからう。

島國として發展せんと欲せば、言ふ迄もなく、必ずや先づ海に出なければならぬ。即ち交通運輸と漁獵とが、當然其の前提たる可き業務であるからである。明治維新以降、一方諸列強に迫られて國を開いたことは事實ではあるが、又他方にも自發的開國の勢ひにもなつてゐたのである。即ち先覺者が外國の諸事情を知ることによつて、始めて我國はいつ迄も鎖國主義を墨守するの非なるを痛切に感得すると同時に、我國はいつ迄も島國に止まつてゐてはならぬことを自覺し、茲に開國と同時に積極的國策を採ることになり、所謂「開國進取」の言葉さへ生ずるに至つた次第であるが、之に次で或は大陸に或は大洋に好むがまゝに、各方面に向つて進出するの氣運が濃厚となり、遂に明治六年の征韓論や同七年の臺灣征討などの擡頭を見るに至つた譯である。

是に於て一方、大陸發展を説くものは、多くは朝鮮及び支那事情乃至西比利亞に關する調査を行ひ、又は踏査を遂げ、又これを筆にするに至り、他方海洋進出論を懐くものは頻りに南支・南洋乃至千島開拓を著述などの上に表はした。之を日清戰役前の我が海軍人士中に求むるときは、支那のことに就ては海軍大尉曾根俊虎、海洋の事に關しては同郡司成忠を推すことが出來よう。而して事蹟が花々しかつただけに、後者が特に有名である。

日清戰役後に至りても、海外發展の言論は二派に別れて、好むところに従つて盛んに大陸發展や南進論を鼓吹し、恰も現代の輿論そのまゝを思はせるものがあつた。而して又これが各々の著述の上によく表はれて居る。而してその趨勢は日露戰爭まで續いた。

されば海洋文學とも謂ふべき冒險小説・稗史・翻譯書なども、此の間に簇出して盛觀を極めて居る。即ち我國に於ては此の種文學の旺盛時代として、明治二十年代を推すことが出来るのではなからうか。尤も其の情勢もあり、日清戰役の影響もあつたと見えて、多少衰へたにしても、明治三十五、六年五月頃に至つて著はされたもので、燧洋高橋鐵太郎の「海洋審美論」の如きは、いかにも表題こそ優美ではあるが、なほ自ら其の内容中には海洋發展の強き叫びがあつて、今之を繕くも猶ほ人をして感奮興起せしむるに足るものがある。而して當時幾何の人が之を手にしたかを審かにしないが、斯界に向つて相當の効果があつたであらうと考へる。

## 第二節 海戰に關する著述

以上は海洋一般に關するもので、謂はば海洋文學を概説したに止まるが、實際に當嵌まる一般海戰文學とも謂ふものは、凡そ左の如く大別することが出來よう。

- 一、海戰を含む内外國の正純なる歴史及び戰史、此の中には幾多の文學が織込まれてゐるのが普通である
- 二、小説・紀行文・隨筆にして海戰・海洋に關する冒險的行爲並に其の他に觸るゝもの
- 三、海戰・海洋自體に關する稗史・物語・挿話・談片等
- 四、同上の關係にある映畫・劇
- 五、詩歌(軍歌)・俗歌・琵琶歌その他の音曲類

第一に屬するものは、我國に於ては明治初年頃より、同三十三、四年頃まで盛んに學生間に讀まれし「ネルソン傳」を始めとし、清佛戰爭・智利祕露海戰記・英佛聯合北清聯合戰史等がある。

又我國の海戰に關するものとしては、日清戰役及び日露戰爭に關する官撰の戰史を始めとし、坊間刊行の戰史も幾



多あつて、之に依り海事思想の鼓吹されたことは著しいものである。

第二に屬するものは、明治十年代から同二十年代にかけて、翻譯文學としての小説が多く、其の中には「海底軍艦」。「北極探險」などいふものもあり、其の他少年向きの冒險談のものも少くなかつた。此の時に當り、宛も軍艦敵傍の不可思議なる喪失事件があり、旁々之を題材として所謂南進策などを鼓吹するものが多かつた。是等は今日から見ても興味多き事柄である。

第三に屬するものとしては、茲に其の優劣如何を論ずることを止め、實際世の中に廣く讀まれたと思惟する著書を列擧すると左の如くである。

日清戰爭に關する所謂「海軍もの」としては、海軍中將子爵小笠原長生（當時大尉）の「海戰日録」及び「軍事談片」あり、日露戰爭に關するものには、海軍大佐水野廣徳（當時中佐）の「此の一戰」、海軍少尉市川惠治（海軍の號を有す）の「殘花一輪」が特に著聞してゐるやうである。從つて其の内容に就ては、茲に絮説するの要はなからう。

尙ほ日露戰爭關係のものには、此の他に東郷（吉太郎）海軍中將（當時中佐）の「掃露餘風」、江森泰吉の「（海軍の號を有す）軍陸戰重砲隊」等がある（後年に至りて發刊せし書。篇に就ては茲に觸れず）。

世界大戰に關するものとしては、地中海戰に従軍せる海軍主計大佐片岡覺太郎（當時主計中佐）の「平和の海より死の海へ」があり、之は一種の地中海戰記と謂ふべき好隨筆と評されて居る。

昭和七年の上海事變に於ては、海軍大佐有馬成甫の「上海陸戰隊」がある。

第四の映畫・劇・琵琶歌・浪速節等に關しても、日清戰役以後のものに就て多少存在するやうであるが、後世に残すに足るやうなものは甚だ少いやうである。



### 第三節 海軍に関する軍歌

帝國海軍に関するものとしては、勿論軍歌とは言へないであらうが、俗歌としての「日清談判破裂して」なる欣舞節が最初であらう。之は酒席などで盛んに謡はれたもので、其の句中に、「品川乗り出す東艦（實際には吾妻と記しあり）、續いて乗り出す浪速艦」とあり、斯様に軍艦の名を讀込んだものとしても蓋し嚆矢であらう。

之は明治十七年の天津條約締結のとき、若し彼我の間に談判不調となつたならば、支那を膺懲すべしといふ意氣で、當時之を作つて謡はれたものであらうが、恰も明治二十七、八年の日清戦争を讀んだかの如く思はせるものがあったので、同戦役中にも大に流行した。

其の後、日清戦争の始まるまでは、海軍に関する歌謡は軍歌にも俗謡にも、特に目立つものは出なかつやうであるが、愈々該戦争が始まるや、軍歌は雨後の筍の如く簇出した。而して多くは民間や文部省系統から作者も作曲歌も出たやうである。因に、日露戦役後から昭和十二年の支那事變勃發までは、軍歌は比較的不振の境に沈淪し、しかも其の少數の産出も大部分は軍隊内からであり、又歌ふものも軍人であつて、従つて其の時代の人々は、軍歌は軍人の所有かの如き感を懐かしめるに至つた。

さて明治二十七、八年日清戦争が始まるや、軍歌は非常の勢ひを以て現はれて來た。恰も昭和十二年の支那事變と其の揆を一にするのも興味あることである。當時は前述の場合と全く其の趣を異にし、今日と同じく主として軍歌は軍人以外のものが作り、而して軍人の士氣を鼓舞し、兼ねて國民の愛國心を向上せしめるものと思惟してゐたやうである。此の思想も亦た現在に於て回復されて來た如く思はれる。之が本筋かも知れない。

兎に角、雑誌や新聞や軍歌集に出た軍歌は、其の作者が文人であらうと否とに拘らず、傑作と思はれたものは音楽



家が勝手に作曲したもので、今日の如く其の版權に就き、何等の問題は起らなかつた。之れ人心が未だ單純であつて、今日の如く權利とか利益とか、經濟とかを離れてゐた證據でもある。それが爲めに現時に於ては、當時の作家も作曲家も多くは不明であつて、それが分つた場合には、現在では掘出しものでもしたかのやうに、新聞紙上を賑はすといふ奇現象を呈してゐる程である。

今此の種類のもので、戦争當時相當に流行し、且つ今日まで歌ひ續けられてゐるものも尠くない。昭和十二年支那事變勃發以來近頃珍しくも軍歌熱勃興し、再び往年の如く盛んに軍歌の流行を見て居るが、其の中に交りて以前の軍歌にして、今猶ほ併び謡はれてゐるものも相當存する。之れ蓋し其の作詞・其の曲譜の、共に尋常ならざるものあるを立證するものである。

斯くて是等が長き期間に互つて、不知不識の間に國民の心裡に海事思想を植ゑつけたことは實に夥しいものであつて、之を思ふとき、實に文學の力の偉大さが今更の如く感得される譯である。たとへば、彼の兒童等が軍艦の寫眞とか海戦の繪に接するとき、思はず彼の「軍艦マーチ」を口ずさむ如きは好適例である。世の老若男女を問はず、貴賤貧富を論ぜず、苟も琴線に觸れる程の名歌なり、名曲なりに至つては、其の感動力従つて感化力の強きこと實に偉大なるものが存する。

左に掲ぐるは、單に一小部分に過ぎず、又選擇必ずしも其の當を得たるや否やを知らずと雖も、少くも其の梗概を知るに足ると思ふ。

古き軍歌一覽表

一、豊島の戦樂（譜）

二、黄海の大捷（樂譜なし）

三、黄海の戦（樂譜）

四、坂本少佐（樂譜）

五、勇敢なる水兵（樂譜）

六、水雷艇（樂譜）

七、威海衛（樂譜）

八、第一回旅順口攻撃及び仁川沖海戦の歌（樂譜）

九、第四回旅順口攻撃の歌（樂譜）

十、第七回旅順口攻撃の歌（樂譜）

十一、閉塞隊の歌（樂譜）

十二、旅順港外海戦の歌（樂譜なし）

十三、八月十日の海戦（樂譜）

十四、蔚山沖の海戦（樂譜）



坂元少佐

Musical score for '坂元少佐' (Sakamoto Shosaburo). It consists of four staves of music in G major, 2/4 time. The melody is written on the top two staves, and the accompaniment is on the bottom two staves. The piece concludes with a double bar line.

勇敢なる水兵

Musical score for '勇敢なる水兵' (Courageous Sailors). It consists of four staves of music in G major, 2/4 time. The melody is written on the top two staves, and the accompaniment is on the bottom two staves. The piece concludes with a double bar line.

豊島の戦

Musical score for '豊島の戦' (Battle of Isumi). It consists of eight staves of music in G major, 2/4 time. The melody is written on the top four staves, and the accompaniment is on the bottom four staves. The piece concludes with a double bar line.

黄海の戦

Musical score for '黄海の戦' (Battle of the Yellow Sea). It consists of four staves of music in G major, 2/4 time. The melody is written on the top two staves, and the accompaniment is on the bottom two staves. The piece concludes with a double bar line.



海濱 第一回旅順口攻撃及仁川沖海戦の歌

キタヨリ ワーター ルクローフモ ニ  
 アシヤノ ラハヒモークラシ  
 イグハーラ ハント タツハーヤテ  
 ハヤチゴ トクワカカンタイ  
 ナーミラケラチチススミユク

快活 第四回旅順口攻撃の歌

カシシノ リーラニホシトビチ  
 ホノホノ フクルーヨルノクミ  
 ヤーテツザシノキキトホク  
 タナヒキワークルクロケムリ

水雷艇

(1)調 5 5 1 5 | 1 3 2 - | 5 5 5 1 | 3 2 2 - |  
 ふ び 7 う 2 き は ふ び 5 1 | ん せ き  
 5 5 1 7 | 6 6 6 - | 3 3 2 1 | 2 2 1 - |  
 こ 5 は 2 6 6 6 6 | は い も 1 | こ は 3  
 5 5 5 3 | 4 3 2 1 2 2 | 3 5 1 3 | 2 2 0 |  
 た っ 6 5 | 1 2 3 3 | 5 - 3 2 | 1 - 0 :||  
 5 5 1 2 2 2 | 5 3 5 5 2 - | 3 3 3 1 1 3 | 2 2 2 2 5 5 |  
 1 4 1 1 3 9 | た ま せ せ | せ せ し たい せ | 7 5 1 小 坂 15  
 6 1 2 1 | 2 4 5 5 | 6 5 4 3 2 2 | 5 - 0 :|| 1 - 0 :||  
 た 5 2 5 | の 5 - め く 大 7 4 9 2 1 8 | た

威海衛

(1)調 5 5 1 5 | 1 3 2 - | 5 5 5 1 | 3 2 2 - |  
 ふ び 7 う 2 き は ふ び 5 1 | ん せ き  
 5 5 1 7 | 6 6 6 - | 3 3 2 1 | 2 2 1 - |  
 こ 5 は 2 6 6 6 6 | は い も 1 | こ は 3  
 5 5 5 3 | 4 3 2 1 2 2 | 3 5 1 3 | 2 2 0 |  
 た っ 6 5 | 1 2 3 3 | 5 - 3 2 | 1 - 0 :||  
 5 5 1 2 2 2 | 5 3 5 5 2 - | 3 3 3 1 1 3 | 2 2 2 2 5 5 |  
 1 4 1 1 3 9 | た ま せ せ | せ せ し たい せ | 7 5 1 小 坂 15  
 6 1 2 1 | 2 4 5 5 | 6 5 4 3 2 2 | 5 - 0 :|| 1 - 0 :||  
 た 5 2 5 | の 5 - め く 大 7 4 9 2 1 8 | た



八月十日の海戦

活潑 =

ヒ ハ サン カン ノ カ ゲ タ ケー テ  
 ナ ミ ノ ア ヤ オ ル ワー タ ノ ハー ラ  
 ハ ル カ カ ナ タ ニ イー チ マ ツー ノ  
 ア ハ キ ケ ム リ ハ ミー エ ソ トー ト。

蔚山沖の海戦

ウルサン オキノー オキトホク  
 タナビキ ワー タル クロケム リ  
 ミナミヨサレナーススミクル  
 カノサンセキヨ ミヨヤミヨ

第七回旅順口攻撃の歌

輕快 =

ソコクハイマヤノニヤマニ  
 サクラノクモヤクナビカソ  
 トキハレガ(讀き) シニニチ  
 ハルサトヤブルヨシシス  
 サーチヨイトノイナツマエ  
 オホロニナミヲチラスナリ

閉塞隊の歌

感傷 =

マクカノツーキノカゲキエテ  
 コフアサンアーンノクナバラヲ  
 シーチニノリイルワーネゴセキ  
 アーハレシケジュシチエーシ



一、豊島の戦

第一節

鷗のはやしに風立ちて ゆききの雲の胸はやし  
吉野、浪花、秋津洲 探る牙山の道すがら  
七月二十有五日 あかつきふかく立つ霧の  
ほのかに見ゆる敵艦は 名に負ふ清遠、廣乙號

第二節

打ち出す無量の弾丸に 怒るは人と神のみか  
浪さへあらぶる豊島海 我が軍いかでかためらはず  
互にたふかふ程もなく 逃ぐるか卑怯の彼の二艦  
追へどもおへども散々に のがれ行きしぞあはれなる

第三節

忽ち見ゆる二艘のふね 牙山をさしていそぐなり  
勝ちに乗りたる我がふねの 進みすゝみてとりまけば  
あはれや白旗高く立て 先づこそ降れ操江號  
打ち出す我が砲一發に 高懸號は沈めたり

第四節

折りしも波風をさまりて 清きらつばの聲おこり  
ひがしの空をあふぎつゝ 世界を動かすかちどきは

大孤の沖なる藻屑となりて 其他の船まで皆にげ散りぬ

第三

そもくこの日の大戦争は トラファルガルなる昔のいくさ  
クリミヤ當時のたふかひととも 三舍をさくべき愉快な勝利

第四

あゝ我が海軍榮譽はたかし 嗚呼我が皇國威光はてれり  
黄海あすとも其名はあせじ 黄海かるとも其名はかれじ

四、坂本少佐

第一

煙か浪かはた雲か 遙に見ゆるうす煙  
海原遠くながむれば 嬉しやまさに敵の艦

第二

あふるゝ勇氣おさへつゝ 待ちにまちつる敵の艦  
砕きてうちて黄海の 藻屑となさん時の間に

第三

とどろく砲の音すこく さかまく浪の音荒く  
海洋島の沖つ邊に はげしき戦起りたり

第四

艦の中にも赤城艦 艦は小さくかよわきも

天皇陛下萬萬歳 日本海軍萬萬歳  
このいさましき勝どきぞ 征清軍のはじめなる

二、黄海の大捷

頃は菊月なれば過ぎ 我が帝國の艦隊は  
大同江を艦出して 敵のありかを探りつゝ  
目ざす所は大孤山 浪を蹴立てゝ行路に  
海洋島のほとりにて 彼の北洋の艦隊を  
見るより早く開戦し 或は沈め又は燒き  
我が砲撃に彼の艦は 跡しら波と消失せぬ  
忠勇義烈の戦に 敵の氣勢を打ち挫き  
我が日の旗を黄海の 波路に高く輝やかし  
功績をなして勇ましく 各艦ともに擧げ競ふ  
凱歌は四方に響きけり 凱歌は四方に響きけり

三、黄海の戦

第一

経遠致遠とたゞわれたけく 名のりて誇れど其かひなくて  
おのれが國だに守りもあへず あはれにはかなく砕かれうせぬ

第二

超勇揚威も其名はむなし 勇氣もなければ威さへもあらず

鐵よりかたき心もて 士卒は艦を進むなり

第五

弱きをねらふ敵艦は 左に右に寄せくるを  
續きて放つ我が砲に 敵の甲板人もなし

第六

凄けやうてや敵の艦 残る艦なくならんまで  
胸をばたてに身を的に 進めやうての聲高し

第七

飛びこし敵の弾丸は 音凄まじく砕けたり  
今までありし艦長の 姿は見えず成りにけり

第八

砕けやうての號令は 士卒の耳に残れども  
今までたちし艦長の 姿は見えず成りにけり

第九

かよわき艦を進めつゝ まされる艦と戦ひて  
はえあるいくさに艦長は 榮ある死をばとげにけり

第十

其身はよしやくちぬとも 譽はくちじ千代八千代  
赤城の艦の名と共に 赤き心ぞうたはれん



五、勇戦なる水兵

第一 煙も見えず雲もなく 風も起らず浪立たず  
鏡のごとき黄海は 曇りそめたり時の間に

第二 空に知られぬいかづちか 浪にきらめく船づまか  
煙は空を立ちこめて 天つ日かげも色くらし

第三 戦今やたけなはに つとめつくせる勇者の  
尊とき血もて甲板は から紅にかざられつ

第四 彈丸のくだけのとびちりて あまたの傷を身におへど  
其たまの緒を勇氣もて つなぎとめたる水夫あり

第五 副艦長のすぎゆくを 痛むまなこに見とめけむ  
苦しき聲をはりあげて 彼はさげびぬ副長よ

第六 呼びとめられし副長は 彼のかたへにたすめり  
聲をしぼりて彼は問ふ まだ沈まずや定遠は

第三

おぼろながらも星影に 見ゆるはたしかに定遠號  
いで一うちと躍り立つ 將士の心ぞ勇ましき

第四 たちまち下る號令の もとに射ちだす水雷は  
天地も震ふ心地して 目ざす旗艦に中りたり

第五 はしる稲妻打つあられ おそはどおそへ我船を  
神はいかでか義に背く 敵の勝利を守るべき

第六 見よ定遠は沈みたり 見よ來遠は沈みたり  
おとにひびきし威海衛 はや我ものぞ我が土地ぞ

第七 あゝわが水雷艇隊よ 汝のほまれは我軍の  
光と共にかゞやかん かゝる愉快はまたやある

第八 敵の關門やぶれたり 敵の海軍ほろびたり  
わがさすところ今ははや 四百餘州もなにならず

七、威海衛

第七

副長の眼はうるほへり されども聲は勇ましく  
心やすかれ定遠は 戦ひがたくなしはてぬ

第八 きゝえし彼は嬉しげに 最後の微笑をもらしつゝ  
いかでかたきを討ちてよと いふ程もなく息たえぬ

第九 皇國につくす皇軍の 向ふ所に敵もなく  
日の大御旗うら／＼と 東の洋をてらすなり

第十 まだ沈まずや定遠は 此言の葉は短かきも  
皇國をおもふ國民の 心に長くしるされむ

六、水雷艇

第一 月はかくれて海くらき 二月四日の夜の空  
やみをしるべに探り入る 我軍九隻の水雷艇

第二 目ざす敵艦しづめすば 生きて歸らじ退かじ  
手足は弾にくたくとも 指は氷にちぎるとも

風のつるぎは吹雪をつんざき 砲煙明び砲門氷る  
虎はおかに伏す百尺崖 龍雲に潛む鳳林集  
雷電へきれき天地に轟き 砲臺潰え艦隊沈む  
波は収まる劉公島 白旗なびく鎮北號  
四百餘州の玉の緒を 結びし臺場に繋ぎし艦に  
忽ち閃く朝日の御旗 日本帝國萬歳の  
凱歌は北京を揺り動かして 偏く世界に震ふなり

八、第一回威海衛口攻撃及び仁川沖海戦の歌

一、北よりわたる黒雲に アジヤの空は日も暗し  
いざ拂はんとたつ疾風 疾風の如くわが艦隊  
波を蹴たてゝ進み行く

二、二月八日の眞夜中を 旅順に迫る驅逐隊  
夜目にかなたを見渡せば 港の外に敵の艦  
山と連なる影黒し

三、狙ひて放つ水雷は 波つんざきて命中し  
かのレトウイザン、チェザレウイチ 外一二隻したゝかに  
痛手負ひたり氣味よくも

四、あくる日われの艦隊は 海を蔽ひてあらはれつ  
逃げおくれたる敵艦に 彈丸の雨をば注ぎかけ



第五編 明治海軍戦役事變の梗概

悠悠として引き上げぬ

五、時は同じ日海戦の 所はかほる仁川沖

ロシアの二艦ワリヤーク コレット號を撃ち撃つ

わが一隊の勇ましや

六、敵はたまらず逃げひそむ ひそむ間もなく天地の

崩るゝ如き響して コレット號は沈んだり

ワリヤーク號も沈んだり

七、さいさきめでたきいくさかな あはれ榮ある勝利かな

日本海軍萬々歳 日本帝國萬萬歳

萬歳萬歳萬萬歳

九、第四回鹿角口攻撃の歌

第一章

一、旅順の空に星飛びて ほのぼの明くる夜の海

老鑛山の沖遠く たなびき渡る黒煙

二、敵の驅逐の六隻と 見るより甲の驅逐隊

朝潮霞 曉は 荒波蹴立て進み行く

三、萬雷一時に落つる如 互に彈丸を浴びせつゝ

あなたこなたに入り亂れ 銃々相摩す艦と艦

四、をりしもあれや曉の 汽鐘を破りし敵の彈丸

渦巻く煙見るよりも 六隻ともに突き来る

五、怒猪なせる曉は 蹴破る波の音凄く

敵の間に突き進む 縦横無盡に荒れまはる

六、わが勢に敵し得ず 汽鐘を損じ火を起し

悲鳴を揚げてみにくも 通れ去りたり敵の艦

第二章

一、機械水雷沈めつゝ 歸るや乙の驅逐隊

港の外に出であひし 敵の二隻の驅逐艦

二、吹雪はげしき大空に 幾羽の鷹の搏つが如

砲火は互に入り亂れ 海は炎の波ぞ湧く

三、虎口通れし一隻は 濃煙立てて逃げ去りぬ

あとに残れる一隻は いかで通さん遭すべき

四、白日敵の要塞の 砲火の下に戦ひて

捕獲なしつる敵艦に さつと立てたる日章旗

五、網曳き延べて曳き来れば 恰も蜂の巢の如き

彈丸の痕より水漏りて 見る間に艦は沈み行く

六、艦諸共に沈めじと わが日の御旗とりをさめ

朝の海を勇ましく 歸り合しぬ本隊に

第三章

一、春まだあさき黄海の 海原寒き朝風に

日の大舞旗ひるがへし 旅順を撃つやわが艦隊

二、砲煙天を蔽ひつゝ 間接射撃をまじく

物海灣も黄海も 砲の響に波ぞ立つ

三、健氣に出て来しノーウィック パーヤン従へ逃げ入りつ

老鑛成遠黄金山 敵の砲撃かひもなし

四、威遠種子の砲臺は 見る見るいたくきすつきぬ

煙焔天に漲りて 旅順の街あはれなり

五、開戦このかたうちつゞき 旅順を攻むる事四度

敵は健氣にたゝかへど わが攻撃に敵し得ず

六、攻むるに難き旅順口 守るに易き要害と

敵のたのみもあだなれや 見よわが軍の勝いくさ

一〇、第七回鹿角口攻撃の歌

一、祖國は今や野に山に 機雲やたなびかん

時は四月の十二日 春雨けふる旅順口

サーチャイトの電も おぼろに波を照すなり

二、よきをりなりとわが軍の 第四第五の驅逐隊

蛟龍丸と第十四 水雷艇隊港口に

迫りて機械水雷を 沈めたるこそ不敵なれ

三、ほのぼの明る十三日 われの第二の驅逐隊

第十二章 海戦と文學

敵の二艦に砲火をば 浴びせかくればたちまちに

一艦沈み一艦は 港内指して逃げ入りぬ

四、やがてパーヤン、ノーウィック、ヂヤナ、ポベータ、アスコリド

ボルタワ、ペテロパウロウスク 勢猛く攻め来る

おゝあつばれと第三の 戦隊やをら應戦し

五、東南およそ十五里の 遠き沖邊に誘ふや

とさす濃氣をかき分けて むら山なせる第一の

戦隊どつと顯はれぬ 敵はじと逃げ走る

六、それ逃すなとわが艦隊 進みに進み追ひかくる

その時敵のまつ先に たちたるペテロパウロウスク

前夜にわれの沈めたる 水雷にこそまゝつたれ

七、爆發一聲黒煙 黄なる煙のむら〜と

黄金山よりなほ高く のぼると見るまにかの艦は

砕けて波に沈んだり 提督マカロフ乗せしや

八、あわてふため敵艦は 港内深くみだれ入り

前古稀なるいさをしに 光そへたる日の旗は

煙吹きとく黄海の 春風にこそなびきけれ

一一、閉塞隊の歌

一、八日の月の影消えて 黒闇開の海原を



第五篇 新治維新海軍戦役事變の梗概

- 一、死地に乗り入る船五隻 あはれ七十七勇士
- 二、舟の進みに碎かれて 夜目にもしるき波の花
- 三、つとめは重し身はかるし 旅順の港塞がんと
- 四、探海燈は闇を射て 千筋の稲妻ひらめきつ
- 五、萬死の中に生を得て わが船沈め歸りしは
- 六、思ひのまゝに閉塞を 爲し遂げざりし口惜しさ
- 七、三月二十七日の 午前三時も程近し
- 八、砲火は雨と降る中を わが船四隻進み入る
- 九、四隻おのゝ壯烈を きはめし中に三度まで
- 十、爲すべき任務遂げたれど 残れる水路塞がんと
- 十一、一回更に又一回 加はる意氣は天を衝く
- 十二、五月三日の朝三時 東南の風強くして

一、二、旅順港外海戦の概

- 一、港塞がれ艦沈み 陸の國の解け難く
- 二、旅順の港脱け出でし 敵の要害旅順口
- 三、最後の活路求めんと うたれんことの苦しさに
- 四、いたみし艦を修復しつ 閉塞船をうち碎き
- 五、わがますらをの心には 君と國との外あらず
- 六、あゝ三回のこの壯舉 忠勇義烈の振舞は
- 七、一回二回三回に 此に全く功成りぬ
- 八、探海燈はこゝろと 砲火の響轟轟と
- 九、狂瀾怒濤何ならず 水雷砲火何ならず
- 十、いかで水火に屈すべき 閉塞のわざ爲し得たり
- 十一、山なす波濤わが船を 木の葉の如くもてあそぶ
- 十二、敵の防禦もいや増して 防材行手をさへぎりつ
- 十三、探海燈はこゝろと 砲火の響轟轟と
- 十四、狂瀾怒濤何ならず 水雷砲火何ならず
- 十五、いかで水火に屈すべき 閉塞のわざ爲し得たり
- 十六、されど四隻のますらをを 船諸共に影もなし
- 十七、わがますらをの心には 君と國との外あらず
- 十八、死生の境に入りながら 生を思はず死をも又
- 十九、あゝ三回のこの壯舉 忠勇義烈の振舞は
- 二十、赫々として千載の 後も青史を照すべし
- 二十一、夜も眠らでわが將士 封鎖の任務おごそかに

- 一、守り守れる海原ぞ いかでか容れん敵の艦
- 二、敵艦出づとの信號を 受くるや否や東の間に
- 三、煙天を掩ひつゝ 主力艦隊あらはれぬ
- 四、南下の策を破られて しどろもどろに敵艦は
- 五、砲臺掩護の下に逃げ 港に入らんひまもなし
- 六、老練山影暮れはてゝ 十日の月の影清く
- 七、み空をひたす黄海に 金波銀波ぞたち騒ぐ
- 八、探海燈に照り合ひて 晝より明かき月の夜を
- 九、わが驅逐艦隊は 疾風なして突進す
- 十、艦のめぐりにひれ落つる 敵陣雨より猶しげく
- 十一、波は柱と立ちあがり 砲撃股々耳を裂く
- 十二、いこへる驚をばし魔の 群がり搏つが如くにて
- 十三、さつと退き又進み 放つ水雷數いくつ
- 十四、天地をつんざく音すこく うづまきのぼる水煙
- 十五、わが八回の攻撃に 數隻の敵艦きすつきぬ
- 十六、戦やみて夏の夜の 早明けそむる海原に
- 十七、朝日の光うるはしく 光加はる日章旗
- 十八、一三、八月十日の海戦
- 十九、日は三竿の影たけて 波の文織るわたの原

第十二章 海戦と文學

- 一、はるかかなたに一抹の あはき煙は見えそめぬ
- 二、旅順の港脱け出でし 敵艦およそ二十隻
- 三、單縦陣を作りつゝ 北の方より走せ来る
- 四、逃る心をしづめつゝ をりを窺ふわが艦隊
- 五、敵のま近に寄せ来るや いざと進みて攻めかゝる
- 六、戦こゝろに始まりて 彼我撃ちかはす砲と砲
- 七、大空震ひ波騒ぎ 硝煙こめて日も暗し
- 八、ねらひたがはぬわが弾丸に 唯一散に逃げて行く
- 九、東南へ轉じつゝ わが勢は獅子奮陣
- 十、逃さじものと追ひかくる わが勢は獅子奮陣
- 十一、敵の前路にはだかりて 微塵になれと撃ちやぶる
- 十二、ほばしら折られ腹撃たれ 汽鐘わられし敵の艦
- 十三、提督さへも失ひて しどろもどろに散り亂る
- 十四、日は西山に入り果てて 引きわたしたる夜の幕
- 十五、幕にかくれておのがじし 敵の數隻は遁れたり
- 十六、あとに残れる敵艦は へさき反してもとの路
- 十七、わが驅逐艦水雷艇 あとをつけつゝ突撃す
- 十八、星影消えて夜は明けて さりげもあらぬわたの原
- 十九、はるか北へ行く艦の 煙は細し赫よりも



一四、蔚山沖の海戦

- 一、蔚山沖の沖遠く たなびきわたる黒煙
- 二、わが商船の數あまた 不法の彈丸の的となし
- 三、金州丸よ常陸丸 うち沈めたるそのをりの
- 四、三度濃霧にさへられて 取逃がしたる敵の艦
- 五、豊榮のぼる朝日影 光まばゆき海原を
- 六、雨よりしげくうち出す われの砲火を滾りて
- 七、重き痛手を負ひつゝも 逃ぐるやロシヤ、グロンボイ
- 八、幾百人の敵兵は 渦巻く波に漂ひて
- 九、刃向ふ敵に向ひては 鬼神の如く戦へど

十、かれが無道に報ゆるに われ人道を以てして 溺れ溺るゝ敵兵を 救ひし數は六百餘

軍艦旗の歌 (軍艦旗制定五)

(佐々木信綱歌)

- 一、旭日光輝赫奕と 四海を照らす軍艦旗
- 二、皇國の光と朝夕に 威力の表徴皇艦の表章
- 三、戦雲天にみなぎりて 橋頭高くひらめけば
- 四、大戦役に幾そ度 國威を四方に輝かし
- 五、東亞の天の黎明に 御旗かさせる艦艦は
- 六、明治の御代の制定に 千秋かをる菊の花

第六篇 對外關係

第一章 海軍軍縮史

第一節 華盛頓會議と海軍軍備制限

歐洲列國に在りては、第十七世紀頃、平和に貢獻せんとする和蘭學者グロチウスの軍備縮小會議唱道以來、軍縮會議は數次の大戦役後の平和會議に於て屢々試みられたが、遂に實現を見ずして近代に及んだ。即ち彼の維納會議・伯林會議及び第一回・第二回海牙平和會議等の如きは其の一例である。然るに大正三年(一九一四年)に起つた世界大戦終了後、華盛頓に於て列國間に初めて、海軍軍備制限に關する具體的會議が實施せらるゝに至つた。その經過を概記すれば次の如くである。

海軍軍備制限に關する列國會議

大正十年(一九二一年)七月十一日、米國政府は非公式に日・英・佛・伊の各國駐劄大使を通じ、「軍備制限問題並に之と關聯する太平洋問題及び極東問題を討議するため、追つて華盛頓に開催せらるゝ事あるべき日英米佛伊の五箇國會議に關する參加招請が正式になさるゝ場合、諸國は快く之を接受せらるべきや、豫め内意承知し度、並に右會議には支那をも參加せしむるを適當なるやに思考する」旨申出でしめ、又同時に支那に對しては別に太平洋及び極東問題のみの討議參加方に就き内交渉を進めた。

次で關係各國に於て其の異存なきを確めたる米國政府は、先づ對獨休戦記念日(十一月十一日)を以て會議開催の希望を通告し、八月十三日附米國大統領の名に依り、軍備制限會議參加方を招請して來た。その要旨は海軍軍備の縮



小・國民負擔の軽減・世界永久平等への寄與といふことであつた。

此の招請状は日英佛伊の四國に同文を以て發送され、支那に對しては單に太平洋及び極東問題會議のみへの参加を求めた。更に支那に利害關係を有する白耳義と太平洋上に領土を有する和蘭・葡萄牙の兩國にも、十月四日支那に對するものと同様の招請状を送り、而して其の同意を得た。かくて日英米佛伊の五大海軍國に、支・白・蘭・葡の四國を加へたる九箇國間には、大正十年十一月十一日を期し、華盛頓に於て軍備制限並に太平洋及び極東問題に關する大會議が開催される事となつた。是に於て帝國政府は、全權委員海軍大臣加藤友三郎等以下隨員を任命し、全權一行は十月十三日日本邦を發し米國に赴いた。

かくて華盛頓軍縮會議は、同年十一月十二日(初め十一日の豫定の處、當日は世界大戰に於ける米國無名戰士の國葬を爲むため、一日延期)午前十時三十分を以て、コンチネンタル・メモリアル・ホールに於て開催され、議場は参加各國の全權團・同隨員及び各國外交團・其の他新聞記者總員二千餘名を以て埋められた。開會劈頭に於て米國大統領ハーディングは會議招請の目的に就き、「此の會議は戰爭に疲れ抜きたる各國國民の要望に應じ、回復救済の欲求・國際情誼改善の渴望・永久平等保障の呼號に對する世界の叫聲である。従つて此の會議の結果は、人類の進歩と世界の運命とに影響すること至大である。而して破壊の失費を建設の用に轉じ、現在及び將來の人類に對し、一層善良高尚なる時代を作らんことを經世家に求むるものである」と警告し、次で「米國は各國全權委員を迎ふるに、斷じて利己的野心を以てせず、俯仰天地に愧づる所なく、不純の慾情を抱かざるは勿論、自ら征服を企圖する者にあらず、又他の征服を恐怖するものにあらず」と辯明し、更に進んで、「吾人は人類奉仕のために茲に會す、單純と正直及び名譽とを旨とし、戰火に依つて精鍊せられ、更に戦後の慘禍に由りて覺醒せる世界的良心に依つて成立する盟約を、爰に永遠に大書せんと欲す」と結んだ。

大統領の退場後、英國全權の發議に依り、米國全權ヒューズが滿場一致を以て議長に推された。次にヒューズ全權

は、就任の挨拶を述べたる後議長として會議の方針を闡明し、先づ軍備制限問題と、太平洋及び極東問題との不即不離の關係上、成るべく兩者並行の方法を執り、夫れ々委員を設けて之が解決を圖るも、余は直ちに焦眉の急務たる軍備制限問題の討議に入らんと欲すと提議し、且つ曰く、

米國全權の提議

「抑も軍備の制限は夙に米國の主唱せる所にして、前年既に露國の提議に基きたる第一回・第二回海牙會議に之を提議せるも、當時獨逸帝國政府の絶對的反對のため之が實現に至らず、前後八年の苦心も單に之を研究すべしと云ふ微溷的決議に止まりたるが、今日は世界の形勢上、最早研究・統計・報告乃至形式的調査に満足するを許さず、即日實行の具體案を要求するものである」と。

次で語を繼ぎ、「軍備制限の第一要義は海軍の制限にある。而して其の方法としては各國の負ふべき犠牲を最も公平に、而かも全く合理的ならしむるを要す。かゝる協定に達すべき必要なる基礎を定め、且つ之に依る相當の犠牲を分擔する前提として、先づ三大海軍國の現在勢力を考量するを要す。而して現在勢力には現存戰艦のみならず、現に建造中の戰艦をも加ふるを至當とす」と確信を語り、更に、「予は米國大統領の訓令に基き、米國全權を代表して茲に如上の概括的提言を超えて一步を進め、海軍制限協定の具體案を諸君に提出するの自由を有するを欣幸とす」と述べ、提案の要點を次の如く列舉した。

- 一、主力艦の建造計畫は、其の既に實行中のものと未著手のものとを併せ、一切之を放棄すること
  - 二、軍備縮小の精神を貫くため、更に老齡艦の一部を廢棄すること
  - 三、一般に涉りて關係各國の現在勢力を考量すること
  - 四、主力艦の噸數を以て海軍力測定の基準とし、之に比例して補助艦艇の勢力割當を行ふこと
- 右の四原則に基きて、先づ米國その者の縮小決定案を讀み上げ、之に伴ふべき日英兩國の廢棄豫定案を示した。之



に依るときは日英米三國の海軍制限率及び現在勢力は、概ね次の如くなる。

米國

一、一九一六年計畫による十戰艦・六巡洋戰艦中の既成艦一隻（メリーランド）を除き、残り十五隻、六十一萬八千噸を廢棄す

二、デラウエアア及ノースダゴタの二艦以外の老齡艦十五隻、合計噸數二十二萬七千七百四十噸の廢棄  
右二項の合計三十隻、八十四萬五千七百四十噸

英國

一、若干經費を支出せるも、未着手の改良フッド型四艦（竣工排水量合計二七〇〇〇噸）の建造停止（編者註、此の四艦は會議直前發表の紙上計畫のもの）  
二、第二線戰艦及びキング・ジョージ五世級以後の弩級諸艦十九隻、四十一萬一千三百七十五噸の廢棄  
右二項の合計二十三隻、五十八萬三千三百七十五噸

日本

一、未起工戰艦紀伊・尾張・七號・八號の四隻、並に巡洋戰艦五・六・七・八號の四隻の建造計畫拋棄  
二、進水済の戰艦陸奥、建造中の同土佐・加賀、合計三隻、及び建造中の巡洋戰艦天城・赤城の二隻、材料蒐集中の未起工艦愛宕・高雄の二隻、合計七隻、二十八萬九千九百噸の廢棄（編者註、是等及び長門等一五隻の主艦は所屬八八艦隊の基幹であつた）  
三、戰艦舞津以前の老齡艦十隻、十五萬九千八百二十八噸の廢棄  
右合計十七隻、四十四萬八千九百二十八噸（未起工艦は算入せず）  
以上三大國の廢棄艦合計は、主力艦六十六隻、百八十七萬八千四十三噸となる譯である（編者註、最終決定六八隻、米英日の海軍勢力制限）

右の協定成立の曉には其の三箇月以内に、三國の保有すべき主力艦の勢力を左の通り限定すること

米國 一八隻 五〇〇、六五〇噸

英國 二二隻 二九九、七〇〇噸

日本 一〇隻 六〇四、四五〇噸

代艦建造規定

一、第一次代艦は本協約成立後十年間は起工せざる事、即ち十年間の建艦休息期を作る。  
二、十年後に於ける主力艦の代艦噸數

米國 五〇〇、〇〇〇噸

英國 五〇〇、〇〇〇噸

日本 三〇〇、〇〇〇噸（編者註、英・米の各五に對し日本は三の比率となる）

三、主力艦の艦齡二十年に達したる時、其の代艦を建造すること

四、代艦として建造する主力艦は、其の排水量三萬五千噸を超えざること

終りに彼は語を改め、左の如く述べた。

「予は本案を提出するに當り、茲では單に大綱を示すに止め、其の細目は各全權委員に交付せらるべき正式提案に讓るものである。正式提案中には補助艦艇制限に關する規定あり、而して補助艦艇とは第一、巡洋戰艦以外の巡洋艦・嚮導驅逐艦・驅逐艦及び各種の水上艦艇。第二、潛水艦。第三、航空母艦の三艦種を指呼するものである。此の提案にして悉く受諾せらるゝに於ては、海軍競争による重荷は則ち除去せられ、隨つて莫大の金額は文明の進歩を助長する爲めに轉用せらるゝ事となり、而かも國防上適當の要求は閑却せられずして濟む次第である。

主力艦の代艦噸數



尙ほ各國は十年間の海軍建艦休日中に、其の將來の方針を考量すべき十分なる餘裕を持つ譯である。今日は各國が宜しく將來の海戦に對する準備を即時に停止せざる可らざる秋である」と。

以上を以てヒューズ全權は開會の式辭と具體案の提出とを開陳し終つた。世に所謂ヒューズの、「爆彈提議」と稱するのほ之である。

最後にヒューズ議長の發議に依り、五大國の主席全權、又は其の選びたる委員を以て「軍備制限委員會」を、又九箇國全權、若くは其の指名せる委員を以て「極東委員會」を組織して、各關係議事の進行を圖ることとし、同日午後零時三十分を以て、茲に第一回總會議を終つた。

十一月十五日第二回總會議が開かれ、前記決定の兩委員會の外に「總委員會」なるものを組織し、此の委員會に於て總ての問題を決議したる後、本會議に報告して最後の決定を示すこととなり、次で前回ヒューズ全權の提議に對し、各國全權の賛否の意思が表示された。其の要點は次の如くである。

## 各國全權の意思表示

英國首席全權（バルフォア卿）はヒューズ全權の提案に對して賛辭を呈したる上、その破天荒的英斷を稱揚し、英國は其の領土散在の關係上、防備の難易米國と同視し能はざる事情に在るも、米國案の主義精神及び誠心誠意に敬意を表し、其の主として攻撃の具たる戰艦艦隊を基準として、大縮減を行はんとするの最も合理的なるを賞し、只だ専門的見地よりして細目に關し多少の修正意見あることを仄めかし（例へば潜水艦保有量の減少の如き）、尙ほ人道上の觀點等よりして、米國提案の採用せられざる可らざる所以を論じ、自ら米國と均等の位置に甘んじ、米國案に賛成した。

日本全權（加藤友三郎大將）は（前略）主義に於て欣んで米國の提案に賛成す（編者註、口）る旨を開陳した。

日本全權の發言に續いて佛伊兩國全權は、何れも各自國の立場に於て率直なる所見を陳べ、特に佛國全權の如き其

の大陸軍の必要に關して云々する所があつた。

各國全權は各々意思表示後、會議の方法に就き協議を遂げ、總會議は五國全權を以て組織し、ヒューズを議長として之を公開するも、各委員會は秘密會とし、只だ議事の概要を公示することに決して茲に第二回本會議を閉ぢ、同日午後より軍備制限委員會を開催することとした。

## 比率問題の紛糾

此の委員會には各國全權全部出席して、先づ海軍軍備制限案調査の方法を協議した。而して自今米國のルーズヴェルト海軍次官を議長とし、英國のピーター元帥、佛國のルボン海軍中將、伊國のアクトン海軍大將、日本の加藤寛治海軍中將を首席とし、其の他各國三名宛の海軍士官より成る専門委員會を構成し、前掲米國提案の諸項目に就き審議し、その結果を總委員會に報告せしむることとした。かくて専門委員は累次に會議を開き審議を重ねたが、討議二週間に及んで尙ほ解決を見るに至らなかつた。然るに此の案の成否は、將來の國防に影響する重大問題なるが故に、我が専門委員の奮闘は到底當事者以外の想像だに及ばざる程であつた。而して其の一は日・米間に於ける現有勢力計算上の相違、即ち米國は既成艦たる戰艦陸奥を未成艦として廢棄艦中に加へ、日本の對米勢力計算に修正を要求したるに對し、我は對米七割を主張し、英は米に左袒し、佛・伊は傍觀の態度を取り、十一月三十日迄論難を續けたるも、日米の意見一致せざるを以て、我が加藤首席専門委員は其の決を全權委員に仰ぐべく、之をルーズヴェルト議長に具狀して其の贊同を得、茲に比率問題は専門委員の手を離れて、日英米全權の裁斷に移されることとなつた。かくても尙ほ我が専門委員の七割主張の通過見込なきを認識したる加藤全權は、之を正式要求として直ちに總委員會に提出せず、英・米全權との懇談に依り、所謂政治的に之を解決するの外なしと決心し、十二月二日三全權會合の席上、一應七割要求を主張したるも、英米の反對の強硬なること豫期以上なると同時に、日本としては米國側に對日挑戰的意圖なき實證を見るにあらざれば、六割の比率を以てしては國民を満足せしむる能はざるを以て、茲に新たに太平洋上諸



## 戰艦陸奥問題

海軍根據地の防備制限を力説要求し、終に之を容れしむるに至つた。

又我が全權は戰艦陸奥が既成艦たる以上、之を廢棄するは國民の感情上到底忍ぶ能はざる所以を強調し、ギヴ・ア・ンド・テークの方式に依つて英米に若干の保有量と質との増加を許すと共に同艦の復活に同意せしめるに決し、直ちに本國に之を打電して請訓し、以て先づ原則的比率を確定したる後、次の問題に移らうとした。

帝國政府は十二月十日、閣議を開きて加藤全權の請訓電報を審議の上、太平洋に於ける防備の現状維持を條件として、米國の原案を承諾すべき旨同訓した。是に於て加藤全權は同月十二日英米兩全權と會し、正式に六割割當の承認を通告し、更に前記兩交換條件に就て反覆力説し、次で同十四日防備の現状維持と陸奥の復活とを決定し、陸奥復活の代償として、英米側に戰艦各二隻づゝの増加を認むることとなつた。其の結果は翌十五日、概ね次の五項目に列挙して發表された。

一、日英米三國はヒューズ原案の通り、其の海軍の比率三・五・五を守るに同意した。而して之と同時に香港を含む太平洋上に於ける各國要塞、及び海軍根據地の現状維持を嚴守することを約定した。但し此の制限は布哇諸島・濠洲・新西蘭並に日本の本土を構成する諸島、若くは米國及び加奈陀沿岸に適用せらるゝことなく、是等の方面に於ては當該各國に於て完全なる自由を保留すること

二、日本は陸奥(三三、八〇〇噸)を保有し、其の代りに攝津(二〇、八〇〇噸)を廢棄す。日本は之が爲めに噸數のみならず、實力も増勢となるが故に、之に對して權衡を保ち、且つ原案の比率を維持する爲め、米國はコロラド及ウエストヴァージニア(共に三三、六〇〇噸)の二艦を保有し、其の代りにノースダコタ及デラウエアの二艦(共に二二、〇〇〇噸)を廢棄し、又英國は建造中の新艦なきを以て、三萬五千噸を超えざる新艦二隻を建造し、其の代りとしてキングジョージ五世型の四艦(各三三、五〇〇噸)を廢棄すること

三、右變更の結果、主力艦の最大保有量、英米の各五十萬噸、日本の三十萬噸を稍々増加して左の通りとすること

英	五二五、〇〇〇噸
米	五二五、〇〇〇噸
日	三一五、〇〇〇噸

四、主力艦に關する十年建艦休日、前記英米の増艦例外を除き、原案通り維持すること

五、廢棄と保有との孰れを問はず、主力艦に關する日英米三國の協定は、佛伊兩國の主力艦に關する協定の成立を條件とすること

斯くて主力艦に關する協定、即ち軍縮の原則は爰に三國間に成立した。

海軍専門委員會は、日英米三國間に軍備縮小の原則的協定の成立せる十二月十五日を以て解散せられ、新たに日英米佛伊五箇國の全權委員各一名と、専門委員各二名とより成る合計十五人の海軍審査委員會なるものが組織され、翌十六日から佛伊兩國の海軍比率の協定を開始した。開會の劈頭佛國全權サロー(此の時佛の佛全權二名は歸歐中)は、突如として佛國は一九二五年(大正十四年)より起工して毎年三萬五千噸戰艦一隻宛を建造し、十年後には戰艦十隻、三十五萬噸を保有せんとするものであるとて、一案を提出したのである。此の案は曩にヒューズの内示せる原案、即ち英米日、五・五・三、佛伊一・七五の比率に對して、佛のみ二倍の優勢となるものであつた。而して佛海軍の現有勢力は弩級型戰艦七隻(十六萬四千五百噸)にして、一般制限方針に據り條約上の割當六割とせば、十萬噸以下なるに對して、三十五萬噸の新銳艦を要求したのであつた。是に於てヒューズ全權は、之が政治的解決を企圖し、一方専門委員の論議中、歸歐中のブリアン首席全權を説いてサロー全權の提案を阻止し、十二月二十一日の會議に臨みて原案通り、日三、英米五、佛伊一・七五の比率に決定せしめた。但しブリアン全權はヒューズ全權への回電中にも「佛國は防禦的艦艇に於

## 比率決定



ては、其の國防の大方針上、主力艦と同じ比率に縮小する能はず、此の點は確かに本國議會の賛同を得る望みなきを以て、其の受諾不可能なることを豫め諒知あり度き」旨を明かにした。更に巡洋艦以下の比率協定に際し、佛國全權は再び其の要求を固執して、之が爲に會議の停頓約一箇月半に及んだ。

巡洋艦以下の各種艦艇に對するヒューズ案に於ては、主力艦と同比率にして概ね左の如くであつた。

	巡洋艦及び驅逐艦割當噸數	潜水艦割當噸數
米	四五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
英	四五〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
日	二七〇、〇〇〇	五四、〇〇〇
佛	一五七、〇〇〇	三一、五〇〇
伊	一五七、〇〇〇	三一、五〇〇

されば主力艦の比率を承認せる日英米は、確かに補助艦に於ても同一割當を甘受するものと豫期したる爲めか、佛國は、前記ブリアン回電の如く、之に對して独自の立場から、水上補助艦三十三萬噸、潜水艦九萬噸を以て、其の保有すべき艦艇の最低量なりと主張して各國の考慮を要求し、日英米三國の反對に對しても固く執つて動かさず、幾日かを此の論争に費した(編者註、此の數量は戰後佛國が一九二二年に樹立せる十二年總製造計畫に掲げたる噸數と同じ)。三國の反對理由は、佛の要求額は原案の二倍乃至三倍に上り、之に應ずれば軍備擴張となり、會議の精神に逆行するからであつた。其の後佛國の潜水艦増加の要求に對し、英國が人道論を高唱して其の全廢論を出だしたる爲め、議論は紛糾するに至つた。即ち英國の潜水艦廢止論に對し、佛伊兩國全權は強く反對し、日本も亦た之を支持した。而して米國全權は賛否を表示せず、唯だ自國の輿論を借りて全廢説の理由なきを肯定した。是に於て英全艦は潜水艦數量増加の曉には、其の防禦に當るべき補助艦の増加を要し、

従つて規定の制限を受くる能はずと論鋒を轉じたるも、會議は依然として進捗しなかつた。此の間米全權は大に苦慮し、遂に潜水艦保有量を、英米は六萬噸、日佛伊は各その現有量を以てせんとする折衷案を出だしたるも、三國の反對に遭つて果さなかつた。

十二月二十八日補助艦制限問題に就き、軍備委員會及び海軍審査會の聯合協議會が開かれた。席上佛國全權は本國の訓令に基き、潜水艦九萬噸、水上補助艦三十三萬噸以下の割當は、國防上受諾し能はざる旨を聲明し、英全權之に應酬し、論難多時に互つたが遂に協定を見るに至らなかつた。

仍つて招請各國全權は、輕巡洋艦以下に對し若干の新規定を設くるため、潜水艦の使用制限並に補助艦の軍艦最大噸數及び備砲制限の議案を提出した。本提案は十二月二十八日より翌年一月七日に至る數回の會合に於て漸く解決することを得た。即ち其の第一は米全權ルートの起草に係るもので、此の案に於ては潜水艦を商船の攻撃に使用するを禁止し、其の商船拿捕に關しては一般國際法に準據することを規定し、尙ほ毒瓦斯の使用禁止をも含んでゐた。而して日英米佛伊の五大國は之に賛成し、且つ其の他の諸國をも勧誘して之に参加せしめようとするものであつた。又第二は、巡洋艦軍艦の最大排水量を一萬噸に、其の備砲の最大口径を八吋に限定することであつた。

かくて殘餘の海軍問題は航空機及び航空母艦の制限のみとなつたが、航空機は軍用・商用兩種の區別不可能なりとの理由の下に制限せず、航空母艦のみに制限を置くこととなつた。之に關する米國の提案は、英米各八萬噸、日本四萬八千噸、佛伊各二萬八千噸であつたが、伊太利の抗議等により種々研究の結果、遂に左の如き決定を見るに至つた。

- 一、航空母艦軍艦の最大排水量は二萬七千噸、其の最大備砲は八吋口径八門以下たること
- 二、航空母艦の各國保有量は左記に依る

軍艦排水量  
及び備砲の  
制限



米	一三五、〇〇〇噸
英	一三五、〇〇〇噸
日	八一、〇〇〇噸
佛	六〇、〇〇〇噸
伊	六〇、〇〇〇噸

(編者註、英米日の比率五・五・三)

尙ほ軍備委員会は日米をして英に對抗せしむる爲め、特に日米兩國の廢棄主力艦中二隻を航空母艦に改造し、且つ其の單艦排水量を三萬三千噸迄引上ぐることを得せしめ、又本會議開催當日現存せる各國の該母艦は、試験的のものと見做し、規定總排水量以内に於て随時代換し得る規定を設けた。

太平洋防備制限問題

海軍軍備制限の附帶條件たる太平洋防備問題は之に次で審議せられ、一月十日英全權より其の區域を東經百八十度以西、北緯三十度以南赤道迄の範圍に限るべしとの修正意見があつた、之に依れば小笠原及び奄美大島の兩群島は其の内に入り、アリューシアン列島は其の外に出で、日本に不利なるを以て、再び論争が続けられたが、一月三十日第六回總會議に於て我が讓歩により遂に之が成立を見るに至つた。

是に於て海軍軍備制限及び太平洋防備制限の協約文は、二月一日を以て開かれたる第五回總會議に於て、極東問題決議案の次に上程可決せられ、更に二月六日第七回總會議(最終會議にして)に於て、條約として調印せられたのである。而して陸軍軍備制限は、第三回總會議に附議せられたるも、何等收獲を見ずして休會となつた。前記華府條約中の海軍軍備制限條約(華府條約)の内容を摘記すれば、左の通りである。

第一章に於ては、(一)各國主力艦の保有量と廢棄數とを定め、(二)其の代艦建造の期日を定め、之に依り十年間主力艦建造中止を約す、(三)代艦の最大排水量(三五、〇〇〇噸)を限定し、(四)主力艦備砲の最大口径を十六吋に限

定し、(五)航空母艦に關して排水量(二、七〇〇噸)と備砲(八吋砲八門以下)とを限定し、(六)主力艦・航空母艦以外には排水量一萬噸を越ゆる軍艦を建造せざるを規定し、又其の備砲口径を八吋に制限す、(七)商船に六吋口径以上の大砲を裝備する準備を行ふを禁じ、(八)日英米は東太平洋上にある所有領土の防備施設の現状維持を約す。

第二章は四部に分たれ、(一)廢棄艦の處分方法を規定し、(二)代艦建造の艦齡を主力艦及び航空母艦にありては竣工後三年とし、建造に三年を要するものとして起工することに定め、(三)今後の主力艦とは排水量一萬英噸以上・備砲口径八吋以上のもので航空母艦にあらざる軍艦を指し、又航空母艦の性能を規定し、(四)基準排水量の規定を明白にす。

第三章に於ては、(一)締盟期限中その一國が國防上の必要ある時は、本條約の改訂修正を參加諸國に求め會議を開き得ることを規定し、(二)時勢及び技術の進運に應ずる爲め、條約效力發生後八年を経過したる後、臨機條約の改訂を議す、(三)締盟國中の一國が、戦争に捲き込まるゝ場合の處置を規定し、(四)本條約の有効期限を一九三六年十二月三十一日迄とし、而して締盟國中の某國が條約廢止の通告を發したる後と雖も、尙ほ二年間を有効期限とする等の事を規定した。

條約廢止通告と有効期限

尙ほ此の條約に附帶して日英米佛の四國は、太平洋上に於ける領土の尊重を互に誓約し、又潜水艦の人道的使用を約束した。

上記の如くにして出席諸國全權の調印を了したる華府條約は、各國政府の批准を経て完全なる條約となり、一九二二年(大正十一年)八月十七日より其の效力を發生するに至つた。更に本條約の内容を表示すれば、大要次の如くである。



華府條約の内容 (括弧内は對米比率を示す)

華府條約の内容

防	艦 助 補		艦 母 空 航		艦 力 主		種 艦
	備	排 單	備	排 單	備	排 單	
	砲	量 準	砲	量 準	砲	量 準	制 限 項 目
日	八吋以下	一〇、〇〇噸以下	無制限	八吋以下 但シ六吋ヲ超ユルモノアル時ハ、五吋ヲ超ユル砲數トノ合計一〇門以内トス、(二七、〇〇噸ヲ超ユル空母ニ在リテハ八門以内) 航空機防禦砲及ビ五吋以下ノ砲ハ無制限	一六吋以下	三五、〇〇噸以下	制限項目
							國 名
英	八吋以下	一〇、〇〇噸以下	無制限	八吋以下 但シ六吋ヲ超ユルモノアル時ハ、五吋ヲ超ユル砲數トノ合計一〇門以内トス、(二七、〇〇噸ヲ超ユル空母ニ在リテハ八門以内) 航空機防禦砲及ビ五吋以下ノ砲ハ無制限	一六吋以下	三五、〇〇噸以下	制限項目
							國 名
米	八吋以下	一〇、〇〇噸以下	無制限	八吋以下 但シ六吋ヲ超ユルモノアル時ハ、五吋ヲ超ユル砲數トノ合計一〇門以内トス、(二七、〇〇噸ヲ超ユル空母ニ在リテハ八門以内) 航空機防禦砲及ビ五吋以下ノ砲ハ無制限	一六吋以下	三五、〇〇噸以下	制限項目
							國 名
佛	八吋以下	一〇、〇〇噸以下	無制限	八吋以下 但シ六吋ヲ超ユルモノアル時ハ、五吋ヲ超ユル砲數トノ合計一〇門以内トス、(二七、〇〇噸ヲ超ユル空母ニ在リテハ八門以内) 航空機防禦砲及ビ五吋以下ノ砲ハ無制限	一六吋以下	三五、〇〇噸以下	制限項目
							國 名
伊	八吋以下	一〇、〇〇噸以下	無制限	八吋以下 但シ六吋ヲ超ユルモノアル時ハ、五吋ヲ超ユル砲數トノ合計一〇門以内トス、(二七、〇〇噸ヲ超ユル空母ニ在リテハ八門以内) 航空機防禦砲及ビ五吋以下ノ砲ハ無制限	一六吋以下	三五、〇〇噸以下	制限項目
							國 名

日英米三國ハ左記各自ノ領土及ビ屬地ニ於テ、要塞及海軍根據地ニ關シ本條約署名時ニ於ケル現狀ヲ維持スルコトヲ約ス

(一) 比島、瓦無、サモア、アリューシャン 諸島等、米國ガ太平洋ニ於テ領有シ又ハ將來取得スルコトアル

限 制 備
ベキ島嶼タル屬地 但シ「アラスカ」及ビ巴奈馬運河地帶海岸ニ近接スル島嶼及布哇諸島ハ制限外
(二) 香港及英帝國ガ東經一〇度以東ノ太平洋ニ於テ領有シ、又ハ將來取得スルコトアルベキ島嶼タル屬地 但シ加奈陀ニ近接スル島嶼、濠洲聯邦及其領土及新西蘭ヲ除ク(註、新嘉坡ハ制限外)
(三) 千島諸島・小笠原諸島・奄美大島・琉球諸島・臺灣及澎湖諸島並ニ日本ガ將來取得スルコトアルベキ太平洋ニ於ケル島嶼タル領土及屬地

本條約ハ一九三六年十二月三十一日迄效力ヲ有ス  
但シ其ノ二年前迄ニ米國政府ニ條約廢止ノ意志ヲ通告スル國ナキ時ハ、締約國ノ何レカガ廢止ヲ通告スル日ヨリ二  
年ヲ經過スル迄引續キ效力ヲ有ス  
締約國ノ何レカガ爲シタル廢止通告ガ、效力ヲ生ジタル日ヨリ一年内ニ締約國全部ハ會議ヲ開催ス

因に、條約に依つて一旦廢棄に決せられた軍艦三笠は、我が國民の熱誠なる希望により永久保存を許され、記念艦として横須賀軍港外に原形の儘存置せらるゝ事となつた。  
尙ほ當時の各國全權使節の主なる者は次の通りであつた。

各 國 全 權 使 節

- 各國全權使節
- 日本 海軍大臣海軍大將加藤友三郎、駐米日本大使幣原喜重郎、貴族院議長公爵徳川家達(後に外務次官植原正直を追加す)
  - 英國 樞密院議長アーサー・ジエームス・バルフォア、海軍大臣ロドリー・オブ・フェアラム、駐米大使サア・オー克蘭ド・ゲデス(以上本國全權)
  - 加奈陀代表(前首相)サア・ロバート・レアド・ボードン。濠洲聯邦代表國防大臣ジョージ・フォスター・ピアス。新西蘭代表高等法院長サア・ジョン・ウイリアム・サルモンド。印度代表參議委員ヴィ・エス・サストリー。南阿聯邦代表バルフォア兼務
  - 米國 國務卿チャールス・エヴァンス・ヒューズ、上院外交委員長ヘンリー・カボット・ロッジ、上院議員民主黨首領オスカ

第一章 海軍軍縮史



佛國 ア・ダブリュー・アンダアウッド、前國務卿エリユー・ルード  
 首相兼外相アリスティード・ブリアン、前首相レーヌ・ヴィヴィアニ、殖民大臣アルベール・サロー、駐米大使ジュール・ス・ジュヌラン  
 伊國 前藏相上院議員カルロ・ジャンツェル、駐米大使ヴィットーリオ・ロランディ・リッチ、上院議員ルイジ・アルベルティニ

各國軍事專門委員

日本 海軍中將加藤寛治(後の大將)、海軍大佐山梨勝之進(後の大將)、同野村吉三郎(後の大將)、同清河純一(後の中將)、同末次信正(後の大將)、海軍中佐永野修身(後の大將)、同上田良武(後の中將)、同少佐堀悌吉その他(省略)、陸軍少將田中國重(後の大將)  
 英國 軍令部長 ピーター・元帥その他  
 佛國 フォウシュ元帥その他  
 伊國 アクトン大將その他

第二節 ジュネーヴ(壽府)會議

華府條約締結後に於ける列國海軍の趨勢を見るに、弱勢海軍國は補助艦の建造に依つて主力艦比率の缺陷を補はんと欲し、遂に補助艦の建艦競争を馴致するに至つた。是に於て軍備制限に關する最初の提案者たる米國は、先づ軍備縮小を以て第一標語とせる國際聯盟を動かして其の力を借らんとした。國際聯盟は華府條約成立後、其の機構内に「軍縮準備委員會」なるものを新設し、華府軍縮條約に参加せざる諸國、即ち所謂小國間の海軍軍備制限協定を試みるとし、一九二四年(大正十三年)初めて羅馬に於て其の第一回總會を開催したが、各國の協調成らず、何等得る所なくして終つた(露國の如きは此のとき東洋・黒海・地中海・白海各十萬噸。合計四十萬噸保有を必要とすと法外的要求を出した)。

壽府に於ける三國軍縮會議

米國政府は昭和二年(一九二七年)二月十日、クーリッジ大統領の名に於て、華府會議に参加せる日英佛伊の四國政府に對し、同文覺書を以て「近くジュネーヴに於て行はるべき國際聯盟軍縮準備委員會代表に、華府條約以外の艦種に關する制限協定を議せしむべき権限を附與する意思の有無」を照會し、更に「米國政府は此の際華府條約規定以外の艦種に就ては、米・英・日に對し五・五・三の比率適用受諾の意嚮を有し、又佛・伊の比率に關しては其の特殊事情等を充分考慮し、壽府に於ける討議に委せんとす。米國代表は海軍制限に關し確定的に商議を爲し、且つ華府條約調印各國代表との間に協定を遂ぐることを得るに於ては、暫定的又は最終的形式の協定を含む條約締結の全權を有す。故に英佛伊日政府が、壽府に於て本件の商議を開始し、且つ主要海軍國に於て速かに全般的制限を實行せられんことを切望する旨」を開陳して、第二次海軍軍備制限會議の開催を提議して來た。

右覺書に對し日英兩國は應諾の回答を送つたが(附本は註)、佛伊兩國は不参加の旨回答したるを以て、遂に五國會議は成立せず日英米の三國會議を見るに至つた。

かくて第二次海軍軍備制限會議は、昭和二年(一九二七年)六月二十日、壽府國際聯盟本部に於て第一回總會を開催し、米國首席全權ギブソンを議長に推し、折衝を重ねたが、公表せられたる日英米三國提案の要旨は次の如くであつた。

米 國 案

日英米三國提案の要旨

- (一) 本會議を華府會議の繼續と見做し、先づ同條約の比率を以て巡洋艦・潜水艦・驅逐艦の保有を定めんとす
- (二) 上記補助軍艦制限に關し三國間に決定せられたる協定は、華府條約と同文條約とし、又其の延長或は修正に關する事項も同様とす
- (三) 將來に於ける海軍軍備制限の目的を以て補助艦は之を四種に分類し、巡洋艦・驅逐艦・潜水艦の左記三種のみに制限を附し、第四種艦船は之を制限外に置く  
 巡洋艦 排水量三千乃至一萬噸の水上交戰用軍艦



- 驅逐艦 排水量六百乃至三千噸、速力十七節以上の水上交戦用軍艦
- 潜水艦 水中活動の目的を以て計畫せられたる諸艦
- 制限外艦船、上記三種の性能を具備せず、戦闘力取るに足らざる諸艦
- (四) 各國海軍の要求勢力は相對的なるべきものなるが故に、次の數字を以て數量決定の一試案とす

巡洋艦	英米	二十五萬乃至三十萬噸
	日本	十五萬乃至十八萬噸
驅逐艦	英米	二十萬乃至二十五萬噸
	日本	十二萬乃至十五萬噸
潜水艦	英米	六萬乃至九萬噸
	日本	三萬六千乃至五萬四千噸

- 但し右は最高限度にして、これ以下に減量することは米國の歡迎する所なり
  - (五) 前記の數量に低減する爲め、一國が一艦種の比較的新艦を廢棄し、若くは他艦種に於て同時に多數を新造する必要、否な浪費を避ける爲め、當分巡洋艦・驅逐艦を合算して前記保有量を得せしむる如くす
  - (六) 制限噸數を永久に維持する爲めに、各艦種毎に代艦建造年齡を左の如く規定す
    - (イ) 巡洋艦二十年 (ロ) 驅逐艦十五乃至十七年 (ハ) 潜水艦十二乃至十三年
  - (七) 潜水艦の全廢は全海軍國が之に同意する場合には、米國も欣然之を研究するの用意あり
- 英 國 案
- (一) 華府條約による主力艦代艦建造年齡を二十年より二十六年に延長し、從つて華府協定の代艦建造表を變更す、又新たに他の艦種の艦齡を、八吋砲巡洋艦及び驅逐艦二十四年、潜水艦十五年と定む
  - (二) 主力艦の最大排水量を三萬噸に低下し、備砲の最大口徑を十三吋に引き下ぐ

- (三) 航空母艦の最大排水量を一萬五千噸に、備砲最大口徑を六吋に低下す
- (四) 巡洋艦を(A)級(排水量一萬噸、備砲八吋砲)と、(B)級(一萬噸以下)との二種に分ち、前者は英米日現在の五・五・三の比率を保ち、後者は最大排水量を七千五百噸、備砲口徑を六吋に制限す
- (五) 驅逐艦を嚮導及び普通の二種に分ち、排水量を前者千七百五十噸、後者千四百噸、備砲は共に五吋口徑以下に制限す
- (六) 潜水艦の存廢に關し、英國代表が華府會議に於て強調せる主旨は不變なるも、大型軍艦勢力劣弱なる諸國が之を以て防禦勢力補助の一要素となすを容認し、今回英國の提案せる主力艦及び他の有力なる諸艦の制限方式の受諾せらるゝを前提として、潜水艦に對する若干提案を試み、大型艦千六百噸、小型艦六百噸、裝備大砲口徑を五吋以下に制限す
- (七・八) (省略)

日 本 案

- (一) 華府會議決定の主力艦・航空母艦は本會議に上程せず
- (二) 本協定有効期間、參加國は海軍勢力増加の目的を以て、現行の計畫以外新たに造艦計畫を行ひ又は軍艦を取得せず、新艦建造は單に代艦建造のみに止めること(以下略)
- (三) 各國海軍現有勢力の決定は、未だ代艦艦齡に達せざる現有艦の排水量と、現に建造中なる諸艦の計畫噸數とを基礎とし、未起工の建造豫定排水量及び其の他の排水量等を加味して決定す
- (四) 各種軍艦の代換期限は、三千噸以上の水上補助艦十六年、三千噸未滿のもの十二年、艦水艦十二年とし、其の他は無制限とす
- (五) 排水量七百噸以上二千噸以下、速力二十節以下にして、六吋砲四門以上を裝備せざる小艦及び一萬噸以下の航空母艦は制限外艦船とす

上記の如く、英國委員は許容せらるべき總噸數内に於て、多數の中小型巡洋艦を得るため、その所要數約七十隻(五十六萬噸)を主張し、而して其の使用區分は大型二十五隻を主力艦隊用(主力艦三隻毎に五隻の巡洋艦を必要とす)、殘餘の四十五



隻を其の他の用途に充てんとし、米國委員は之に反して、大型巡洋艦の獲得を望み、割當噸數の殆んど全部を之に充てんとするもの、如く、互に自説を固執して譲らず、此の間眞に軍縮の徹底を希望する日本委員は、英米兩者の間に立ちて調停に努むる所ありしも其の效なく、會議は六月二十日開催以來八月四日の最終會議に至る迄、總會議三回・専門委員會九回、常務委員會四回の外、非公式全權懇談會及び隨員會合等を度々重ねたるも、巡洋艦問題を繞り英米兩國の主張に大なる扞格あり、遂に何等の協定を見るに至らなかつた。かくて最終會議に於て日英米三國の全權は、各自國の態度につき聲明したる後、左の三國共同宣言を發表して無期休會を宣するに至つた。

三國共同宣言(要旨)

- 一、合衆國大統領の提案に基き、全權委員等は海軍補助艦船の制限を考慮するため、六月二十日ジュネーブに會合した。
- 二、初めて難關に逢著したのは、會議が巡洋艦制限の問題に當面した時である。今や是等難關の性質に鑑み、本問題及び之が解決のため提示せられた各種の方法に就き、各國政府に再考の餘裕を與ふべく、先づ今次の會議は中止するの良策なることが明白となつた。
- 三、米國全權委員は最初巡洋艦級に對する制限總噸數を、英米國各二十五萬乃至三十萬噸、日本十五萬乃至十八萬噸と提案し、各國は右範圍内に於て其の自國に適當なる隻數・艦型を採用し、華府條約の規定に違ふの外、其の武装も亦た自由たるべき意見を提示した。
- 四、英國全權委員は各艦種に就き、軍艦の大きさを制限すべく提案すると同時に、總噸數のみに依る制限主義に反對し、一萬噸八吋巡洋艦隻數に對する限定、並に最大排水量六千噸、最大口徑六吋砲なる第二艦型の設定を希望した。

日英米三國  
共同宣言

五、日本全權委員は海軍補助艦船の眞の制限を達成せしむるためには、總噸數基準は最少限度に決定すべきであるとの意見を提示した……(以下略)

之を要するに本會議は比率問題及び保有噸數の論争を以て終始し、日本は本會議を以て華府會議の延長と認めず、比率を排して軍縮となるべき總噸數の制限を主眼としたのであつた。然るに英國は一萬噸巡洋艦に限り華府協定の比率を以て進むも、其の他の巡洋艦に於ては對米均等を肯んぜず、その所要噸數十五萬噸(大型)、小型(七、五〇噸以下)四十一萬噸(五五)、合計五十六萬噸(巡洋艦二十二隻、驅逐艦二十二隻)を要求したるに對し、米國は飽くまで華府條約の延長及び比率の適用と、水上艦總噸數米國(排水量)五十五萬噸とを主張し、次で中途に至り英米各十萬噸宛の増加を申出たので、日本は更に巡洋艦・驅逐艦合計、英米四十五萬噸、日本三十萬餘噸の妥協案を出して協定を試みたるも果さず、結局八吋砲巡洋艦と六吋砲巡洋艦との保有量に對する意見の不一致により、會議は前記の如く遂に不成立に終つた譯である。

華府會議に於ける各國全權及び隨員等は次の如くであつた(括弧内は當時の職名)。

各國全權使節

- 日本全權 海軍大將 子爵齋藤實(朝鮮總督)  
 特命全權大使 子爵 石井菊次郎(巴里駐劄)  
 隨員 佐藤尙武(聯盟事務局長)、佐分利貞夫(外務省條約局長)、海軍中將小林躋造(軍務局長、後の大將)、同少將原政二郎(軍令部班長)、同大佐堀悌吉(佛國大使館附)、豐田貞次郎(英國大使館附)、古賀峯一(佛國駐在)、海軍省書記官榎本重治、海軍中佐小林宗之助、同野村直邦、佐藤市郎、機關少佐柳原博光、海軍少佐、圓山英助、同大尉宮崎重敏、軍醫中佐比企能之、主計中佐荒木彦朝、造船中佐藤本喜久雄
- 英國全權 海軍大臣 ブリッジマン(兼印度代表)  
 其の他海軍以外の隨員中には、陸軍少將杉山元(後の大將)、大藏書記官賀屋興信(後の大藏大臣)も含まれてゐた。  
 ランカスタア公領尙書 子爵セシル・オブ・チャルウッド、海軍中將(軍令部次長)、フィールド(後ち病氣にて副次



長バウンド少將と代る)

加奈陀代表 司法大臣ラポイント・リッデル(國際聯盟局員)。濠洲代表 サア・ジョン・クック(倫敦駐在高等事務官)。  
新西蘭代表 サア・ジェームス・バア(同上)。海軍元帥伯爵ジェリコー 海軍少將ビール。南阿聯邦代表 ジェー・エス・  
スミット、愛蘭自由國 エム・マックホワイト

米國全權 ヒュー・ギブソン大使(白耳義駐劄)

海軍少將ヒラリー・ビー・ジョーンズ(將官會議々長)

隨員 海軍少將アンドリュース・テイ・ロング(將官會議議員)、同フランク・エッチ・スマーフフィールド(軍令部計畫局長)、

同大佐ジェー・エム・リーヴス(戰艦艦隊航空戰隊司令官)、同アーサー・ヘツプバーン(課報局長)、同アドルフ・ア

ンドリュース、同ダブリュー・スマイス、同少佐 ハロールド・シトトレイン、同エッチ・エッチ・フロスト

### 第三節 倫敦會議

昭和五年(一九三〇年)一月二十一日、倫敦に於て日英米佛伊の五箇國間に海軍軍備制限會議が開かれた。此の會議は華府條約第二十一條の規定に基き關係諸國の間に開催されたもので、華府條約に於て未協定のまゝ、残された補助艦の保有量を協定せんとしたものである。

既記の如く華府會議以來、國際情勢は著しく變化を生じ、昭和三年(一九二八年)八月には米國々務卿の斡旋に依つて、所謂「不戰條約」と呼ばれるブリアン・ケロッグ協定なるものが成立し、世界の文明諸國は悉く之に参加した。而してジュネーブ會議に於て補助艦問題に關し、英米間の意見の扞格に伴ひ、却つて海軍擴張を馴致するの傾向を示すに至つた。

然るに翌四年(一九二九年)春、米國に於てはフーヴァー新大統領就任し、英國では再びマクドナルド内閣の出現

となるに及び、兩者相呼應して軍備縮小の必要を強調し、不戰條約と相俟ち、恰も開會中の國際聯盟軍縮準備委員會を慈憑して新氣運の醸成に努めた。米國が、各國の海軍力を協定するに當りては、相對的に安全を確保するに足る合理的尺度の必要ありと高唱したのも此の頃のことであつた。而してマクドナルド英首相は、渡米してフーヴァー大統領との面談を決意し、新駐英大使ドーズの著任を待ちて六月下旬以降百般の準備が進められ、十月五日には米國に於て英首相と米大統領との會談が始まり、同七日海軍軍備制限會議に關する招請は英國外相の名を以て、日米佛伊の諸國に發送せらるゝに至つた。而して英國は壽府會議の失敗に鑑み、保有巡洋艦の最大隻數を五十隻(壽府會議の時より二十隻減、内八吋砲巡洋艦十五隻、六吋砲巡洋艦三隻)とするを以て満足し、米國をして八吋砲巡洋艦十八隻を、他は全部一萬噸の排水量を保有せしめ、總排水量に於ては英米均等とし、又驅逐艦は十五萬噸保有の英米均等とし(排水量に關し、ては言及せず)、既定計畫の縮小を行ひ、以て軍備制限の實を示すべく、十月九日英首相の米國辭去に際し、米大統領との共同聲明が發せられた。かくて米國は十月十日、日佛伊の三國は同十六日を以て、それら會議參加を英國に回答するに至つた。

我が帝國全權・顧問・隨員等は、豫め會議對策を攻究の上、十一月二十六日開議の決定を経て、出發に先だち其の大綱を概ね次の如く發表した。

一、國際平和の確保、國民負擔の軽減を目標とし、軍備制限より一步を進めて軍備縮小の達成に努む

二、無脅威・不侵略の軍備を鐵則とす

三、左記三大原則を主張する

(イ) 水上補助艦 總噸數對米七割

(ロ) 大型巡洋艦 對米七割

(ハ) 潜水艦 自主的保有量七萬八千噸

日本提案の  
三大原則



帝國全權若槻禮次郎の一行は、昭和四年十一月三十日東京を發して途を米國に採り、米國當局と豫備交渉を行ひ、次で英國に至り、同じく交渉を重ねたるも何等得る所はなかつた。

本會議は同年一月二十一日午前十一時、倫敦ウエスト・ミンスターに於て英國皇帝臨場の下に開會された。同皇帝からは會議歓迎に關する勅語を賜ひ、英國首席代表マクドナルドは各國代表に依つて議長に推された。議長は軍備制限の精神を強調して會議の好果を望み、次で各國代表も同様の開陳を行つて會議の第一日を終つた。而して第二回以後の會議は、英皇帝の思召に依り、セント・ゼームス宮殿に於て開催されることとなつた。

四月二十三日第二回總會議が開かれた。此の日は議事の進行方法を定め、會議は二種の委員會にて議題を定め之を總會議に移すこと、並に事務局公表の外秘密にする等の規約を定めたる後、議長は各國代表に對して、各自國の立場に就き其の意見を求めたるも、佛國代表が「其の國の海軍力は海岸線の長さに據るべき意味」を述べたるのみにて閉會し、次で議題の決定に移つたが、何等の決議を見ずして終つた。

一月三日に於ける第三回總會議も殆んど空しく經過したるを以て、二月五日米國全權は遂に其の腹案を示し、日英兩國は相隨いで之に對する回答を提示した。然るに佛國は十三日に至り、七十二萬四千四百噸保有といふが如き龐大なる要求を提出し、伊國は亦た十九日独自の聲明書を發するに至つた。今諸國の換案の概要を列記すれば次の如くである。

(一) 米 國 案

- (イ) 主力艦の備砲及び排水量は華府條約の規定を遵守す。而して一九三一年に於て該條約の規定隻數を實現する爲め、英國五隻、米國三隻、日本一隻を廢棄す
- (ロ) 右の外日米兩國は各協定範圍内に於て、日本は金剛、米國はワイオミングを廢棄せば、一九三六年迄に三萬五千噸、十六吋砲裝備の主力艦、各一隻宛を新造することを得
- (ハ) 日英米三國の補助艦保有噸數を左の通り定む(括弧内の數字は任意選擇を許す)

艦種	日 本 (噸)	米 國 (噸)	英 國 (噸)
大型巡洋艦	一〇八、四〇〇	一八〇、〇〇〇	一四六、八〇〇
輕巡洋艦	九〇、二五五	一四七、〇〇〇	一九二、一〇〇
驅逐艦	一一〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
潛水艦	四〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
合 計	三五八、六五五	五八七、〇〇〇 (五九〇、〇〇〇)	五九九、〇〇〇 (五八七、〇〇〇)

(備考) 但し大巡洋艦は日本十二隻、米國十八(十五)隻、英國十五(十八)隻とす

(二) 英 國 案

- (イ) 協定の效力を一九三六年迄とし其の間に協定を實行し、一九三五年次期會議を開く
- (ロ) 艦種別保有量の融通は大型巡洋艦及び輕巡洋艦に限り、一定百分比以内の自由選擇を許す
- (ハ) 主力艦隻數を新條約の批准後十八箇月以内に華府條約の規定隻數に減じ、又艦型・備砲・艦齡の規定を、二萬五千噸・十二吋・二十六年に引き下ぐ、尙ほ適當の時機に於て其の全廢を望む
- (ニ) 航空母艦は一萬噸以下のものを制限内に置き、而して其の保有量を十萬噸とし、他國は華府條約の割當を準用す
- (ホ) 巡洋艦は特別の一艦種とし、之を華府條約規定の八吋砲艦と、單艦最大排水量六千乃至七千噸の六吋砲艦とに分類し、後者の大型艦は輕巡洋艦保有量の一定歩合に限る。尙ほ英國の所要保有量は巡洋艦全部を五十隻、三十三萬九千噸とす
- (ヘ) 潛水艦は華府條約の使用制限をして效力發生に至らしむべきこと、並に潛水艦の全廢又は嚴密なる防禦的必要迄に制限す
- (ト) 驅逐艦の最大型は嚮導艦千八百五十噸、驅逐艦千五百噸に、備砲は兩者共に五吋口徑を最大限とす
- (チ) 特種艦船を特定し、各國は毎年就役及び建造中の此の種艦船の軍艦排水量を公表す



(三) 日本案

(1) 日米補助艦保有量を左の如くす(括弧内同前)。

艦種	國名	日	米	國
八吋砲巡洋艦	日本	一〇八、四〇〇	一五〇、〇〇〇	(噸)
輕巡洋艦	日本	一〇七、七五〇	一八九、〇〇〇	(噸)
驅逐艦	日本	一〇五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	(噸)
潛水艦	日本	七七、九〇〇	八一、〇〇〇	(噸)
合計		三九九、〇五五 (三九、〇〇〇)	五七〇、〇〇〇 (五七、〇〇〇)	

(ロ) 主力艦の代艦建造著手を一九三六年迄延期し、艦型を二萬五千噸、備砲口径を十四吋、艦齡を二十六年に伸ばす、但し之が爲めに華府條約規定の隻數には變更を及ぼさず

(ハ) 航空母艦の一萬噸以下も制限量中に入る

(ニ) 補助艦中、八吋砲巡洋艦の最大型は華府條約規定通りとし、六吋砲巡洋艦の最大單艦排水量は七千乃至七千五百噸とし、又驅逐艦の單艦最大排水量を制限し、艦齡は巡洋艦二十年、驅逐艦十六年、潛水艦十三年とす

(ホ) 潛水艦の使用制限には賛成なるも、其の現有勢力の維持を主張す

(四) 佛國案

佛國の所要量を左表の通りとす

艦種	時期	一九三六年末	一九三〇年一月現有
主力艦		一五六、四六六	一三三、一三六
舊式主力艦		五二、七九一	五二、七九一
一萬噸巡洋艦		一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
舊式裝甲巡洋艦		二四、八五〇	六六、九六三
輕艦		二五八、五九七	二二八、八九七
航空母艦		三二、一四六	三二、一四六
潛水艦		九九、六二九	九七、八七五
合計		七二四、四九七	六八一、八〇八

艦種	時期	一九三六年末	一九三〇年一月現有
主力艦		一五六、四六六	一三三、一三六
舊式主力艦		五二、七九一	五二、七九一
一萬噸巡洋艦		一〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
舊式裝甲巡洋艦		二四、八五〇	六六、九六三
輕艦		二五八、五九七	二二八、八九七
航空母艦		三二、一四六	三二、一四六
潛水艦		九九、六二九	九七、八七五
合計		七二四、四九七	六八一、八〇八

(備考) 但し兩時期に於ける差は、四萬二千餘噸に過ぎざるも一九三〇年乃至三六年度の建造量は二十四萬噸(内代艦十九萬六千八百噸、新規補充四萬三千二百噸)とす

(五) 伊國案

- (イ) 華府條約規定の一九三一年乃至三六年度の主力艦建造を延期し、尙ほ主力艦の全廢案考慮の用意を有す
- (ロ) 航空母艦及び華府條約制限外の艦艇に就ては、佛國と對等の條件の下に其の縮小に應ず
- (ハ) 潛水艦に就ても前項に同じ、但し全廢案に對しては好意を以て審議する用意あり
- (ニ) (略)

是に於て從來専門委員間に於て討議中の制限方式問題は、實質上の交渉に轉向したが、各自國の主張を譲らず、爲めに會議は進捗しなかつた。只だ有望視されたのは主力艦建造著手の延期の事であつた。而して會議の重點は日米の比率と佛國所要量との二點であつた。



會議の停頓

此の時偶々佛國に政變あり同國全權の歸國等によりて休會すること一週間(三月十九日)に及びたるを以て、議長は二月二十六日開會の首席全權の會合に於て、會議は日英米の「海洋組」と英佛伊の「歐洲組」とに二分し、各交渉を進むることを提案して其の贊成を得た。是より先き二月十一日頃から日米間には微妙なる交渉、即ち委員會又は全權間に於ける公式・非公式の折衝、所謂「自由討議」なるものが行はれたるも、何等その進捗を見ざりしを以て、三月十二日以後は三國首席全權のみの重要會議となり、松平・リード案を基礎として一試案が成立し、日米兩國の保有量及び比率を左表の如く假定し、日本全權は本國に請訓すること、なり、會議は暫らく停止を見るに至つた。

艦種	國名	日本	米國	比率
大型巡洋艦		一〇八、四〇〇	一八〇、〇〇〇	六〇・二二
輕巡洋艦		一〇〇、四五〇	一四三、五〇〇	七〇・〇〇
驅逐艦		一〇五、五〇〇	一五〇、〇〇〇	七〇・三三
潛水艦		五二、七〇〇	五二、七〇〇	一〇〇・〇〇
合計		三六七、〇五〇	五二六、二〇〇	六〇・九五

上記の請訓に對する日本の回訓は、約半箇月を経て四月一日閣議に於て決定、米國案受諾の旨倫敦に打電せられた。而して當時此の回訓案を繞つて、朝野の間には議論の紛糾を見るに至つた。仍つて我が全權は本國政府の命により同日、日英米全權の會合に於て左記覺書を示して、英米首席全權の署名を得た。

覺書

日本全權の覺書

一、主力艦の海軍休日をも更に五箇年延長すること。日英米の現有主力艦中よりそれぞれ一隻・五隻・三隻を廢棄し、直ちに九隻・十五隻・十五隻の定數を實現すること。尙ほ三國共、廢棄艦の代りとして新たに主力艦を建造するが如きこと無かるべし

二、潛水艦の若干は廢棄艦齡に達せざるも之を除籍し、毎年若干隻を建造して工業力を保護すること

三、條約の存續期限を一九三六年末までと諒解すること

是に於て日英米間の海洋組に於ける主力艦と補助艦とに關する協定は原則的に成立したが、歐洲組の交渉は主として佛國の強硬意見に妨げられ、容易に協定の見込なきを以て、米國全權の發議に基き、日英米三國間の協定成立を一段落とし、一九三〇年ロンドン海軍條約の作成を見るに至つた

此の條約は四月二十二日第六回總會に於て可決、各國全權の署名を終り、各國の批准交換に依つて有效となることとなつた。

- 倫敦條約は五章、二十六箇條より成り、其の結果は概ね次の如くである。
- (一) 各締約國は一九三六年に至る迄の五箇年間、一切の主力艦建造著手を中止した
  - (註) 之により三國合計建造費二十億圓(日本三億六千萬圓)、維持費一億六千萬圓(日本二千萬圓)を節約し得たといふ
  - (二) 補助艦は左表の通り制限された

日英米三國補助艦兵力量協定表

艦種	國名	協定保有量(現有量)	兵力増減	一九三六年末に著手し得る代艦量	同上迄に完成し得る建造量	同上迄に行ふべき廢棄量	記事
八吋砲巡洋艦	日	一〇八、四〇〇(右)	(十一)	〇	〇	〇	

日英米補助艦兵力量協定表



本		米				英			
合計	潛水艦	驅逐艦	輕巡洋艦	八吋砲巡洋艦	合計	潛水艦	驅逐艦	輕巡洋艦	八吋砲巡洋艦
一〇〇、四五〇	一〇五、五〇〇	一〇三、四九〇	一〇二、七〇〇	一〇〇、〇〇〇	五二六、二〇〇	五七三、三八六	一四六、八〇〇	一九二、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
(十)	(一)	(一)	(一)	(十)	(一)	(一)	(十)	(一)	(十)
二、〇三五	二六、六一〇	二五、一四二	一九、二〇〇	一〇六、六八五	四七、一八六	三〇二、四七〇	五〇、〇〇〇	七三、〇〇〇	二九、四七〇
五〇、九五五	三六、五三〇	一九、二〇〇	一二、〇〇〇	七三、七八五	二八二、四七〇	二二九、九四五	三〇、〇〇〇	七三、〇〇〇	二九、四七〇
三五、六五五	二六、一三〇	一二、〇〇〇	三七、〇〇〇	一二三、三六〇	三〇二、四七〇	二二九、九四五	三〇、〇〇〇	七三、〇〇〇	二九、四七〇
三三、六二〇	五二、七四〇	三七、〇〇〇			三四九、六五六	三五九、〇三一			

(三) 各國主力艦の廢棄協定  
 英國 五隻(ペンボル、マールボロ、アイアン・デューク、エムペール・オブ・インディア、タイガーク)、米國 三隻(ユニタ、フロリダ、ワイオ)、日本 一隻(比叡)を廢棄し、條約效力發生後十八箇月以内に、九・一五・一五艦の割當を實行す(但し内一隻は維持するを得)

(四)(五)(六)(七)(八)(九)

(四) 驅逐艦の最大排水量を千八百五十噸とし(但し其の合計噸数は保有量の) 備砲の口径は最大五・一時を越ゆるを得ず  
 (五) 潛水艦の最大排水量を二千噸とし、備砲の最大口径は五・一時とす  
 (六) 但し各國共に二千乃至二千八百噸迄の六・一時以下の砲を裝備する潛水艦三隻を所持するを得  
 (七) 巡洋艦は八吋砲の有無を以て大型と小型とに區別す  
 (八) 艦齡は二種に分ち、巡洋艦は一九二〇年一月一日以前に起工のものは十六年、其の後に起工の者は二十年、驅逐艦は一九二一年一月一日以前に起工のものは十二年、其の後に起工のものは十六年、潛水艦は一率に十三年とす  
 (九) エスカレーター條項なるもの、挿入により、各國共に四國の狀況變化に依つて、一國が増艦する場合には比例的に増艦するを得

(註) 航空母艦は一萬噸以下のものも制限量内に入る  
 (註) 是等艦種間には輕巡と驅逐艦との間に限り、一割以内の融通が承認され、英米には大小巡洋艦間に同様融通性が認められた。又巡洋艦勢力の二割五分迄には、一般に飛行機の到着裝置の施設が認められた。

本條約は我國にては昭和五年十月一日を以て批准され、效力發生したのは一九三〇年(昭和五年)十二月三十一日からである。今該條約の内容を表示すれば概ね次の如くである。

倫敦軍備條約の内容 (一) 内は夫々隻數又は對米比率を示す

種 艦	項 目	國 名	主 力 艦		噸 宛 建 造 得	噸 宛 建 造 得 ず	備 註
			隻 數	排 水 量			
日	巡 洋 艦	日	九	三、〇〇〇噸以下(變更なし)	一九三六年迄に七〇、〇〇〇	一九三六年末迄代	噸 宛 建 造 得 ず
			一五	三、〇〇〇噸以下(變更なし)			
			一五	一六吋以下(變更なし)			
英	巡 洋 艦	英	九	三、〇〇〇噸以下(變更なし)	一九三六年迄に七〇、〇〇〇	一九三六年末迄代	噸 宛 建 造 得 ず
			一五	三、〇〇〇噸以下(變更なし)			
			一五	一六吋以下(變更なし)			
米	巡 洋 艦	米	九	三、〇〇〇噸以下(變更なし)	一九三六年迄に七〇、〇〇〇	一九三六年末迄代	噸 宛 建 造 得 ず
			一五	三、〇〇〇噸以下(變更なし)			
			一五	一六吋以下(變更なし)			
佛	巡 洋 艦	佛	九	三、〇〇〇噸以下(變更なし)	一九三六年迄に七〇、〇〇〇	一九三六年末迄代	噸 宛 建 造 得 ず
			一五	三、〇〇〇噸以下(變更なし)			
			一五	一六吋以下(變更なし)			
伊	巡 洋 艦	伊	九	三、〇〇〇噸以下(變更なし)	一九三六年迄に七〇、〇〇〇	一九三六年末迄代	噸 宛 建 造 得 ず
			一五	三、〇〇〇噸以下(變更なし)			
			一五	一六吋以下(變更なし)			
記 事	備 註	記 事	九	三、〇〇〇噸以下(變更なし)	一九三六年迄に七〇、〇〇〇	一九三六年末迄代	噸 宛 建 造 得 ず
			一五	三、〇〇〇噸以下(變更なし)			
			一五	一六吋以下(變更なし)			

倫敦條約の内容



艦種	航空母艦		甲級巡洋艦		乙級巡洋艦		驅逐艦		潛水艦	
	備砲	排水量	備砲	排水量	備砲	排水量	備砲	排水量	備砲	排水量
	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下
	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下	二七、〇〇〇噸以下
	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下
	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下
	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下	一〇、〇〇〇噸以下

参 加 せ ず

(注) 甲級の起工及竣工期並に選擇權

備考参照  
一、甲級巡洋艦の排水量は五、〇〇〇噸以下、乙級巡洋艦の排水量は二、〇〇〇噸以下、驅逐艦の排水量は一、〇〇〇噸以下、潛水艦の排水量は五百噸以下とす。  
二、乙級巡洋艦の排水量は五、〇〇〇噸以下、驅逐艦の排水量は一、〇〇〇噸以下、潛水艦の排水量は五百噸以下とす。  
三、驅逐艦の排水量は一、〇〇〇噸以下、潛水艦の排水量は五百噸以下とす。  
四、潛水艦の排水量は五百噸以下とす。  
五、其他は總て一、〇〇〇噸以下とす。

米國は甲巡一五隻、一五〇、〇〇〇噸を一九三五年(昭和十年)迄に竣工し得、殘餘の三隻の各隻に代ふるに乙巡一五、一六六噸を以てする選擇權を有す。  
米國が右甲巡三隻中の一隻又は二隻を建造する場合は、第十六隻目は一九三三年前、第十七隻目は一九三四年前、第十八隻目は一九三五年前には起工し得ず、且つ其竣工も夫々一九三六年前、一九三七年前、一九三八年前には之を爲す能はず。  
條約の有効期間並に次回會議に關する規定  
一九三六年(昭和十一年)十二月三十一日迄有效  
本條約の條約國全部が締約國となる一層一般的なる海軍軍備制限協定に依り、別段の取極を爲さざる限り本條約に代り且つ本條約の目的を遂行する新條約を作成する爲、一九三五年(昭和十年)に會議を開催す

而して倫敦會議に於ける各國全權及び隨員の主なる者は左の通りである。

各國全權使節

各國全權使節

日本全權

若槻禮次郎(前首相)

海軍大臣海軍大將 財部 彪、 駐英大使 松平恒雄、 駐白大使 永井松三

全權顧問

海軍大將男爵 安保清種、 法制局長官 川崎卓吉、 貴族院議員 山川端夫、 同 伯爵 樺山愛輔

專門委員

海軍中將 左近司政三、 同少將 山本五十六、 同大佐 豊田貞次郎、 同中村龜三郎、 同佐藤三郎、 海軍省書記官 榎本重治、 海軍大佐 野村直邦、 同佐藤市郎、 同公爵 島津忠重、 同高橋伊望、 同岩村清一、 機關中佐 櫻井忠武

海軍中佐 三川軍一、 同 金澤正夫、 同山口多聞、 同尾崎主税、 同少佐 近藤泰一郎、 同西田正雄、 同 湊慶讓

其他軍醫・主計・造船各科士官數名及び陸軍大佐 侯爵 前田利爲、 倫敦駐在財務官 津島壽一、 大藏省書記官 賀屋興信

第一章 海軍縮史



等

英國全權

マクドナルド(首相)(首席全權)

ヘンダーソン(外相)、ウエッジウッド・ベン(印度事務大臣)、アレクサンダー(海相)(自治領からのものは省略)

随員

外務次官ヴァンシタート 米國局長クレイギー(現駐日大使)

海軍軍令部長マツデン元帥、次長ウィリアム・フィッシャー中將、第三軍事委員ロージャー・バックハウス中將、軍令部作戦課長ベルレイア大佐、同次長キング大佐等十餘名

加奈陀代表 ラルスン国防相、隨員軍令部長オルター・ホーズ代表。濠洲代表

ピア海軍中將、ジョージ・ハイド海軍少將。印度代表 英京駐在高等辨務官サア・アトウル・チャッタージー。愛蘭自由國代表 スミツディ博士。新西蘭代表 高等辨務官ウィルフォード。南阿聯邦代表 高等辨務官ウオーター

米國全權

國務卿ヘンリー・スチムソン、英國駐在大使ドウズ、海軍卿アダムス、上院議員ジョセフ・ロビンソン、同リード、白國駐在大使ギブソン、墨國駐在大使ドワイト・モロー

隨員

軍令部長プラット海軍大將、瑞西駐在公使ウィルソン、海軍少將(退役)ジョーンズ、その他外務省員數人、専門委員としてモッフニツト、プリングル、ヤーネル、ヘップバーンの四海軍少將、外に海軍大佐四名、中佐以下四名

佛國全權

首相アンドレー・タルデイユ、外相ブリアン、海相レイダ殖民相(後の)ビエトリ、駐英大使エーメ・ジゼフ・ド・フルリオ

隨員

外務省員十四名、陸軍中將レikan、空軍大尉一名、殖民省員四名、海軍武官、軍令部長ヴィオレット中將、第一輕巡戰隊司令官デコット・ゼノン少將、官局長タラン少將、外に大佐三名、英米大使館附武官等三名、合計三十四名

伊太利全權

外相グランディ、海相シリアニニ中將、駐英大使アントニオ・ボルドナロ、上院議員海軍大將アクトン男爵

専門委員

軍令部長エルネスト・ブルザリー少將、外務省員ロツン公使以下三名、海軍大佐ドン・ファブリーオ、ルスポリ、ウラディミロ。

ビーニ、伯爵モムベルロー(在英大使館附)、伯爵ジュセツペ・ライネーリ・ビスシア、海軍造船中佐ロツンディ、海軍中佐リスダヴオ・ストラツゼリ等

### 第四節 壽府(ジュネーヴ)に於ける一般軍縮會議

#### 一、概 要

一般軍縮會議の特徴

國際聯盟は本來の大使命たる軍備縮小に就て多年研究の結果、其の機構内に軍備縮小準備委員會なるものを設け、一九二六年(大正十五年)以來三十餘箇國の代表を會して會議すること前後七回、幾多の迂餘曲折を経て、四箇年の長日月を費し、漸く一九三〇年(昭和五年)十一月に至つて「軍備條約案」草案の作成を了し、越えて一九三一年該聯盟の招請により、翌一九三二年二月二日、本條約草案を議題の中心として壽府に於て開催されたのが、通稱の一般軍縮會議(尙ほ之を完全に當り得ずはならぬ)である。

本會議は從來の軍縮會議と異なる種々の特徴を有してゐる、即ち(一)豫め一定の條約案を作成して之を議題とせること、(二)海軍だけの事に止らず、弘く一般軍備、即ち陸軍空軍に互り、且つ機材のみならず、人材にまで及ぼした



ことにして(但し抽換的にして)(三)参加國は常に所謂列強數箇國に止らず、五十餘箇の大小國家を抱擁せること、(四)會議が結果から見て約二箇年の長きを要したこと等を擧げることが出来る。而して會議の實際は堂々たる論争もなく、謂はゞ小委員會乃至内交渉的に終始し、最後に獨逸の軍備平等權の要求に依つて、會議は本筋から離れて、之に對し英佛の先決問題とする軍備監督權行使主張と相對峙して互に譲らず、遂に前者の會議脱退となつて茲に行詰りを來たし、斯くて一見形式を整へた軍縮條約草案も殆んど顧みられず、徒らに歐洲主要國間の實際的軍備問題が焦點となつて終焉となつて仕舞つた感がある。昭和六年十二月我國から派遣された全權海軍中將永野修身が、翌七年中途にて一度歸朝し、又後に至り隨員たりし同長谷川清と現地に於て交代(昭和八年)せし如き、當時如何に會議の進行が緩慢にして、且つ事が歐洲の一局部に局限されたかを想像するに難くない。

而して會議は休會に次ぐに休會を以てし、一九三三年(昭和八年)十一月頃の一般委員會開催を最後として、何等要點に觸れずして無期延期となつた。とは云へ、同會議は前掲の如く規模大にして種々の特徴を有したるを以て、其の殘せる教訓は蓋し尠くなかつた。

我が政府としては、會議招請を受けし初頭より熱心に此の軍縮制限の討議に賛意を表し、在歐の駐劄大使松平恒雄及び佐藤尙武を全權として參列せしめたる外に、陸軍中將松井石根、海軍中將永野修身以下十數名の専門委員を派遣し、銳意目的達成に助成せしめ其の效なく、遂に一九三二年(昭和七年)十二月九日に至り別項(本節四、参照)の如き帝國獨自の提案を提出し、其の態度を一層明かにした。

列強も亦た始めは頗る此の會議に期待をかけたものと見え、代表として一流の人士を簡拔して之に充て、居た。たとへば英國の如き、首相・外相・自治領相・海相・陸相・空相の關係閣僚全部を網羅してゐた。

### 二、軍縮條約草案

上述の如く會議は不得要領に終りたるも、議題の中心を成せる六十箇條より成る條約草案は、さすが數年を要して練成せるものだけあつて、後世何等かの參考となるであらうと思はれる。されば左に其の要領を摘記することとするものである。

#### 軍縮條約草案

軍備の程度	締約國は其の各々その軍備を本條約に規定せらるゝ如く制限し、且つ能ふ限り縮小す
制限範圍	陸海空軍の常設部隊及び之に準ずる團體に止め、戰時兵力に及ばず
制限要素	人員 數に就て直接に制限
制限方式	陸軍兵器 航空兵器 海軍艦艇 軍事經費 經費による間接制限 總機數・總馬力等による直接制限 噸數・兵器等による直接制限及び經費による間接制限 年度支出額を制限す
化學戰禁止	毒瓦斯 相互に 使用禁止
軍備公表	締約國は毎年聯盟に對し兵器費・國防費等の現況を通告す
監督	聯盟に一常置機關を設け諸情報を綜合し、絶えず列國軍備の狀況を審査し、且つ毎年之を公表す 但し本機關は各國に對し臨檢若くは施行統制の權なし
除外例異議 申立其他	(省 略)
備考	一、本條約案には逐次多數の留保あり 二、本條約案作製に參與せる國は二十五箇國にして、其の他の諸國は本會議に當り、自由の立場を以て本條約案を討議する事を得

#### 軍縮條約案要約



三、本會議初頭に於ける列強の一般的態度

會議は中途よりして前述の如く一方に躲避はしたものの、此の條約草案に對する列強の本格的態度は概ね左の如くであつた。

軍縮に對する一般的態度

軍縮に對する  
各國の態度

(イ) 日本

- 一、軍縮の實行は公正且つ平衡なる協定形式で各國の事情に即し、尙ほ各國が國際公約を無視しないで其の義務を果すことが必要である。
- 二、陸軍・空軍に關する實行し得べき一切の提案に慎重なる考慮を拂ふ用意あり、海軍に就ては既存諸條約によつて制限せられて居るのであるが、此の會議に派遣せられたる一切の海軍國を含む包括的協定が公正且つ合理的なる基礎の下に達成さるべきことを希望す

(ロ) 英國

- 一、吾人の目的とする所は國民の軍費負擔の軽減のみならず、平和の確保・戰爭の防止にあり、高度軍備は一國の安全を保障するものに非ず、全體の安全は軍縮によりてのみ得らる
- 二、華府倫敦條約を其の儘とし、之を考慮に入れて條約の締結に努力す

(ハ) 米國

- 一、國際の安全感増進・福祉保護を樹立し、及び軍器の侵略的使用の制限縮小に對する如何なる案にても考慮するの用意あり
- 二、會議の困難を増進し軍縮事業を危殆に陥る、が如き新らしき問題の提議を欲せず、又遠き將來に互り一切の事

態に處すべき適當なる案を考慮し得るものとは信ぜず

(ニ) 佛國

- 一、各國の安全保障・國際義務の共同履行・地理的地位及び特種事情を斟酌して軍縮をなすべし
- 二、佛提案は聯盟規約を強固ならしむると共に、條約案により來る當然の結論なり
- 三、自國提案を固執せざるも、平和組織の根本的基礎は飽くまで支持せんとす

(ホ) 伊太利

- 一、安全保障の確立が軍備競争を緩和し、武裝的平和の制度を絶滅せしめ得ざること明かなるを以て、安全保障を軍備の前提とする理論を棄て、一路軍縮に邁進せざるべからず
- 二、伊國の軍縮協定に關する根本原則は、一切の國の權利の平等と最低限度に於ける兵力の均等にして、苟も現實の縮小に達すべき提案は凡て之を考慮するものにして、一切の國が侵略的武器禁止の協定に達するを得ば其の效果大なるべし

(ヘ) 獨逸

- 一、正當且つ眞實なる平和の意思は本會議成功に對する根本的條件にして、平等且つ一般的なる軍備を條件として、如何なる限度迄聯盟規約に認めたる最低限の軍備をなし得るやを考究せざるべからず
- 二、世界の不安、經濟危機は主として政治的仕拂と軍備の大不平等にあり、己れ之を使用し他をして使用せしめざるが如き兵力を保有せんとする傾向を止めざるべからず
- 三、各國民の平等なる權利と一般的安全の上に、一般軍縮問題の解決せられんことを期待し之が實現に努力せんとす



四、帝國の提案

會議の停頓せるを遺憾と考へ、其の速成を圖るの目的を以て昭和七年（一九三二年）十二月九日、帝國全權より會議に對し左の如き一案を提出した。蓋し之は勿論該會議には役立たなかつたが、爾後の倫敦に於ける軍縮豫備交渉（一九三四年）並に本會議（一九三五年）に對する我國の態度の基礎ともなつたものである。

一般規定

一般規定に艦船の質的縮減及び日・英・米・佛・伊の五國の攻撃威力大なる艦船の量的縮減を協定し、尙ほ右各國に通ずる乙級巡洋艦以下の最大限保有量を協定するを目的とす

- 一、各艦種の艦型及び備砲の制限縮小を協定す
- 二、日英米佛伊の五國の主力艦・航空母艦及び甲級巡洋艦保有量の制限縮小を協定す
- 三、日英米佛伊の五國の乙級巡洋艦・驅逐艦及び潜水艦保有量は、右各國に通ずる最大限度の保有量を本一般協定に於て定め、右各國が實際に保有すべき量は特別協定の分類に従ひ、各國の屬する組に於て夫々の關係國間に現實保有量を標準とし、其の地理的地位・特殊事情を考慮し、前記最大限度の範圍内に於て出來得る限り縮小することを協定す

四、日英米佛伊の五國以外の各國の保有量は各國の現實保有兵力量を標準とし、其の地理的地位の特殊事情を考慮し、特別協定に於て制限縮小すべきことを協定す

尙ほ一般軍縮會議に於ける我が全權使節の一行は次の如くである（但し之は昭和六年十二月十日の官報に載れるもの。會議中多小の更迭ありたるも之を省略す。）

日本全權使節

- 特命全權大使松平恒雄、佐藤尙武、陸軍中將松井石根、海軍中將永野修身
- 隨員海軍少將小横和輔、同大佐洪泰夫、同小林宗之助、同野田清、同塚原二四三、同小林仁、造船大佐村上義次

同中佐岡新、同中原義正、同緒方貞記、同奥田喜久司、機關中佐多田力三、軍醫中佐小林賢語、主計中佐山本丑之助、少佐男爵富岡定俊、大尉西澤誠二、同通譯久利雄、海軍書記官榎本重治、同技師橋本賢輔

昭和六年滿洲事變勃發以來、國際情勢は東洋を繞り年を追うて悪化し、同八年遂に帝國の國際聯盟脫退を見るに至つたが、我國は國際情勢の變化と艦船並に航空機の發達に鑑み、華府條約の廢棄及び倫敦條約の改正の必要を痛感するに至つた。英米兩國も亦た豫備會商を行ひ、以て既存條約の調整を希望し、昭和九年（一九三四年）五月十七日英國外相サイモンスの名を以て、華府條約參加の五箇國に對し、倫敦に於て豫備會商開催の件を提議して來た。仍つて我國も亦た之を諾し、直ちに駐英大使松平恒雄等をして之が交渉に當らしめたるも、各國の主張甚だしく懸隔せる爲め、議容易に纏まらず、遂に七月十七日共同聲明を發して一時交渉を中止するに至つた。

其の後豫備會商は再會のこととなり、海軍少將山本五十六（會議中、中將に昇進）は、全權として九月二十日日本邦發、米國經由十月十六日倫敦に到着し、同二十三日より主動的立場を取つて交渉を開始した。

此の時我國は、不脅威・不侵略の原則の下に、各國の國防安全感を害することなくして、攻撃的軍備の大縮減斷行を以て要旨とし、列國共通の最高限度保有量の決定、主力艦の全廢、航空母艦の全廢若くは縮小を提出し、又質的制限協定の反對等を標榜して、華府條約踏襲を主義とする英米兩國と奮闘したが、彼我主張の相違により終に一致點を見るに至らなかつた。

我が提案に對する英米兩國の提案は次の如くであつた。

英 國 案

- 一、戰艦型式縮小（二萬五千噸、十二吋砲）、隻數は其の儘とす
- 二、航空母艦の單艦最大排水量を二萬二千噸に引下げ、總噸數を十一萬噸とす



- 三、巡洋艦七十隻保有(内八吋砲艦十五隻、六吋砲艦十隻、四吋砲艦十五隻)
- 四、驅逐艦保有量十萬乃至十五萬噸(潜水艦の多少により増減)等

米 國 案

一、主力艦の現有隻數排水量を維持す  
二、八吋砲巡洋艦は將來建造せざるも、巡洋艦の總計六十隻、四十九萬一千噸を以て其の標準とす  
茲に偶々豫備會商終局に際し、國際史上畫期的出來事の起つたことを看過してはならぬ。即ち豫備會商が十二月二十日を以て愈々休會となつたので、帝國は同二十二日華府條約廢棄の訓令を駐米大使に打電し、同廢棄通告は二十九日を以て米國政府に手交せられ、華府條約は昭和十一年(一九三六年)十二月末日限り、其の效力を失ふに至つた。山本代表は其の後尙ほ暫時倫敦に留まり、英國當局と種々打合せを行ひたる上、翌十二年一月二十八日倫敦發、西比利亞經由歸朝した。

華府條約廢棄通告

第六節 第二次倫敦會議脫退

一、我國の會議脫退

昭和十年(一九三五年)十月二十五日、英國政府は第二次倫敦會議を開催すべく、日米佛伊に對して招請狀を發し、各々其の承諾を得た。

帝國全權海軍大將永野修身、大使永井松三の一行は、隨員海軍大佐岩下保太郎(後の少將)・稻垣生起・阿部勝雄・同中佐水野恭介・西田正雄・同大尉森川秀也及び海軍省書記官榎本重治その他を伴ひ、十一月十六日日本邦發、同年十二月二日倫敦に到着した。

會議は同十年十二月九日倫敦に於て開催せられ、英國首相ボルトウィン議長席に著いて開會を宣し、米國首席全權デーヴィスの發議により英國首席全權ホーア外相を議長に推し、英海相モンセルを副議長に選み、次で各國代表の演說に移つたが、其等の要旨は左の通りである。

英國代表

適當の修正を加へて華府及び倫敦條約の存続。潜水艦の廢止、若し不可能なれば之が濫用防止の協定。質的制限、即ち一切の艦型及び備砲の縮小。

米國代表

華府・倫敦兩條約の維持。現有勢力天引二割縮減、若し之が不可能なれば新情勢に應じて現行兩條約の修正。

佛國代表

艦型及び備砲口徑の大縮減。量的制限反對。潜水艦使用制限案の支持。

伊國代表

短期間の漸進的協定希望。

日本代表

保有量の共通最大限度制定。主力艦・航空母艦・甲級巡洋艦の如き攻撃的艦種の全廢、若くは縮減。各國間に不脅威・不侵略の事態確定。

翌十日以後は毎日全員委員會を開き、先づ議事手續を定め、會商は之を秘密會とすることに決し、次で各國代表は各々自國の主張を明示した。而して帝國代表は先決議事として共通最大量の決定を主張し、英米と衝突して討議延期となつた。翌日更に討議を重ね、我が代表は英米の納得に努めたるも果さなかつたので、十三日以後は私的會談も行はれたが、日本案に對する反對の主なる理由として、英國は國防上の脆弱性(ヴァルネラビリティ)を挙げ、又米國は華府條約の差等比率こそ國防安全感を満足せしめ得る旨、各々力説し、反駁して來たのである。仍つて十六日には首席全權の會議が開かれ、日本案中心の會談を行ひ、次で英國提案の「建艦宣言案」に就て討議されたが、何れも結論を得ずして年末休暇に入つた。



昭和十一年一月六日會議再開(此の日にイリデン、英國新外相に就任、ホリアに代つて議長となる)、英國建艦通報案の討議を始めたを以て、永野全權は日本案先議の方針を固執し、同八日の委員會に於て「軍縮根本問題たる量的制限に關する日本案の先決を放置し、而して建艦通報案の如き第二義的若くは附隨的の問題の討議に移るならば、會議脱退の外なき旨」を強調し、會議の情勢と共に帝國政府に請訓する所があつた。十二日に至り我が政府より右に關し全面的容認の回訓に接したるを以て、永野全權は十五日の第十回委員會に於て更に最終的説明を試みたるも、英米は擧つて之に反對し、日本案は遂に彼等の容る、所とならなかつた。

倫敦會議脱退通告

是に於て我が全權は、十六日午前四時第一委員會議長に對し、左記會議脱退の通告文を交付した。

脫退通告文 (正文一月十六日)

本全權委員は海軍軍備の廣汎なる制限及び縮小に關する帝國の提案に具現せられたる根本原則が、一般の支持を得る能はざることを本日第一委員會の會議に於て充分明瞭となれるを以て、帝國全權に於ては帝國全權が本會議に於ける討議に引續き參加するも最早效果なしとの結論に到達したることを爰に閣下に通告するの光榮を有す。然りと雖帝國全權は其の提案が、效果ある軍縮の達成に最適したる提案たることは今尙確信する者にして、他國全權に依り提出せられたる量的制限の案は、帝國全權の繰り返し述べたる諸理由により、之を承認する能はざることを陳述するを遺憾とす。

本全權委員は、帝國全權に於ては閣下が、會議の主宰につき示されたる懇切なる態度を多とする者なることを、此の機會に於て閣下に對し確言せんと欲すと同時に、本會議に參加せられたる一切の全權の全幅的協力に對し、帝國全權部に代りて其の深甚なる謝意を表せんとするものなり。

かくて主なる我が全權一行は倫敦を引揚げ、二月六日歸朝した。因に、同年初頭に於ける日英米三國の海軍現有力は、次表の如くであつた。

國別	艦齡内總排水量	艦齡内補助艦排水量
日	約七十萬噸	約三十五萬噸
米	約八十萬噸	約二十七萬噸
英	約百萬噸	約三十九萬噸

上記の如き経緯を経て、海軍軍備制限に關する華府條約及び倫敦條約は、昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日限り無効となり、我が帝國は同十二年一月以降無條約時代に入ると共に、自主的軍備に向つて邁進することとなつた。

### 二、日本の會議脱退後に於ける倫敦會議

帝國の倫敦會議脱退後も、英米佛伊四箇國の軍縮會議は繼續せられ(自一月十六日、至三月二十五日)、三月二十一日條約草案成り、四國代表(日本代表)討議の結果(伊國の全般的制限の下に採擇せられたる事實は三國協定)、三月二十五日を以て正式調印を了するに至つた。新條約は五編、三十二箇條より成り、概ね左記條項を規定してゐる。

#### 新倫敦條約

##### 第一編

(一) 基準排水量は華府條約に依る。(二) 主力艦を甲乙二類に分ち、甲級艦は排水量一萬噸以上、備砲口径八吋以上のもの、乙級艦は排水量八千噸を超えず、備砲口径八吋を超えるもの(但し何れも航空母艦)。(三) 航空母艦は排水量の大小を問はず、航空機の發着装置を有するものとす。(四) 航空母艦・戦闘用小艦船又は補助艦船以外の水上軍艦にして、排水量百噸乃至一萬噸、備砲口径八吋以下のものは輕水上軍艦と稱呼し、之を甲種(備砲口径六・一吋以下)、乙種(備砲口径六・一吋以下、排水量三千噸以下)、丙種(排水量三千噸以下、備砲口径六・一吋以下)に區分す。(五) 補助艦船以外の水上軍艦にして、基準排水量百噸乃至二千噸、口径六・一吋以上の砲を裝備せず、又魚雷



を發射し得ず、而して速力二十節を出し得ざるものを戰闘用小艦船といふ。(六)基準排水量百噸以上にして直接戰闘用として建造せられたるにあらずして、其の口径六・一吋以上の大砲を搭載せず、口径三吋以上の砲八門以上を搭載せず、又魚雷を發射し得ず、装甲板による防禦設備を有せず、速力十八節を超えず、射出機二基以上を裝備せざる海軍用水上艦船は之を補助艦船といふ。(七)小艦艇とは排水量百噸以下の海軍水上艦船をいふ。

第二篇 (諸制限を規定す)

(一)主力艦の最大基準排水量を三萬五千噸とす。(二)備砲最大口径を十四吋に引下ぐ(但し華府條約署名の何れかの國が、一九三七年四月引戻す。編者註、此の條項参加に關して、其の後英米佛三國より日本に對して勸誘ありしも、我國は之を拒否す)。(三)甲級主力艦にして基準排水量一萬七千五百噸以下、又は主要兵裝の口径十吋以下の砲よりなる主力艦は、一九四三年一月一日迄は起工せず。(四)航空母艦の最大基準排水量を二萬三千噸、備砲最大口径を六・一吋とす。(五)乙級輕水上軍艦にして、基準排水量八千噸以上のも、及び甲級輕水上軍艦は一九四三年一月一日以前には起工又は取得せず、但し國家自衛の必要に達著せば締約國に通告の上、一萬噸迄は之を起工又は取得するを得。(六)潜水艦の最大排水量を二千噸、備砲口径を五・一吋以下に制限す。(七)商船に對しては平素より軍艦變更の準備をなすを得ず、但し口径六・一吋以下の砲の裝備に必要な甲板補強工事の施行は此の限りにあらず。

第三篇 (艦艇通稱に關する規定)

(一)各曆年の四月迄以内に主力艦・航空母艦・輕水上艦・潜水艦に就きて、年度計畫による隻數及び最大備砲の口径を通報す。(二)龍骨据付の最少四箇月前に艦名・艦種・各種要目の大綱を通知す。(三)起工後は成るべく速かに其の月日を通報す。

(四) (略)

第四篇 (安全保)

第五篇

(一)條約の有効期限を一九四二年十二月末日とす。(二)條約の繼續改修等に關する事項を列舉し、次回會議の招請權を英國政府に附與する等、六個條の規定を列記す。

尙ほ此の條約には量的制限に關する規定は無いが、英米均等瞭解の下に締結せられたもので、其の意味を明記せる英米兩國全權の往復文を追加してゐる。

次で昭和十三年(一九三八年)六月三十日、英米佛三國政府は新倫敦條約の 에스カレーション發動に伴ふ新制限方式を決定して調印を了したが、その新制限に依る主力艦は排水量四萬五千噸、備砲口径十六吋砲を以て最大限度としたと傳へられてゐる。

## 第二章 海軍と外交關係

明治維新以降

### 第一節 序 說

汎く太平洋から印度洋に亙り基布羅列せる大小無數の島群は、今や悉く歐米諸國の領有に歸して居る。之は第十六世紀から第十八世紀末に亙り歐洲一般を支配した經濟觀、所謂重商主義よりする世界の利源探檢熱が、太平洋に入つた結果であつて、歐米人の二世紀有餘に亙る努力の賜と謂ふべきである。彼等の採つた常套手段は、基督宣教師を送り、土民に文化を布くの名目の下に、出先き海軍軍人が蒙昧なる酋長を説き、或は諸酋長間の不和に乗じ、其の一方を懐柔して保護を約し、遂に之を占領するか、又は武力を以て征服する事に於て一致してゐる。

我國が歐米諸國と接觸し、次で修好關係を結ぶに至つたのは、前記の目的を以て歐米諸國の艦隊が太平洋に進出した時から始まる。然るに我國は寛永十三年の鎖國令により遠航艦隊を有せざりしたため、彼等の如く此の方面に領土を擴げること出来なかつた。次で一八八〇年(明治十三年)以降獨逸を最後に、太平洋上に於ける無主の島嶼を領有して之に植民せんとする傾向が、歐米諸國間に再燃した。此の頃我國には既に明治海軍の存在を見たるも、時恰も我



は朝鮮・支那兩隣との交渉に忙はしく、遂に海外發展の機を得なかつた。

然るに是より先き明治維新となり、俄然二百年鎖國の夢から覺めた我が邦人の海外發展は、眞に驚くべきものがあつた。是等移民の一團は、朝鮮・支那の隣國へは勿論、露領沿岸・布哇・南洋諸島・南北兩米大陸に移住し、行く先々に於て何れも概ね相當の成績を擧げ、國富の増進に寄與する所があつた。斯くて我が移民の増加に伴ひ、移住先きの政府と我が政府との間には外交交渉事件が繁くなり、從つて是等の居留邦人の保護が必要となつて來た。

此の間に處し、明治以後に於ける我が海軍が、如何に外交交渉の後援となり、權益の擁護並に在外居留邦人の保護に貢獻して來たかを概説すれば次の通りである。

### 第二節 我が海軍と對韓關係

韓國は明治維新前より極端なる鎖國主義を採り、日韓の國交も常に圓滑を缺くに至つたので、我が政府は明治元年十一月宗對島守を韓國に差遣して國書を贈り、その國交を復せんと欲したが、彼は之を拒絶し且つその態度頗る無禮であつた。爾來朝野の間には征韓論漸く擡頭し、明治六年に於ける廟堂の激論は、延いて翌七年の佐賀の亂となり、次で同八年偶々江華島に於ける雲揚艦砲擊事件に依り、再び征韓論の騒ぎは鼎の沸くが如くであつた。

江華島事件は日韓兩國の空氣を極度に悪化したので、我が海軍は韓地居留邦民保護のため、先づ長崎在泊の軍艦に釜山回航を令し、八年十月十七日、海軍少將中牟田倉之助は、長崎海軍出張所勤務を命ぜられて艦隊指揮官となり、同二十日孟春・第二丁卯の兩艦を率ゐて釜山に回航、草梁館(對馬宗氏の官廳)に至り警備に従事した。次で同二十八日帝國海面を東西兩部に分ちて東部・西部の兩指揮官を置き、東部碇泊所を東京灣、西部碇泊所を長崎と定め、當時現存艦船の十六隻を折半して兩所に分駐せしめられた。之より先き我國に於ては、萬一の場合を慮かり、運送船十二隻を徵備

居留民保護のため韓國に警備艦を派遣す

して陸兵派遣の準備に著手したが、翌九年二月二十六日「日韓修好條規」の締結に伴ひ、軍艦のみの警備に止めることとなり、中牟田西部指揮官は同年四月二十三日長崎に歸著した。

超えて明治十五年七月の京城事變には、金剛・日進・天城の諸艦を仁川に急派して居留邦人の保護に任せしむると共に、濟物浦にも金剛・日進の外、比叡・清輝の諸艦を回航せしめて同年八月締結せられたる「濟物浦條約」の外交交渉に貢獻し、更に同十七年十二月に於ける京城事變に伴ひ、翌十八年一月「漢城條約」締結に際しても、我が外交の後援に寄與する所が多かつた(第五篇第六章「朝鮮事變」參照)。

### 第三節 我が海軍と對支關係

他國の内政に關與せず、常に絶對公正の態度を持し、我が居留民の保護と權益擁護とに努むる事が帝國海軍警備の根本方針である。されど我國は極東に於ける地位に鑑み、常に主動的地位を保持することに意を用ひられた。

かくて外に在る我が艦隊指揮官は、支那に對しては常に帝國の眞意を諒解せしめ、以て親善關係を増進し、日・支相提携して東洋平和の確保に努力を拂ひ、又内にあつては我が海軍は、從來清國及び中華民國海軍の發達に資する如く好意を示して來た。その主なるものを列舉すれば次の如くである。

一、日清戰爭に於て、其の海軍力の殆んど全部を亡失したる清國政府は、其の後極東に於ける情勢に刺戟せられ、海軍再建の急務を覺り之に著手せるを以て、帝國政府は我が民間造船會社をして其の建造を引受けしめ、我が海軍からは或は教官を派遣し、或は支那海軍留學生の教育を擔任する等大いに援助を與へた。

二、帝國海軍は日清戰役後に於ける支那内河航路の開發に努め、湖南省常德航路及び四川省徐州航路の如き、我が砲艦隅田・伏見兩艦の水路探究により之を開拓し、その結果我が汽船會社は初めて航行を開始し、對支貿易上一

帝國海軍の對支援助



新紀元を畫するに至つた。

三、明治四十四年十月十日、武昌に革命の亂勃發するや、我が第三艦隊(駐中巡洋艦春日以下巡洋艦及び通報艦計一八隻、砲艦五隻、郵船これ)は、支那の全沿海及び揚子江流域の警備に當り、居留邦人の保護と權益の防護とに努め、官・革兩軍に對しては最も公正な態度を持し、其の任務を完うした。次で大正二年七月揚子江沿岸諸省及び福建省に於て、大總統袁世凱に反對する所謂第二革命の起るや、第三艦隊(司令官名和)は前回と同様克く其の任務を完うした。

四、大正三年八月二十三日、帝國が日英同盟の誼に依り、獨逸に對し宣戰を布告するや、第三艦隊(司令官土屋)は支那政府の中立宣言と共に警備地を撤退し、河用砲艦鳥羽・伏見・隅田の三隻は上海に於て武装を解除し、支那に對して公正なる態度を示した。

五、大正四年十二月六日、上海に於て革命黨の騷擾勃發に伴ひ、同月二十一日雲南省の獨立となり、次で翌五年に入り、全支に亘り所謂第三革命の戰亂瀰蔓し、到る處兵亂の巷と化するに至つたが、帝國海軍は常に嚴正なる態度を以て終始した。

六、大正六年八月十四日、支那は獨逸に對し宣戰を布告したるを以て、我が海軍を初めとし、列國は在支武装解除中の砲艦を復舊し、警備任務に就かしめた。同年十二月我が海軍は第七戰隊(後支艦隊と改む)を編成して揚子江に派遣し、舊第三艦隊の任務に當らしめた。偶々支那は南北對戰中で政情極めて不安であり、列國の居留民は屢々危險に瀕し、且つ其の通商及び權益も危害を被むるに至つたので、山岡司令官は所在列國海軍指揮官を指導して共同防衛案を定め、列國居留民並に通商權益擁護に當り、能く其の任務を達成した。

七、大正六年十一月、露國にボリシエヴキ動亂起り、舊政府顛覆して勞農政府となり、同政府が獨逸と單獨講

我が何用處  
艦の武装解除

日支共同防  
敵軍事協定

和を締結するに及び、獨・塊の勢力遂に露國に侵入し、極東にも波及せんとするの兆現はる、や、同年三月二十五日、支那政府の提議により、極東全局の安寧維持の爲め「日支共同防敵軍事協定」なるものを締結する事に決せられ、我が陸海軍より各代表者を出し、北京に於て日支相互に協議せしむる事となつた。此の協議成立し、陸軍に於ては同年五月十六日、海軍に於ては同十九日、共同防敵協定に調印した(海軍委員長海軍少將吉田増次郎・同。委員海軍大佐伊集院俊・同藤山可也)。

大正七年十一月十一日、世界大戰の休戦となるや、尙ほ聯合諸國は西比利亞出兵中であり、隨つて本協定存続の必要が認められ、再び陸海軍代表と支那側との間に「戰爭終了の時期に關する協定」が成立し、陸軍は大正八年二月五日、海軍は三月一日夫々其の調印を了した。即ち本協定は日支兩國海軍艦艇が露領より撤退するまで有效としたのである。次で大正十年一月二十七日に至り、日支陸海軍代表者(海軍委員長八角三郎)は本協定を廢止する覺書に調印し之を終了した。該協定は當時極東露領が共產黨の侵入により極めて混沌たりし情勢と、獨・塊俘虜が解放され跳梁跋扈せる現状とに鑑み、極めて必要の存在であつたのである。

八、大正九年三月十三日、所謂尼港事件なるものが起り、在尼港帝國領事石田虎松以下居留民數百名が共產黨のバルチザン(不正規兵の)に虐殺さる、や、同港冬營中の中華民國海軍砲艦は我が居留民に對し保護の手段を執らず、却つてバルチザンに味方したかの證據明白となりたるを以て、同年九月尼港に於て日・支共同調査を行ふ事となり、兩國側より委員(日本側第三艦隊參謀長大佐内田虎三郎、支那側海軍部高級副官陳復)を派し調査の結果、果して支那砲艦の参加せる事實が立證せられ、中華民國江防艦隊司令官は陳謝し、且つ民國政府より弔慰金を出す事となり、茲に本件は解決を告げた。

九、大正九年以後支那に於ては、或は安徽派と直隸派、或は直隸派と奉天派と交々相争ひ、或は國民革命軍が廣東に起り北上する杯の事ありて内亂止む時なく、此の間に處し帝國海軍は嚴正公明の態度を以て、一意居留民の保護と權益擁護とに努力し、殊に華府條約締結後は中支派遣隊(漢口駐在)の撤退及び青島還附に伴ひ、我が海軍は一

尼港事件と  
支那砲艦



南京事件

初めて上海特別陸戦隊を置く

層重賞の加はつたにも拘らず、克く國威の宣揚に努めた。

特に昭和二年に入り、前記國民革命軍が揚子江流域に進出し、遂に南京に迫るや、同軍が帝國總領事館を襲撃し、居留民に暴行を加へ、所謂南京事件なるものが起り、その餘勢は各地に波及し、在留邦人の身命財産の安全は期する能はざるやうになつて來た。そこで我國は第一遣外艦隊を増勢し、又特別陸戦隊を上海に派遣し(上海特別陸戦隊の増勢)、更に艦隊より福建省沿岸には第二水雷戰隊と、揚子江及び青島方面には第三艦隊の一部及び第一水雷戰隊の一部を夫々派遣せしむる事となつた。

十、國民革命軍が更に北伐を開始し北上するや、昭和三年所謂濟南事件なるものが起り、我が陸軍の出兵を見るに至つた。而して海軍は山東省以北の海上警備に當る事となり、之が爲め第二遣外艦隊が編成派遣された。

上海事變

十一、昭和六年九月十八日滿洲事變勃發するや、排日・抗日の氣運各地に起り、我が第一・第二遣外艦隊は警備區域の警戒に努めた。特に第二遣外艦隊が、翌七年一月十八日青島に於ける支那側の暴動を青島市長沈鴻烈と協力して鎮定し、在留邦人に事無からしめたるが如き、その功績著しきものがある。次で同月下旬上海事變の起るや、我が海軍は即時増勢を行ふと共に、第三艦隊(司令官官野村吉三郎中將)を編制して之を上海に派遣し、陸軍派遣部隊と協同作戰して能く其の目的を達し、又同長官は英・米海軍との間に立ちて我が駐劄公使を助け、機宜の處置を執り國威を宣揚したのである。

#### 第四節 我が海軍と對露關係

我が海軍が帝國の外交に與りたるは、明治四年五月の樺太島境界劃定談判に始まる。露國は歐米諸國中、和蘭を除き、最も早くから我國と接觸した國である。而して千島・樺太島に於て接海・接壤する強隣だけに、彼れの我に對する

態度は執拗と頑強とを極めたものであつた。樺太問題は安政二年(一八五五年)の日露通商條約が未だ締結されない前から、彼我の間に交渉されてゐたが、未だ解決を見るに至らなかつた。次で安政五年(一八五八年)露領極東總督ムラヴヨフが徳川幕府と交渉を試みたが、我國に於ては彼れの條件を認むるに至らず、依然停頓の状態にあつた。露國は斯くの如き不定の状態を利用し、益々移民を北より送り、南侵せんとする事實が判明するに至つた。そこで今度は我國より特使を派して交渉せしむる事となり、文久元年(一八六一年)には松平石見守を、慶應二年(一八六六年)には函館奉行小出大和守を露都に派して談判せしめたが、何れも不調に終つた。

明治政府となるや、參議副島種臣は斯くの如く樺太問題を未解決の儘に放置するの不得策なるを痛感し、閣議を促し、遂に談判復興の決議を見るに至つた。即ち副島參議は樺太問題談判の全權使節に任ぜられ、自ら之に當る事となり、出發に臨み優渥なる勅語を賜はつた。當時對露談判が如何に重大使命であつたか、想像される。

副島全權使節及び隨員外務少丞田邊太一以下の一行は、日進艦に乗り、明治四年五月二十四日品海を出發した。これは帝國海軍が外交關係に與かるの例を啓いた最初のものであつた。

帝國海軍外交關係の最初

日進艦は海上に四日を費やし、五月二十八日函館港に著し、直ちに在泊露國軍艦及び同國領事等との間に慣例の國際儀禮を交換した。然るに副島全權と露國領事との其の後の會見に於て、同領事は本國政府より未だ何等の訓令に接し居らず、自國側の全權に當る官吏が函館には勿論、ニコラエフスク或はボシエツトにも居合はさず、故に「當年中は談判行届き不申候」と語り、遂に談判開始に至らず、副島は七月三日空しく歸京の途に就くの已むなきに至つた。

副島參議は同年十一月外務卿に任ぜられ、樺太問題解決は自然その職掌となつた。そこで副島外務卿は東京駐在露國代理公使と直接談判を開始した。其の條件は樺太島を北緯五十度の線にて南北に劃し、露國の要求する南半に對し、我は二百萬弗を以て之を買收せんとするにあつたが、彼は之に應じなかつた。副島は更に代案として他日我國と



大陸國との間に若し難を構ふる等の場合、我が軍隊の露國領土通過承認を條件の下に樺太全島を譲り、國後・擇捉・得撫の三島を我に收める案を持ち出した。併し此の代案も内外の事情により、遂に双方の合意を見るに至らず、樺太問題は再び停頓の已むなき状態となつた。

明治六年九月寺島宗則が副島に代り外務卿に任ぜらるゝや、寺島外務卿は海軍中將榎本武揚を特命全權公使に奏請して翌七年露都に遣はし、樺太問題に就き交渉せしむることとした。當時榎本公使に與へられた訓令として傳へらるる所によれば、「樺太島に於て日露國境線を劃するに於ては、或る自然地勢の状態に據らしむる事、露國が樺太全島の要求を固守する場合は、千島全列島を我に譲らしむる事、後者の場合、日本が樺太島に施せる諸設備の賠償と附近海面に於ける漁業權の保證とを我に於て獲得する事」等である。然るに初め露國は頑強に右の條件を峻拒し、些の讓歩をも肯んじなかつたが、當時幸ひ巴爾幹方面の事態急遽を告げ、戰爭勃發の兆ありたるを以て、露國外相コルチャコフは遂に我が要求を容るゝ事となり、同八年五月七日「千島樺太交換條約」が彼我全權の間に調印された。是に於て多年日露の間に蟠つてゐた難問題も、漸く解決を告ぐる運びとなつた。

上記千島樺太交換條約中の一條に、「オホーツク海及び堪察加沿岸に於ける漁業茲に航海に關し、最惠國民の船舶及び商人が享有する權利竝に特典を日本船舶及び商人に承認す」と云ふことがある。此の中オホーツク海及び堪察加沿岸に於て漁業權を獲得した事は、後に到り多少の紛糾を免れなかつたが、連続一貫、今日まで我國に取り最も有望なる國益を齎らしたものである。これこそ我が海軍の實力が過去に於ては勿論、現在に於ても對露外交の交渉に至大の後援を爲しつゝある證左である。左に少しく漁業權の沿革を述べて參考に供する事とする。

## 樺太漁業權の沿革

明治三十八年九月五日ポーツマスに於ける日露講和條約では、明治八年の千島樺太交換條約よりも、一層明確詳細に我が漁業權を規定した。然るに同條約の漁業協約は大正八年に改訂締結する筈になつてゐたが、當時露國は十月革命直後の混亂時代で、

改訂交渉を行ふが如きは到底不可能であつたから、事實上の極東政權オムスク政府と交渉し、暫らく舊條約により我が漁業權を行使する事とした。大正八年の該方面に於ける我が出漁は、之に依つたものである。次で同政權が没落するに及び、大正九年には當時の浦鹽政權と交渉し、オムスク政府と同様の協定により出漁した。然るに此の浦鹽政權なるものはポリシエウキツキ一味に過ぎずして、我が出漁に對し横暴の舉に出で、オホーツク沿岸の我が漁區は頗る惱まされたものであつた。斯くも横暴にして條約無視の行爲が續出し、我が政府の嚴重な抗議も其の效なきに至るや、大正十年には所謂「自由出漁」となり、爰に初めて我が海軍兵力保護の下に帝國の權利を保持するに至つたものである。翌十一年も同様、海軍兵力保護下の自由出漁であつた。次で同十二年に入り全露はソヴェート政府に統一されたので、我國は之と交渉し、漁區を獲て出漁する事となつた。此の年ソヴェート政府の外務員ヨツフェの來朝するに及び、同十三年彼我の間に三箇年の暫定契約が結ばれた。

大正十三年北京に於て芳澤・カラハンの交渉が行はれ、同十四年一月日・蘇國交回復に關する基本條約の成立を見るに及び、蘇聯はポーツマス條約を確認し、我が享有せる漁業權は茲に三たび確認された譯である。更に昭和三年には後蘇新平の蘇聯邦派遣となり、之によりて現實に即するやう漁業條約の改訂を見、次で昭和四年以降現行條約の實施となつた。然るに事實新漁業條約に基く我が出漁に對し、蘇聯邦側は百方これを妨害せんとするの態度に出で、或は我が優良漁區を奪取せんとし、或は組合外一邦人の不當進出に乗せられる等の事あり、或は留價換算率問題等のため紛争は絶えない有様であつた。併し其の後昭和七年廣田・カラハン漁區安定協約なるものが成立して、稍々小康を得るに至つた。

現行漁業協約は昭和十一年五日を以て期限満了の筈に付、一年前よりモスコに於て改訂交渉を續けたが、毫も進捗せざるうち、満了期となり、遂に同年十二月三十一日迄の暫行協定を結んだ。其の後改訂交渉は續けられ、同年十一月二十日を期し調印協定の處、蘇聯邦側は内政上の手續未了に藉口して、當日に至り調印を拒否するが如き不信の態度に出でたるも、我が抗議に依り、遂に同年十二月二十八日まで效力延長を認めた議定書が、モスコに於て日蘇間に調印されるに至つた。斯くて昭和十二年も同議定書により、我が出漁を見る事となつた。

以上の如くオホーツク海及び堪察加半島沿岸に於て我が獲得せる六十年來の漁業權なるものは、兎角不安定にして侵害され勝



ちであり、或は海軍兵力を以て國際條約上の既得權を擁護した場合すらあつた。

一方我國に於ける漁業は畜産業と同じく、近來長足の進歩發達を遂げた。大正三年水産講習所の實習により、工船養業なる方法が創設せられ、同九年富山縣水産講習所の練習船吳羽丸が之を事業化せることにより、本業の最も有望なる事が立證せられ、昭和二年には堪察加の西岸に十六隻、東岸に六隻出漁し、總計三十三萬函、價格一千三百萬圓の產出を見るの盛況に達した。又昭和二年以來當業者間に研究されつゝあつた鮭・鮪の沖取漁業、即ち母船式漁業が同四年に至つて愈々具體化し、政府の許可を得て堪察加方面に出漁する事となつた。蟹工船漁業も鮭・鮪沖取漁業も、從來の露國領域海岸に於ける漁法ではなく、領海外に於ける漁業である。是に於て領海線問題なるものが起つて來た。領海とは干潮時に於て距岸三海里以内とするのが、國際公法の通則として歐米諸國の一般に認むる所である。然るに帝政露西亞時代に於て、夙に十二海里を以て領海線と主張した公法學者もあつたので、蘇聯邦政府では之を利用して我に擬して來た。而して右の二業が何れも有利と見るや、彼も亦た我に模倣して是等の方法により漁業を營むやうになり、彼等の競争は一層激甚となり、屢々不詳事件を惹起するに至つた。仍つて我が工船式出漁者保護の目的を以て、大正九年以來我が海軍は、毎年巡洋艦又は驅逐艦等を堪察加半島沖へ派遣する事となり、今日に及んでゐる。

是等の警備艦は目下のところ毎年四月末から當業者と共に出動、九月初旬まで風濤と戦ひつゝ二千哩に亘る長い警備線上を往來するを例とし、斯くて約三萬人の身命と一箇年七千萬圓の權益を保護しつゝある次第である。

一九一七年（大正六年）十一月七日、露都のボリシエウキツキ革命亂より、一九一八年（大正七年）三月三日の露獨單獨構和に至る迄の間は、ボリシエウキツキ勢力の東漸となつて、極東露領の状態は眞に混亂を極めたものであつた。極東露領には夙に浦鹽を初め、黒龍江沿岸の諸市に多數の邦人が移住し、産業に従事しつゝあつた。是等邦人の身命財産を保護する爲め、我が海軍は第三艦隊司令長官有馬より浦鹽及び沿海州沿岸に艦船を派して、西北利亞出動の我が陸軍部隊の撤退期まで其の警備に當らしめた。

日露戦争後の日露關係は年を追うて好轉し、互に友邦化するに至つた。明治四十年（一九〇七年）七月三十日露都に於て調印された本野・イズウオリスキー協約は、日露の國交を温め、次で同四十四年（一九一一年）米英佛獨の對支四國借款團の成立で、日露兩國を疎外した事は益々日露國交の親和を固めた。斯くの如く明治四十年から世界大戰の末期に到る迄の期間は、安政二年日露通商條約が結ばれて以來、今日まで最も親善な時代であつた。而して我國は明治四十四年八月には戦利艦姉川を露國に讓渡し、次で世界大戰中には幾多の軍需品や戦利艦相模・丹後・宗谷等を同國に讓渡（大正五年四月）して、その作戰に寄與する所が大であつた。

### 第五節 我が海軍と布哇關係

舊布哇王國の歴史は、歐米諸海軍國の軍艦乗員に依つて行はれた一部の狼藉史に外ならない感がする。それは同群島の王國は、地理上の位置が正しく太平洋の中心に當り、米大陸と亞細亞大陸との間に一節の連鎖を形成して航路の中樞を占むるため、時恰も第十六世紀から第十九世紀半ばの時代に勃興し、連続せる世界探検や侵略の目標と成り易かつた事と、國民文化の程度低く、是等の侵略に對抗する能はざりし事が認められるからである。第十六、七世紀の史實は之を措くとして、次の如き事實が傳へられてゐる。

一七九四年（寛政六年）、英國探検家ヴァンクーバーが、布哇を一時占領して英國旗を掲げた。

一八〇四年（文化元年）、露國軍艦リューリックがホノルル港に初めて入港し、港内測量と稱して露國旗を陸上に掲げ、次でオアフ島督長の一方に味方して要塞を築いた。

一八二〇年時代（文政三年）、米國はプロテスタント宣教師を派して布教に努めたが、羅馬法皇レオ十二世も亦たカトリック宣教師を派し、爰に新舊基督教の布教競争となり、新教徒を保護する英米と舊教徒を保護する佛國との間



に、布哇王國內政干渉の競争が始まつた。

右の結果一八四九年(嘉永二年)、佛國海軍大將トロムランは兵を揚陸せしめて官廳・税關等を占領した。併し歴代の國王は常に其の都度抑遜の態度に出で、哀を乞うて對手の緩和を求むる等の手段に依り、漸く國難を切り抜けて來た。獨り我が日本の舊布哇王國に對する國交は、其の出發と經路とを異にしてゐる。即ち時期に於ては徳川幕府の鎖國政策に制せられて、歐米諸國の如く早くからではなく、又その發端が極めて平和揖讓の態度であつた。我が邦人が初めて布哇王國の存在を直接知つたのは、萬延元年(一八六〇年)日米修交使節の新見豊前守一行が、米艦ボーハタンで偶々ホノルル港に寄港し、國王カメハメハ四世に謁して優遇を受けた機會からである。新見豊前守の此の時の服裝及び謙抑の態度は、歐米人を見慣れた國王には好印象を與へた事と想像される。されど此の頃徳川幕府は、未だ同國との國際關係を結ぶには至らなかつた。此の偶然の事から我が國情が布哇國に知らるゝや、明治元年には米人の勧誘により、我國から百五十三名の移民が送られ、次で同四年八月には「日布修交條約」が締結さるゝに至つた。

記録に據ると、一八三二年(天保三年)から一八六六年(慶應二年)に至る三十四年間に、布哇國の土民人口は十三萬より六萬三千に減じたと云ふ事である。そこで利源を開發し國富を増さんためには、勢力の缺乏を感じ、何とかして信頼すべき多數の移民を得ることが、此の時代に於ける急務であつた。仍つて同國政府は考慮の結果、先づ支那を初めとし、葡萄牙・米國及び諸威等、世界の各地から多數の移民を募つた。偶々明治八年二月我が筑波艦(初代)は、移民を海軍兵學寮生徒第一回練習航海(後の山本龍兵衛大將等)の途次ホノルルに寄港した。日本軍艦のホノルル入港は初めての事であり、我が在留移民が勤勉にして他國の者に比し優秀と認められた頃であつたので、政府及び市民の筑波艦に對する歓迎は極めて殷懃にして、艦長以下艦員の國王謁見及び國王の軍艦訪問等は、總て國際儀禮を以て行はれた。當時の艦長海軍中佐伊藤篤吉(後の海軍中將)以下の謁見に當り、國王の挨拶の一齣に左の如きものがあつた。

我が軍艦最  
始のホノル  
ル寄港

予は今回日本帝國軍艦筑波の來訪を以て、兩國民の間に於ける或る自由なる修交が成立する動機となるものと信ず、又降昌なる日本帝國内の多數の住民が我が海岸に移住の途を發見し、斯くて其の援助を得て我が産業を起す事ともならば、彼等の生活を向上せしめ兼て兩國の國富及び通商増進に裨益あらん事を信ず。云々

其の他布哇警視總監よりは筑波艦在泊中、艦員の陸上に於ける行狀に對し讚辭を寄せて來たこともあつた。要するに國王を初めホノルル市民が衷心からの歡待をなした事は言ふまでもない。されば伊藤筑波艦長は、明治九年四月二十三日その歸朝報告に於て、海軍大輔川村純義に左の上申書を提出してゐる。

御艦筑波、亞國航海歸路、布哇島へ回艦、該島ホノルル港在泊中、國王陛下ニ謁シ、且御艦へ來臨シ及該國政府貴重ノ官員ニ面會ノ節等、談話ノ及ブ所多クハ該島人民ノ歳々減少スルノ憂慮ヲ述ベ、且皇國有餘ノ人民ノ同地ニ殖民シテ物産ヲ盛大ナラシメバ一舉兩得ナルベク、故ニ歸朝ノ後ハ長官ヘ報奏シテ斯舉ノ起ルヲ冀望スル旨趣謹々承聞仕候。其利害得失ニ至リテハ臣等ノ思想ニ及バザル所ト雖、彼ノ國一般ノ渴望スル處默シテ奏セザルヲ得ズ候儀ニ奉存候、此旨上申仕置候也。

帝國軍艦が  
布哇移民に  
關し、外交  
に貢獻せる  
實例

かくて筑波艦のホノルル寄港を契機として、明治十四年國王カラカウアの日本訪問となり、我が皇室に於かせられとも頗る御歡待あり、濱離宮の延邊館を御宿と定められた如き其の一例であつて、之が爲め彼我の國交は頓みに掛移を加へ、政府移民交渉の開始とまで進展した。これ帝國海軍が外交に貢獻した有力なる實例である。

其の後兩國政府の間には、政府移民交渉が開かれ、幾多の經緯を経て、明治十七年四月、移民は兩國政府の手によつて募集する事となり、翌十八年には第一回移民九百四十五名、第二回九百八十九名が布哇群島に渡航した。政府移民は明治二十七年六月まで續き、其の數合計二萬九千三十二人に達したと云ふ。其の後布哇移民業は民間移民會社の手に移り、或は自由渡航者等もありて年々増加し、同三十一年八月米國に併合の際には、在留邦人の數は六萬一千名を算し、實に全人口の三割九分を占め、土人・白人・支那人等に對し第一位であつた。



是より先き、我國に對し常に好意を寄せてゐたカラカウア王は、米國旅行の途次、明治二十四年一月二十一日桑港に於て病死された(享年五五)。王の歿後は王妹リリヲカラニが女王として位に即かれた。然るに此の頃布哇土民の間には白人殊に米國系政治家の專横を惡む一派に依り、政權を回收せんと企つる所謂王黨なるものが結成せられた。蓋し此の一派が未だ内治外交に經驗の乏しき女王を動かしたのか、女王は即位の翌年、即ち明治二十六年一月十四日閣員を集め、憲法改革案を示して之に署名を求めた。同案によれば第一は王權の擴張を期し、第二は白人參政官の力を殺ぐの精神に出づる事が一目瞭然であつた。當時政府閣員は殆んど白人にして、殊に米人系が多いので、この憲法改革に署名すべき筈もない。署名せざるのみか却つて女王の專制無謀を非難し、猛烈なる反對運動を開始した。女王は之に屈せず、新聞員を任命し、新憲法を發布した。是に於て新憲法反對論者は市民大會を開き、其の中から保安會なるものを選んで之に全權を委ねたが、參列市民の大半は白人なるが故に、保安會の大勢は既に定つてゐた。而して同會の決議により、王政を廢して共和政府を樹立する事となり、假政府の大統領として最初に選ばれたのが、米國系白人ドールであつた。

布哇革命  
(王政を廢し共和政府を樹立す)

時の駐米國公使ジョージ・スチーブンは、布哇政廳に占據する假政府を支持し、又在泊中の米艦ボストン艦長は陸戰隊百六十名を上陸せしめ、公然假政府援護の行動に出でた。此の時女王は之に抵抗し得る武力を有しなかつた爲め、涙を吞んで退位することに決し、茲に八十三年間のカメハメハ王朝は一八九三年(明治二十六年)一月十七日を以て遂に終焉を告げるに至つた。

當時我が邦人の布哇に在留するもの約二萬五千名に達してゐたが、この革命により我が移民は政治的平等權を奪はれ、悲惨な運命に遭遇しながら、その紛争國外に立ち、公明正大の態度を以て終始した。併し政治的平等權を奪はれた我が居留民は、漸く官憲の壓迫を被むるに至り、生命財産にすら脅威を感じるやうになつて來た。是に於て帝國政府に於

軍艦浪速の  
ホノルル派

ては、居留邦民保護の目的を以て、軍艦浪速をホノルルに派遣するに決し、同艦(艦長大佐東)は明治二十六年二月二十三日ホノルルに著、灣頭に軍艦旗を翻へした。此の光景を仰ぎ見た在留邦人は、感極まつて萬歳を連呼したといふ。當時港内には米國艦隊司令長官スカーレット少將の率ゐる巡洋艦ボストン・砲艦モヒカン及リアンスの三隻と、英國軍艦ガーネット及び我が練習艦金剛(艦長大佐)が在泊してゐた。因に金剛は桑港より練習航海の歸途寄港してゐたものである。

東郷浪速艦長がホノルル到着後最初に執つた處置は、ホノルル駐在藤井總領事の要望を容れ、布哇群島を構成する大小八箇の島々、殊に邦人の最も多く居住するハワイ島を巡視して、居留民の現状視察を爲さしめた事である。即ち東郷艦長は先任指揮官として假政府所在地たるホノルルに止まり、田代金剛艦長をして之に當らしめ、浪速に便乗中の外務省の秋月參事官を金剛に移乗せしめて巡航せしめた。

浪速のホノルル在泊中、東郷艦長の態度は、假政府に對しても王黨に對しても、常に嚴正公平の處置を採り、就中帝國の威嚴を示すに於ては、凛として冒すべからざるものがあつた。例へば或る日假政府の大統領が米國艦隊を訪問するため、我が兩艦の附近を通過したことがある。斯かる場合には平常ならば、主權者に對する禮砲を行ふのが國際儀禮の慣例であるが、未だ我國の承認を経ざる革命政府の主權者に對しては、其の要なしとて之を行はず、獨り米國軍艦のみが之を行つた。又或時は港外に出で、標的を海上に浮べて艦砲射撃を行ひ、爲めに殷々たる砲聲は全市に響き渡り、市民の心膽を寒からしめたこともあつた。

更に東郷艦長を繞りて國際公法問題に關し、逸すべからざる一挿話がある。それは或る日犯罪によりホノルル市監獄に拘禁されてゐた在留邦人の一人が、沛然たる雨に乘じ、看守の隙を盗み、脱獄して海岸より浪速を指して泳ぎ著いて來た。之を知つた看守は彼を追跡したが及ばず、犯人は既に浪速に泳ぎ著き收容された後で、遂に如何ともするところが出来なかつた。此の脱獄人追跡騒ぎはホノルル全市を擧げての大問題となり、假政府は面目に掛けても犯人引渡



しを受けねばならぬ苦境に陥つた。翌日假政府廳の下級警察官吏は、浪速に來艦して逃亡罪人の引渡しを請うたが、東郷艦長に拒絶された。次で再三下級官吏を上級官吏に代へて其の引渡しを願つたが、依然として容れられなかつた。此の間假政府は新聞紙を利用して恫喝宣傳を試みたが、これ亦た何等の効果がない。最後に假政府副統領が禮装を整へ、拜み倒しに浪速を訪問した。此の時東郷艦長は禮を失せず應接したが、當面の要件たる犯人引渡しに對しては、斷乎として之を拒んだ。この状態が續くこと一箇月餘に亙り、遂に我が政府よりの訓令が届いたので、犯人を引渡すの已むなきに至つた。併し引渡しは直接假政府宛にあらずして、藤井總領事の手に渡され、さしも紛糾を重ねた事件も漸く解決を告げることゝなつた。斯かる東郷艦長の強硬な態度が、如何に我が居留民の意を強うしたかは言ふ迄もない。其の後ホノルル市の秩序も稍々靜まつたので、金剛は同年三月歸朝の途に就き、浪速は同月中旬まで殘留し、三月二十九日使命を果して品川に歸港した。

然るに浪速退去後のホノルル市に於ては、共和政府は翌年一月十七日を期して革命一周年祝典を舉行せんと計畫があり、一方王黨の反政府運動が擡頭しつゝ、ありとの報が傳はつた。そこで我が政府では再び浪速を布哇に派遣せしめる事とした。浪速(艦長)は明治二十六年十一月急遽品川を出港し、翌十二月六日ホノルルに入港した。此の時同地には米艦フィラデルフィア(旗艦)、アダムス及び英艦シャンピオン等が在泊してゐた。浪速の第二回ホノルル在泊中は豫想されてゐた如き王黨の騷起もなく、假政府の警戒厳しく、王黨は遂に閉息の已むなきに至つた。一方假政府は次第に其の基礎を固め、豫て計畫せる一月十七日の革命一周年記念日を盛んに祝せんと欲し、外務卿よりは折柄在泊中の日英米の各國軍艦に對し、當日滿艦飾を施し、正午禮砲を放ち、革命政府のため祝意を表せられたき旨の通牒を發して來た。東郷艦長は未だ我國の承認せざる假政府に對して、禮砲を行ふ謂はれなして之を拒絶し、更に其の旨滯泊中の英米の軍艦に通告した。英米兩艦に於ても當日は我が浪速に倣ひ、滿艦飾も禮砲も遂に行はなかつた。

同年三月二十一日浪速の姉妹艦高千穂(艦長大佐 野村貞)ホノルルに來著し、浪速は之と交代して四月二日歸朝の途に就き、同日品川に歸著した。次で間もなく日清間の危機逼迫したので、高千穂も亦た歸朝し、布哇方面には暫らく帝國軍艦の影を見ざるに至つた。

假政府は革命以來委員を米國に派し、米・布併合を策しつゝ、あつたが成功しなかつた。次でクリーヴランド(民主黨)が米國大統領に就任するに及び、今回の革命が米國海軍武力によつて遂げられたるに鑑み、最高調査委員會なるものを設けて、其の真相を詳細に調査せしめた。調査の結果、同委員會は全く米國海軍武力に依るの事實を闡明し却つてリリオカラニ女王の復位を要求するに至つた。然るに共和黨は之に反對し、議會は爲めに本件に關與せざるの態度を採つた。そこで假政府は已むを得ず米國より離れ、布哇共和國を宣言するに至つたのである。これは浪速がホノルル出港後、僅に一箇月(明治二十年五月)のことで、恰も朝鮮に於ける東學黨の騒ぎが擡頭した頃であつた。

一方我が移民の數は日清戦役後、益々増加するのみならず、移民の多くは其の勤勉に依つて個人の地位を向上すると共に、一團の勢力を構成し、在留邦人の參政權獲得運動に精進するやうになつて來た。是に於て布哇共和國政府は危惧の念に驅られ、斷然思ひ切つた處置を採るに至つたのである。それは明治三十年二月二十七日のホノルル入港の移民船神州丸、次で三月二十日著の佐倉丸、更に其の後到着の畿内丸等に搭載せる移民の全部又は一部に對する上陸禁止事件であつた。その禁止理由とする所は、初めから移民拒絶の底意より出でたところの移民の携帶すべき一定の入國金額徵集及び入國體格検査條件設定とであつて、之がため我が居留民と移民機關との損害等は頗る重大となり、我が國內に於ても輿論の激昂を招くに至つた。是に於て我が政府(外務大臣 大隈重信)では三たび軍艦浪速(艦長大佐 黒岡帶刀)をホノルルに派遣することゝなり、同艦は明治三十年四月二十日日本邦を發し、五月五日ホノルルに著いた。其の目的が居留民の保護と布哇政府に對する帝國政府の外交支援にあつた事は言ふ迄もない。之より先き日・布兩國の外交談判は、同年四月



に入り、公使に昇進せる島村久(後継)と布哇共和國外務卿クーバーとの間に開始さるゝ事となつた。此の談判に於て彼は我が條理ある主張に對しても、最初から移民拒絶の底意あるを以て、或は卑劣なる宣傳を用ひて中傷を試み、或は小策を弄して遁辭を企つるなどの事あり、爲めに島村公使は此の間に處し頗る努める所があつた。此の頃米・西間に行はれてゐた戦争が太平洋・大西洋兩方面共、米國の勝利に歸したのと、米國では既に共和黨のマッキンレイがクリーヴランドに代つて大統領となつてゐたので、布哇併合の必要が認められ、米・布の間に交渉が開始せられた。這般の事情が判明するに伴ひ、我としては布哇共和國に對しては談判終結の得策なるを認め、遂に護歩の上、布哇共和國より償金七萬五千弗を拂はしめ、一年有半に亙る移民上陸禁止事件に關する争ひは、明治三十一年七月二十七日を以て漸く解決するに至つた(護歩は此の解決に先立ち、明治三十一年九月七日ホノルルを引揚ひた)。因に、翌八月米國は布哇全島の併合を宣言した。

### 第六節 我が海軍と英國關係

歐洲戰亂の初期に當り、我が海軍が巡洋戰艦伊吹及び巡洋艦筑摩を派して、濠洲及び新西蘭の陸軍兵團をスエズマで護送した事、次で戦局の進展に伴ひ、巡洋戰艦鞍馬・筑波・生駒以下、巡洋艦及び驅逐艦を太平洋方面に派し、英佛艦隊と相呼應して南太平洋方面に於ける獨逸東洋艦隊の掃蕩に努めた事、更に戦局の末期(大正六年)には、第二特務艦隊を遠く地中海に差遣して聯合與國の作戦に寄與したるが如き、是等の事實により濠洲及び新西蘭の國民は世界大戰中に於ける日本海軍の援助に對し深く感銘せるものゝ如く、一九二一年(大正十年)六月の英帝國會議に於て、濠洲代表ヒューズ及び新西蘭代表マッセーは、日英同盟の満了期に當りて之が繼續を主張したと言はれてゐる。尙ほ右兩人は共に「世界大戰中、若し日本が敵側又は中立に出でたとすれば、英帝國は恐るべき危険に瀕したであらう。されば日本の日英同盟に忠實なりし事は、測り知れぬ程貴重な價値を有する」旨を高唱した。

## 第三章 海外艦船派遣史

徳川幕府の末期以來、我が艦船の海外に派遣されたことは、咸臨丸を初め既に百數十回を算する。而して艦船派遣は主として交戦・警備(居留民保護)・練習航海及び特別任務等の爲めに實施せられてゐる(交戦を目的とする遣艦。に就ては第五篇参照)。

### 第一節 警備(居留民保護)を目的とする遣艦

現在及び過去に亙り、警備(居留民保護)の爲め支那沿岸各地に常駐さるゝ警備艦隊(現第三艦隊又は其の前身)に就ては省略し、其の他のものを表示すれば概ね左の通りである。尙ほ大正八年十月以降は、練習艦隊にも警備の任務を兼ねしめられた。

艦名	派遣地名	期間年月	摘要
金剛	ホノルル	自明治二六—三	練習航海の歸途、桑港より入港在泊中ホノルル在留邦人の保護に任ず <small>(本篇第五節「我が海軍と布哇關係」参照)</small>
浪速	同 右	自明治二六—二七 自同二七—二八 自同二八—二九	明治廿六年の政變に際し、居留民の保護に任ず <small>(本篇第五節「我が海軍と布哇關係」参照)</small>
高千穂	同 右	自明治二七—二八 自同二八—二九	浪速と交代し任務を繼承したが、日清の國交緊張により引揚ぐ
松島	同 右	自明治二七—二八 自同二八—二九	米・西戦争の際居留民保護のため、司令官河原要一少將指揮の下に、馬公を根據として一隻宛交代馬尼刺の警備に任ず
浪速	馬尼刺	自明治三一—三二 自同三二—三三	大正二年暹羅に革命起りし際、居留民保護のため派遣され主としてマンザニヨ、アブルコ、サンブラス、マザトラ、ラバス等の諸港にありて警備に任じ、引續き世界大戰に参加 <small>(第五篇世界大戰の部参照)</small>
出雲	墨西哥沿岸	自大正二—三 自同三—四	



艦第三隊	浦鹽斯德	自大正一七一一	(第五篇第十章第四節參照)
艦第三隊	尼港	自大正一〇一六	(右同)
關石東見	堪察加 ペトロパウロウスク	自大正九一九	大正九年一月、ベトロパウロウスクにボルシェウキツキの革命運動起り、同年冬季我が領事館及び居留民の保護並に漁業保護のため冬營す。爾來毎年漁業保護のため軍艦若くは驅逐艦を派遣し今日に及べり

### 第二節 練習航海を目的とする遣艦

練習航海は明治初年には、海軍兵學校(海軍兵學校)生徒の爲めに行はれ、後に海軍兵學校・海軍機關學校を卒業した海軍少尉候補生・海軍機關少尉候補生の爲めに實施せられ、更に後年各科候補生(海軍少尉候補生・同機關少尉候補生)に之を及ぼし現今に至つて居る。

筑波・龍驤時代

海軍兵學校生徒の練習航海を目的とする海外遣艦は、明治八年筑波艦のホノルル及び桑港訪問を以て嚆矢とする。筑波は生徒四十七名を乗せ、同年十一月品海(品川)を發し、前記二港を訪ひ、翌九年四月品川に歸著した。此の航海は我國の軍艦による米國西岸の第二次訪問であり、咸臨丸による第一次桑港訪問後十六年目であつたので、咸臨丸乗員の日本服姿を記憶する桑港の人々は、全然歐式海軍に變つた筑波の威容に對し、驚きの眼を見張つたのであつた。次で明治十一年一月同じく筑波が生徒四十一名を乗せて品川を發し、濠洲・ブリスベーンその他を訪ひ、同年八月歸港したが、之が帝國軍艦が赤道を通過した第一次航海であつた。これより明治二十年に至るまで殆んど毎年、筑波・龍驤の二艦が交るゝ練習航海の爲め、濠洲・南洋・北米及び南米西岸等に派遣された。明治十六年龍驤の智利(ヴァルバライソ)・祕露(カラオ)訪問は、第一次の南米西岸巡航であつたが、此の航海では乗員の大多數が脚氣症

金剛・比叡時代

に罹り、航海上に大支障を來たしたといふ苦い経験を嘗めた。此の事からして海軍の兵食改良問題が喧しくなり、兩來麥飯を供給することに規定され、翌十七年には筑波が殆んど同じ航路を巡航して、好結果を得た次第であつた。尙ほ明治十四年迄は、右練習航海中英人教師ウィルラン及ゼームスなる兩人が乗艦して生徒の教育指導を援けてゐた。明治二十年からは海軍兵學校を卒業した海軍少尉候補生が練習航海を行ふこととなり、筑波は同年九月より翌二十一年七月に亘り、候補生四十四名を乗せ、北米西岸、バナマ、タヒチ島、布哇等を歴訪した。之が海軍少尉候補生に對する練習航海の始めであつた。

明治二十二年からは金剛・比叡が新たに練習艦として加へられ、三艦(筑波は明治二十三年度にて終結)交るゝ一隻乃至二隻づつ、任務に當つた。金剛・比叡の兩艦を以てする練習航海は、明治三十三年まで續いたが、明治二十三、二十四年度の航海は地中海方面であつた(次節「特別任務の」參照)。因に、日清戦争に關聯し、明治二十七、八兩年度の練習航海は行はれなかつた。

三景艦時代

明治三十四年からは新たに嚴島・橋立の兩艦が加へられ、明治三十六年以後は少尉候補生の増加に伴ひ、嚴島・橋立・松島の所謂三景艦を以て、練習艦隊が編成せられ、初代の此の司令官は海軍少將上村彦之丞(後の)であつた。明治三十七、八兩年は日露戦争の爲めに中絶し、同三十九年より四十一年迄、此の三艦を以てする練習艦隊が繼續された。

阿蘇・宗谷時代より磐手・淺間・八雲時代へ

明治四十二年からは軍艦阿蘇(舊艦)及び宗谷(舊艦)が練習艦として使用せられ、四十三、四十四年度には淺間・笠置が之に充てられた。而して大正五年以後は磐手・淺間・八雲級の一隻乃至三隻宛が充當されて今日に及んでゐる。

巡航方面

巡航方面は久しきに亘り、濠洲・南洋・印度洋・南北米大陸西岸の範圍を出でなかつたが、大正八、九年度には初



めて地中海を巡航し、翌九乃至十年度には世界周航を試みられた。即ち大正八年十一月常磐・吾妻より成る練習艦隊は、横須賀發、新嘉坡・古倫母を経てスエズ運河を通過し、ナポリ、マルセーユ、ツローン、ビゼルタ、マルタを歴訪、翌九年五月横須賀に歸り、同年八月淺間・磐手より成る練習艦隊は、横須賀發、印度洋を経て南阿弗利加聯邦なるダーバン、ケープ・タウンに寄港、大西洋を横断して伯刺西爾國首都リオ・デ・ヂャネーロを訪ひ、それより南下マゼラン海峡を通過して南米西岸に出で、智利國ヴァルパライソを経て祕露國カラオ港まで北上し、次はタヒチ、トラック、サイパンの諸島を巡航して、翌十年四月横須賀に歸港した。此の巡航區域の畫期的擴大は、確かに世界大戰に於て帝國海軍が地中海を初め、世界各地に轉戰活躍せる自然の結果と見るべきであらう。世界周航は尙ほ大正十年から十二年に亙り實施されたが、帝國艦隊がパナマ運河を通過して米國東岸を巡航したのは、大正十、十一年度が初めてであつた。即ち大正十年八月出雲・八雲より成る練習艦隊は、横須賀發、パナマ運河を通過してニューヨークを訪ひ、それよりアゾレス島を経て英佛の諸要港に寄港の上、地中海經由、翌十一年四月歸朝した。其の後世界周航は時日と經費との制限を受けて中止せられ、地中海・濠洲・北米大陸(東岸又)の三方面を以て巡航方面とさるゝに至つた。尙ほ大正九年各科少尉候補生等合同の練習航海が開始さるゝ迄は、海軍機關少尉候補生に對する練習航海の爲め、別に練習艦が毎年主として支那及び朝鮮沿岸に派遣されてゐた。

### 第三節 特別任務の爲めの遣艦

特別任務のために海外に派遣せられたる軍艦は概ね左の通りである。

艦名	派遣地名	發着年月	發着港名	摘要
成臨丸	桑 港	萬延 元一五	品川 著發	安政條約批准交換の爲め派遣の遣米使節に關聯(記事参照)
清輝	歐洲諸要港	明治 一一一四	品川 著發	巡 航 (記事参照)
比叡	印度、波斯	明治 一三一九	品川 著發	巡 航
金剛	コンスタンチノープル	明治 二二一五〇	品川 著發	練習航海を兼ね土耳其軍艦エルトロール號生存者送還の爲め(記事参照)
淺間	英國ボーツマス軍港	明治 三五一四	横須賀 著發	英國皇帝キング・エドワード七世の戴冠式に際し觀艦式参列の爲め
筑波	北米合衆國東岸ジエームス・タウン	明治 四〇一〇	横須賀 著發	米國ジエームス・タウン植民三百年記念祝典参列の爲め (記事参照)
第一、第二艦隊	仁 川	明治 四〇一〇	宇品 著發	皇太子殿下韓國御渡航並に九州・四國行啓(御召艦香取)十月十六日仁川御着、同二十日御發艦
出雲	桑 港	明治 四二一九	横須賀 著發	米國ボートランド祭参列のため
生駒	亞國ブエノス・アイレス 南米及び歐洲諸要港	明治 四三一〇	横須賀 著發	亞爾然丁國獨立百年祭参列の爲め、南米東岸巡航の第一艦
鞍馬	英國ボーツマス軍港	明治 四四一四	横須賀 著發	英國皇帝キング・ジョージ五世の戴冠式に際し觀艦式参列の爲め (記事参照)
伊弉	バンコック	明治 四四一一	佐世保 著發	シヤム國皇帝戴冠式に御差遣の博恭王殿下御乘艦 淀は香港より供奉艦となる
吾妻	桑 港	大正 六一七四	横須賀 著發	駐日米國大使の遣送



霧島	加奈太エスカイモルト	同大正 七 八	宮島發 横須賀著	大正天皇にガーター勳章捧呈の爲め來朝の英國皇族コンノート殿下御歸國用
鹿取	歐洲諸要港	同大正一〇一三 九	横濱發 著	皇太子殿下海外御巡遊御乗艦及び供奉艦 (記事参照)
磐手	伯國リオ・デ・ジャネーロ	同大正一一一六 二	横須賀發 著	練習航海を兼ね伯國獨立百年祭參列の上、世界周航 (記事参照)
出雲	同	同大正一四一八 〇	横須賀發 著	駐日米國大使遣散護送、了つて加洲記念祭に參列
多摩	桑港	同昭和一二一四 七	横須賀發 著	英國皇帝キング・ジョージ第六世の戴冠式に際し 觀艦式參列の爲め
足柄	英國ポーツマス軍港 獨國キール軍港	同	横須賀發 著	觀艦式參列の爲め

一、日本最初の遣外艦咸臨丸

安政五年六月徳川幕府と米國總領事ハリスとの間に調印された日米通商條約(通稱安政五箇年條約)は、同條約の條項により其の批准交換は華盛頓にて行はるべき事になつてゐたので、幕府は之が爲め使節を派遣せねばならぬ、然し使節を如何にして派遣するか問題であつた。

當時幕府の内にも日本軍艦を米國に派遣すべしと主張するものもあつたが、八十名にも餘る使節一行を乗艦せしむべき軍艦が無かつたので、結局米國軍艦に便乗といふことになつた。

之より先き、勝麟太郎は長崎にて使節派遣のことを聞かす、雄心轉た禁ずる能はず、特に請うて江戸に來たが、幕府が使節一行を米艦に便乗せしめることに決するに及び、大に之に反對し、我國が使節を派遣するに當り、外國軍艦に依るが如きは不見識も亦た甚だしと極言したので、幕府では使節は兎も角も米艦に乗せ、使節の内何か事故あつた場合、之を補充せしむるといふ意味で、別に軍艦奉行木村攝津守(毅)を日本の軍艦にて派遣することとした。

當時品海(品川)に在泊した幕府の軍艦としては、觀光丸・朝陽丸・蟠龍丸・鵬翔丸等に過ぎなかつた。而かも蟠龍・鵬翔は遠洋航海に適しない、又觀光丸は外車輪蒸汽船で舊式に屬するといふので朝陽丸が選に上つたが、後に至り朝陽は小型で不充分との理由から、多少舊式でも稍々大型の觀光丸が良いといふことになり、準備が著々進められた。然るに準備略ぼ完成といふ頃に、米國總領事等は書を幕府に呈し、觀光丸では遠洋航海に不適當なるが故、他に代るべき艦を以てせらるべしと忠告して來たので、復た派遣艦變更の議が起つた。このとき朝陽は出帆して居なかつたので、折柄長崎から入泊してゐた咸臨丸を以て觀光丸に換へることとなつた。之が安政六年十二月のことであつた。

この咸臨丸は幕府が和蘭に注文製造した當時の新鋭艦ではあつたが、二百五十噸(編者註、噸數に就ては異説あるも判明せず)、百馬力、砲十二門の小艦であつた。當時乗組員としては軍艦奉行木村攝津守、長崎海軍傳習所教授方頭取勝麟太郎、教授方八名・通辯主任一名・教授方手傳四名・醫師二名・鼓手二名・其の他五名・水夫五十名・火焚十五名大工・銀冶各一名、合計九十一名であり、勝は艦長格であつた。尙ほ一行の中には幕府有司中の錚々たる人々が居り、後の海軍中將男爵赤松則良や、新日本の教育家福澤諭吉も木村攝津守の従僕格として乗組んでゐた。

咸臨丸は至急準備に着手し約二旬にして整備し、萬延元年正月十三日品海を發し、神奈川を経て浦賀に回航、淡水・糧食を搭載の上、同十九日同地を解纜したが、太平洋の横斷に約一箇月の難航を續け、二月二十五日桑港に到着した。

この航海には米國測量船の船長ブルックと外に水夫若干名が便乗してゐる。ブルックは曩に我國沿岸の測量のため來航し、暴風に遭うて其の乗船破壊し、暫時滞在中であつたが、其の際に於ける我が好遇を感激し、歸國の際咸臨丸に便乗助力方を申出たので、幕府は之を許したとのである。又福澤諭吉の手記には、「航海中は一切カピタン・ブルックの助力を借りないといふので、艦位を測定するにも、日本人自身で之に當る。亞米利加人も亦自分で測定をするが互に結果を見せ合ふ丈けであつて、決して助力はして貰はなかつた。それだけは大に誇つて宜らしい」といふや



うなことが書いてある。米人等も便乗を許されたからには相當助言もし、又働きもしたであらうが、兎に角行船上の責任は全然日本人にあつたことは確かである。

要するに所謂黒船を見て驚いた日本人が、それから足掛け七年目、早くも獨力其の黒船を操縦して太平洋横斷を敢行したことは、奇蹟的進歩と謂はねばならぬ。然し初めての試みではあり、天候に恵まれず、勝の苦心も並大抵ではなかつた。

咸臨丸の桑港に著くや、米國人の悦び言はん方なく、官民朝野の歡迎や斡旋振りは、至れり盡せりであつた。鎖國日本の軍艦が來たといふので、非常な感興を惹き起したに相違ない。咸臨丸はメーヤ・アイランドのネーヴィー・ヤードに回航、入渠修理をした。勝海舟の後日談に、「桑港に著くと日本人が獨力で、こんな小さい軍艦で遙々遣つて來たといふので、新聞紙で大變褒められ、又亞米利加貴紳等も大に歡迎して呉れた。そのみならず船底の附著物やベシキの塗替へ迄も厚意で悉く皆世話して呉れた」とある。

遣米使節正使新見豊前守正興、副使村垣淡路守範正、目付小栗豊後守忠順一行を乗せた米艦ボーハタン號は、途中布哇寄港の爲め、後れて三月八日桑港に入港し、同十六日南下した。咸臨丸も初めは最終地まで隨航の積りであつたが、修理に手間取つたのと、且つ彼國の事情も稍々判り、必ずしも其の必要なしといふことになり、修理完成の上、三月十八日拔錨歸途に就いた。途次布哇にも立寄り、國王に謁見し、五月六日無事品海に歸著した。

因に、使節一行はボーハタン號にてパマナに上陸、汽車にて大西洋岸アスピノールに出で、此處にて米艦ローノック號に乗り、紐育を経て三月二十五日華盛頓著、米國官民の歡迎を受け、米國大統領ブカナンに謁見して、日米通商條約書の交換を了した。それからボルチモア・フィラデルフィア、紐育を視察した上、米艦ナイヤガラ號に搭乘、阿弗利加・印度洋を経、蘭領印度にも寄港の上、同年九月無事歸朝した。

## 二、清輝艦の歐洲訪問

明治初年に於ける海外遣艦中、清輝艦の歐洲訪問は最も顯著なるもの、一である。殊にそれが内地で建造された第一艦により決行されたこと、竝に我が軍艦による最初の歐洲訪問であつた點に於て、特別の意義がある。

清輝は征韓論の喧しかつた明治六年十一月、横須賀造船所にて起工され、同九年六月竣工せる、長さ二百尺、幅三十尺、排水量八百九十七噸の軍艦であり、乗組員は士官二十一名、兵員百十九名、備人十九名、合計百五十九名であつた。

然らば此の航海の目的は何であつたかといふに、當時海軍大輔川村純義が清輝艦長海軍中佐井上良馨(後の元帥)に與へた訓令中には、(一)香港を経てスエズ運河より地中海諸港、チアラルターを過ぎ、歐洲諸要港を巡航すべきこと、(二)著港の節は我が公使・領事館を訪ひ、同館を経由して航海中竝に該地の景況を報告すべきこと等の條項があり、その寄港地の如きは明示されてない。要するに一般軍事視察を目的としたものであり、單に行動の大綱を示して實行の細目に至りては、全然艦長の裁量に一任されたやうである。

斯くて清輝は井上艦長指揮の下に、明治十一年一月十七日横濱を出帆し、香港・新嘉坡・古倫母・亞丁・スエズ、ポルトサイド、マルタ、シシリ島、ナポリ、スペチア、ゼノア、ツローン、マルセーユ、カルタジナ、ジブラルター、リスボン、フェロール、プリマス、ポートランド、ポーツマス等に寄港し、それより再び佛・伊沿岸諸港及びマルタを経、次でダーネルス海峡通過の許可を得、コンスタンチノールを訪ひ、茲に歐洲訪問を了し、歸途は往航に寄港しなかつた孟買・彼南・馬尼刺・廈門等にも寄港の上、翌十二年四月十八日横濱に歸港した。日を閲すること正に一年三箇月、航程二萬六千餘哩、當時としては實に空前の大航海であつた。而かも此の壯舉が我が海軍草創の際、國產軍艦によつて實施されたことは我が海軍の長へに誇りとすべきである。

大體清輝艦の巡航目的は前記のやうであつたから、外國官憲との間に特別の交渉はなかつた。又艦長から提出され



た報告書の内容は、専門的に互る事項が多いから、之は省略するが、只だ巡航の自然の結果として、日東帝國を海外に紹介する上に多大の効果があつたことに就き、聊か記することとする。當時英國ヘラルド新聞紙は、「その艦の情況を觀て以て日本國の開化を想見するに足る」とたゞへ、更に「これ一八七四年日本自國の製造にしてその乗組百五十人、その航海するや一歐人の手をも借らざるは洵に感ずるに餘りあり。特に艦長井上中佐は有爲熟練の士と謂ふべく、且つ甲板上索具等清潔なるを一瞥するも、兵員に至る迄皆敏捷職に適ふの表徴と爲すに足る。該艦を以て我が英國軍艦に頡頏するも蓋し不可無かるべし」と、最上級の讃辭を呈してゐる。

コンスタンチノープルにては、英國總領事及び土耳其國官憲の斡旋にて、艦長及び士官三名は土國皇帝ハメット陛下に謁見を許されてゐるが、當時外務省側への報告書によれば、「右謁見の儀は土國駐劄英國大使が皇帝へ謁見の節、同艦の規律嚴肅にして清潔なることを目撃の儘言上し、併せて亞細亞の一小島國たる日本が、二十年來の開化にて已に自國にて軍艦を建造し、自國人のみにて來航する杯、土廷に於ても模範とすべきことなりと諫諭し、且つ埃國大使も土國首相へ、同艦規律行届き、且つ清潔なること世界一といふべきなりと稱揚したるにより、右様の運びとなれり」とあり、艦内軍紀の嚴正なること、各部の清潔なること等に對し、到る處に好評を博した次第であつた。

この清輝艦による第一次歐洲訪問こそは、咸臨丸の太平洋横斷と共に、黎明期の我が海軍史を飾る壯舉の好一對と謂ふべきである。

### 三、比叙・金剛の土耳其軍艦エルトグロール號生存者送還

明治二十三年月土耳其軍艦エルトグロール號は、特派使節海軍少將オスマンバシヤを乗せて我が國に來朝したが、歸途暴風雨に遭ひ、同年九月十六日紀伊國檜野崎の燈臺下に擱坐沈没した。此のとき使節を初め艦長其の他五百八十一名は艦と運命を共にし、生存者は將卒併せて僅に六十九名に過ぎなかつた。是等生存者は神戸和田岬檢疫所に收

容された。そこで生存者の還送問題が起り、明治天皇の思召により、海軍少尉候補生を乗せて横須賀に在りし練習艦比叙・金剛の兩艦をして、此の任務に當らしめらるゝこととなつた。當時兩艦は日本沿岸航海の豫定を以て準備中であつたが、此の新任務に對し直ちに遠洋航海の準備に着手した。此の問題が起ると露國及び獨逸の双方からも之を送ると提言し、事面倒になりさうであつたから、我國では成るべく早く、兩艦を神戸に回航せしめて生存者を收容し、兩國をして容喙の餘地なからしめんとした。そこで兩艦は晝夜兼行準備を整へ、十月初旬神戸に回航、直ちに生存者全部を二分して兩艦に收容した。斯くて兩艦は十月十一日出帆、長崎・香港・新嘉坡・古倫母・亞丁を経て、十二月十日スエズ著、滯泊七日、此の間船體の塗裝をなし威容を整へ、十八日ポートサイドに入つた。此處では土國海軍大佐リザベーが比叙を訪問、艦長に面會して遭難者護送の禮を述べたる後、左記要旨の提言を爲した。

「余は海軍大臣の命により土國の恥を忍びつゝ、又友邦日本の艦長の前に忍ぶべからざるを忍びて貴艦長に傳言せざるべからざることあり、そは他にあらず、去る一八五六年、即ちクリミア戰爭後の巴里條約により、他國の軍艦のダーゲネルス海峽に入るを禁ぜられ、其の後皇族などの乗艦に限り、特に土國皇帝の意を以て此の海峽を通過せしめたるに、痛く歐洲列強の注目を惹き、此の禁令々堅くなれり。親交無二の日本國の軍艦を君府灣頭コンスタンチノープルに迎へ度きは萬々なれども、事情右の如くにして思ふに任せず。我が海軍大臣は貴艦をダーゲネルス海峽外なるベシカ灣に導き、同地にて我が殘卒を受取るべく命じたり。尙ほベシカには輕舸を舩し貴艦員を差支なく君府に送り、遊覽見物總て御心の儘にすべし、無禮の段は幾重にも御免あれ」云々

比叙艦長は之を聴き、色を正して、「余は國書を奉じ來れり、殊に我が天皇陛下より土耳其國皇帝陛下に贈らるゝ品々をも携へ來れり。余は飽く迄も比叙・金剛兩艦の君府に赴かんことを希望す」と述ぶるや、リザベーは「さる重き使命を帯びらるゝ事とは知らざりき、早速電報を以て其の趣を政府に報じ指圖を待たん」と。然るに政府の返電は



容易に來らざりしを以て、兩艦は二十二日ボートサイドを發し地中海に入つた。ベシカ灣に著けば、土國海軍少將侍從武官ヘキバシヤが軍艦タリアー號に乗組み、兩艦の入港を待つてゐた。右は土帝の命により遭難者を受取ると共に、我が兩艦員を君府に迎へんが爲めであつた。兩艦のダーダネルス海峡通過を止めんとするは、強ち土耳其國のところがでないが、我が方としては不安の港灣に艦を殘し、遠く君府に赴くが如きは爲し能はざる所なるを以て、兎に角スミルナに回航して再報を待たんと欲し、遭難者はヘキバシヤに渡してベシカを出帆した。然るに同地に著くと同時に、同海峡に入るを許可する旨の土國皇帝よりの電報到達したので、十二月三十一日スミルナを發し、翌二十四年一月元日海峡に入り、二日正午金角灣頭に旭旗を翻へした。

兩艦繫泊の前面に、高樓巍峨として半空に聳ゆるは、有名なる土國皇帝の離宮トルマーハッチにして、此の宮殿の一部を以て兩艦長以下士官の休泊所に充てられ、各士官は日々代る／＼上陸して土國皇室の歡待を受けたのであつた。尙ほ皇帝は兩艦長及び士官十數名に謁見を給ひ終つて御陪食あり、又他の日に觀兵式陪觀や、宮中に於ける觀劇に陪席を許さるゝ等、士官一同多大の光榮に浴した次第であつた。

任務を終へた兩艦は二月十日君府を發し、歸途は専ら少尉候補生の教育訓練に従事しつゝ、航海に就き、同年五月品川に歸著した。蓋し此の行、土國民に非常なる好感を與へ、日・土親善に貢獻したること大なりしは、贅言を要せざる所である。

#### 四、遣外艦隊筑波・千歳の歐米諸國巡航

明治四十年五月十三日は、西紀一六〇七年の同月同日英語民族が、初めて米國ヴァージニア州ジェームスタウンに恆久植民を爲してから、丁度三百年に當るので米國政府は三百年祭を舉行すべく、同地附近なるハンプトンローヅに於て萬國陸海軍祝典を施行することとし、帝國政府に對しても該祝典に軍艦派遣の儀を要請して來た。我が政府は當

時第二艦隊司令長官たる伊集院(五郎)海軍中將(後の大將)の指揮下に、新たに艦裝を了した巡洋戰艦筑波及び米國桑港ユニオン鐵工場に於て建造、日露戰役に從軍の戰歴を持つ巡洋艦千歳を派遣し、途次北米及び歐洲の要港へも寄港せしめらるゝ事となり、此の旨二月中旬同中將に達せられた。而して此の筑波・千歳より成る艦隊は遣外艦隊と稱呼された。艦隊は二月二十八日横濱出發、臺灣海峡を航過して新嘉坡に直航、古倫母を経て、スエズに著、運河を通過してボートサイドに著いたのは四月八日であつた、横濱出發以來正に四十日にして、炎暑の印度洋を航破し、地中海に入ることを得た。それより艦隊は地中海の關門ジブラルターに著いた。ジブラルターは英國大西洋艦隊の根據地で、同艦隊は當時戰艦六隻を主力とし、装甲巡洋艦四隻・輕巡洋艦三隻を以て編成されてゐた。

四月二十二日ジブラルター發、大西洋を横斷、日を重ぬること旬餘、五月六日ハンプトンローブに著し、米國艦隊の登舷禮式裡に入港した。この時同地に在泊の米國大西洋艦隊は、第一・第二艦隊の戰艦十六隻を主力とし、巡洋艦・驅逐艦・水雷艇十數隻、威風堂々海上を壓するの概があつた。

五月十三日三百年祭祝典當日は、在泊艦船悉く滿艦飾を爲し、正午皇禮砲を發射し、夜間は電燈艦飾(イタルミ)を爲した。此の日陸海軍聯合觀兵式と聯合端艇競漕のあつた以外に、特記すべき行事はなかつた。尤も四月二十六日キャプテン・スミスが初めてチエサビーク灣口、ケーブ・ヘンリーに上陸した日を以て祝典の始期となし、此の日大統領親閱の觀艦式がハンプトンローヅで施行された。而して祝典は尙ほ繼續されたが、帝國艦隊は五月十三日の祝典參加を以て一段落とし、翌日式場を去つてニューヨークに回航した。尙ほ同祝典に参加した外國軍艦は帝國艦隊の外、伊國二隻・奧國二隻・智利一隻・アルゼンチン一隻に過ぎなかつた、即ち英・獨兩國艦隊は四月二十六日の觀艦式に參列の上既に歸航し、佛艦は未著であつた。在泊中伊集院長官は兩艦長幕僚と共に、華盛頓に於て大統領に謁見、又マウント・ヴァーノンに至り、ワシントンの墓前に花環を供する等があつた。ニューヨークではブルックリン鎮守府司令



長官と交驩するあり、又在留邦人は帝國精銳艦隊最初の來訪に歡喜し、歡迎大に努むる所があつた。

艦隊は五月十九日ニューヨーク出港、英國シヤネス軍港に向つた。六月一日英吉利海峡に入り、翌二日シヤネスに入港した。同港はテームス河口にあつて、附近チャタムにはノーア鎮守府がある。此の地は英國内國艦隊の根據地で當時大小の艦船約七十隻、チャタムとシヤネス間に集合し壯觀を極めてゐた。在泊中伊集院長官・兩艦長・幕僚其の他は倫敦に至りバッキンガム宮殿に伺候、英國皇帝に謁した。此の間儀禮・招待・見學等があつた。乗員一同も英海軍の厚意により倫敦其の他を視察した。

六月十九日シヤネス發、訪獨の途に就いた。丁抹の北端を廻航、グレートベルト海峡を通過し、キール軍港に著いたのは同二十二日であつた。

當時獨逸ではキール季節に際し、皇帝は同地に御滞在中で、特に帝國艦隊のキール入港を希望された次第であつた。入港前國旗に對する禮砲交換等例の如く、次でホーヘンツォーレンに御乗艦中の獨逸皇帝に對し、發射禮式及び皇禮砲を行ひ、同司令長官・兩艦長・幕僚は御乗艦に伺候した。此の時キール集合の獨逸聯合艦隊は、第一・第二艦隊の戰艦十六隻其の他大小艦船十數隻、無慮三十萬噸に達し、頗る壯觀を呈してゐた。此のキール季節には特にヨット競走會が施行され、之には皇帝及び各皇族の參加さるゝを常とし、又海軍部内の端艇競争には、各艦隊司令長官・司令官等も概ね率先之に加はり、之には皇帝賞があつた。要するに一般國民の海軍思想養成と共に、前後約十日間の季節中艦隊を一地に集合せしめて、皇帝親しく其の威容を閲し、併せて艦隊將士をして皇帝に接するの光榮を得せしむるを目的とせるものであつた。

此の間皇帝には筑波及び千歳に臨まれ、上甲板にて分隊點檢の後艦内を巡視せられ、後日更に筑波に御來艦、柔道・擊劍・相撲を觀覽せられた。

右にて訪獨を終り、艦隊は六月二十九日白耳義國オステンドに回航、次で和蘭國フラツシングを訪ひ、七月十二日英國ポーツマス軍港に寄港した。ポーツマスは英國屈指の軍港にして、鎮守府司令長官の將旗が其の昔トラファルガーに勇名を馳せたネルソンの旗艦ヴィクトリーに翻つてゐるのも、何となく奥床しく、人の心を引締めるに充分であつた。同月十六日プリマスに回航、デヴンオポートは鎮守府のある所、ポーツマスと共に英國南岸の重鎮である。

それより艦隊は佛國第二の軍港たるブレスト及ボルドーを経て、西班牙國サンセバスチャンに寄港、當時同地御滞在中の皇帝に敬意を表した。在泊中皇帝には兩艦に臨まれ、又同地離宮にて乗組士官の武技を觀覽せられた。次の寄港地葡萄牙の首府リスボンにても、皇帝を筑波に迎へ、艦内及び武技を觀覽に供した。八月二十三日伊國ナポリに入泊した。ナポリは鎮守府の所在地である。而して歐洲に於ける最後の寄港地は奧國トリエストであつた。歸途ポートサイド、スエズ・亞丁・古倫母・バタヴィア・新嘉坡・馬尼刺を経て、横須賀に歸著したのは十一月十六日であつた。

今次艦隊は米・英・獨・白・蘭・佛・西・葡・伊・澳の十箇國を巡航し、其の航程實に三萬二千四百餘哩であつた。此の遺艦に就ては、我國で建造された巡洋戰艦の第一艦を加へたこと、大西洋を越えて米國東岸に初めて艦隊を派遣したこと、及び日露戰役後に於ける帝國海軍の威力を歐米列強に宣揚した點に於て深き意義があつた。殊に軍艦筑波は初瀬・八島が旅順沖に沈没した際、此の二隻は飽くまで補充しなければならぬ、而かもこれだけは日本で造るといふ固き決意の下に、萬難を排して建造に著手した一艦で、漸く明治四十年一月伊集院艦隊内地出發の間際に竣工したものである。故に此の國產巡洋戰艦が無事三萬哩を航破して、其の勇姿を横須賀軍港に現はしたとき、之は正しく日本の誇りであると共に、我が海軍造船史上に輝かしき成功の頁を添へた次第であつた。

##### 五、遣英艦隊駿馬・利根の行動

明治四十四年三月、大不列顛國皇帝ジョージ五世の戴冠式に際し、スピットヘッドに於て舉行さるべき觀艦式に參



列の爲め、軍艦鞍馬・利根の二艦は、第二艦隊司令長官海軍中將島村速雄(後の大將)指揮の下に英國に派遣された。而して鞍馬は此の年二月艦装を了へた一萬五千餘噸の新鋭巡洋戦艦であつた。兩艦は同年四月一日横須賀發、新嘉坡・古倫母、スエズ、ボートサイド、ジブラルターを経て、六月十日英國ボートランドに入港した。丁度此のときボートランドには英國内國艦隊の精銳、旗艦ネプチューン以下戦艦十四隻、巡洋戦艦インドミタブル以下巡洋戦艦・巡洋艦合せて十二隻、其の他の艦船十數隻在泊し、橋上將旗幾數旒を海風に翻へし、威風堂々たるものがあつた。此處にて参列諸艦は準備を整へ、式場たるスピットヘッドに集合することゝなつてゐたので、我が右兩艦も威容を整へ、十九日スピットヘッドに回航した。二十二日戴冠式當日、兩艦は英國艦隊旗艦に倣ひ、滿艦飾・皇禮砲・電燈艦飾を行つた。次で二十四日觀艦式が舉行された。参列艦船は、英國戦艦三十二隻・装甲巡洋艦二十五隻、其の他軍艦二十一隻、驅逐艦・水雷艇八十九隻、合計百六十七隻、總排水量約百萬噸、外に日本・北米合衆國・獨逸・佛蘭西・伊太利・露西亞・埃國・和蘭・丁抹・瑞典・諾威・西班牙・希臘・土耳其・亞爾然丁・智利・清國の十七箇國、参加艦船十八隻を加ふれば、参加艦船總計百八十五隻、約百十六萬噸を算し、十八箇國の軍艦旗翻々として、洵に空前の偉觀であり、英國海軍黄金時代の表徴でもあつた。各國の代表的新鋭艦としては、英國の弩級戦艦ネプチューン・巡洋戦艦インデファチカブル、米國弩級戦艦デラウエヤ、獨逸巡洋戦艦フォン・デル・タン等が、英獨建艦競争場裡に参列し、特に海軍國の注目を惹いた。又日露戰役中浦鹽を根據地として活躍した露艦ロシヤ號が、鞍馬の隣に碇泊したのは偶然とは云へ興味ある對象であつた。

之より先き、我が皇室に於かせられては英國皇帝戴冠式に當り、依仁親王・同妃兩殿下を御差遣の旨御沙汰あらせられ、其の隨員の内には東郷・乃木の海陸兩大將をも加へられた。殿下には御乗船加茂丸にて同年四月横濱御發、六月初旬御著英あり、倫敦社交界の話柄は兩殿下の御噂と兩大將の動靜とが中心を爲し、新聞記者は競うて「對馬の英雄」と「旅順の勇將」の譽咳に接せんと、只管肝膽を碎いた程であつた。

戴冠式場にては東郷大將は依仁親王殿下に扈從して、ウエストミンスター寺院内に於ける序列に入り、又式の翌夜外務大臣官邸に於ける外相主催の晩餐會には、兩殿下は東郷・乃木兩大將を從へて御參會あらせられた。此の宴は皇帝皇后を主賓とし、各國代表皇族及び特派大使のみに限られたるに、日本に限り特に隨員たる兩大將が加へられた。又觀艦式の際、兩殿下には皇帝の御召船ヴィクトリア・アンド・アルバート號に乗船あらせられ、東郷大將は各國皇族と共に供奉船エンチャンテレス號に乗船した。

東郷大將を、皇族以外には外國人の乗船を許さざる供奉船に乗船せしめたことは、蓋し英國が大將に對し如何に深厚なる敬意を拂つてゐたか、窺はれる。

艦隊は二十八日スピットヘッド發、サザンプトンを経て七月三日プリマス軍港に回航、それよりバローに寄港した。バローは其の昔有名なるヴィツカース會社のありし所、軍艦三笠を初め後年香取・金剛等何れも此處にて建造され、我が海軍とは縁故最も深かつた。殊に東郷大將の旗艦たりし三笠を建造したことは、同會社の大に誇りとする所で、其の東郷大將を艦隊と同時にバロー市に迎へたこと故、歓迎の最高潮に達したのは當然であつた。東郷大將の停車場より市廳に至るや、沿道は士女堵を爲し、歡呼の聲は街頭に溢れた。市廳に於ける歡迎夜會には、同大將は艦隊乗員と共に列席した。次の寄港地はグレノックであつた。グレノックはクライド河口にあり、グラスゴウの海口である。附近には造船・造兵・軍需の各種工場等櫛比し、ジョンブラウン工場は軍艦朝日を、ヤーロー工場は多數の我が驅逐艦を造つた所であつた。東郷大將一行も同時にグラスゴウに來着、市民の深厚なる歡迎を受けた。七月十四日艦隊は英國東岸なるクインズ・フェリーに入泊した。元來ロサイスが豫定錨地であつたが、鞍馬はフォース・ブリッヂを航過し得ず、その下流數哩なるクインズ・フェリーに錨地を選定した譯であつた。艦隊乗員の一部は、艦隊と前後して



ニューカッスルに到着の大將一行と共に、同市に於けるアームストロング會社の諸工場を視察した。艦隊は滯英四十日、此の間祝典参加に、又視察見學に、交驥に最も多忙なる日時を過ごし、愈々七月二十日クインス・フェリー發、英國に別を告げ、ハーヴル、マルセーユを経てツーロンに回航した。ツーロンは佛國最大の軍港である。それよりヅキルフランシユ、ゼノア經由、伊國鎮守府所在地なるスペチャを訪ひ、チビタベキヤよりは士官一同羅馬を訪問した。それよりヒューメを経て、當時埃國の軍港であつたポーラへ、最後にマルタに寄港の上、スエズ運河を経て、順路により同年十一月十二日横須賀に歸著した。

#### 六、皇太子殿下海外御巡遊に就て

我國開關以來、曾てなき新例を開き給へる皇太子殿下の御外遊は、大正十年二月十五日宮内省告示を以て、左の通り發表せられた。

皇太子裕仁親王殿下來ル三月三日御出發海外御巡遊アラセラル

之と同時に閑院宮載仁親王殿下に對して御隨伴の御沙汰があり、更に供奉員をも夫々仰付られた。又第三艦隊所屬の軍艦香取・鹿島は第三艦隊司令長官海軍中將(後の)小栗孝三郎の指揮下に、御召艦及び供奉艦として派遣せしめらる事となつた。

皇太子殿下には伊勢神宮竝に桃山御陵に御參拜御告別あらせられ、又賢所・皇靈殿・神殿に御告別を行はせられ、更に葉山御用邸に御避寒中なる、天皇・皇后陛下に御暇乞あらせられたる上、三月三日御召艦香取に御乗艦、萬里の鵬程に御旅立たせ給うた。

此の日殿下には早朝閑院宮殿下を御同伴、供奉員を隨へさせられ東京驛御發車、股々たる皇禮砲裡に横濱棧橋御著、直ちに御召艦香取に御乗艦あらせられた。此のとき香取の大橋頭には皇太子旗が爍として翻つた。

殿下御乗艦について淳宮・高松宮兩殿下を初め、各皇族殿下御來艦、又國務大臣等相踵いで來艦、皇太子殿下には甲板にて御袂別の杯を舉げさせられた。

艦隊は午前十一時半出港、旗艦鹿島を先頭に香取之に續き、しづくと進む。第一艦隊司令長官は麾下の精銳長門・扶桑を率ゐて警護奉送し、飛行機數機も亦た奉送飛翔す。艦隊の横須賀軍港通過の際、在泊の諸艦は皇禮砲を發して御見送り申上げた。御孝心深くまします殿下には、尙ほも兩陛下に御告別の思召あらせらるゝので、艦隊は葉山御用邸三湊の沖合を速力を減じて航過す。此のとき殿下には上甲板に立たせられ、御容を正して御告別あらせられ、望遠鏡もて松の緑の木蔭に隱見する御用邸を望ませ給うた。遠州灘より紀州の潮岬にかけては荒天なりしも、艦隊の南航に伴ひ風波次第に収まり、森々たる海上に早くも春光の照々たるを眺めつゝ、艦隊は三月六日午前沖繩島中城灣に錨を投じた。中城灣寄港は艦隊の日程に餘裕ありしに基けることなれば、思ひがけぬ御上陸に殿下の御英姿を拜した島氏の歡喜は、何に譬へんやうもなかつた。殿下には縣廳に御成の上、地方事情を聞召され、首里にては舊王城を御視察、春風薫る南國の風光を愛でさせられつゝ、縣民奉送裡に夕刻御歸艦あらせられた。艦隊は次で出港した。

七日宮古列島沖に於て、珍らしくも時を同じうして、香取・鹿島の兩艦に飛魚各々三疋飛込んだ。

さちおほき

しるしを見せてこのあさげ

魚とびのぼるかとりかしまに

艦隊は針路を臺灣の東側に取り、卑南港の沖合五十裡に接近、雲際に聳ゆる大嶮崖を仰ぎつゝ南下した。臺灣の南端鷺鑾鼻に近づくと、第二遣外艦隊所屬の軍艦新高が奉迎送した。斯くて艦隊の將に我が領海を離れんとするや、殿下には上甲板に上らせられ、兩陛下のいます方を御遙拜御告別あらせられた。



三月十日早朝、艦隊が香港々外の水道に差しかゝるや、待ち兼ねてゐた在留邦人は小國旗を手にし、十數隻の汽艇に分乗奉迎す。聽て鹿島は橋頭高く英國々旗を掲げて、英國に對する二十一發の禮砲を發射し、陸上砲臺よりは同數の答砲あり、これ國旗に對する禮砲の交換である。艦隊繫留を終るや、香港在勤帝國總領事、續いて香港總督來艦、御機嫌を奉伺した。

殿下には英國軍艦カーリユーに總督を御答訪あらせられた。總督は殿下の御便宜の爲め一時總督旗をカーリユーに掲げたのであつた。殿下には引續き英國陸海軍指揮官を初め官吏數名を御引見あらせられた。

香港在泊中殿下は總督の御案内にて、初めて外國の地を踏ませられ、外人の來往織るが如き街路に異國情趣を味はせ給ひ、又快走艇に召されて附近を御探勝あらせられた。香港では非公式御上陸のこと、て、目立つた儀禮はなかつた譯である。

小栗司令長官はアットホームを旗艦鹿島に催し、主なる在留邦人を招待したが殿下にも之に台臨あらせられ、在留邦人は咫尺の間に殿下の御英姿を拜し、無上の光榮に感激したのであつた。又殿下には艦隊出港前夜總督初め、著名なる英國文武官を御召艦に召させられ、御留別の御晚餐を賜はつた。之は艦隊寄港地到る處にて御催しあらせらるゝ常例の留別の御宴であつた。

香港より新嘉坡まで

三十三日午前、艦隊は新嘉坡に向け香港を出港し、在留邦人は十數隻の汽艇に分乗奉送した。艦隊の増速と共に、小艇も船脚を早めて御召艦を追うたが遂に及ばず、各艇は汽笛を吹き鳴らし、一同聲を限りに萬歳を唱へ奉れば、殿下には此の涙ぐまじき光景に長くも再三御會釋あらせられた。

艦隊は南支那海を南航し、聽て水天鬐鬐の間、遙かに佛領安南の峰巒を望見する頃には、熱帶の夏既に訪づれ、殿下にも純白の御軍装を召させられ、乗員も皆な白服を著し、將校の白ヘルムット、水兵の麥葉帽もすがしく見え

た。紺碧の水に明け、紺碧の水に暮るゝ酷暑の艦内生活の中にも、殿下には御書見・語學の御研究に専念あらせられ、又供奉員・士官等を御相手に御運動に勵み給うた。

十八日天漸く明くれば、艦隊は既に新嘉坡の島に近づき、綠樹の島々眼前に展開して、熱帶の情趣殊に深い。在留邦人は汽艇に乘込み港外に奉迎した。殿下は炎熱酷烈の異邦に活動する邦人の此の奉迎に對し、御感殊に深く、御鄭重なる御會釋を繰返へさせ給うた。前例の如く禮砲が交換され、投錨と共に新嘉坡在勤帝國總領事代理・新嘉坡總督、英國支那艦隊司令長官等御機嫌を奉伺した。殿下には英支那艦隊旗艦ホーキンスに總督並に同艦隊司令長官を御答訪あられた。

新嘉坡碇泊中に於ける殿下の御行動は、植物園及び博物館の御見學・日新護謨園の御視察・新嘉坡島附近及び對岸ジョホールへの御舟行等であつた。即ち殿下には總督の御案内にて植物園に成らせられ、炎天の下に繁茂する珍らしき熱帶植物に就き、園長の説明に御耳を傾けさせられ、又博物館にては館長の詳細なる説明を一々御聽取あらせられ、日新護謨園にては園内に於ける邦人活動の状況を御視察あらせられた。更に市内日本人街を御通過あらせられ、戸毎に掲げられたる日章旗の賑はしきに御感斜ならず、只管異國に住む同胞の生活實況に御目を留めさせ給うた。

三月二十一日は春季皇靈祭に當り、殿下にも艦隊の施行せる遙拜式に台臨御遙拜あらせられた。此の日總督より差廻はされたる快走艇にて、新嘉坡附近の風光を御觀賞あらせられ、對岸ジョホール土民の原始的な生活と附近一帶の靜寂なる風景を御觀覽の上、御歸艦あらせられた。同夕御召艦に於ける留別御晚餐會は香港のときと同じであつた。

三月二十二日午前艦隊は新嘉坡發、古倫母に向ひ、在留邦人は汽艇に分乗奉送した。酷暑の新嘉坡を出でマラッカ海峡に出づれば、一陣の涼風と紫紺の水に身心共に爽快を覺ゆ。時々碧天黒雲を生じ、次で驟雨沛然として至ることがある。これ熱帶のスコールである。艦隊は右に馬來の陸影を望み左にスマトラを眺めつゝ、快走し、靜穩なる印度洋

新嘉坡より古倫母まで



を航破し、二十七日夕刻セイロン島南端ドンドラ角の燈光を認めた。

二十八日午前古倫母港外に達し、例の如く禮砲が交換され、在泊の船舶悉く滿船飾をなし、埠頭附近も亦彩旗翻々奉迎の誠意を表した。艦隊豫定錨地に繫留するや、孟買在勤帝國領事・古倫母總督・英國東印度艦隊司令長官代理等御召艦に伺候した。之より先き、總督は殿下を公式に奉迎せんことを懇望して已まない、殿下は特に之を容れさせられた關係上、此の日總督御答訪の爲め公式御上陸あらせられた。棧橋には見事なる印度絨氈を敷きつめ、熱帶植物を以て飾り、海軍儀仗隊・印度兵儀仗隊等整列、主なる在留邦人等棧橋に奉迎した。聽て殿下御英姿を棧橋に現はし給へば、嘖嘖たる「君が代」の曲と共に總督御出迎へ申上ぐ。總督の御先導にて儀仗隊御閱兵を終らせられ沿道奉迎者の歡呼裡に總督官邸に入らせ給うた。蓋し殿下が外國に於て公式歡迎を受けさせ給へる始めてあつた。斯くて御答訪を終へ給ひ御機嫌麗はしく御歸艦あらせられ、夕刻閑院宮殿下御同伴總督官邸の晚餐會に成らせられた。

翌二十九日殿下には總督の御案内により、セイロン島の靈場キャンデーに成らせられた。キャンデーには佛教徒の崇拜する釋尊の御齒を祀れる佛牙寺ありて、此の附近は山嶽重疊、綠樹蒼鬱たる間に湖水を湛へ、風光甚だ明媚である。殿下には沿道土民の奉迎を受けさせられつゝ、車憲に展開する風景を飽かず眺めさせ給うた。キャンデー驛では儀仗隊御閱兵等があり、佛牙寺にては會長盛裝して御案内申上げ、恭しく佛齒を台覽に供した。總督邸に於ける御晚餐後ベラヘラと稱する象の行列を台觀あらせられ、四十頭に近き巨象が數名の會長に指揮され、鐘太鼓の音と共に煌々たる篝火の下に進み來る有様、洵に奇觀である。續いて印度舞踊に移り、半裸體の青少年狂踊亂舞し、最後に軀に錦綾を纏ひ、背上厨子を負ひたる巨象が殿下の御前に跪拜するなど、殿下には終始御興深げに台覽あらせられたが、此の行列に参加の會長十數名は、後刻日東帝國の大皇子（おひみこ）に拜謁するの光榮に隨喜したのであつた。

殿下には此の夜初めて異郷の賓客として總督官邸に御宿泊あらせられた。次の日植物園に行啓あらせられた。此の

植物園は熱帶植物の多種を以て有名で、前夜の大象の足かともがふ孟宗竹の叢林、鴉の如く飛び交ふ大蝙蝠、さては濃艶色とりどりの珍花・奇草に、特に御目を留めさせられつゝ、御歸艦の途に就かせられた。

翌日殿下は總督の御案内には博物館御巡覽の上、島内をドライブあらせられ、夜は總督を初め英國官民十餘名を香取に召させられ、御留別の宴を催し給うた。

四月一日艦隊はボートサイドに向け古倫母を抜錨し、在留邦人は防波堤口に奉送して一路御安泰を祈り奉つた。それより十日紅海に入る迄は、渺茫たる印度洋の航海を續けた。此の間殿下には兵員用の作業服を召させられ、親しく機關室及び百三十度を超ゆる鑪室を御視察、作業員の勞を憐らはせ給うた。紅海も無事に過ぎ、艦隊は十五日午前五時エズに入港した。ボートサイド在勤帝國領事の奉迎あり。殿下にはスエズ在勤英國領事の御案内にて、短時間市内を御散策あらせられた。

艦隊は翌十六日午前スエズ發、運河に入った。兩側は荒涼たる沙漠である。陽炎立ち昇る熱沙の裡に、駱駝を驅る悠々たるキャラバンの過ぐるを眺めつゝ、艦隊は薄暮運河の中程なる大ビヨター湖に錨を投じた。

翌早朝假泊地發、午後ボートサイド著、殿下には同地在勤帝國領事・埃及國王御名代その他の御機嫌奉伺を受けさせられた。ボートサイド在泊中の御行事は埃及國首府カイロの御訪問であつた。之より先き、埃及に於ける英國統監より殿下のカイロ行啓を願ひ出でた。殿下は之を諾し給ひ、翌十八日カイロ御入京、統監邸に御二泊遊ばされた。此の間統監の御案内にてピラミッド及スフィンクスを御見物あらせられた。時に砂嵐（さんげん）甚だしく沙漠の熱風により吹送らるゝ沙塵は濛々として頗る不快であつた。御案内の人々は頻りに恐縮したが、殿下には却つて「よき體驗を得たり」とて、大自然の異變に深き御興味を感じさせられつゝ、悠久六千年の治亂興廢を語るが如きスフィンクスの面貌に見入らせ給うた。

古倫母より  
ボートサイ  
ドまで



尙ほ殿下には閑院宮殿下及び統監御同伴、埃及國王ファッド一世陛下を王宮に御訪問あらせられ、又國王は殿下を統監邸に御答訪された。出港前夜例の如く御留別の宴を催し給うた。

艦隊は四月二十一日午前ポートサイドを出港した。港外に出づるや、當時皇太子旗は掲揚せられざりしも、特に陸上砲臺より皇禮砲を行つた。次で國旗に對する禮砲の交換あり、艦隊は一路マルタに向つた。翌二十二日夜半驅逐艦の遭難地點附近を航過し、同艦遭難者の英靈を弔うた(世界大戦當時は第二特務艦隊に屬し、大正六年五月獨逸潜水艦と交戦中魚雷攻撃を受け、艦首を大破し、乗員五九名戦歿)。二十四日午前艦隊のマルタ島に近づくと、飛行機及び驅逐艦奉迎し、艦隊は英國地中海艦隊の登艦禮式に迎へられて入港、香取は地中海艦隊旗艦アイオン・デュークの傍らに繫留した。港内には英艦數隻在泊し、繫留終るや、マルタ總督・帝國名譽領事等は殿下に伺候した。又英國地中海艦隊司令長官は當時少尉候補生として、アイオン・デュークに御乗艦中のジョージ親王殿下を御同伴した。午後殿下には夫々御答訪あらせられた。此の夜總督官邸の公式晚餐會に成らせられ、ジョージ親王殿下とも御交驩あらせられた。

同地の郊外樹木疎らなる丘陵の一角に海軍墓地あり、「大日本帝國第二特務艦隊戦歿者之墓」の碑銘も鮮かである。殿下には御入港の翌日、閑院宮殿下御同伴御上陸、親しく墓前に花環を捧げ給うて御參拜あらせられた。續いて閑院宮殿下も御拜あり、供奉員一同拜を終りたる後、艦隊乗員より成る參拜隊の禮拜が嚴かに行はれた。尙ほ此の日午後總督の園遊會が催された。同夜恆例の御留別宴には總督・地中海艦隊司令長官・ジョージ親王殿下等十數名を御招きあり、殿下には南國の夜氣涼しき後甲板にて親しく御交驩あらせられ、在港艦船は一齊に電燈艦飾を施し、英艦ベンボアの二橋頭間には、菊花御紋章の電飾が輝として光輝を放つた。

四月二十六日午前總督・地中海艦隊司令長官・ジョージ親王殿下等御告別の爲め來艦せられ、艦隊は正午ジブラルターに向け出港、例の如く儀禮交換が行はれた。二十九日艦隊は西班牙の南方海上を航す。此の日は皇太子殿下第二十回

マルタより  
ジブラルター  
まで

の御誕辰に當らせらるゝを以て、殿下には閑院宮殿下の御祝辭及び供奉員並に香取乗組將士の拜賀を受けさせられた。初めて故國を離れさせられてより、碇泊中は風俗習慣を異にする各地の風物に御心を留め給ひ、航海中は炎暑風波をも聊かも御厭ひなく只管御精勵あらせられるので、せめて今日の佳き日を賑々しく祝し奉らんものと、御召艦の乗員一同は早朝より艦内の裝飾に工夫を凝らして、御旅情を慰め奉ることに苦心した。殿下には艦長の御先導にて艦内の飾物を御巡覽、又兵員の假裝行列・劍舞・尺八等を御微笑の裡に台覽あらせられ、和氣霽々の内に此の日は暮れた。

艦隊は三十日午前英國驅逐艦數隻に迎へられて、ジブラルターに入港した。在港の英米諸艦は悉く滿艦飾を施して奉迎した。續いて西班牙駐劄帝國特命全權公使・ジブラルター總督・同要港部司令官・米國歐洲艦隊司令長官等が伺候し、例の如く御答訪あり。此の夜閑院宮殿下御同伴、總督官邸に於ける公式晚餐會に臨ませられた。

ジブラルターに於ける御行事としては、要港部司令官の御案内にて海軍工廠其の他の御見學、及びアラメダに於ける代表軍隊の分列式台覽等であつた。又鹿島に於けるアットホーム並に總督主催の園遊會にも台臨あらせられ、御留別の御宴をば例の通り催し給うた。

五月三日午前諸官御暇乞の爲め來艦、曉て艦隊は皇禮砲裡にジブラルター出港、愈々英本國に向つた。風波荒きビスケー灣を航過し、七日午前スピットヘッドに近づいた。此の時飛行機十數機・驅逐艦數隻奉迎し、艦隊は鹿島を先頭に、香取は皇太子旗を海風に翻へしつゝ、之に續き、威風堂々スピットヘッドに入つた。英國大西洋艦隊旗艦クイーン・エリザベス及ローヤル・オークは奉迎の爲め同地に在泊し、入泊前國旗に對する禮砲の交換があつた。スピットヘッド、ポーツマス在泊諸艦は何れも滿艦飾・登艦禮式を行ひ、皇禮砲を放つた。投錨と共に英國駐劄帝國特命全權大使・英國大西洋艦隊司令長官・ポーツマス鎮守府司令長官等御召艦に伺候して御安著の祝辭を申上ぐ。

ジブラルター  
よりポーツ  
マスまで



殿下には午後旗艦クイーン・エリザベスに大西洋艦隊司令長官並にポーツマス鎮守府司令長官を御答訪あらせられた。

翌八日殿下には閑院宮殿下御同伴、大西洋艦隊司令長官主催のクイーン・エリザベスに於ける午餐會に臨ませられた。同艦は世界大戰末期に於ける英國大艦隊の旗艦であつた。殿下御成のケビンは當時獨逸海軍と休戰條約の調印された歴史の室であつた。翌日午前艦隊はポーツマス軍港内に入り、香取は南鐵道棧橋に、鹿島は北鐵道棧橋に繫留した。艦隊の港内に進むや、在港艦船は滿艦飾をなし、登舷禮式を行ひ、皇禮砲を放つた。總て英國皇太子殿下は海軍大佐の御正装にて御來艦あらせられ、我が皇太子殿下には陸軍少佐の御正装にて閑院宮殿下御同伴、舷門に進ませ給ひ、英國皇太子殿下と御握手あらせられた。斯くて日英兩國皇太子殿下には暫時中甲板なる御座所に御休息、種々御物語あらせられ、次で殿下には英國皇太子殿下と共に御召艦香取を御出艦、英本國に御上陸の第一歩を印し給うた。棧橋には海軍儀仗隊・シースカウト等整列し、殿下には英國皇太子殿下の御案内にて之を御隨兵あらせられ、次でポーツマス市長の歡迎の辭を受けさせられ、奉迎の官民に調を賜ひ、市民歡呼の裡に英國皇太子殿下と御同乗、宮廷列車にて倫敦に向はせられた。

斯くて殿下には最初英國皇室、次で同國政府の賓客として御滯京、各種御儀式並に御見學を終へさせられ、更に遠くスコットランド地方まで御巡遊遊ばされ、二十日間に亙る御滯英行事の全部を終らせられた。此の間艦隊はポーツマス軍港にありて、入渠修理をなすと共に諸般の準備を整へ、殿下の御歸艦を御待ち申上げた。

尙ほ五月二十七日、第三艦隊司令長官は倫敦コッノート・ルームスに於て第十六回日本海々戰記念日祝賀會を催し、殿下行啓あらせられた。二十九日午後殿下にはポーツマス御着、主なる軍港官憲の奉送を受けさせられ、御召艦香取に御歸艦あらせられた。此の時は既に國賓の待遇を辭せられ、非公式の事なれば、特に目立ちたる儀禮等は無か

英吉利海峡  
横断(ル・ハー  
ウルより  
ツローンま  
で)

つた。同夜御召艦に於ける御留別宴は恆例の通りであつた。

艦隊は五月三十日早朝出港、英國驅逐艦に衛られて、佛國ル・ハーウル港に向つた。英吉利海峡の中央にて、佛國驅逐艦數隻奉迎、英國驅逐艦に代つて嚮導した。午後春雨霏々たる中を入港、御召艦繫留を終れば、佛國駐劄帝國特命全權大使・下セーヌ縣知事・ルハーウル帝國名譽領事・同市長等來艦敬意を表した。蓋し殿下の御外遊は御微行を建前とし、佛國御入國も非公式なれば儀禮は萬事簡略であつた。此の夜は艦内に御宿泊あらせられた。翌三十一日午前殿下御上陸、巴里に向はせらる。之より歐洲大陸を御巡遊あらせられ、ツローン軍港にて再び香取に御乗艦あらせられたのは七月七日であつた。此の間佛・白・蘭三箇國を御訪問、各元首とも御交驩あらせられ、又世界大戰の戦蹟もを御視察あらせられた。

六月十五日艦隊は英國ポートランドに回航、此の間士官は同地海軍工廠・潜水聽音器學校・潛望鏡學校、潜水母艦ヴァルカン及び候補生練習艦サンダー等を見學し、二十二日同地發、佛國ツローンに回航、殿下の御歸艦を御待ち申上げた。

ツローンよ  
りナポリま  
で

七月九日艦隊は纜を解き佛國に別れを告げた。在港の諸艦は登舷禮式を以て奉送し殿下には後甲板に立たせられ、佛蘭西の山河に御名残を惜しませ給ふ。十一日午前ナポリに達し、同國驅逐艦は港外に奉迎した。伊國御入國は公式であつたので、香取の大橋頭には皇太子旗が翻へり、伊太利國旗に對する禮砲交換、次で接伴艦隊ドリア及チェサレの二艦及び陸上砲臺より皇禮砲を發した。御召艦繫留を終れば、伊國駐劄帝國特命全權大使・伊國皇族スポレート殿下・ナポリ鎮守府司令長官・艦隊司令官・軍團長・知事・市長等が伺候した。十二日殿下には公式御上陸、首都羅馬を訪はせられ、十七日御歸艦あらせられた。御留別宴は例の通りであつた。翌日午前ボンペイの廢墟を訪れ給ひ、午後を以て愈々歐洲御歴訪の大任を終らせられ、遙かに故國に向つて鵬程萬里の航程に就かせらる。艦隊は伊國艦隊と恆例



艦隊歸航に  
就く、カム  
ラン灣まで

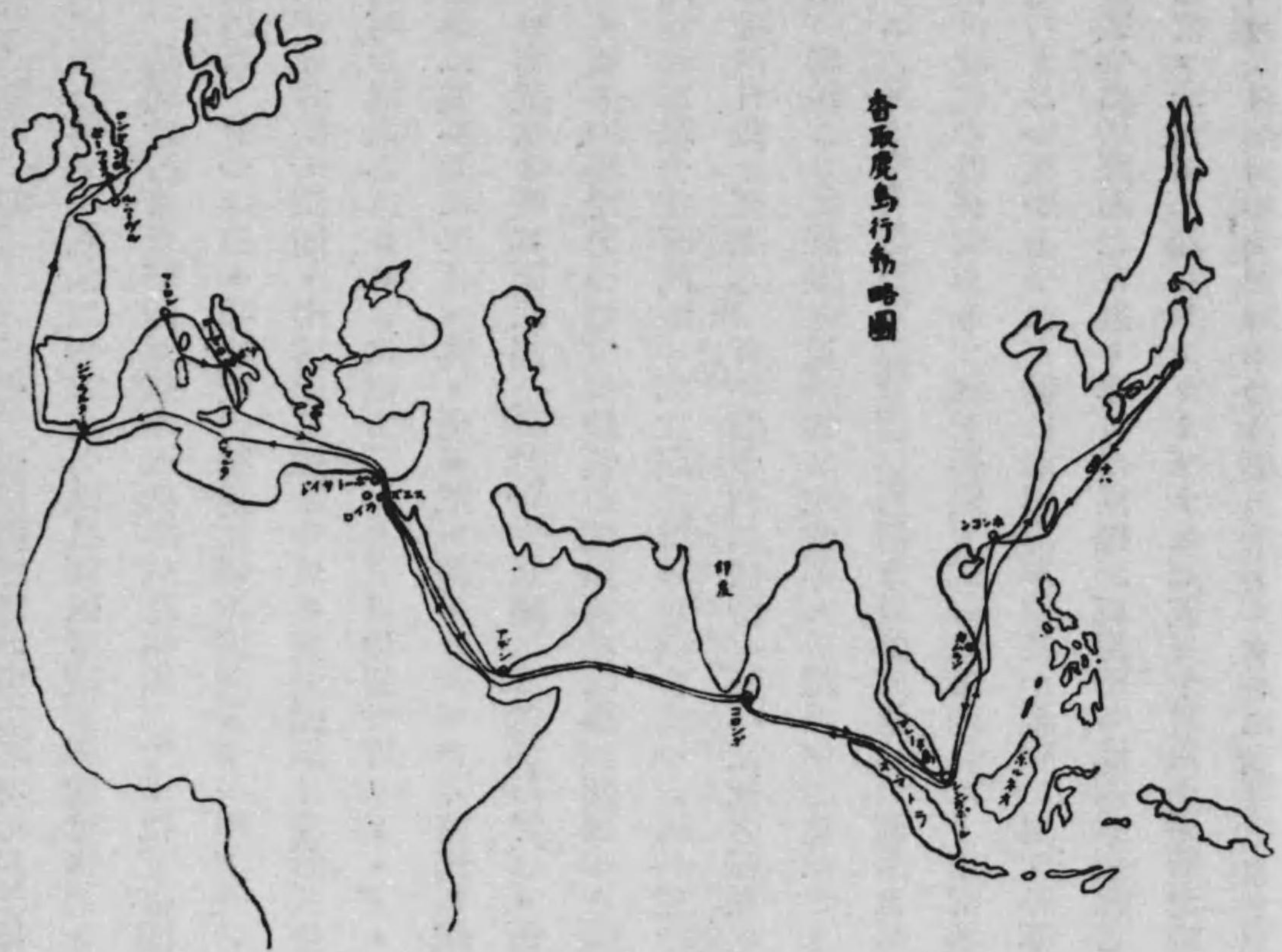
の儀禮を交はし、碧波穩かなるナボリの海を後に地中海へと進んだ。  
七月十八日ナボリを出港した艦隊は、順路ポートサイド、スエズ、アデン、コロンボ、新嘉坡の諸港を経て、八月二十一日佛領印度支那のカムラン灣に入港した。此の間八月二日鹿島は阿弗利加沿岸に擱坐せる邦船シヤム丸を救助し、船長以下五十九名を收容した。又古倫母には英國東印度艦隊司令長官旗艦コマスが、奉迎の爲めモリシアスから來著してゐた。

艦隊がカムラン灣外に達した時、一巡洋艦の旭旗を翻へして進航するの勇姿を望見した。往航鷲鬚鼻に御召艦を奉送せし軍艦新高である。互に登舷禮式を交換し、新高は「君が代」を吹奏して殿下の御安泰を祝福し奉つた。カムラン灣に入港すれば、殿下奉迎の爲めサイゴンより來航した佛國軍艦アルタイー在り、之と國旗に對する禮砲を交換し、次で同艦より皇禮砲を發した。カムラン灣は日露戰爭當時、彼のバルチック艦隊が東航の途次、暫時滯泊して國際問題を惹起した思ひ出深き港である、次で特務艦室戸は艦隊用燃料其の他の軍需品を積載して來著した。同艦には、天皇・皇后兩陛下の思召を皇太子殿下に傳達すると同時に、供奉員並に艦隊將兵の勞を犒らはんが爲め御差遣の御使が便乘してゐた。新高艦長・室戸特務艦長・佛領印度支那總督代理及び佛艦長等御機嫌を奉伺した。カムラン灣在泊中殿下には、或は鹿島の魚雷發射を御見學あらせられ、或は綠樹鬱蒼たる林間に野趣を味はせ給ひ、或は新高に行啓、乗員の催しに係かる餘興を台覽あらせられた。

八月二十五日艦隊は東京灣へと歸航の途に就いた。新高・室戸も同時に拔錨したが、室戸は速力の關係上隨航し難く、總員上甲板に堵列して御召艦を奉送した。新高も暫時隨航の後表敬、馬尼刺に向つて去つた。艦隊臺灣海峡に入るや、殿下奉迎の爲め、馬公要港部警備艦利根は御召艦に近づき、皇禮砲を以て此の御目出度き御歸朝を我が領海に祝し奉つた。九州南方有明灣外にては第一艦隊奉迎し、旗艦扶桑を先頭に金剛・霧島之に続き、三十餘隻の艦隊は威

風堂々の陣容を張り皇禮砲殷々として天地に轟いた。

九月二日早朝艦隊東京灣口に達するや、第四驅逐隊の奉迎を受けつ、館山灣に入泊した。千葉縣知事を初め多數官民伺候し、奉迎の民衆は海岸に堵列して歡呼した。夜に入り海岸に沿ひ提燈行列あり、殿下には艦載水雷艇に御乗艇、渚近く航行遊ばされ、民衆の歡呼に答へさせ給うた。翌三日午前六時館山出港、御召艦香取を先頭に、奉迎艦隊山城及び第四驅逐隊は左舷に位置し、香取・鹿島と並進した。總て皇太子旗香取の大櫓頭に翻へるや、山城は登舷式を行ひ皇禮砲を發した。艦隊横濱港外に近づけば、榛名以下二十餘隻の軍艦皇禮砲を發し、十數機の飛行機は空中より奉迎した。二萬三千五百哩の鵬程を航破して艦隊の繫留し終つたのは、同日午前九時であつた。斯くて殿下には御召艦香取を御退艦、艦隊の奉送と萬民の歡呼裡に、御機嫌麗はしく御歸京らせられた。



香取鹿島行動略圖



## 七、伯國獨立百年祭に參列の練習艦隊

大正十一年（一九二二年）九月は伯刺西爾國が葡萄牙國より分離獨立以來、百年目に相當し、獨立祭が舉行さる、ので、伯國政府より帝國軍艦の祝典參列を招請して來た。帝國政府は先年亞爾然丁國獨立祭に軍艦生駒を派遣した先例もあり、且つは日・伯國交の増進に鑑み、大正十一年度練習艦隊をして伯國獨立祭に參列せしむる事とした。同年六月下旬磐手・淺間・出雲の三艦より成る練習艦隊は横須賀發、ホノルル、サンビドロを経て、八月初旬パナマ著、同運河を通過してコロンに出で、九月三日伯國首府リオ・デ・ジャネーロに入港した。九月七日より獨立祭の祝典が開始され觀兵式には日・英・葡・亞・墨・ウルグアイ諸國軍艦の陸戰隊も參列し、又觀艦式に參加した外國軍艦は、我が練習艦隊の外英國二隻（ワイルド・スミス）、米國二隻（メリラン）、葡萄牙二隻（カブラリア）、亞爾然丁一隻（モレ）、墨西哥・ウイガイ國各一隻であつた。大統領の接見式には參列國使等と共に練習艦隊司令官・各艦長・幕僚も列席した。其の他參加國海軍聯合艇競漕・獨立記念博覽會開會式や市内外見學・灣内舟遊・彼我交驩等があり、祝典氣分の内に十二日の碇泊日數を経過し、百年祭參列の任務を終へた練習艦隊は、九月十五日リオ・デ・ジャネーロ發サントスに回航した。同地よりは艦隊乗員全部は在留邦人活躍の中心地たるサンパウロ市を訪問、大歡迎を受けた。十月一日亞國首府ブエノス・アイレスに入港したが、同市の灣頭旭旗の翻つたのは此の時が始めてあつた（先年派遣の生駒はパチア・フランカに入泊した）。時恰も亞國大統領の就任式あり、練習艦隊も式典に參列した。市況殷盛なること南米第一位の稱ある首府の見學や交驩にも足らざるの觀があつた。特に亞國海軍の我が艦隊に對する厚意は洵に甚深なるものがあつた。日・亞海軍の因縁は日露戰爭に活躍した日進・春日の兩艦が亞國より購入されたことに始まるのである。ブエノス・アイレス在泊十四日にしてウルグアイ國モンテヴィデオに回航、十月二十一日同地發、渺茫たる南大西洋を東航すること十九日にして、十一月八日南阿弗利別聯邦の首都ケープタウンに到着した。

由來南阿地方は一般に有色人種に對する偏見強く、邦人亦時に侮辱を受くること尠くなかつたが、世界大戰當時我が對馬・新高の二巡洋艦がサイモンズ・タウン軍港を根據とし、長期に亙り南阿の警備に任じたことの記憶もあり、又當時は屢々我國に來朝されたコンノート殿下が南阿聯邦總督たりし關係もあり、英官憲は一般に艦隊の歡迎に努めた。それよりダーバン寄港の上、印度洋上シーシェルス群島中の一島マへのヴィクトリア港に入泊した。同群島は人口凡そ二萬の英國屬領である。次で古倫母・新嘉坡・香港・馬公・基隆・上海等を経て、翌十二年二月横須賀に歸著した。此の世界周航々程實に二萬八千餘哩、而かも三隻より成る艦隊を以て實施された點に於て、今日迄の記録では第一位である。

## 第四章 外國註文（購入）の艦船

明治初年海軍創設當時に於ける我が艦船は、概ね外國より購入または舊徳川幕府及び諸藩から收納したものであつた。爾來我が海軍は、明治八年横須賀造船所に於て建造した清輝艦を初めとし、次で海軍工廠及び民間造船所等に於て艦船の建造に著手したが、日露戰役前後に於ける我が主力艦の全部及び補助艦艇の大部は、依然歐米諸國に註文建造、又は購入したものであつた。

然るに日露戰役の實驗に鑑み、我が海軍は造船史上に著しき變革を來たし、明治四十年當時の巡洋艦たる筑波級の建造以來、長足の進歩を來たし、大正二年英國に於て竣工した金剛（當時の巡洋艦）は、今日迄外國に註文せる最終の軍艦であり、其の後は各艦船は悉く我が海軍獨創の下に、所謂「國產軍艦」の確立を見るに至つた。但し金剛以後に於て外國註文の艦船中、英國にて建造の驅逐艦浦風及び特務艦野間と、米國にて建造の特務艦神威がある。

次で外國より購入した軍艦では、日清戰役中（明治二十七年）智利國よりせる巡洋艦和泉（原名エスメラルダ）と、日露戰役の直前



(明治三十六年十二月) 亞爾然丁國よりせる巡洋艦春日(原名リヴァ)・日進(原名モ)の兩艦(七、七〇〇噸級)とがある。その購入に關する経緯は茲には之を省略する(第三篇第一節第二、三節参照)。

上記の如く海軍艦船の建造は、明治初年から日露戦役迄を第一期とする洋式海軍の建設時代、日露戦役後より大正元年迄を第二期とする帝國海軍の獨立時代、大正二年より倫敦會議迄を第三期とする所謂國產海軍時代に大別することが出来る。

此の期間に於ける外國製及び日本製の海軍勢力は概ね左の通りである。

第一期 明治三十六年末、日露戦役の前年に於ける海軍勢力

外國製 二三一、〇〇〇噸 (主力艦全部を含む)

日本製 五〇、〇〇〇噸

第二期 大正元年末に於ける海軍勢力

外國製 三三、九〇〇噸 (戦利艦の多數を含む)

日本製 二一〇、〇〇〇噸 (内、民間會社七〇、〇〇〇噸。概ね第一線部隊)

第三期 昭和五年五月に於ける海軍勢力

外國製 二〇〇、〇〇〇噸 (第二線以下の老朽部隊)

日本製 九九五、〇〇〇噸 (内、民間會社約四五〇、〇〇〇噸。全部第一線部隊)

尙ほ明治元年以降に於ける外國註文、又は購入の艦船は、左表の通りである。

内國製・外  
國製艦船の  
概要

外國註文(購入)艦船一覽表

年次	艦船名	艦種	排水量(噸)	竣工年月日(西紀)	建造所	記 事
朝陽	朝陽	軍艦	—	安政三(一八五六)	蘭	明治二年五月函館沈没
翔鶴	翔鶴	同	三五〇	安政四(一八五七)	米	明治元年十一月伊豆瀬代沈没
親光	親光	同	—	嘉永三(一八五〇)	蘭	明治九年除籍
富士山	富士山	同	一、〇〇〇	元治元(一八六四)	米	明治二十年除籍
攝津	攝津	同	九二〇	—	米	明治十九年除籍
河内(初代)	河内(初代)	同	—	—	—	明治元年米人より購入
武藏(初代)	武藏(初代)	同	—	—	—	明治元年外人より購入、翌二年品海にて焼失
威臨丸	威臨丸	運送船	二五〇	安政三(一八五六)	蘭	明治四年除籍
飛龍丸	飛龍丸	同	一、七〇〇石	—	米	明治十四年除籍
快風丸	快風丸	同	一五五	—	米	—
東(甲鐵)	東(甲鐵)	軍艦	一、三五八	元治元(一八六四)	佛	明治二年米國より購入
長鯨丸	長鯨丸	運送船	九九六	元治元	英	同二十一年除籍
大阪丸	大阪丸	同	四四〇	慶應二(一八六六)	英	明治八年周防灘沈没

外國註文  
(購入)艦船  
一覽表



年七	年四					年三									
淺間(初代)	高 雄丸	東 京丸	筑 波(初代)	舉 敏	鳳 翔(初代)	孟 春	雲 揚	行 速丸	虹 橋	乾 行	日 進(初代)	第 二丁卯	第 一丁卯	龍 驤	春 日
軍 艦	運 送船	運 送船	軍 艦	練 習艦	同	同	軍 艦	同	運 送船	同	同	同	同	同	軍 艦
一、四二二	一、一九一	一、四〇〇	一、九七八	八八五	三一六	三五七	二四五	四五〇	五二二	一、四六八	一二五	一二五	二、五三〇	一、二六九	文久三(一八六三)
明治元	明治二	安政元(一八五四)	嘉永四(一八五二)	嘉永四(一八五二)	明治元	慶應三(一八六七)	明治三	萬延元(同)	萬延元(一八六〇)	安政六(一八五九)	明治二	慶應三(同)	慶應三(一八六七)	明治二(一八六三)	明治二(一八六三)
佛	英	米	英	米	英	英	英	清	清	英	蘭	英	英	英	英
開拓便より受領 明治二十四年除籍	購入、明治十三年除籍	米人より購入 明治五年北海道にて沈没	英人より購入 明治三十八年除籍	同十九年除籍 同十九年英人より購入	山口藩納納 明治三十二年除籍	佐賀藩納納 明治二十年除籍	山口藩納納 明治九年紀州阿田和浦沈没	静岡藩納納 明治四年除除	豊津藩納納 明治三年上總根津浦沈没	鹿兒島藩納納 明治十四年除籍	佐賀藩納納 明治十五年除籍	山口藩納納 明治八年千島擄提にて破損	山口藩納納 明治十八年志州安乘崎沈没	山口藩納納 明治八年千島擄提にて破損	鹿兒島藩納納 明治二十七年除籍

十二	十二	年九 十			年七 十			六十年	四十年	年一 十			年十	年八
千代田(二代)	小 鷹	畝 傍	高 千穂	浪 速	第 四水雷艇	第 三水雷艇	第 二水雷艇	筑 紫	第 一水雷艇	比 叡(初代)	金 剛(初代)	扶 桑(初代)	雷 電	千 早 號
巡	水	巡	巡	巡	水	水	水	巡	巡	同	同	軍 艦	軍 艦	運 送船
二、四三九	二〇三	三、六一五	三、六五〇	三、六五〇	四〇	四〇	四〇	一、三五〇	四〇	二、二四八	二、二四八	三、七一一	三七〇	四四三
明治二四—一—一	明治二—一〇—一〇	明治一七—五—二七	同	明治一七—三—二二	同	同	同	明治一三—	明治一四—五—二	同	同	明治一—一—一	嘉永三(一八五〇)	明治八—二—
英	英	佛	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英
昭和二年除籍	横須賀組立 明治四十一年除籍	日本回航中亡没	日獨戰中膠州灣にて大正三年敵雷のため沈没	明治四十五年北海道にて擱坐沈没	横須賀組立 明治三十二年除籍	横須賀組立 明治三十二年除籍	購入 明治三十九年除籍	横須賀組立 明治三十二年除籍	同四十二年除籍 同四十二年除籍	同四十二年除籍 同四十二年除籍	明治四十二年除籍 明治四十二年除籍	開拓便より受領 明治二十一年除籍	購入 明治十年工部省へ交付	購入 明治十年工部省へ交付



年四	年五十二					年六十二		年七十二		年三十三						
嚴島海防	千島海防	松島海防	第五號	第六號	第七號	第八號	第九號	吉野	第二十二號	第二十三號	龍田	和泉(二代)	第二十一號	富士(二代)	八島橋	豐橋
四、二一〇	七五〇	四、二一〇	五四	五四	五四	五四	五四	四、一六〇	八五	八五	八五〇	二、九五〇	八〇	一二、六四九	一二、五一七	四、一三
明治二四—九—三	明治二五—四—一	明治二五—四—五	同	同	同	同	同	明治二六—九—三〇	八—一五	八—一五	明治二七—七—三一	七—	同	明治三〇—八—一七	九—九	同
佛	佛	佛	佛	佛	佛	佛	佛	英	獨	獨	英	英	佛	英	英	英
大正八年除籍	明治二年愛媛縣堀江沖にて英船と衝突沈没 同四十一年馬公にて爆沈 同四十年除籍	同四十三年除籍	同	同	同	同	同	日露戰役中春日(二代)と衝突沈没 日清戰役中威海衛にて破壊 明治三十一年除籍	大正五年除籍 購入、明治四十五年除籍	大正五年除籍 購入、明治四十四年除籍	日露戰役中沈没 大正五年除籍 大正八年除籍特務艇とす	日露戰役中沈没 大正五年除籍 大正八年除籍特務艇とす	日露戰役中沈没 大正五年除籍 大正八年除籍特務艇とす	日露戰役中沈没 大正五年除籍 大正八年除籍特務艇とす	日露戰役中沈没 大正五年除籍 大正八年除籍特務艇とす	日露戰役中沈没 大正五年除籍 大正八年除籍特務艇とす

年三	年三十三												年一十三					
敷島	八雲	吾妻(二代)	朝日	千歲	淺間(二代)	常磐	東雲	雷霧	夕霧	電火	不知火	曙	連雲	陽炎	龍驤	高砂	笠置	叢雲
一五、〇八八	九、八〇〇	九、四五六	一五、四四三	四、九九二	九、八八五	九、八八五	三二二	三四五	三二六	三四一	三二六	三四五	三二六	三四一	三四五	四、一六〇	四、八六二	三二二
明治三三—一—二六	同	同	同	明治三二—三—一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	明治三一—五—一七	同	同
英	獨	佛	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	英	米	英
																		日露戰役中沈没 大正五年除籍 大正八年除籍特務艇とす



三					三十四年										十					
第六十二號	朝霞	白雲	三笠	戰艦	第六十一號	第六十號	第四十三號	第四十二號	第四十一號	第四十號	第三十九號	千鳥	曉島	磐手	初瀬	第四十九號	第十四十八號	第四十七號		
水	驅	驅	驅	戰	水	水	水	水	水	水	水	水	水	驅	巡	戰	水	水	水	
一一〇	三三三	三六三	三三三	一五、三六二	八三	八三	一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一三七	三六三	九、九〇六	一五、二四〇	八三	八三	八三		
同三五	同	同	同	明治三五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三一六	五十一	二一四	二一三	三一	一一六	一一〇	一一二	四二九	三二七	三二四	二一六	四一四	二二二	三一八	一一	一一	一一	一〇	一〇	
英	英	英	英	英	佛	佛	英	英	英	英	英	佛	英	英	英	獨	獨	獨		
					日露戰役中沈没					日露戰役中沈没			日露戰役中沈没			大正元年三國港三里濱擱坐沈没 日露戰役中旅順沖沈没				

年															三					十				
第四十六號	第四十五號	第四十四號	第三十八號	第三十七號	第三十六號	第三十五號	第三十四號	第三十三號	第三十二號	第三十一號	第三十號	第二十九號	白鷹	鶴	真鶴	準	薄雲	寬	出雲					
水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	水	驅	驅	巡					
八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八八	八八	一二七	一五二	一五二	一五二	三二六	三四〇	九、九〇六					
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同				
八一七	八一七	八一七	三一三	四一九	三二二	三一七	三一七	二一四	三一七	一一二	一一二	一一二	三一三	六一二	六一二	一一三〇	四一九	二一一	一一一	九、二五				
獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	獨	佛	佛	獨	佛	佛	佛	英	英	英			
			日本海々戰沈没		日本海々戰沈没		日本海々戰沈没				日本海々戰沈没		進水(明治三二、三三、三四)			北清事變中山东省南東岬にて坐礁沈没								



年一十	年八	年四	正大年二	年九十	年七十	年五
神威特	野間特	浦若風宮海防	金剛巡戰	伏鹿香隅 見鳥取田	日春 進日 (二代)	第六十三號 第六十四號 第六十五號 第六十六號
一七、〇〇〇	一〇、六〇九	七、六〇〇 九五五	二七、五〇〇	一六、九五〇 一六、四〇〇 一八〇	七、六二八 七、六二八	一一〇 一一〇 一一〇 一一〇
大正一一—九—二二	大正八—八—六	明治三四年進水 大正四—一〇—一四	大正二—八—一六	同 同 同 同 同 同	同 明治三七—一—七	同 同 同 同 同 同
米	英	英 英	英	英 英 英 英	伊 伊	英 英 英 英
電氣推進の第一艦 後ち水上機母艦となる		戦利船	後ち戦艦と改稱	上海組立	上海組立 購入 購入	

## 第五章 外人より見たる日本海軍

### 第一節 序 説

我が帝國は明治二十七年、當時歐米諸國から東洋の老帝國「眠れる獅子」と評された清國と戦つて之に勝ち、次で十年後には歐洲の一大強國と目せられた露西亞と戦ひ之にも勝つた。更に十年を経て、日英同盟の誼により世界大戰に参加し、大いに聯合興國の作戰に寄與する所があつた。其の後十三年を経て、中華民國と難を構へ、我が權益を確保した。

是等の戦役及び事變中、日清・日露の兩戦役は、眞に我が國運を賭しての大戦争であつた。此の間局外中立たる諸國が、交戦國間に於ける戰略戰術等々を注意し、以て自國の資料とすることは頗る重要である。従つて日清戦役の黄海海戦、日露戦役の旅順包圍戰・黄海海戦(八月)・日本海海戦等を初め、世界大戰中に於ける太平洋・印度洋・地中海等に派遣の日本艦隊等に就き、外國海軍々人に依る研究及び批評に關する文獻は至つて豊富である。

概して歐米人の日本一般に對する觀察批評は、日清戦役の終り頃までは、我國に對し好意と同情を有するものと察せられた。これは國力及び文化の程度に於て、我を劣等視して居つたからである。然るに日露戦役後に至り彼等は、我國を警戒するが如き態度を其の觀察や批評に現はして來た。それは「なか／＼油斷の出來ない國民である、隅に置けぬ」とも言ふのが、彼等の懐いた心理であつた。それから世界大戰・滿洲・上海事變(昭和六、七年)を経て、我が國力の増進するに伴ひ、彼等の日本觀たる同情・好意は、猜疑・憎惡となり、その警戒は恐怖とすら思惟せらるゝ程、變調を現はすやうになつて來た。



我が海軍に關する外人の批評は、明治維新以來今日に至る迄、其の觀點に一貫したものがあつたやうである。それは諸海戰に於ける我が海軍の兵術上に對する批評範圍に限られてゐるからで、帝國對外政策とは切り離して論ずるからである。以下少しく彼等の批評の著しきものに就き、之を年代順に列擧して見よう。

### 第二節 明治以前に於ける日本海軍論評

慶應二年英國陸軍大尉エム・デイ・ケネディーの日本觀の一節は次の如くである。(同人は永く我國に在住し、日本語として定評あり、その日本觀は中正穩健と觀られてゐる。)

一、日本をして其の鎖國政策を放棄せしめんとするに於て、英國側の最初の試みは、偶々英・日海軍關係の完全なる連結の端緒を促がし、かくて兩國間爾餘の諸關係と相俟つて、西方及び東方の兩大國間に先例のない繁密な同盟を締結した事に終りを告げる迄に至る、兩國々際關係の樹立に貢獻した。

此の海軍關係が始まつてから數年間は、英・日間には親善どころか流血の慘を見るの構事を免れなかつたが、それでも尙説的パナマと思はるゝ程、往時の敵意は互に剛勇と戰鬥力とを認識してから、却つて衷心尊敬の念を起さしめ、最も確實と思はるゝ基礎の上に其の後の兩國民間の親善に寄與する所があつた。

二、鹿兒島に於ける英・日兩軍の戰鬪は、遙か後年に至り其の結果を見るべく運命づけられてゐる。此の時の敵愾心から互に尊敬の念が湧いた。日本側は英國軍艦の威力を體驗して深き印象を得てから、強き海上勢力の價値を理解し、之を同じ方法に海上武力に依つて國力の増進を求めんと決心した。

誠にこの間の事情は巴拉ード海軍中將が、其の著「日本に對する海洋の影響」中に述べてゐる如く、「日本人は敗戦は之を率直に認めると共に、苟も戰勝國に對して憎惡・怨恨を抱くが如きことは決して見られない」と、日本國民性に關し教訓的にして、且つ天晴れな一面を示してゐる。

三、薩摩侯の招待により行はれた今回の訪問は、慇懃の念から出たものであつて、主人側は最大級の友誼を以て一行を待遇した。僅か三年前に英國軍艦が鹿兒島を砲撃した事實を回想するとき、薩摩侯の示せる歡迎の眞率なる事は一層注意に値する。而して戰ふ時には正々堂々と闘ふが、一旦事が收まると、勝利者とならうが敗北者とならうが、舊敵に對し些の惡意を懷かぬといふ日本民族の美點を發露したものである。

(編者註) 本文は慶應二年英國公使パークス及び英國支那艦隊司令長官キング一行が、英艦プリンセス・ローヤルにて薩摩侯の招きに應じ、鹿兒島に行つた時の感想を述べたものである。本著者は此の一行の鹿兒島訪問は英・日海軍關係に其の後の親善を加へた一節なりと記してゐる。

### 第三節 日清戰役に於ける海戰論評

次は英國々會議員サー・イー・エー・バーマレットの所説にかゝり、日清戰役の總評として傾聴すべきものがある。(一九〇八年(明治二十八年)一月發行アソシエイト・クオーターリー誌所載)。

日清兩國一たび砲火ヲ交ヘシ以來、東洋ノ政治上ニ非常ナル大變動起リ、日本ハ一躍シテ世界大強國ノ列ニ進ミタリ。若シ日本ニシテ第一等國ト成ラント欲セバ、唯ダ主戰艦十二隻ヲ要スルノミ。日本ハ既ニ陸上ニ於テハ全ク清國ノ兵力ヲ潰滅シ、其ノ泥足ヲ以テ彼ノ廣大ナル版圖ヲ蹂躪シ始メタリ。今日其ノ勢力ヨリ考フル時ハ、日本ハ世界中四箇國ヲ除クノ外ハ、何國ヲ敵トスルモ決シテ敗ヲ取ラザルベシ。其ノ海軍々人ヲ見ルニ、技術熟練、規律嚴肅、勇氣凜然タルコト實ニ驚クベキナリ。日本人ハ黃海ノ戰ニ於テ甲鐵艦一隻ヲモ有セザルニ、清國ノ優勢ナル艦數、殊ニ二隻ノ精銳ナル甲鐵艦ヲ備フル艦隊ヲ擊破シ、東洋ニ於テ爭フベカザル海上權ヲ得タリ。實ニ今日東洋派遣ノ歐洲艦隊ハ、英國ヲ除クノ外ハ日本艦隊ト戰ヒテ勝ヲ制スルノ見込ナシ。日本人ノ勝利ハ殆ド本邦(英國)各新聞ノ豫期スル所ニ反對セリ。其ノ新聞ハ日本人或ハ初メニハ少シク勝ヲ得ルトスルモ、清國ノ物資兵力ハ日本ニ優ルガ故ニ、終ニハ勝ハ清國ニ歸ス可シト論ズルモノアリキ。概シテ英國新聞ノ評ハ痛ク日本人ヲ擯斥



シ、殊ニタイムス及スタンダード兩新聞ハ、日本人ヲ以テ英國新聞ノ贊成ヲ得ザル内ニ清國ニ挑戰シ、敢テ兵端ヲ啓ケル大膽不敵ノ島人ナリト、惡口雜言ヲ極メタリ。然レドモ予ハ初メヨリ是等新聞トハ反對ノ意見ヲ抱キ、平壤會戰ノ六週間前ニ日本人ノ大捷報ヒナキヲ豫想セル一論文ヲ公ニセリ。其ノ要點ハ採摘シテ昨年九月十八日發行ノ「ポールモールガゼット」ニ在リ。其ノ載スル所ハ、英人一般ノ誤解セル理由ヲ論述シ、且ツ日軍勝ヲ得ルノ原因ヲ列舉シタリ。予ハ該記事ノ、本論ヲ助クルノ媒介トナルベキヲ信ジ、左ニ之ヲ轉載ス。

一、日本人ハ嚴肅ナル規律アリ、完備ナル軍制アリ、精銳ナル兵器アリ、高尚ナル愛國心アリ。然ルニ清國人ハ軍制立タズ、規律振ハズ、團體ノ元氣ハ更ニ微弱ナリ(中略)。

一、日本人ハ其ノ海陸軍ニ歐洲人ノ手ヲ借ラズ。其ノ理由ハ日本人ハ歐洲ノ學術ヲ習得シ、略ボ歐洲人ノ爲シ得ベキヲ爲シ得レバナリ。然ルニ清國人ハ歐洲人ヲ斥ケテ其ノ軍務ニ與ラシメズ、ソレハ清國人ハ偏僻ニシテ歐洲學術ノ貴キヲ解スルノ知識ナケレバナリ。

一、英人ハ勿率ニモ日本人ヲ評斷シテ、輕浮ニシテ恒心ナク、皮膚ノミニシテ骨髓ナキモノト言ヘリ。其ノ理由トスル所ハ、日本人ハ歐洲ノ學術ヲ一見スルヤ、忽チ之ヲ稱揚シテ其ノ眞似ヲ爲セバナリト。此ノ評ハ大ニ誤レリ。日本人ハ決シテ輕浮ニアラズシテ敏速ナリ、實ニ敏速ナルノミナラズ、事ノ難易ヲ問ハズ、一タビ著手スレバ之ヲ貫カズンバ已マザルノ氣象ヲ具フルモノナリ。

一、日本人ガ開戦早々勝ヲ得タルハ、大ニ英國ノ幸トスル所ナリ。英政府巧ミニ之ヲ利用セバ莫大ノ利益アリ。日本ハ東亞ニ於テ、勢ヒ英國ト同盟タル可キ邦土タリ。兩國ハ損益ヲ共ニシ、彼ノ危險トスル所ハ、我ニ於テモ亦タ危險ニシテ、所謂共同ノ敵ヲ有スルモノナリ(中略)。

予ハ茲ニ右ノ摘要ヲ轉載スルモ、此ノ戰爭ニ就テ先見ノ中レラ誇ラント欲スルモノニアラズ。予ガ物好キニ輿論ニ反シテ、強ク日本人ノ肩ヲ持チ、妄リニ其ノ勝ヲ祈ルモノニアラザルコトヲ、世人ニ知ラレバ足レリトス。予ガ常ニ日本人ノ勝利ヲ信ズル所以ハ他ニアラズ。予ハ二十七年前初メテ英國ニ來レル日本少年ノ一群ニ接シ、親シク其ノ性質・品行及ビ才能ヲ承知シタ

レバナリ。此ノ少年等ハ我が艦隊ノ鹿兒島砲撃後、薩摩侯ノ國ヨリ來リタル者ニシテ、其ノ目的ハ英國憲法・法律・海陸軍學術、其ノ他専門ノ學科ヲ修メンガ爲ナリ。此ノ輩ハ世ニ珍シク高尚ナル志ヲ懷キ、熱心ニ業ヲ修メ、貫カザレバ已マザル有爲ノ人物ナリキ。

今回日本ノ勝ヲ得タル主ナル理由ハ實ニ次ノ二點ニアリ。第一ハ其ノ國家的一致心及ビ熱烈ナル愛國心ヲ有スルコトニシテ、第二ハ日本ニハ古來世襲ノ武士アリ、開明・任侠・才智ヲ兼テタル門族ニシテ、其ノ軍隊ノ士官ニ多ク之ヲ充テ、又其ノ政治ハ主トシテ之ニ掌ラシムルニ由ルナリ。

(中略)

今茲ニ予ノ意見トシテハ日本ハ國民性ヨリ言フモ、位置ヨリ言フモ、憲法ヨリ言フモ、海上權ノ希望ヨリ言フモ、東亞ニ於ケル我が同盟ト爲スニ足ルベキモノナリ。然ルニ我が政府及ビ新聞ハ日本ガ此ノ戰爭ヲ始メタルコトニ就キ大ニ見ル所ヲ誤リ譏諷的ノ辭評ヲ下シタルハ實ニ慨嘆ニ勝ヘズ。尙ホ之ヨリ甚シキハ、十月二十五日我が首相「ロード・ローズベリ」ハ、「セツフキールド」ノ政談演説ニ於テ其ノ抱懷スル偏見ヲ吐キテ曰ク、「本内閣ハ日本ヲシテ強ヒテ清國ノ申出ニ應ゼシメンガ爲メ、各國聯合ノ仲裁ヲ試ミタリ」ト言フノ一事是レナリ(中略)。

實ニ日本人又ハ日本軍ニ從軍セル通信員ヨリノ報道ハ、珍ラシクモ一點ノ誤謬ヲ傳ヘザリシヲ發見セリ。然ルニ清國ノ諸新聞或ハ清軍ニ從軍セル通信員ノ報道ハ、全ク右ト性質ヲ異ニシ其ノ言フ所ヲ見ルニ、旅順陥落前迄ハ、有名ナル大言誇張ニ長ジタル清國ノコトトテ、悉ク是レ虛報妄說ノミ。上海及ビ天津ノ「タイムス」通信員ハ、清國流行ノ虛說ニ欺カレ、屢々其ノ貴重ナル新聞紙上ニ誤報ヲ傳ヘタリ(後略)。

次に戦略・戦術上の批評に就き、當時英國支那艦隊司令長官フリーマンントル海軍中將の言を摘記する(同官は開戦の終りまで、艦隊中の軍艦に乗り、戦局面に時々影響を現はしたる者)。

(前略)。然レドモ兩國ハ、俱ニ海上權ノ利益ヲ充分理解セシヤ否ヤ大イニ疑ヒナキ能ハズ。何トナレバ當初日本艦隊ハ運送船ノ護衛ニノミ從事シ、清國艦隊ハ僅カニ直隸灣内ノ巡航ヲ許サレタルノミニシテ、山東高角ヨリ鴨綠江ニ達スル一線ノ以東ニ出

英國支那艦隊司令長官の批評



行スルヲ禁ゼラレシヲ以テナリ。兩國ニ於テハ孰レモ海軍ヲ以テ陸軍ノ補助ト爲シ、之ヲ第二ノ地位ニ置キシモノ、如シ。是レ即チ制海權ノ効用ヲ誤解セルモノニシテ、彼ノ「マハン」大佐ノ言ノ如ク、佛國海軍ガ英國ト戰ヒ常ニ敗ヲ取リシモ、全ク此ノ誤解ニ基クモノナリ。然レドモ斯ノ如キハ、一般方略ノ問題ニシテ、獨リ其ノ司令長官ノ方寸ノミニテ決スベキモノニ非ザルヲ以テ、伊東中將一人ニ之ガ責ヲ歸セシムルハ酷ナリト云ハザル可カラズ。(中略)

予ハ前段ニ於テ、主トシテ戰略ニ關スル問題ヲ論究シ、日本軍ガ優勢ナル艦隊ヲ有セルニ拘ハラズ、充分ニ之ヲ利用セザリシコトヲ示シタルガ、更ニ進ンデ其ノ戰術ヲ觀察セント欲ス。伊東中將ガ山縣大將ノ軍隊ヲ掩護シテ仁川ニ送りタル方法ヲ見ルニ、先ヅ斥候ト先鋒ヲ放チテ前進セシメ、次デ本隊、肅々トシテ如何ナル襲撃ヲ受クルモ、充分擊退シ得ルノ備ヲ爲シテ進航セリ。是レ實ニ策ノ得タルモノト謂フ可シ、榮城灣其ノ他ニ軍隊ヲ揚陸セル際ニ探リタル護衛ハ整然トシテ見ル可キモノアリ。殊ニ榮城灣ニ於テ、水雷艇ヲ配置シテ敵ニ備ヘタル如キハ、老海軍國ニモ劣ラザル技術ヲ示セリ。一、二月ノ頃威海衛沖ニ於テ寒暖計殆ンド零度ヲ示シ、寒威凜烈骨ヲ砭シ、猛風怒濤ノ爲メ大船巨艦モ扁舟ノ如ク簸揚セラル、時ニ當リ、水雷艇ノ乘員ハ孰レモ沈勇ニシテ克ク其ノ職務ニ執掌シ、其ノ操縱進退ノ巧妙ナルニ至リテハ、蓋シ天下ノ壯觀ト稱ス可キナリ。歐洲海軍ノ老練ナルヲ以テスルモ、何ゾ能ク之ニ及バンヤ。此ノ外日本海軍ノ動作ハ一トシテ壯絶快絶ナラザルハナク、平素海戰上ノ問題ニ如何ニ精通セルヤヲ知ルニ足ル(中略)。

先ヅ兩提督ノ探リタル戰術ヲ評センニ、當時碇泊セシ清國艦隊ハ、敵艦隊ノ來進スルヲ見ルヤ、直チニ投錨ノ上、「ラング」大佐ノ遺法ト稱セル戰陣形ヲ作レリ。即チ各艦ヲ一對宛トナシ、之ヲ「クオーター・ライン」ニ排列シ、以テ一種ノ鋸齒形陣形ヲ作レリ。兵術上之ヲ「クオーター・ライン」ノ陣小分隊(二艦宛)ト稱スルヲ適當トシ、各小分隊ノ首尾艦間ノ距離ハ二艦ニ過ギズ而シテ各姉妹艦ハ兩々並進シテ同一ノ步調ヲ探リ、定遠ハ鎮遠ト、超勇ハ揚威ト組合セ、以下皆ナスクノ如クセリ。然レドモ此ノ陣形タルヤ、完全ト稱シ得ベキモ、屢々之ヲ實驗シ、頗ル熟練セル人ニ非ザレバ容易ニ採用ス可キモノニアラズ。故ニ清國艦隊ノ之ヲ採用セルハ決シテ策ノ得タルモノニアラザルナリ。殊ニ二大艦ヲ中央ニ置キ、揚威・超勇ノ如キ小弱艦ヲ兩翼ニ排列セシハ、陣形ノ不完全ナルモノト謂フ可シ。而シテ該兩艦ハ他艦ノ如ク漸次後方ニ落伍セシニ因リ、日本艦隊ヨリハ恰モ楔形、

即チV字形ノ如ク見ヘタリ。

清軍ノ陣形斯クノ如クナリシヲ以テ、日本軍ハ縱陣ヲ敷イテ之ニ向ヘリ。「マハン」大佐ハ兩軍ニ關シ評ヲ下シテ曰ク、清軍ハ最弱艦ヲ兩翼ニ備ヘシニ、日本軍ハ敵ノ前面ヲ斜ニ横切リテ其ノ右翼ニ出デタリ。抑モ日本軍ノ此ノ戰術タルヤ、精銳ナル同力ノ艦隊ニ對シテハ最モ危險ノ法ナリト雖モ、伊東中將ハ初メ敵ノ陣形ヲ楔形ト認メ、其ノ操縱意ノ如クナラザルベキヲ信ジ、己レノ艦隊ノ優勝ナル速力ヲ利用セント欲セシハ適當ノ處置ナリ。要スルニ該陣形ハ「ネルソン」モ「トラファルガー」ニ於テ用ヒシコトアリ。理論上完全トハ言ヒ難キモ、結局全勝ヲ博スルニ足ルベキモノニシテ、實際機宜ニ適セル最良策ト謂フベシト。伊東中將ノ演說ニ曰ク、予ハ第一遊擊隊(吉野・鎮遠・高)ノ速力ヲ利用シテ敵ノ右翼ヲ攻撃シ更ニ其ノ後方ニ出ヅベシト命令セリト。又「超勇ハ之ガ爲メ忽チ大損害ヲ被リ遂ニ火ヲ失シ、而シテ丁提督ハ専ラ主力ヲ我が本隊ニ集中セシヲ以テ、予ハ「成ル可ク之ヲ遠距離ニ保チ、我が游擊隊ノ全ク敵ノ後方ニ出ヅルヲ待ツテ、前後兩面ヨリ敵艦隊ヲ挾撃セント欲セリ。」ト。是レ艦隊ノ速力ヲ利用シ、速射砲ニ充分ノ效力ヲ與ヘンコトヲ期セル中將ノ本意ヲ表白シテ餘リアリト謂フベシ(後略)。

同じく戰術に關する獨逸海軍中將ウエルタルの批評を擧ぐれば次の通りである。

(前略)。清國艦隊ノ提督丁ハ、初メ煤煙ヲ望ミ敵艦ノ近接スルヲ知ルヤ(伊東中將モ亦タ「小官ハ偶然清國艦隊ニ出會シタリト報告シタル」ヲ見レバ當時兩艦隊共ニ敵軍ノ偵察ニ力ヲ用キザリシモノ、如シ)、當時鴨綠江口ノ狹隘ナル灣中ニ在リテ、運送船ノ軍隊揚陸ヲ掩護シ居リシモ、斷然意ヲ決シテ直チニ敵艦ニ向ヒ、次デ一、二哩ノ沖ニ進航シ、若干ノ距離ヲ得ルト同時ニ、江口ヲ掩護センガ爲メ、旗艦鎮遠ヲ先頭トシテ艦隊ヲ後翼梯陣ニ排列セリ。是レ實ニ最初ヨリ戰術上ノ大過失ヲ犯シタルモノト云フ可シ。何トナレバ敵艦ハ單縱陣(前後相重)ヲ以テ近接シタレバナリ。伊東中將ハ一瞥之ニ乘ズルノ術ヲ知り、清國艦隊ニ大損傷ヲ加フルニ至レリ。鎮遠ハ九千米ノ距離ヨリ無効ナル射撃ヲ開キシモ、日本艦隊ハ三千米ノ距離ニ達シ、初メテ有效ナル射撃ヲ行ヒ、信號ヲ以テ敏捷ニ艦隊ヲ操縱シ、最初ハ其ノ全線ノ射撃ヲ清國艦隊ノ一翼ニ集中シ、然ル後旋回シテ他ノ一翼ヲ攻撃シ、以テ敵艦隊ノ半部ヲ畸形ナラシメタリ。是レ一翼ニ在ル軍艦ガ他翼ヲ援助セントスルニ當リ、彼此衝突ノ虞レアリテ其ノ目的ヲ達シ能ハザルニ由ルナリ。

是ニ於テ丁提督ハ其ノ布陣ノ不利ナルヲ曉リ、均シク單縱陣ノ配置ヲ取り、彼我共ニ猛烈ナル砲戰ヲ交ユルコト稍々久シカリ



列國權威者  
の批評

シガ、日本ノ速射砲（九十八門ヲ以テ清國）ハ、二千乃至三千米ノ距離ニ於テ彈丸ヲ雨注シタルト、照準精確ナリシトニ由リ、清國艦隊ハ終ニ大損傷ヲ被リテ陣形ヲ亂シ、内二艦ハ命令ナクシテ突然列ヲ離レ、全速力ヲ以テ敵艦隊ニ向ヒ進航セリ。此ノ冒險ハ高價ナル犧牲ヲ以テ其ノ過失ヲ賠償スルニ至レリ（後略）。

以上の外、英米佛獨露各國の著名なる海軍々人中、海將及び兵學者の間に權威ある批評も多いが孰れも、

一、日清の國情に根本の相違あり、此の點に於て日本が清國に優れた事

二、戰國に従事せる人的要素に於て日本側が遙かに清國側に秀でた事

三、日本が新式武器（速射砲・高度の砲）を夙に採用せるに對し、清國は之を怠つた事

四、清國裝甲艦定遠・鎮遠の二隻が日本軍艦の主砲及び速射砲より無數の砲彈を浴せられながら、一彈として裝

甲鉄を貫通するもの無く、之に鑑み將來の造艦には裝甲防禦の必要なる點を證據立てた事

を論ずることにて符合してゐる。尙ほ亦た日本艦隊が黄海々戰前に敵情偵察を行ふことの少かりし事、黄海海戰

後に追撃を行はざりし事、旅順に通入せる定遠以下の清艦が威海衛に移るを知らざりし事等の論評に於て一致してゐる。

獨り露國の海軍大佐ウキツトゲフト（後ハ日露戰役の旅順艦隊司令官）のみは、敵情偵察に就て、左の如き異つた批評を下してゐる。

露國海軍士  
官の批評

清國艦隊ノ任務ハ、日本巡洋艦ノ來襲ニ先ダチ、陸兵ノ揚陸ヲ完全ナラシムルニアリ。（中略）。又偵察隊ノ派遣ハ、敵國ノ注意ヲ促スノ虞レアリ、却ツテ事ニ害アリト爲セリ。是等ノ意見ハ、軍事顧問ノ資格ヲ以テ清國艦隊ニ乗組ミ居タル歐人等ノ贊同スル所ナリシヲ以テ、丁提督ハ全力ヲ陸兵ノ揚陸ニ盡スニ至レリ（中略）。

伊東中將モ亦タ偵察艦ヲ派遣スルヲ不利ト爲セリ、是レ敵ヲシテ危機ノ相近ヅクコトヲ知ラシメ、作戰上大ニ害アルニ依ル。

加之其ノ艦隊タル、從來清國ノ運送船ニ伴ヘル護衛艦隊ト同勢力ノモノニテハ、縱令何處ニ於テ出會スルモ之ヲ擊破スルニ不充

ナルガ故ナリ（後略）。

以上記述スル所ニ依レバ、兩提督ハ各々確定セル任務ト、熟慮ヲ經タル作戰方略トヲ有セルモノナリ。

#### 第四節 日露戰役に於ける海戰論評

英國海軍論者の論評は、我が海軍が日清戰役直後に嘗めたる苦き經驗に鑑み、如何に造艦計畫に苦慮したかを洞察したるものである。

英國海軍論者ノ日本海軍評（一九〇四年十二月四日米國刊行「アイ・ミ・エ・ド・ネヴキ・ジャーナル」）

英國海軍論者「アーキバルド・エス・ハード」、「カシャース・マガジン」誌上ニ於テ、極東ニ於ケル日露兩國ノ海戰ヲ評論セリ。其ノ大要左ノ如シ。

日本海軍主要ノ單位タル諸艦ハ、日清戰争後ノ建造ニ係レルモノナリ。而シテ其ノ強銳ナル砲力及ビ重厚ナル甲帶防護ノ二項ヲ別問題トシテ、諸艦ノ最モ注目ス可キ特徴ハ、其ノ速力ニ在リトス。蓋シ日本人ノ素志ハ各級ノ艦船ニ於テ他ノ列國海軍ニ於ケル相當級ノ同時代艦船ニ比シ、一層高度ノ速力ヲ得ルニアリタリキ。

日本海軍ノ建設者ハ、二個ノ要點ヲ事實ニ於テ現實セリ。第一ノ要點トハ、諸種ノ艦船ニ於テ戰術上速力ノ價值大ナルコト是レナリ。而シテ其ノ價值大ナル所以ハ他ナシ、速力優大ナル艦船ハ隨意ニ戰闘ニ應ジ、若シクハ之ヲ避クルコトヲ得、復タ戰闘距離ヲ定ムルコトヲ得ルノ點ニアリ。第二ノ要點トハ、夙ニ明敏ヲ以テ開ユル日本人ガ、凡ソ神速ナル運動ニ依リ獲得セラル可キ便宜アラバ直チニ之ニ乗ジ得ルガ如ク、特ニ其ノ艦船ヲ裝裝セルコト是レナリ。

抑々日本ノ財源ハ豊カナリト云フベカラズ。故ニ常識ヲ以テ之ヲ觀レバ、日本ハ彼ノ五、六年前ニ唱道セラレタル佛國派ノ説ヲ容レ、巨額ノ經費ヲ投ジテ偉大ナル裝甲艦ヲ建造セザルベシト斷ズルヲ以テ至當トスベシ。然ルニ實際ハ之ト異ナリ、日本人ハ海軍經費全額ノ割合ニ於テ、世界列國ノ海軍ニ比シ、多額ノ經費ヲ大裝甲艦ノ建造ニ投ゼリ。即チ日本ハ六隻ノ戰艦ヲ有スル

#### 第五章 外人より見たる日本海軍

英國海軍論  
者の日露海  
戰評



ノ外、更ニ最強艦型ノ裝甲巡洋艦六隻ヲ建造セリ。惟フニ日本海軍ノ如キ小海軍ニシテ、斯ク多數ノ裝甲巡洋艦ヲ有スル者ハ、國軍中未ダ曾テ他ニ其ノ比ヲ觀ザル所ナリ。此ノ一事ヲ視テモ日本ガ諸種ノ點ニ於テ、一步時論ニ先ンゼシコトヲ知ル可シ。是等六隻ノ裝甲巡洋艦ノ建造ガ英國ニ註文セラレシ以來、英國海軍本部ハ之ト性質同様ノ艦船ヲ製造シ、其ノ數三十八隻ニ及ベリ。而カモ日本ガ此ノ新造艦政策ヲ決行セシ時ニ當リ、英國海軍當局ハ甲帶ナキ艦船、即チ防護巡洋艦ヲ依然トシテ建造シ居タリ。然ルニ日本ハ當時既ニ防護巡洋艦ヲ要セズ、又之ヲ建造セザルベシト決定シ、而シテ通常ノ偵察勤務用トシテ小形ノ巡洋艦二十隻及ビ通報艦九隻ヲ建造セリ。日本艦隊ノ眼目トセシ所ハ速力ニ在リ、故ニ其ノ艦船ハ大小ノ別ナク、咸ナ駿速ナリキ。殊ニ偵察ノ造船計畫ニ於テハ、速力ヲ以テ第一位ニ置キタリ。

英國海軍少將「イングルス」ハ、嘗テ數年間日本政府ニ聘セラレ、其ノ海軍ノ顧問タリシコトアリ。同少將ノ言ニヨレバ、少將ハ居テ東京ニトシテ後チ間モ無ク、日本人ノ性質ヲ悟リシ、當時ノ海軍大臣ニ獻策スルニ、銳意水雷艦隊ヲ増設シ之ヲ發達セシムベキコトヲ以テセリ。是レ蓋シ、水雷艦ハ其ノ作戰ノ範圍ガ驅幹矮小ニシテ勢力アリ、且ツ賦性慧敏ニシテ歐人ヲ惱マヌベキ境遇ニ於テモ、獨リ之ニ堪ヘ得ル日本ノ少壯將校ニ適合セルヲ以テナリ。日本ハ此ノ策ヲ納レ、自ラ夥多ノ水雷艦ヲ建造セリ。而シテ其ノ隻數ノ如キハ、總力ニ他ノ艦船ノ隻數ニ對スル割合ヲ逾エタリ。但シ自ラ建造セリト云フハ、稍々語弊アリ、何トナレバ實際大小ノ艦船ハ悉ク英國ニ於テ製造セラレ、日本ハ唯ダ艦型ヲ選擇セシニ過ギザレバナリ。

日本人ハ水雷艦戰闘ヲ以テ、彼ノ英國海軍史上壯烈ヲ極メタル、所謂「急襲撃」ノ故智ヲ踏襲スルモノトナシ、多數水雷艦ノ建造ヲ議決シ、驅逐艦一九隻、水雷艦八二隻ヲ建造セリ。就中驅逐艦ノ如キハ、數年前不慮ノ災殃ニ罹リタル我が英國驅逐艦ト構造ヲ同ジウセリ。又其ノ水雷艦中一五隻ハ、排水量一五〇乃至二〇〇噸ヲ有シ、四〇隻ハ僅ニ八〇乃至一〇九噸ヲ有シ、而シテ其ノ餘ハ之ヨリモ更ニ小ナリキ。

日本人ハ窮乏セル財源ヲ以テ陸海軍ヲ創設セシガ、今ヤ兩軍ハ俱ニ戰地ニ在リ(明治三、六年)、昨年ニ於ケル陸海軍ノ經費ハ、全體ニテ僅々七五〇萬磅ニ過ギス、而シテ露國ハ同一ノ期間ニテ四、八〇〇萬磅ノ巨額ヲ費セリ。

日本ニ於テハ倭德問題ノ指摘スベキモノナシ。陸海軍兩省ニハ不正ノ吏員、若シクハ貪婪ナル請負人ヲ見ズ。日本人ハ軍事材

料ノ爲メニ支出スル金額ニ對シ、相當ノ價值アルモノヲ得タリト云フベシ。曩ニ日本ガ以新舊艦、以テ軍備ノ完整ヲ圖ルヤ、全世界ノ白人等ハ嘲笑シテ曰ク、「矮小ナル日人復タ何ヲカ爲サン」ト、而カモ日人ハ此ノ間ニ於テ軍備完整ニ關シ、近世比類ナキ實物教訓ヲ作爲セリ。即チ日本ハ海陸共ニ、戰闘的利器ヲ具備シ得タルコトヲ實證セリ。而シテ之ヲ助クルニ人種特有ノ要素、詳言セバ死ヲ視ルコト歸スルガ如キコト、生活ノ質素ナルコト、及ビ愛國心ヨリ生ズル剛勇等ノ美德ヲ以テセリ。然レドモ其ノ成功ハ就中、「戰備完整」ノ賜タルコトヲ證セリ。

次で旅順陥落に就き、英國シーモア海軍大將の批評は次の如くである(一九〇五年一月五日英國刊行「セクタ」)。

(註) 現在デ・オンボルト鎮守府司令長官海軍大將、サー・イー・エフ・チ、シーモアは一八九八年より一九〇一年迄支那艦隊司令長官の職に在り、又一九〇〇年北京列國公使館駐在の各國聯合軍を指揮した人。

頃日一新聞記者大將ヲ訪ヒ、旅順陥落ノ極東ノ戰局ニ及ボスベキ結果如何ニ就キ、其ノ意見ヲ叩ケリ。大將答ヘテ曰ク(前略)、「今ヤ日本艦隊ハ波濤的艦隊ノ極東ニ到達スルニ先ダチ、必要ノ修理ヲ施スコトヲ得ベク、或ハ浦鹽斯德ノ封鎖ヲ行フコトヲ得ベシ。又露國ハ己レノ勢威ヲ恢復スル爲メ、旅順ヲ奪還セザルベカラザルコトヲ悟ルベシ。而シテ之ガ爲メ果シテ幾何ノ代價ヲ要スベキヤハ、蓋シ這回ノ攻城ニ鑑ミテ自ラ明ラカナルベシ。「ステツセル」將軍ノ防守ニ對シテハ、將軍及ビ其ノ部下ニ許スニ、至大ノ光譽ヲ以テスベシ。而カモ其ノ攻略者ニ與フルニハ、必ズヤ之ニ優ル盛譽ヲ以テセザルベカラズ」ト(後略)、

旅順陥落までの我が戦艦及び戦術に對する左記批評に就き、米國人の説に亦た見るべきものがある。

戦艦の地位依然多シ(一九〇五年一月七日「アミーニール」)

米國海軍當局者ハ、一部ノ人士ガ絶東ノ海戰ニ於ケル驅逐艦及ビ水雷艦ノ功績ヲ見テ、戰艦頼ムニ足ラズト臆斷センコトヲ慮カリ、左ノ公文ヲ發シテ事實ノ真相ヲ披瀝シ、戰艦ノ優越的位置ハ、開戦以來終始一貫モ渝ルコト莫キヲ闡明セリ。此ノ公文ハ海軍兵衛家ヲ以テ開ユル某海軍參謀會議々員ノ起草ニ係カリ、同會議及ビ海軍大臣ノ意見ヲ代表スルモノナリ。「絶東ニ於ケル日露間ノ戰爭ハ、其ノ提供スル問題頗ル多方面ニ互リ、苟モ軍事ニ趣味ヲ有スル者ハ、其ノ何レカノ方面ヨリ之ヲ研究セザルハ莫シ」。

滿洲ニ於ケル日本陸軍ノ行動ハ、眞ニ天下ノ人ヲシテ感嘆措ク能ハザラシメタリ。露軍ニ在リテ稍々之ニ比スルニ足ルモノハ、

英國シーモア海軍大將の旅順陥落評

米國人の批評



夫レ唯ダ旅順ヲ守レル將卒ノ頑強ナル抵抗ヲシテ、然レドモ更ニ嘆ズベク、更ニ驚クベキハ、日本艦隊ノ状態ト其ノ效力ナリ。蓋シ日本古來ノ戰爭ガ、其ノ人民ノ間ニ涵養セル尙武ノ精神ハ、其ノ性質海戰ニ於テヨリモ寧ろ陸戰ニ於テ、見事ニ發揮セラルベキモノナリ。此ノ國柄ニシテ此ノ艦隊アリ、吾人ノ感嘆何ゾ夫レ深ク且ツ切ナラザルヲ得ンヤ。

日本艦隊ハ有ユル種類ノ艦船ヲ網羅シ、而モ之ヲ用フルヤ、所謂適才ヲ適處ニ用フルノ趣アリト謂フモ決シテ溢美ニアラズ、蓋シ戰術家ノ本分ハ、平素各種兵器ノ特長ヲ考量査察シ、之ニ由ツテ戰法ヲ決スルニ在リ。斯クシテ得タル斷定ノ條理ニ背カザルヤ、固ヨリ當意即妙流ノ速斷ト同日ノ論ニアラズ。日本海軍ノ戰術家ハ其ノ本分ヲ盡シタルモノ乎(中略)。

日本艦隊ハ開戦ノ劈頭二月九日ノ夜ニ、旅順港外ノ敵艦隊ニ對シテ水雷攻撃ヲ行ヒタリ。此ノ攻撃ハ戰艦三隻ヲ傷ケテ一時戰闘力ヲ失ハシメタルヲ以テ、露國艦隊ニ取リ一大打擊タリシヤ疑ヒヲ須ヒズ。此ノ打擊ハ戰艦ノ初期ヲ通ジテ戰局ニ影響ヲ及ボシ、日本軍ハ之ニ由ツテ海權ヲ把握シ、陸軍ヲ鴨綠江ニ、後ニハ牛莊ニ揚ゲ、以テ之ヲシテ朝鮮半島ノ南端ニ上陸スルノ不利ヲ免レシメタリ。然レドモ斯ク海權ヲ把握シ得タルハ、一ニ優勢ナル戰艦々隊存在シ、露國艦隊ヲ封鎖シタルタメニ外ナラズ。

日本艦隊ハ水雷攻撃ニ由ツテ露國ノ三艦ヲ倒シ、勢力ノ均衡ヲ破リテ少シク優勢トナリタル爲メ、陸軍ヲシテ陸上數百哩ノ困難ナル輸送ヲ免レシメ、常ニ敵軍ノ増勢ヲ得ルニ先ダチテ、之ヲ擊破スルヲ得シメタリ。戰艦ノ價值豈ニ大ナラズヤ。

(中略)英國海軍大臣「セルボーン」卿曰ク、「極東ノ海戰ハ吾人ニ教フルニ三事ヲ以テセリ。人員ノ性格・訓練重ンズベキ事是レ其ノ一、艦隊ノ優勢缺クベカラザル事是レ其ノ二、獨リ戰艦ニシテ海權ヲ掌握保持シ得ル事是レ其ノ三ナリ」ト、吾人ハ戰闘ヲ指摘スルニ、更ニ的確・恰當ナル言辭アルヲ知ラザルナリ。

日本海海戰に就ては、權威ある諸外國の批評、極めて豊富であるが、一として我が艦隊の行動を非難したるものを見ない。其の主なるものを摘録すれば次の通りである。

(一) 日本海ノ海戰(兵戰ニアラ) (一九〇五年六月三日英國アミー)

今ヨリ一週間前、吾人ノ初メテ日露艦隊ノ對馬海峡ニ相會セルヲ聽クヤ、思ヘラク、演出セラル、モノハ戰闘(Battle)ニアラ

日本海々戰論評

ズシテ、卷符(Battle)ナラント。而シテ爾後ノ戰報ハ一トシテ此ノ想像ノ中ヲ證セザルハ無シ。

(中略) (編者註、此處には戰闘の行はれて以來、日露くまた双方より詳(前)の報告に接せざるを以て、深入りした批評を避くるの意を述ぶ)

事情斯クノ如クナルヲ以テ、吾人ハ結局簡單ナル東郷大將ノ報告ヲ以テ満足セザルベカラズ。而シテ吾人ハ其ノ報告ニ由リテ這般ノ大海戰ハ日露兩艦隊ノ殆ンド全部ガ之ニ參加シタルコト、戰場ノ非常ニ廣カリシコト、天候濃氣深クシテ展望五海里以外ニ及バザリシコト、露國艦隊ハ二十七日ノ晝間ダケハ、辛ウジテ何程カノ陣形ヲ維持シ得タルモ、水雷攻撃ノ結果支離滅裂ニ了レルコト、竝ニ日本ノ砲壇ト水雷トハ戰闘ヲ分業トシ、前者ハ後者ノ爲メニ成功ノ路ヲ拓キタルコトヲ知レリ。

(中略) (編者註、此處では露國勢力との對抗を述べ、ロヂエス之ヲ要スルニ日本海々戰ノ與ヘタル形而上ノ教訓三アリ。組織ヲ缺ケル者ノ、組織完全ナル者ニ勝ツ能ハザルコト是レ其ノ一、

訓練乏シキモノ、百鍊千磨ノ士ニ敗ル、コト是レ其ノ二、忠君愛國ノ念ナク不平滿々タル將卒ハ、忠勇義烈君國ノ爲メニハ、命ヲ鴻毛ノ輕キニ比スル將卒ノ敵ニアラザルコト是レ其ノ三ナリ。戒メザルベケンヤ。

(二) 日本海々戰ノ海戰術及ビ軍艦設計ニ及ボス影響 (一九〇五年六月十六日ロヂエスニアリ)

(前略)、過去ノ連戰連勝ハ、日本海軍作戰者ノ思慮ヲシテ益々正鵠ヲ得セシメタリ。東郷提督ハ敵艦隊ノ必ズ朝鮮海峡ヲ經テ日本海ニ入ルコトヲ測定シ、最モ都合ヨキ場所ニ於テ、乾坤一擲ノ戰ヲ試ミルニ決セリ。而シテ其ノ一タビ決スルヤ、如何ナル誘惑アルモ之ニ動カサレズ、遂ニ其ノ目的ヲ達シタリ。由來途ヲ朝鮮海峡ニ探ルハ露國艦隊ニ取リ最モ近ク、且ツ最モ容易ナル航路ナレバ、日本艦隊ノ此ノ海峡ヲ扼守スルコトハ明々白々ナルガ故ニ、彼ハ之ヲ避ケテ北方航路ヲ取ルベシトハ、多數人士ノ想像セシ所ナレドモ、東郷提督ハ敵ノ心裏ヲ讀ミテ誤ラズ、作戰計畫ヲシテ一々其ノ圖ニ中ラシメタリ。之ニ反シテ露國艦隊ハ、朝鮮海峡ニテ敵ノ大艦隊ニ出會スベシトハ期セザリシガ如ク、中ニハ戰闘準備ヲ爲シ居ラザリシ軍艦アリ、爲メニ忽チ混亂ノ状態ニ陥リタリト傳フル者アリト雖モ、吾人ハ之ヲ信ズルコト能ハズ。彼レ既ニ敵ノ一大要害ヲ衝ク、何ゾ一戰ノ覺悟ナクシテ之ヲ敢テスルコトアラナヤ。(中略)。

「ロヂエストウエンスキー」提督ハ、二列縱陣ヲ以テ此ノ攻撃ニ應ゼシガ、如何ナル理由ニヤ、戰艦ヲ右列、即チ東方ニ、巡

日本海々戰の技術及び影響



洋艦ヲ左列、即チ西方ニ置キ、補助艦船ヲ兩列ノ中間少シク後方ニ置キタルモノ、如ク、巡洋艦ハ敵ノ攻撃ノ衝ニ立テリ。露國艦隊ハ日本ノ戰艦ニ向ヒ一萬二千米、即チ七海里ノ距離ヨリ砲火ヲ開キタリトノコトナルガ、一萬二千米ト云ヘバ、十二吋砲ガ厚サ八吋ノ「クルップ」鋼板ヲ穿貫シ得ル距離ノ四倍ナルノミナラズ、露ノ砲手ハ技術拙劣ニシテ波浪高キ時ニハ、更ニ近距離ニテ命中覺東ナキコトナレバ、此ノ砲撃ガ何等ノ損害ヲ與ヘザリシハ毫モ怪ムニ足ラズ。之ニ反シ日本艦隊ハ堅忍自重瀝リニ發セズ。約四海里半ニ近ヅクニ及ビテ六發ノ試射ヲ行ヒ、其ノ三發ヲ命中セシメタリ、劈頭第一ニ此ノ好結果ヲ收ム、士氣昂ラザラント欲スルモ豈ニ得ベケンヤ。日本艦隊ハ百鍊千磨ノ砲手ヲ乘セ、猛烈ナル榴彈ヲ使用ス。其ノ砲火ノ敵ノ砲火ヲ壓倒セシヤ知ル可キナリ(後略)。

朝鮮海峽の海戰

(三) 朝鮮海峽ノ海戰 (一九〇五年六月三日、米國雜誌「コア」)

日本艦隊ハ露國艦隊ヲ朝鮮海峽ニ遊撃シテ、復タ立ツ能ハザルノ大打撃ヲ與ヘタリ。是レ「トラフアルガル」海戰以來ノ大海戰ニシテ、寔ニ驚嘆ス可キ光輝燦然タル大捷ナリ。我が米國ノ海軍將校等ハ、今迄ニ接受シタル戰報ノ頗ル簡單ニシテ僅カニ概況ヲ知ルニ過ギザルニ關セズ、戰捷ノ偉大ニシテ迫カニ我が「サンチャゴ」及ビ馬尼刺灣ニ於ケル戰捷ヲ凌駕スルヲ認ムルニ吝ナラズ。彼等ハ東郷大將ノ初メノ報告ヲ讀ミ、這箇ノ大海戰ナルニ拘ラズ、「我が艦隊ニハ損害少ナシ」トノ記事ヲ見テ之ヲ疑ヒシガ、後報ガ此ノ損害ヲ具體的ニ示シ、水雷艇三隻ノ沈没ト將校下士卒ノ死者一一三人、負傷者四四人ナルコトヲ明ニスルニ及ビ、漸ク疑念ヲ霽ラシタリ。而シテ東郷大將ノ報告ニヨリ露國艦隊ノ損害ヲ見ルニ、沈没シ若シハ捕獲セラレタルモノ、戰艦八隻・裝甲巡洋艦三隻・海防艦三隻・特務船二隻ノ外、二等巡洋艦及ビ驅逐艦ヲ合セ、總計二二隻、十五萬三千四百一十一噸ヲ算ス。彼此ノ損害豈ニ啻ダニ霄壤ノ差ノミナランヤ。但シ露國喪失艦ノ艦名及ビ詳細ハ之ヲ後報ニ俟ツノ外アラザルナリ(中略)。過去ノ日露海戰ヲ餘蘊ナク研究セル某高級海軍將校ガ、東郷大將ノ報告ヲ讀ミテ言ヘルアリ。曰ク、

「ロジエストウエンスキー」中將ガ、朝鮮海峽ノ通過ヲ敢テシ大敗ヲ招キタルハ、全ク戰術ソノ當ヲ得ザリシ罪ナル乎。予ハ未ダ彼ノ計畫セル眞ノ戰陣形ヲ知ラザルガ故ニ、今ニ於テ之ヲ斷定スルハ固ヨリ早計タルヲ免レズ。サレド東郷大將ノ五月二十七日報告ハ、彼ノ初メテ露國艦隊ヲ視認シタルトキ、二列縱陣ニテ進ミ來レルヲ報ゼリ。若シ露國司令長官ニシテ眞ニ此

ノ陣形ヲ以テ戰フ計畫ナリシナランニハ、是レ其ノ誤レルノ甚シキモノト謂ハザルベカラズ。加之同司令長官ハ、日本艦隊ハ日本沿岸ニ遊弋シ居ルモノト豫期シタルモノ、如シ。然ルニ之ニ反シ、東郷大將ハ朝鮮海岸ノ某地點ニ在リ、哨艦ヨリ敵艦隊、東水道ニ向フノ報ニ接シ、主力ヲ提ゲテ出動シ、對馬ノ北岸ヲ廻リテ之ヲ遊撃セリ。而シテ露艦隊ハ主力ヲ右ニ、輕弱艦隊ヲ左ニ置キタルヲ以テ、東郷大將ハ初メヨリ形勝ノ地ヲ占メ、敵ノ左列ヲ掩撃シテ之ヲ主力艦隊ノ方ニ壓迫シ、露ノ左列ハ周章混亂シ、右列、即チ戰艦艦隊ハ之ニ遮ラレテ、主砲ヲ發射スルコト能ハザリシヤ推知スルニ難カラズ。

日本艦隊ノ朝鮮海峽ニ設ケタル畏ハ、誠ニ戰慄スベキモノナリ。天下豈ニ之ヨリ殘酷ナル畏アラランヤ。而シテ今迄ノ戰報ニ基ケル海軍部内ノ評論ハ、此ノ畏ニ懼レルヲ以テ、「ロジエストウエンスキー」中將ノ罪トナシ、之ヲ非難スル傾向アリ。且ツ彼レノ陣形ハ、敵ヲシテ其ノ舷側砲火ヲ雨注セシムルニ利シ、味方ノ艦隊ヲシテ巨砲ヲ發射シ能ハザラシメタルガ如シ(中略)。

却説、日本艦隊ノ大捷ヲ博シタル原因如何。東郷大將ノ戰術ノ妙、麾下軍艦ノ整備、即チ艦底ノ清、機關ノ強、備砲ノ猛ナル等一トシテ之ガ原因タラザルハナシト雖モ、重要ナル原因ハ將卒ノ性格技術ナラズンバアラズ。第一ノ捷報達シタル日、「デユウエー」海軍大將ヲ訪ヒタルニ、大將曰ク、是レ修養ノ賜ナリ。是レ修養ノ効驗絶大ナルヲ示スモノナリ。日本艦隊ノ將卒ハ開戰以來、或ハ實戰ニ於テ、或ハ操練・演習・射撃ニ於テ、其ノ技術ヲ修養スルコト一年有半寔ニ百鍊千磨ノ將卒ナリ。露國艦隊ノ將卒、何ゾ斯クノ如キ技術ヲ有スルノ理アララン哉ト(中略)。

「デユウエー」大將ハ不日特ニ參謀會議ヲ開キ、此ノ海戰ニ就テ討議ヲ催ストノコトナレドモ、戰陣詳報ノ來リタル後ニアラザレバ充分ナル利益アラザル可シ。

海軍將校ハ此ノ海戰ノ、恰モ大人ト小兒ノ相撲ノ如クナリシニ失望セルガ如シ。彼等ハ日本人ノ大勝ニ驚歎シ、此ノ新興國ノ奧ノ手ヲ測ルニ苦メリ。「デユウエー」大將曰ク、此ノ大捷ハ我が海軍ニ著々大擴張ヲ行ハンコトヲ促ガシ、吾人ヲ鞭撻スルモノナリト、蓋シ至言ナル可シ。夫レ海戰ノ勝敗ヲ決スル要素ハ、排水量・馬力・發射彈量及ビ人員ナリ。國民ハ其ノ負擔スル經費ニ對スル報酬ノ最善最大ナランコトヲ要求ス。然リ之ヲ要求スルハ彼等ノ權利ナリ。故ニ海軍擴張費ヲ支出スル毎ニ、其ノ金額ヲ右諸要素ノ間ニ、如何ナル割合ニテ之ヲ分配スルノ最モ有效ナルヤノ問題起ラザル無シ。而シテ這般ノ大海戰ハ、之ガ研究



ノ材料ヲ借スコト疑フ須ヒザルガ故ニ、我が海軍將校タルモノハ、須ラク虚心坦懐之ヲ研究シ、此ノ問題ヲ解決スベキナリ。夫レ前例舊慣ヲ崇拜スルハ海軍々人ノ一般傾向ナリ。然レドモ近世ノ海軍ニハ、未ダ此ノ傾向ヲ満足セシムベキ前例ナキヲ以テ、吾人ハ夙ニ一大海戰ノ起ランコトヲ待望セシニ、這回漸ク此ノ望ミ滿タサレタリ。而シテ此ノ大海戰ハ世界ノ海軍々人ノ想像ニ違ハズ、大英斷ヲ以テ新式ノ戰闘材料ヲ採用セシ國民ノ勝ニ歸シ、徒ラニ前例ヲ墨守セル國民ノ敗ニ終レリ。抑々日本人ハ生レナガラニシテ海ノ人ナリ。故ニ其ノ海軍ニ入ルヤ、是レ海ノ人ノ海ニ行クモノナレドモ、露人ノ海軍ニ入ルハ山ノ人ノ海ニ行クモノナリ。而シテ日本海軍ノ教育方針ハ、各人ノ特性特技ヲ發達セシムルニアリト雖モ、露國海軍ノ方針ハ努メテ之ヲ抑制ス。教育ノ方針斯クノ如クナレバ、日本海軍々人ハ個人性發達シテ協同一致ヲ缺クカト云フニ、決シテ然ラズ。紀律嚴肅ニシテ、各戰闘單位ノ協同一致完全ニ行ハル、コト毫モ露人ト讓ラザルナリ。然リ、日本人ハ各戰闘單位ヲ個々ニ運用スルニ巧ミナルノミナラズ、之ヲ合同運用スルノ技術卓絶ナルヲ示シタリ。日本ガ這回ノ大海戰ニ驚歎スベキ大捷ヲ博シタルハ、主トシテ人員ノ優秀ナルニアリ。詳言スレバ彼等ノ兵器ヲ選ムニ敏ニ、之ヲ用フルニ巧ミナルニアリ。人員ノ秀、排水量・馬力・發射彈量ノ優ハ、固ヨリ戰捷ノ要素ナリト雖モ、機ニ臨ミ變ニ應ジテ、是等ノ要素ヲ最モ有效ニ配合指導スルノ才ナクンバ、何ゾ能ク大捷ヲ全ウスルヲ得ンヤ。此ノ海戰ニ於テ、日本ハ戰場選擇ノ利益ヲ有シタルヤ明ラカナルガ、其ノ巧ミニ戰場ヲ選ミ得タルハ一ニ善謀・明晰・節制ノ致ス所タリ。善ク謀リ善ク斷ゼザレバ、敵ノ行動ニ惑ハザルヲ得ズ。節制宜シキヲ得ザレバ、客氣ヲ抑ヘテ滿ヲ持シ、時機ノ至ルヲ待ツコト能ハザルナリ。又其ノ巧ミニ敵艦隊トノ觸接ヲ保ナルハ、全ク偵察・監視ノ完全ナルガ爲メニシテ、文明ノ新利器タル無線電信ノ價值大ナルヲ證明スルモノナリ。夫レ戰艦ニハ戰艦ノ特色アリ、驅逐艦ニハ驅逐艦ノ特長アリ、各種ノ巡洋艦・水雷艇・潛航艇及ビ敷設水雷ニ至ル迄、各々其ノ長所アリ。這回ノ海戰ハ是等諸戰闘材料ノ價值如何ニ就テ、如何ナル數ヲ垂レタルヤ、吾人未ダ之ヲ知ラズト雖モ、而モ此ノ海戰ニ由リ、少クトモ概括的ニ是等諸材料ノ比較的價值ヲ定ムルコトヲ得ベシト信ズ。我が海軍當局タル者、須ラク海軍條例第百五十二條ノ制裁ヲ解キ、海軍將校ヲシテ勝敗ノ由ツテ分ル、所以ヲ忌憚ナク討議スルコトヲ得セシムベシ。海戰ノ原理ハ古今一貫毫モ渝ルナシト雖モ、近世ノ海軍ハ事々物々皆ナ新タナルヲ以テ、之ガ應用モ亦タ皆ナ新タナラザルヲ

得ズ。吾人ハ久シク則ルニ足ルベキ近世ノ海戰ヲ望ミシガ、初メテ此ノ大海戰ヲ得タリ。我が海軍タルモノ此ノ機會ヲ利用シ、大ニ海軍兵術ヲ研究セザル可ラズ。

(三) 古ノ大勝 (一九〇五年六月十日サイエ)

曩ニ日本ガ蹶然起テ戰ヒテ露國ニ挑ムヤ、宇内萬邦ハ其ノ大膽無敵ナルニ愕キタリ。露國ハ「朝北ノ巨人」ナリ、日本ハ歐米文明ノ末班ニ伍ス可キ最年少國ニシテ、其ノ國位末ダ強大ナル露西亞帝國ト比肩スルコト能ハズ。露國ハ海陸二ツナガラ諸般ノ軍事ニ於テ、遙カニ日本ヲ凌駕シ、世界海軍中第三位ヲ占ムル強力ナル海軍ヲ備ヘ、五十萬噸餘ノ兵艦ヲ泛ベ、又其ノ背後ニハ無盡藏ノ物資ヲ擁セリ。之ニ反シ日本ノ海軍ハ、眞ニ微々タルモノニシテ、近時漸ク世ノ認識スル所トナリタルニ過ギズ。但シ日清戰爭ノ際、其ノ特色ヲ發揮セシヲ以テ、吾人ハ日本ガ這回稍々觀ルニ足ル行動ヲ爲ス可シト期待セリ。然リト雖モ吾人ノ期待セシ所ハ、畢竟スルニ日本人ハ敵國ノ爲メニ擊破セラレ、剩ス所ハ唯ダ日本ガ、勇敢ニ勝利ノ望ミナキ戰爭ヲ行ヒタリトノ光譽ヲ荷フニ在リタリ。

曠古の大勝

之ヲ以テ日露海戰ノ序幕將ニ開カレントスルニ當リ、宇内列國ハ終ニ日本ノ敗ニ歸スベシト思料シ、且ツ此ノ說ヲ唱道セリ。然ルニ開戰以來今日マデ既ニ十有八箇月ヲ閱シ、其ノ間近古多ク見ザル激闘血戰ヲ演ジ、終ニ最後ノ幕ヲ閉ヅルニ至レリ。吾人ハ此ノ短日月ノ間ニ於テ、世界第三位ノ大海軍ガ小海軍ノ爲メ實際殲夷セラレタルヲ觀タリ。小海軍トハ日本海軍ノ謂ヒニシテ、同海軍ハ戰爭ノ末期ニ於テ、尙ホ戰爭ノ初期ニ讓ラザル程ノ強勢ナル材料ヲ蓄ヘ、而シテ更ニ初期ニ優レル武力ヲ養ヒタリシナリ。

若シ日本ニシテ自國艦隊ノ半バヲ失ヒ、以テ捷ヲ制シ、而シテ露國ノ殘艦ニシテ疲憊壞破ヲ極メ、終ニ虎口ヲ脱シテ歸リタリトセバ、其ノ戰捷ヲ以テ海戰史上拔群ト稱スルコトヲ得ズ、他ニモ幾多ノ類例アリシナルベシ。

然ルニ日本ハ海戰以來、洋中數次ノ大會戰ニ於テ毫モ味方ノ戰闘力ヲ減損セズシテ、而モ前後二個ノ敵艦隊ヲ全滅シ、其ノ戰艦十四隻・裝甲艦十二隻・防護巡洋艦十有餘隻ヲ擊沈、又ハ擱坐セシメ、或ハ廢艦ニ歸セシメタルガ如キ、海戰史上曠古ノ大勝ト稱ス可シ。而シテ日本艦隊ハ敵艦捕獲ト戰時中ノ艦船新造トニ由リ、開戰以來ノ缺損ヲ補足ス可キヲ以テ、其ノ實力ノ毫モ減少



セザルハ明ラカナリ。是ニ於テカ吾人ハ問フテ言ハント欲ス。日露兩國勝敗ノ由ツテ岐レシ所以果シテ何レニ在リヤト。吾人ノ觀ル所ヲ以テスレバ、是レ戰爭材料ノ優劣甚大ナルモノアリシニアラズ、何トナレバ露國海軍ノ艦艇・汽機・砲熯及ビ装甲ハ歐米諸國主要ノ造船所及ビ造兵所ニ於テ製造シ得ル至良至銳ノモノナレバナリ。又露國ノ本國各地ヨリ極東ノ戰場ニ至ル迄ノ距離遼遠ナリシガタメ、局外ヨリ想像セラレタルガ如ク、非常ナル不利ニ陥リシモノニアラズ。何トナレバ日本ハ未ダ曾テ一回モ露國ノ援隊及ビ供給品ノ増遣ヲ阻遏セシコトナケレバナリ。否、波羅的海艦隊東航ノ際ハ、日本ハ露艦ノ極東ノ戰場ニ入ルモノ愈々多ケレバ、擊滅ノ隻數益々多カルベシト思料シ、寧ロ敵ノ來航ヲ助成スルノ傾向アリタリ。

露國海軍敗北ノ原因ハ、既ニ材料ノ劣弱ニアラズ、地利ノ宜シキヲ失シタルニモアラズトセバ、其ノ眞因ハ露人ノ怯懦ナリシニアラザルナキ乎。曰ク否、露人ハ決シテ懦夫。怯懦ニアラズ、殊ニ敗戦ノ場合、最後迄力闘スルノ氣魄ニ至ツテハ他ニ匹儔スルモノアラザルベシ。日本海ノ海戦ヲ見ルニ其ノ實例枚舉ニ遑アラズ。彼我兩軍ニ於ケル目撃者ハ、孰レモ露人カ獅子奮迅ノ勢ヒヲ以テ勇戦セシコトヲ語レリ。

然ラバ則チ勝敗ノ説明ハ遑ニ求ムベカラザル乎。曰ク否、吾人ノ見ル所ヲ以テスレバ、日本海戦勝ノ眞因ハ實ニ日本人ソノ者ナリ。換言セバ日本人ノ品性ノ美德ソノモノニシテ、泰西文明ヨリモ古キ一種ノ倫理ニ淵根セルモノナリ。今ソノ二、三ノ例ヲ舉ゲン、曰ク、熱誠ノ愛國心。克己及ビ國家ノ福祉ニ關スル事務ハ、其ノ大小ニ拘ラズ公正廉潔ヲ以テ之ヲ處辨スルコト、曰ク奉公ノ念教キコト、紀律明肅ナルコト、長上ニ從順ナルコト、終始一貫事ニ從フコト、自國運ノ隆興スベキヲ信ズルコト、堅忍不拔、自負自矜ノ風ナク、我等白人ヲシテ愧死セシムルニ足ルコト、細事ヲ忽諸ニセザルコト、深謀遠慮、以テ常ニ世潮時運ニ後レザラムコトヲ努ムル是レナリ。

是ヲ以テ之ヲ觀レバ、日本人ノ品性ノ美德斯クノ如ク、加フルニ生來ノ海國人タルヲ以テ、海戦ニ於テ歎稱スベキ成績ヲ舉ゲ得タルハ固ヨリ言フ俟タズ、即チ當時、日本艦隊ハ武力完整ノ域ニ達シ、其ノ將卒ハ各自乗艦ノ特質ヲ熟知シ、諸戦隊ハ戰隊隊形ニ於ケル運動ニ慣レ、射撃術ハ此ノ最終ノ海戦ニ徴スルニ絶妙ノ域ニ達シ、殊ニ其ノ作戰ノ全部ハ、主將トシテ最高ノ性能ヲ完備セリト稱セラル、一提督ノ指揮スル所トナリタリ。日本海々戰ノ大勝豈ニ偶然ナランヤ。

## 列國の日本海々戰評

曩に日本海々戰の概況が世界に傳はるや、各國新聞は逸早く種々報道し批判したが、今その内五月二十九日頃に於ける狀況を綜合すれば、左の如くであつた。

日本海々戰ノ捷報英京ニ達スルヤ、同地ノ各新聞ハ一齊ニ日本ニ於ケル「トラファルガー」ニ満足ノ意ヲ表シ、熾ニ賞讃スル所アリ、殊ニ「タイムズ」ハ曰ク、露國ハ最早海軍國ナラザルニ至レリ、佛國ノ惠ミ深キ中立ハ、「ロジエ」ストウエンスキー」ヲ誘惑シテ没落ノ運命ニ導キ、又露帝ヲシテ飽迄モ冒險ヲ強行セシメタリ。露國ノ歐羅巴ニ於ケル地位ハ東洋ニ於ケル同國ノ地位ト同様ナルニ至レリト。又伯林ニ於テハ號外ヲ以テ日本海軍ノ大勝報道セラレ、一般ノ同情ヲ得タリ。又露國ノ敗北ハ伯林ニ最モ深甚ナル感觸ヲ與ヘ、官邊ハ平和ノ必要ナルヲ確信セリ。巴里ハ大ニ動搖シ、「タン」及ビ其ノ他ノ諸新聞ハ平和ヲ要求セリ。米國海軍大將「デユウエー」ハ、余ハ斯クノ如キ大敗ヨリ戰爭終止以外ノ結果ヲ發見スル能ハズ。又奧國新聞ハ日本ノ大勝利ヲ以テ西班牙「アルマダ」、「ナイル」、「トラファルガー」ノ大捷ニ匹敵スルモノナリト論ゼリ。

次で間もなく列國新聞の論調は、「皆露國が望なき戰爭は止めざるべからざること」を言ひ、但し大陸の新聞紙中には、再び黃禍論を唱道せるものもあるも、英國新聞は今度の戰爭の結果として、日本が當然得べき所のものを奪はんとするものに對して、英國が反抗すべきことを確信す」と云ふに歸し、更に露紙も亦た屈して次の如く報じた。

聖彼得堡「ブルス・ガゼット」は曰く、「對馬沖海戦は日露戰爭の勝敗を決したり、歴史の潮流に新路を開けるものなり」と。

斯くて明治三十八年六月九日、米國大統領より我が政府に對し、兩交戰國自己のためのみならず、文明世界全體の利益のため、日露兩國政府相互間に直接の講和談判を開始せん事を勸告して來たので、翌十日我が外務大臣より右の勸告に應ずる事を回答し、次でポーツマス講和條約の締結となつたのである。

## 第五節 世界大戰に於ける日本海軍論評



英國人ケネディーは、日本海軍が如何に世界大戦中貢獻したかを紹介すべく、特に地中海派遣艦隊の行動に就き、次の如く述べてゐる。

(前略) 英國海軍將校にして這般の實況を目撃せる者は、其の當時實際餘り世間の耳目を惹かざる程、沈著にして有効なる手段を以て、任務が遂行されたる事に對し、無限の賞讃を寄せてゐる。

此の種の護衛任務は至大の警戒を要するのである。日本海軍の將兵は、當時軍隊輸送の定航路たる埃及・マルセイユ港、或は埃及・タラント港間の護衛に際し、不眠不休の勞苦に服し、又自己の安全に對して毫も顧慮する所なく、隨時身を挺して、敵と敵のねらふ犠牲との間に介在する用意があつた。

日本海軍は、其の育ての父たる英國海軍と等しく「沈黙の奉仕」と評せらるべき權利を充分に獲得した。そして其の行動が壯觀と言はれる程ではなかつた。如何に大戦に寄與すること多かつたかは、一九二五年(大正十四年)五月二十三日の「スユクタートル」誌上に於ける陸軍少將グレイの簡潔にして要を得た左の寄書により盡されてゐる。

一、一九一四年、青島占領に際し、日本海軍は戰艦二隻・巡洋艦七隻・海防艦三隻・砲艦一隻・驅逐艦十二隻を派遣した

二、一九一四年、シャルンホルスト及グナイゼナウの追及には、戰艦二隻・巡洋戰艦四隻・巡洋艦七隻、驅逐艦二隻を派遣した

三、濠洲及び新西蘭の陸兵護送には、巡洋戰艦一隻を派遣した

四、エムデンの驅逐には巡洋戰艦二隻・巡洋艦十隻・驅逐艦四隻を派遣した

五、一九一五年、日本軍艦の乗員二四七名が、新嘉坡に於ける印度聯隊の一揆鎮壓に加勢するため、同地に上陸した

六、一九一七、八年、獨逸潜水艦に依る慘害の極度にある地中海を巡航警戒するため、巡洋艦二隻と驅逐艦二隊を派遣し、又英驅逐艦二隻・英掃海艇二隻を、日本海軍將兵の手に依つて運用した

七、一九一七年、南阿の通商航路保護のため、巡洋艦二隻を派遣した

八、一九一七、八年、英國軍艦と協力して濠洲及び新西蘭の海面を巡航警戒するため、巡洋艦三隻を派遣した

(中略) 前記グレイ陸軍少將が其の寄書に於て、「余は日本海軍の現戦争に貢獻せる事の如何に甚大なりしか、正眞その儘に認識されてあるとは思はぬ」と述べたのは正當である。そして同少將の左の結言を引用するの適當なるを認むる。

「日本が前述の諸援助を與へた事は、同盟協約の正文による責務に出たものでない事と、又之を與へた所以は日本政府が協約條文に對し、最も寛大忠實の精神に出で、單に法文限りの契約でなく、名譽の團結と之を解釋せんとの觀念に外ならないことを附言せねばならぬ」

## 第六章 外國海軍に對する我が海軍の地位

### 第一節 總 說

凡そ一國海軍の外國海軍に對する地位は、之を力の比較と交渉の度合との二方面より検討しなければならぬ。力の比較とは相互の海軍力の比較であり、交渉の度合とは國策上の相互立場よりする彼我海軍政策の相錯綜する關係及び程度の謂ひである。



## 海軍力の比較

扱て海軍力の比較と云ふことになると、單に有形的の艦船・兵器の比較のみでは、未だ以て其の眞を知る能はざること勿論なるが、さりとて無形的要素の比較は甚だ難事であつて、完全なる比較は戦争の試練を経るのてなければ到底なし得ない所である。否な假令戦争の試練に依つて、彼我無形的要素の比較が出来たとするも、それは單に其の當時に於ける比較に過ぎずして、之を以て消長常なき兩者の無形的要素に對する不變の尺度となし得べきものではない。何となれば戦争の經驗は當事國戦後の軍備乃至軍隊の内容に革新的變化を促すを常とし、兩者技倆の比較は、最早過去に於ける戦争當時の尺度を以てする能はざるのみならず、敗者の受くる實物教訓は一層深刻なるが故に、之を一大轉機として屢々勝者を凌ぐの改善をさへ見ることがあり得るからである。

従つて戦争の試練を経たる國家間の海軍力に對しても、唯だ僅に有力なる參考資料を得たと云ふに止まり、決して早計に過去を以て現在を臆斷し得ざる譯である。況んや戦争の試練を経ざる國家間の海軍力の無形要素の比較に至つては、難中の難事と謂はねばならぬ。

是に於て海軍力の比較は、勢ひ有形的要素の比較を専らとし、無形的要素の比較は之を其の傳統と現状とに鑑み、僅かに其の特徴を擧げて參考に資するに止むるの外はないのである。

由來一國の海軍力は、其の國家の國策遂行の保障力に外ならざるが故に、海軍の建設及び之が運用を支配する海軍政策なるものは、完全に其の國策に一致し、其の指導に従ふべきものである。従つて國家の海軍政策なるものは、環境の變化に基く國策の變遷に隨動し、又一國海軍の他國海軍に對する關係的地位は、兩者海軍政策の變遷に伴つて變化する譯である。例へば帝國海軍の支那及び露國海軍に對する地位は、夫々日清・日露戦役を界として彼我海軍政策の變化と共に、亦た一變せるが如きこれである。換言すれば、彼我國策上何等の衝突扞格する所なく、従つて相互の海軍政策上、相凌轢する所なき兩海軍間に在つては、其の海軍力の比較は何等重要なる意義を有せざる次第である。

## 海軍政策の檢討

又日露戦争以前に於ける日米や、世界大戰頃迄に於ける日英の關係は、相互の感情は勿論、國策上何等の衝突扞格するものなかりしため、海軍政策上に於ても相互に何等の軋轢ある筈もなく、従つて彼我海軍力の優劣や、訓練精粗の比較も亦た何等の重要性を有せざりしが如き其の適例である。

以上述ぶる所に依り、一國海軍の外國海軍に對する地位を卜するに、力の比較と交渉程度の検討とを以てせんとする理由を略ぼ明かにするを得たと信するが故に、以下此の見地に基き、帝國海軍の國際的地位に就き、兵力及び政策の兩方面より、其の變遷の迹を檢討することとする。

## 第二節 明治維新以後に於ける帝國海軍と列國海軍

我國近代海軍の濫觴は、嘉永年間米國艦隊の開國強要に依る刺戟に其の端を發し、明治維新に際しては、幕府は勿論、鹿兒島・山口・佐賀その他の雄藩は、夫々若干の西洋型艦船を有するに至つて居たのであるが、皇政維新の成ると共に、是等の諸艦を基礎とし、新たに外國より購入せる軍艦を加へ、微弱ながらも、茲に初めて帝國近代海軍の建設を見るに至つたことは、既に第一篇に詳述した通りである。

此の帝國海軍創建の當初に於ける我が海軍政策は、言ふ迄もなく實力相應のもので、固より沿岸防禦の範圍を出づるものではなかつたけれど、而かも既に建國以來の傳統に目覺め、海國日本の將來を指して、著々海軍整備に邁進するの方針を採つたのである。這般の消息は明治元年軍務官の上書、並に明治三年普佛戦争に對する我が態度に於て、其の一端を窺ふことが出来ると思ふ。

明治元年三月朝廷に於ては、軍防事務局を置いて、海陸軍の練兵・守備その他一切の軍務を督せしめらるゝこととなつたが、七月に至つて軍務官より左の如き議を上つて居るのである。

帝國海軍建設の當初に於ける海軍政策



明治元年  
軍務官の上議  
と御沙汰

第六篇 對外關係

皇國ノ威武ヲ海外ニ輝スハ海軍ニアラザレバ能ハズ。當ニ大ニ興起スベキハ固ヨリ論ヲ待タザル所ナリ。然レドモ草創ノ今日國內未ダ平定セズ、軍費巨大ノ際ナレバ、造船・鑄鐵等ノ大工作ハ漸ク以テ爲スニ非ザレバ國力耐フル能ハズ、且海軍節制ノ編成ヨリ造船・製鐵等ノ工作ニ至ル迄其ノ藝術練達スルノ士人ヲ得ルヲ先ヅ肝要トス。今我皇國ヲ視ルニ右等ノ藝ニ達スルノ士人殊ニ鮮シ。故ニ海軍ヲ起スノ第一著手ハ、海軍學校ヲ起スヨリ急ナルハナシ。今兵庫ニ於テ學校ヲ興起シ、海軍ノ根本ヲ立テント欲ス。云々。

之に對し畏くも同年十月軍務官に對し、「海軍ハ當今第一ノ急務ナルヲ以テ速ニ基礎ヲ建立スベシ」との御沙汰が下つて居るのである。

明治三年普佛戰爭の時  
佛戰に於ける我が  
沿海警備

明治三年普佛戰爭の起るや、帝國は局外中立を宣言し、同年七月より翌四年三月に至る迄、左の如く諸開港に軍艦を配して近海警備の處置を採つた。

横濱港 甲鐵・乾行・第二丁卯、長崎港 龍驤・延年、兵庫港 富士山・春日・攝津、函館港 日進、

由來韓半島は二千年來、傳統的に日支兩勢力の爭覇の目標となつて居たのであるから、一旦我國が鎖國の夢より醒めて海上發展に乗り出すや、當時韓國を恰も屬國視してゐた清國との衝突は免かる能はざる運命であつた。

是に於て我が海軍政策は、消極的なる沿海防備主義より蟬脱して、清國を競爭相手とする極東海面に於ける海權制覇の積極方針に轉化するに至つたのである。

我が海軍政  
策の進展

爾來この方針に基き、既に一日の長ある清國海軍を目標とし、之を凌駕すべく、銳意海軍力の整備に努めたのであつたが、其の間經費の關係上、又明治二十三年議會開設後は更に政爭禍の之に加はる等のことありて、海軍整備の實現は仲々意の如くには行はれなかつた。併しながら上に英明なる 明治天皇を戴き、下當局の熱心なる努力に依り、有らゆる難關を突破し、幾多の紆餘曲折を経て、兎に角明治二十七年愈々日清干戈相見ゆるに際しては、彼我海軍兵力

日清戰役直  
前に於ける  
兩軍の比較

は左表の如き對照をなす迄に達して居たのである。

艦種	項目	日本	清國	記事
軍艦	隻數	二八隻	八一隻	主力艦としては清國側が甲鐵砲塔艦定遠・鎮遠(各七、四三〇砲門速力)を有せるに對し、日本側は僅に松島型海防艦(四二七八噸、三三海)三隻を有すに過ぎなかつた
	合計噸數	五七、六三二噸	七七、三一九噸	
水雷艇	隻數	二四隻	二五隻	
	合計噸數	一、四七五噸	一、〇四二噸	
雷艇	平均速力	一八節	一七・五節	
	水雷發射管	四八門	三七門	
艇	連射砲及機砲	二六門	二二門	
	水雷發射管	四二門	三九門	

日清兩海軍  
の無形的要  
素の比較

以上は戰役前に於ける日清兩國海軍の有形兵力の比較であるが、清國海軍は我が海軍とは全然その建制の事情を異にし、軍令・軍政共に甚だしく統一を缺いて居たことは、當時既に明瞭であつた。即ち其の海軍は北洋水師・南洋水

第六章 外國海軍に對する我が海軍の地位



師・福建水師・廣東水師の四つの全然異なる建制の下に在り、之を司るものは夫々北洋大臣・南洋大臣・閩浙總督及び兩廣總督となつて居た。従つて教育訓練の統一を缺き、此の四艦隊が運動を共にすることは殆んど望み難い狀況であつた。

彼我無形的要素の比較は、固より砲火相見ゆる迄は之を確知すること能はざりしも、當時既に我が海軍の識者は、丁汝昌の率ゐる北洋水師の外、殆んど無力に近きものなることは之を察知しありたるのみならず、北洋水師と雖も其の實際の戰鬥力は、外形の威容に伴はざるべきを認識して居たので、我が忠勇なる將兵は其の數的劣勢にも拘らず、殊に敵の甲鐵砲塔艦定遠・鎮遠に對しては、殆んど齒の立たざる想ひをしながら、尙ほ敢然として護國の重任を果すべく強き決意を固めて居たのであつた。

唯だ當時我の最も苦心した所は、中立國の態度であつて、就中露國をして渦中に投ぜざらしむることであつた。幸ひにして當時外相に陸奥宗光ありて、樽俎折衝機宜に適し、列強の干渉を避け得て、局面の紛糾を免るゝを得たるも、愈々日清の戦ひ終つて明治二十八年講和となるや、折角講和條約に依つて正當に獲得した遼東半島は、露獨佛の三國干渉に會して、遺憾ながら遂に之を還附するの餘儀なきに至つたのである。

惟ふに明治維新以來二十有八年、恐らく當時の如く國の上下を舉げて我が海軍力不足の悲哀をまざりと見せ附けられたことはなかるべく、臥薪嘗膽の大勇猛心が勃然として國民の間に振ひ起つたのも、寔に當然の事と謂はねばならぬ。今、三國干渉當時に於ける列國海軍力の比較を示せば、實に左表の如くである。

列國海軍力一覽 (既成及び艦 (一八九四年英海軍年中を含む) (一八九四年英海軍年中に據る))

艦種	國別	英	佛	露	獨	伊	米
一等戰艦 (一萬噸以上)		二二隻	一八隻	一〇隻	四隻	一二隻	四隻
二等戰艦 (七千噸以上)		一二	一三	八	七	四	〇
三等戰艦 (七千噸未満)		一一	六	〇	一一	五	二
一等裝甲巡洋艦 (六千噸以上)		三一	一四	一一	〇	六	三
二等巡洋艦 (三千六百噸以上)		四七	二五	二	九	〇	〇
三等巡洋艦 (千五百噸以上)		五一	三一	三	一九	〇	〇

戰爭と外交と海軍力との關係

三國干渉當時に於ける列國海軍力の比較

當時日清兩國は共に、未だ固より右列強海軍に伍するの資格を缺き、一隻の一等戰艦をも有たなかつたのであるが、それでも清國は定遠・鎮遠なる甲鐵砲塔艦(七、四三〇噸)二隻を有し、之を以て主力艦となし得たるに對し、我國は僅に松島級海防艦(四、二七八噸)三隻を以て之に抗するの外なかつたのであるから、如何に當時の我が海軍が、列強海軍に比して貧弱極まるものであつたかを知るに足らう。

併しながら之を以て政策上の過誤、若しくは努力不足の罪なりとして海軍當局を責むることは斷じて出來ないのである。何となれば我が海軍當局は夙に賢明なる政策を樹て、優良なる甲鐵戰艦を建造して清國海軍を凌駕せんと畫策大いに努むる所ありしに拘はらず、經費の關係と國內政争とに累せられて、遂に其の目的を果すことが出來なかつたからである。

帝國海軍整備の意の如くならざりし理由



今這般の消息に就き、其の要點を述べれば左の如くである。

一、明治二十三年西郷海軍大臣は、帝國海軍の最小限度を十二萬噸とする方針を定め、現存及び建造中のもの約五萬噸を七年間に新造する計畫を立てたのであるが、其の計畫中には明かに甲鐵艦（九、五〇〇噸）二隻の建造を包含して居たのである。然るに經費の關係上政府は同年十二月第一回帝國議會に對し、唯だ僅に吉野・須磨・龍田及び水雷艇二隻の經費を要求して、之が實現を見たるに過ぎなかつた。

二、明治二十四年樺山海軍大臣は更に計畫を改め、同二十五年以降同三十三年度に互る九箇年の繼續費を以て、甲鐵艦四隻・巡洋艦六隻・通報艦一隻、合計十隻（七三、九〇〇噸）及び航洋水雷艇十二隻・一等水雷艇四十八隻を新造せんとするの大計畫を立てたが、是れ亦た經費の關係上、政府は同年十二月第二回帝國議會に對し、僅に其の一部たる巡洋艦（二、七〇〇噸）一隻・報知艦（一、八〇〇噸）一隻を提出したるに、衆議院解散の爲め、協贊を得るに至らなかつた。

次で更に之を明治二十五年五月の第三回帝國議會に提出したが、夫れすら議會の否決する所となりて實現するを得なかつた。

三、明治二十五年仁禮海軍大臣は、更に樺山案に若干の修正を加へ、甲鐵艦（一一、四〇〇噸）二隻・三等巡洋艦（二、七〇〇噸）一隻・報知艦（一、八〇〇噸）一隻を、甲鐵艦は七箇年その他は六箇年に完成するの計畫を立て、政府は之を第四回帝國議會に提出したが、同二十六年一月十日、議會に於て削除の運命に遭つたのである。

是に於て長くも詔勅降下の事あり、結局再議に附して漸く成立したと云ふが如き狀況であつたが、其の後に來れる第五・第六帝國議會も亦た相次で解散せらるゝの有様で、國內の政争は依然として混亂そのものであつた。

右の甲鐵艦二隻とは、即ち富士・八島のことであつて、當初の海軍當事者が發案以來、遅延に遅延を重ね愈々

起工に掛り得たるは明治二十七年開戦後（略八月）であつた爲め、遂に日清戦役に間に合はなかつたのも當然であつた。

### 第三節 日清戦役以後に於ける帝國海軍と列國海軍

日清戦役後  
に於ける極  
東の情勢

日清戦役に於て、折角我が血と劍とに依つて獲得せられ、而かも正式に媾和條約に依つて割讓せられたる遼島半島が、三國干渉に依つて理不盡に奪還されたことは既述の如くであるが、而かも尙ほ我が戦捷の結果として、（一）朝鮮國の獨立確保、（二）臺灣及び澎湖列島の割讓、（三）二億兩の償金の戦果を獲得したるのみならず、競争相手の海軍力を殆んど全滅して了つたのである。

乃ち日清戦役以後に於ける我が帝國の海軍政策は、此の新たな情勢の下に、極東海面に於ける制海權を確保して、島帝國の國防を安固ならしむると共に、主として朝鮮及び支那大陸に於ける我が權益の擁護に任ずるに在りて、戦役以前と比較して何等その方針に變化はなかつたのであるが、新たに我が競争相手として登場し來つたものは、遙かに手硬き北方の強國露西亞帝國であつた。

當時に於ける露國の態度は實に横暴そのもので、先づ明治三十年三月、曩に東洋平和の爲めに害ありとの理由の下に、我をして清國に還附せしめたる旅順及び大連を、租借の名に於て自ら之を横領し、東清鐵道の經營と相俟つて、先づ滿洲併呑の基礎を築き、只管機の熟するを待つて居たが、會々同三十三年北清事變に際し、團匪の騷亂滿洲に波及するや、名を鐵道保護と動亂鎮定とに藉り、聯合國と分離して北清派遣の兵を滿洲に移し、遂に東三省全部を占領するに至つた。

之に對しては清國は勿論、日・英・米響を並べて抗議を試みたが、到底口舌を以てしては如何ともすることが出来なかつた。否な、露國の野心は單に滿洲に止まるものではなかつた。彼の眞意は朝鮮に於ける我が勢力を驅逐して半

日清戦役後  
我が海軍政  
策

露國の對韓  
國政策



島の權をも獨占せんとし、常に其の眼光を鋭うして、苟も自己に有利なる機會あらば、之を逸せまいとするものであつた。

然るに韓國の獨立と領土保全とは、我が帝國存立の自衛上、緊要不可缺の事項にして、曩に清國と戦ひたるも正に之に外ならざるのみならず、事實上我の半島に於ける既得の權益は重大なるが故に、露國の斯くの如き態度は到底これを默視し得るものではない。

明治三十六年八月以降、日露最後の外交折衝に於て、我は遂に滿・韓權益交換とも見得べき點まで讓歩するに至つたが、頑迷なる彼の容るゝ所とならざるを見るや、遂に決然立つて自衛の一戦を交ゆるの已むなきに至つた。これ寔に當然の歸結と言はねばならぬ。

日露兩國の滿韓問題を繞る國策が、斯くの如く相衝突する以上、其の國策擁護に當るべき兩國海軍力の整備も亦た同一線上に沿うて暗黙の裡に相拮抗するの姿を馴致するに至つたのも、當然の歸趨と言はねばなるぬ。

以新舊艦帝  
備海軍の整

三國干涉の苦杯を嘗めたる我が海軍は、海軍整備の標準を、東洋に派遣され得べき一國の勢力、若しくは之に、二國聯合する場合、之と對抗するに足るべきものたらしむるにありとなし、明治二十八年及び同二十九年の所謂第一期擴張・第二期擴張の計畫を樹て、同二十九年より同三十八年度に亙る十箇年間に、三笠型戰艦六隻(建造中の富士)及び出雲型裝甲巡洋艦六隻を基幹とし、二、三等巡洋艦(八島を加ふ)(十二隻)及び驅逐艦・水雷艇等附屬部隊の完備せる一大戰略單位の完成を期するに至つたのであるが、此の計畫は明治二十八年十二月開會の第九回帝國議會及び同二十九年十二月開會の第十回帝國議會の協贊を得て、概ね計畫の如く夫々實施に移さるゝに至つた。

併しながら日露海軍力(連水雷艦二千年以  
内の航洋裝甲艦)を比較する時は、明治三十六年四月現在に於て、露國二十三萬四千六百二十噸、日本十四萬五千七十七噸で、我は僅に彼の六割に過ぎない狀況にして、到底彼が東洋に派遣し得べき兵力に對抗し得

ざることを明白なりしを以て、山本海軍大臣は、更に第三期擴張として明治三十六年度より同四十六年度に至る十一箇年間に、一等戰艦(一五、〇〇〇噸)三隻・一等巡洋艦(一〇、〇〇〇噸)三隻、二等巡洋艦(五、〇〇〇噸)二隻の建造計畫を立て、明治三十六年五月第十八回帝國議會の協贊を得たのであつた。

(註) 此の第三期擴張案は、曩に明治三十五年十二月第十七回帝國議會に提出せられたのであつたが、同議會の解散により附議せられざりしため、再び本議會に提出せられた次第である。

外國軍艦の  
臨時購入

然るに明治三十六年初頭以來、露國の高壓外交の愈々露骨化するに伴ひ、露國の東洋派遣艦隊の増勢も亦た急調を示すに至つたので、同年十月二十一日山本海軍大臣は、戰艦二隻の臨時購入及び第三期擴張計畫中の戰艦建造を繰上げ、三十九年度に於て戰艦二隻を完成せしむるの議を提出して、閣議の承認を得るに至つたのである。

右の内戰艦二隻の購入は、初め英國に於て建造中の智利國戰艦(一八、〇〇〇噸)購入の豫定であつたが、事情のため中止となり、更に當時伊國で建造中の亞爾丁國一等巡洋艦(七、七〇〇噸)二隻を以て之に代ふることとなつた(經費支出は憲法第七十條に  
基づく緊急處分に依る)。日進・日春は即ち是れで、明治三十七年一月九日セノアを發し、同年二月十六日横須賀に回航し、日露戰役に至大の貢獻をなすに至つたことは、特筆すべき事件と言はねばならぬ(第三編第一章  
第三節參照)。

戰艦の建造  
繰上げ

又戰艦の繰上げ建造は、英國造船會社との間に、費用の支拂期限は豫定年度割を變更せずして、二十七箇月を以て戰艦二隻を完成することの協議成立して實行に移さるゝに至つたが、固より戰役に間に會ふべくもなかつた。斯くの如くにして結局、明治三十七年初頭日露開戦に際し、極東に於ける兩國海軍力の比較は、左の如き對照をなすに至つたのである。

艦種	日	本	露	國	記	事
國別						



日露開戰當時  
極東に於ける  
露海軍の實力  
の比較

戰艦	裝甲巡洋艦	輕巡洋艦	舊式艦	航用砲艦	驅逐艦	水雷艇	合計
六隻 (八六、〇四五)	* 八隻 (七三、三七七)	一二隻 (四二、九三四)	四隻 (二〇、三〇〇)	八隻 (一四、六一七)	一九隻 (五、八六九)	二六隻 (三、〇九一)	八三隻 (二四六、二三三)
七隻 (八四、一三〇噸)	四隻 (四四、二一〇噸)	七隻 (三八、八二二噸)	七隻 (八、二七九噸)	二七隻 (七、九三八噸)	一〇隻 (一、一九五噸)	六二隻 (一八四、五七四噸)	
	* 日進・春日を含む						噸數に於て日本の一〇に對し、露は七・五弱に當る

茲に注意すべきは、日本側の戰艦及び裝甲巡洋艦は、大體に於て同一型なるのみならず、建造年次も新らしく、従つて編隊速力に於て優越なりしに反し、露國側は均齊を缺きたるため、編隊速力に於て遜色ありしことである。此の點は驅逐艦に於ても略ぼ同様であり、我は敵に比し、概ね二、三節の優速を保有して居たのである。

併しながら以上は、唯だ開戰當時に於ける在極東艦隊との比較に過ぎずして、露本國には尙ほ略ぼ之に匹敵するの海軍力を有し、何時にても増遣し得る譯で、帝國海軍の苦心の存する所も亦た實に此の點に在つたのである。

日露開戰當時に於ける日露海軍の全勢力の比較、並に列強海軍力との關係を表示すれば左の如くである(一九〇四年に據る)。

(一九〇四年  
露海軍艦